

平成23年5月19日(木)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時
会議室 総務委員会室

- 開 会
- 正副委員長あいさつ
- 新委員の紹介
- 執行部幹部職員の紹介
- 1 付 託 事 件
 - (1) 閉会中の継続調査事件
 - ① 行財政運営の改善合理化について
 - ② 私学教育の振興について
 - ③ コミュニティ事業の推進について
 - 2 協 議 又 は 報 告 事 項
 - (1) 平成23年度各部局重点施策及び主要事業について
 - (2) 東日本大震災への対応状況について
 - (3) 岡山県国民保護計画の変更について
 - (4) 国に対する緊急提案(東日本大震災関連)の実施について
 - (5) 第3次おかやま夢づくりプラン(仮称)策定方針について
 - (6) 夢づくりプラン策定に当たっての県民意識調査の結果について
 - (7) 夢づくり推進大賞について
 - (8) 平成23年度における行財政改革の取組について
 - (9) 岡山県税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - (10) 岡山県公用封筒への広告掲載について
 - (11) 第9次岡山県交通安全計画について
 - (12) 平成22年度会計検査結果について
 - (13) その他
- 次 回 委 員 会
平成23年5月31日(火) 午前10時～
- 閉 会

総務委員会出席者名簿

平成23年5月19日(木)

〔知事直轄〕

危機管理監	佐藤 兼郎
危機管理課長 (東日本大震災支援対策室長)	小倉 誠二
消防保安課長	野崎 正志

〔総合政策局〕

局長	三宅 昇一
知事室長	桐野 伸也
政策企画監	谷本 欣進
秘書課長	大前 田成
公聴広報課長	吉田 邦平
政策推進課長	矢吹 周規
地方分権推進課長	泉 水
統計調査課長	田中 照之

〔総務部〕

部長	笠置 隆範
次長 (行財政改革推進監)	森廣 伸之
徴税対策担当参与 (税務課長事務取扱)	江尻 芳雄
総務学事課長	松尾 茂樹
人事課長	亀森 敏宏
行政改革推進室長	片山 誠一
財政課長	君塚 明宏
財産活用課長	加百 晴一

〔県民生活部〕

部長	浅野 嘉彦
次長	肥塚 秀文
地域活性化推進監	海老塚 聖也
県民生活交通課長	小川 敏朗
中山間・地域振興課長	梶谷 隆行
市町村課長	徳田 浩一

航空企画推進課長
国際課長
情報政策課長
くらし安全安心課長
男女共同参画青少年課長
人権施策推進課長

よこた 横田
こも 福本
こばやし 小幡林
わたなべ 渡辺
おかの 岡野
てらもと 寺元

うらじ 有次
まさひろ 正弘
とおる 徹
ともみ 知美
ちづ 千鶴
しゆき 敏行

[出納局]

局長
会計課長
内部事務効率化室長
用度課長

ますもと 増本
にしむら 西村
みずた 水田
みやしま 宮島

よしたか 好孝
こういち 耕一
けんいち 健一
れいじろう 礼二郎

[企業局]

公営企業管理者
局長
参与
総務企画課長
経営推進室長
施設課長

にしもと 西本
やまもと 山本
さなだ 真田
はやし 林
てらお 寺尾
おさだ 田

よしお 善夫
のしん 之進
まさのり 昌典
くにひこ 邦彦
あきら 章
はるとし 晴利

[人事委員会事務局]

局長
次長

まき 真木
わたなべ 渡邊

みちくに 典邦
けんじ二 謙二

[監査事務局]

局長
次長

なかだ 中田
かんだ 神田

さとし 哲弘
やすひろ 康弘

平成23年度

総務行政の概要

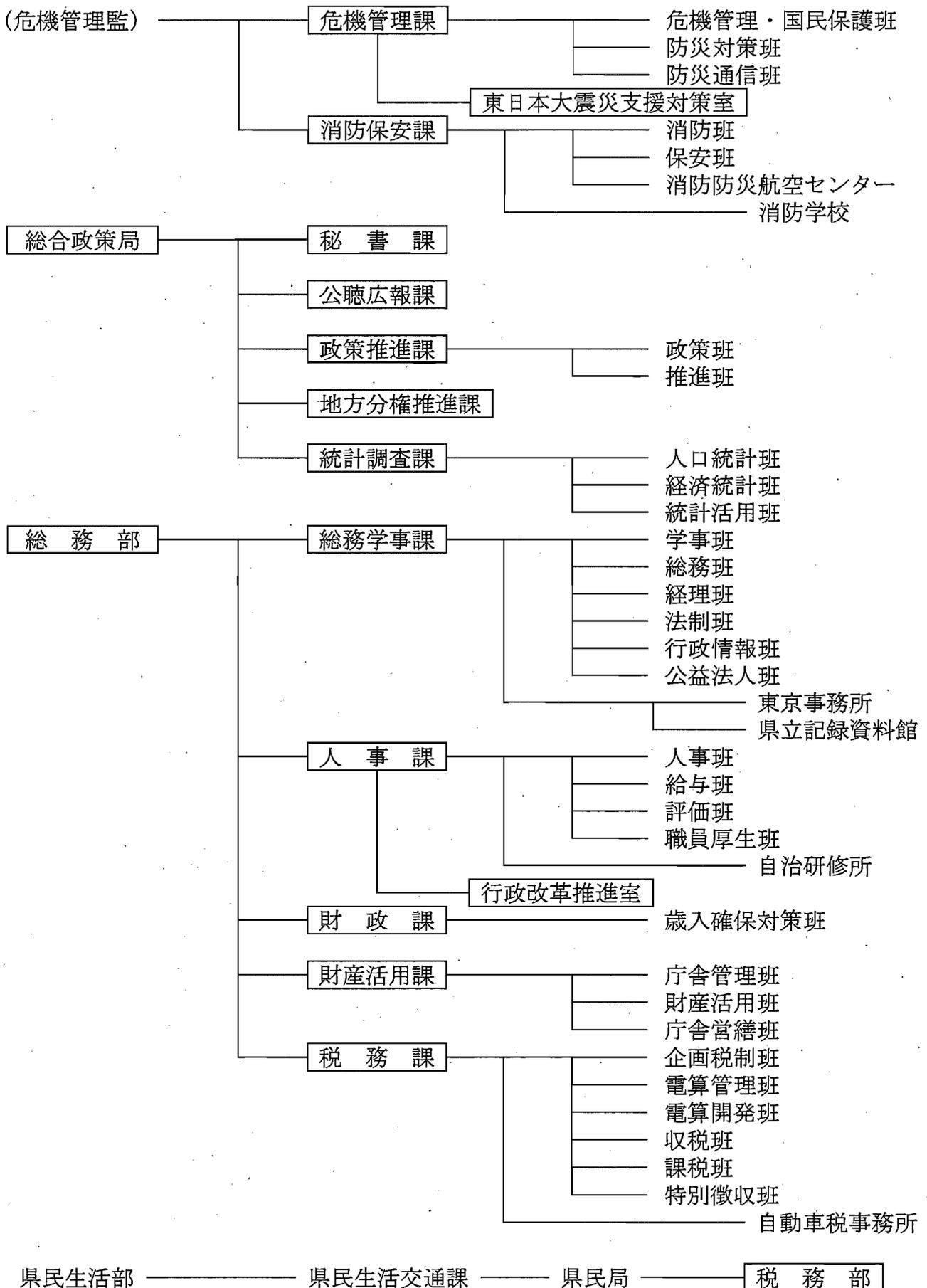
岡山県

知事直轄、総合政策局、総務部

目 次

第1 組 織	1
第2 機構系統別事務分掌	
1 各課（室）及び出先機関等事務分掌	
(1) 知事直轄	
ア 本庁	
危機管理課	2
東日本大震災支援対策室	2
消防保安課	2
イ 出先機関	
消防学校	2
(2) 総合政策局	
秘書課	3
公聴広報課	3
政策推進課	3
地方分権推進課	3
統計調査課	3
(3) 総務部	
ア 本庁	
総務学事課	4
人事課	5
行政改革推進室	5
財政課	5
財産活用課	6
税務課	6
イ 出先機関等	
東京事務所	7
県立記録資料館	7
自治研修所	7
自動車税事務所	7
(4) 県民局税務部各課	9
2 委員会、審議会、協議会等一覧	11
第3 主な施策・事業	13
第4 主要事業	
危機管理課	15
東日本大震災支援対策室	16
消防保安課	16
公聴広報課	19
政策推進課	19
地方分権推進課	20
統計調査課	20
総務学事課	23
人事課	25
行政改革推進室	26
財政課	28
財産活用課	29
税務課	29
第5 総務部予算の概要	33

第1 組織



第2 機構系統別事務分掌

1 各課（室）及び出先機関等事務分掌

(1) 知事直轄

ア 本庁

課（室）名	班 名	分 掌 事 務
危機管理監 1名		1 危機管理に係る体制強化等危機管理の総合調整に関すること
危機管理課 17名	危機管理・ 国民保護班	1 危機管理の総合調整に関すること 2 国民保護に関すること 3 原子力防災に関すること 4 自衛官の募集に関すること
	防災対策班	1 災害対策の総合調整に関すること 2 防災会議及び災害対策本部に関すること 3 風水害等防災対策に関すること 4 東南海・南海地震等地震・津波対策に関すること
	防災通信班	1 防災情報ネットワークの整備及び運用に関すること 2 防災行政無線その他無線施設の維持管理に関すること
	東日本大震災 支援対策室 1名	1 東日本大震災総合対策本部に関すること 2 東日本大震災支援県民会議に関すること 3 平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者への支援に係る総合調整に関すること
消防保安課 11名	消 防 班	1 市町村の消防に関すること 2 消防学校に関すること
	保 安 班	1 火薬類の取締りに関すること 2 消防危険物の規制に関すること 3 高圧ガスの取締りに関すること 4 電気工事業の業務の適正化に関すること 5 電気工事士に関すること 6 電気用品の取締りに関すること 7 石油コンビナートの災害防止及び石油コンビナート等防災本部に関すること
	消防防災航 空センター	1 消防防災ヘリコプターの運航に関すること

イ 出先機関

課（室）名	所在地	課 名	分 掌 事 務
消防学校 7名	岡山市東区 瀬戸町肩脊 1170		1 教育訓練計画の樹立及び実施に関すること 2 訓練生の入校、退校、卒業その他身分の取扱いに関すること 3 訓練生の指導に関すること 4 その他教務に関すること

(2) 総合政策局

課(室)名	班名	分掌事務
総合政策局 4名		1 局の総括に関する事
秘書課 9名		1 知事及び副知事の秘書に関する事 2 庁内の儀式に関する事 3 栄典及びほう賞に関する事 4 陳情の処理に関する事
公聴広報課 10名		1 県の行政施策の広報に関する事 2 県が行う広報活動の調整に関する事 3 市町村の広報及び公聴活動に係る助言及び連絡調整に関する事 4 報道機関及び広報関係団体との連絡に関する事 5 県政に係る公聴に関する事
政策推進課 11名	政策班	1 政策の企画及び立案に関する事 2 県行政の長期構想並びに中期行動計画の策定及び推進に関する事
	推進班	1 政策の推進に関する事 2 県政の重要課題についての国への提言及び要望に関する事 3 行政評価に関する事 4 政策推進会議に関する事
地方分権推進課 6名		1 地方分権改革の推進に関する事 2 政令市等との連携に係る連絡調整に関する事 3 道州制の推進に関する事 4 全国知事会等に関する事
統計調査課 28名	人口統計班	1 労働力調査及び毎月勤労統計調査に関する事 2 家計調査に関する事 3 社会生活基本調査に関する事 4 岡山県毎月流動人口調査に関する事 5 国勢調査に関する事
	経済統計班	1 経済センサスに関する事 2 工業統計調査に関する事 3 生産動態統計調査及び商業動態統計調査に関する事 4 特定サービス産業実態調査に関する事 5 鉱工業指数に関する事 6 小売物価統計調査及び個人企業経済調査に関する事 7 農林業センサス及び漁業センサスに関する事
	統計活用班	1 学校基本調査及び学校保健統計調査に関する事 2 県民経済計算及び産業連関表に関する事 3 統計研修に関する事 4 統計関係者の叙勲、褒章、表彰に関する事 5 統計教育・統計グラフコンクールに関する事 6 統計の利活用に関する事

(3) 総務部
ア 本庁

課(室)名	班名	分掌事務
総務部 2名		1 部の統括に関する事
総務学事課 55名	学事班	1 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校並びに学校法人の認可に関する事 2 私立学校審議会に関する事 3 私学助成に関する事 4 宗教法人に関する事 5 (学)吉備高原学園に関する事 6 公立大学法人岡山県立大学に関する事
	総務班	1 知事直轄、総合政策局及び総務部内(以下「部内」という)職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事 2 部内事務処理合理化の実施及び調整並びに行政資料の整理保管に関する事 3 行幸啓等及び皇室に関する事 4 東京事務所に関する事 5 名誉県民顕彰制度に関する事 6 岡山県土地開発公社、社団法人岡山県総合協力事業団、財団法人岡山県福祉事業団、社団法人岡山県農地開発公社、社団法人岡山県畜産公社、社団法人おかやまの森整備公社、財団法人岡山県環境保全事業団及び岡山県下水道公社の業務と県行政の総合調整及び当該業務の監理の統括に関する事 7 部内各課の連絡調整及び部内各課の所管に属さない事項並びに他の部局の分掌に属さない事項に関する事 8 知事及び総務部長の職印並びに県印の管守に関する事 9 文書の收受、配布及び発送に関する事 10 証明事務の統括に関する事 11 部内の重点施策の策定及び調整に関する事 12 重点事業実施の総合調整及び進行管理に関する事 13 岡山県三木記念事業に関する事 14 行政対象暴力対策に関する事 15 岡山県県民栄誉賞に関する事
	経理班	1 部内の予算、決算及び経理事務に関する事 2 部内の物品の管理保管に関する事
	法制班	1 法令の審査に関する事 2 法令及び例規の整備保管に関する事 3 県公報に関する事 4 行政書士に関する事 5 法制審議会に関する事 6 訴訟に関する事
	行政情報班	1 行政情報の公開に関する事 2 県の保有する個人情報の保護に関する事 3 行政情報公開・個人情報保護審査会に関する事 4 行政情報公開制度運営審議会に関する事

課(室)名	班名	分掌事務
総務学事課	行政情報班 続き	5 完結文書の保存、整理及び廃棄に関すること 6 文書事務の指導に関すること 7 知事の資産等の公開に関すること 8 県立記録資料館に関すること 9 公印の改廃に関すること
	公益法人班	1 公益法人の総括に関すること 2 岡山県公益認定等委員会に関すること
人事課 30名	人事班	1 職員の定数管理に関すること 2 職制に関すること 3 職員の任免、表彰及び服務に関すること 4 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること 5 職員の勤務評定に関すること 6 人事委員会との連絡に関すること
	給与班	1 職員の給与に関すること 2 特別職報酬等審議会に関すること 3 非常勤職員の公務災害補償に関すること 4 地方公務員災害補償基金岡山県支部に関すること
	評価班	1 人事評価制度に関すること 2 自治研修所に関すること 3 職員の分限、懲戒に関すること
	職員厚生班	1 職員の健康管理に関すること 2 職場環境管理に関すること 3 安全衛生体制整備に関すること 4 職員の福利厚生に関すること 5 ライフプラン対策に関すること 6 恩給に関すること 7 児童手当、子ども手当及び叙勲に関すること 8 財産形成貯蓄に関すること 9 地方職員共済組合岡山県支部及び財団法人岡山県職員互助会に関すること
	行政改革推進室 6名	1 行政改革の推進に関すること 2 行政組織に関すること(職制を除く) 3 職員の定数に関すること(管理を除く) 4 行政考査に関すること 5 職員提案制度に関すること 6 監査委員との連絡に関すること 7 外部監査制度に関すること 8 事務改善に関すること 9 指定管理者制度・PFI制度の導入の推進に関すること
財政課 16名	歳入確保対策班	1 歳入確保対策の総合調整に関すること
		1 予算の編成に関すること

課(室)名	班名	分掌事務
財政課続き		2 予算執行の調整及び調査に関すること 3 基金(定額の資金を運用するための基金を除く)の管理に関すること 4 県議会との連絡に関すること 5 その他財政に関すること
財産活用課 17名	庁舎管理班	1 県庁舎の管理及び秩序の維持に関すること 2 遺失物に関すること 3 財産活用課管理に係る県公舎の管理に関すること 4 庁内の電話設備その他通信施設の維持管理に関すること 5 本庁舎の案内業務に関すること
	財産活用班	1 公有財産及び債権に関する事務の総括に関すること 2 公有財産の取得、管理、処分及び活用に関すること 3 土地の取得または処分に係る総合調整に関すること 4 岡山県職員の職務発明等に関する規程の事務に関すること 5 土地開発基金の運用に関すること 6 国有財産(国土交通省所管に属するものを除く)に関すること 7 国有資産等所在市町村に対する交付金に関すること 8 公有財産審議会に関すること
	庁舎営繕班	1 県庁舎の建設及び保守営繕に関すること 2 県庁舎の電気設備、機械設備等の維持管理に関すること 3 県公舎の建設及び維持管理に関すること 4 分庁舎の建設及び維持管理に関すること 5 知事部局の県有施設に係るエネルギー管理に関すること
税務課 32名	企画税制班	1 税務行政の企画及び運営に関すること 2 租税制度及び税制改正に関すること 3 県税条例及び通達に関すること 4 県民局税務部との連絡調整に関すること 5 自動車税事務所の管理に関すること 6 税務訴訟及び不服申立てに関すること 7 地方税の電子化に関すること 8 「岡山地方税務協議会」に関すること 9 税務広報に関すること 10 ふるさと納税の推進に関すること 11 個人県民税の特別徴収の推進に関すること 12 OSS(ワンストップサービスシステム)に関すること
	電算管理班	1 税務事務トータルシステムの運用に関すること 2 電子申告・納税システムの運用に関すること
	電算開発班	1 税務事務トータルシステムの再開発に関すること 2 県税事務研究会電算部会に関すること
	収税班	1 県税の徴収対策に関すること 2 県税の収納管理に関すること 3 県税の予算及び決算に関すること 4 地方交付税(基準財政収入額)及び地方譲与税に関すること 5 市町村交付金に関すること

課(室)名	班名	分掌事務
税務課続き	課税班	1 県税(県たばこ税を除く)及び地方法人特別税の賦課徴収に係る企画及び指導に関すること 2 県税の特例措置に関すること 3 法人県民税及び法人事業税の電子申告に関すること 4 自動車税事務所に関すること 5 地方消費税の賦課及び県たばこ税の賦課徴収に関すること 6 不正軽油対策に関すること 7 軽油引取税の犯則取締りに関すること 8 納税対策等補助金に関すること
	特別徴収班	1 岡山県滞納整理推進機構に関すること 2 個人住民税等の滞納整理に関すること 3 市町村との連絡調整に関すること 4 悪質滞納者への対応に関するプロジェクトチームに関すること

イ 出先機関

出先機関名	所在地	課名	分掌事務
東京事務所 16名	東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館10階	総務課	1 国会、中央各省庁及び東京岡山県人会その他関係機関との連絡、調査及び折衝に関すること 2 首都圏観光戦略に関すること 3 庶務に関すること
		企業誘致課	1 企業誘致に関すること
県立記録資料館 4名	岡山市北区 南方2-1 3-1		1 記録資料の収集、整理、保存及び閲覧その他の一般の利用に関すること 2 記録資料についての調査研究、専門的な知識の普及及び啓発に関すること 3 県政史、資料集の編さん及び刊行に関すること
自治研修所	岡山市北区 京山1-9 -1		1 研修の企画、調査及び研究に関すること 2 研修の実施及び研修結果の分析に関すること 3 研修を受ける者の服務に関すること 4 その他研修の実施のために必要な業務に関すること
自動車税事務所 23名	岡山市中区 藤原12	総務収税課	1 庶務に関すること 2 広報に関すること 3 職員の研修に関すること 4 証紙代金収納計器の始動票札の管理に関すること 5 徴収金の徴収及び滞納処分に関すること(県外分) 6 徴収金の執行停止及び不能欠損処分に関すること 7 滞納処分の引継ぎに関すること

出先機関名	所在地	課名	分掌事務
自動車税 事務所続き		課税管理課	自動車税及び自動車取得税に係る事務 1 徴収金の収納及び管理に関する事 2 過誤納徴収金の還付又は充当に関する事 3 指名債権譲渡通知書に関する事 4 預金口座振替に関する事 5 督促状の発付及び滞納処分票の作成に関する事 自動車税（普通徴収分）に係る事務 1 賦課に関する事 2 課税免除、非課税、減免に関する事 3 課税取消及び課税保留に関する事 4 住所、氏名等の変更に伴う課税データの処理に 関すること 5 申告書データの修正及び管理に関する事
		審査課	自動車税（証紙徴収分）及び自動車取得税に係る事 務 1 申告書の審査及び申告指導に関する事 2 賦課及び更正、決定に関する事 3 徴収金の収納及び納税証明書の交付に 関すること

(4) 県民局税務部各課

局 名	課 名	分 掌 事 務
備 前 95名	収納管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の収納及び管理に関する事 2 過誤納徴収金の還付又は充当に関する事 3 滞納処分票の作成及び督促状の発付に関する事 4 納税証明書の交付に関する事 5 預金口座振替に関する事 6 税務広報に関する事 7 その他他課の分掌に属しない県税に関する事 8 庶務に関する事
	収 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の徴収及び滞納処分に関する事 2 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関する事 3 滞納処分の引継ぎに関する事
	滞納整理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収金の徴収及び滞納処分に関する事 2 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関する事 3 滞納処分の引継ぎに関する事 4 差押物件の換価・配当に関する事 5 差押の解除に関する事
	直 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税・事業税、狩猟税及び鉦区税の賦課に関する事 2 外形標準課税対象法人の賦課及び調査に関する事 3 自動車税、自動車取得税の課税免除に関する事 4 特例条例の処理に関する事 5 法人県民税・事業税の電子申告等に関する事
	不 動 産 取 得 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産所得税の賦課及び減免に関する事 2 特例条例の処理に関する事 3 家屋評価員の育成指導に関する事 4 固定資産税（徴収関係除く）の助言に関する事
	間 税 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物処理税の賦課及び調査に関する事 2 産業廃棄物処理税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の調査及び犯則取締りに関する事
備 中 69名	収納管理課	「備前」の「収納管理課」に同じ
	収 税 課	「備前」の「収税課」に同じ
	滞納整理課	「備前」の「滞納整理課」に同じ
	課 税 課	「備前」の「直税課」「間税課1」に同じ（特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び鉦区税除く。）
	不 動 産 取 得 税 課	「備前」の「不動産取得税課」に同じ

局 名	課 名	分 掌 事 務
美 作 28名	収 税 課	「備前」の「収納管理課」「収税課」「滞納整理課」に同じ
	課 税 課	「備前」の「直税課」「不動産取得税課」「間税課1」に同じ（特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び鉾区税除く。）

2 委員会、審議会、協議会等一覧（※法令に基づくもの）

所管課(室)名	名 称	根 拠 条 例 等	担 任 す る 事 務
危機管理課	岡山県災害対策本部	災害対策基本法	緊急災害予防及び災害の緊急復旧等に関する事務
	岡山県防災会議	災害対策基本法	地域防災計画の作成及び実施の推進、災害発生時における関係行政機関等との連絡調整等に関する事務
	岡山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び意見の具申に関する事務
消防保安課	岡山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進、災害発生時における関係行政機関等との連絡調整に関する事務
	広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会	石油コンビナート等災害防止法	福山・笠岡地区特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進に関する事務
総務学事課	岡山県三木記念事業基金運営審議会	岡山県附属機関条例	岡山県三木記念事業基金の運営に関する重要事項について審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県私立学校審議会	私立学校法	私立学校（私立大学及び私立高等専門学校を除く）、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務
	岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会	岡山県附属機関条例	岡山県行政情報公開条例の規定による諮問に係る不服申立て及び行政情報の公開の総合的な推進に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申並びに岡山県個人情報保護条例の規定による諮問に係る不服申立て及び個人情報の保護に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申に関する事務

所管課(室)名	名 称	根 拠 条 例 等	担 任 す る 事 務
総務学事課	岡山県公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	公益認定等に関する調査審議及び意見の具申、措置をとるべき旨の勧告並びに公益法人等に対する報告徴収及び立ち入り検査等に関する事務
人 事 課	岡山県特別職報酬等審議会	岡山県附属機関条例	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額についての審議及び意見の具申に関する事務
	岡山県公務災害補償等認定委員会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	議会の議員その他の非常勤の職員について、災害が発生した場合、その災害が公務上の災害又は通勤災害であるかどうかについての意見の具申に関する事務
	岡山県公務災害補償等審査会	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害又は通勤災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服の申立に対する審査裁定に関する事務
行政改革推進室	岡山県地方独立行政法人評価委員会	岡山県地方独立行政法人評価委員会条例	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価並びに中期目標を定めるとき等の調査審議及び意見の具申に関する事務
財産活用課	岡山県公有財産審議会	岡山県附属機関条例	公有財産に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

第3 主な施策・事業

1 防災・危機管理対策の推進	大規模な自然災害や事故災害、武力攻撃事態等に迅速・的確に対応するため、防災・危機管理体制の整備を図るとともに、県内市町村及び防災関係機関との緊密な連携のもとに、各種災害等への防災・危機管理対策を積極的に推進する。
2 東日本大震災支援対策の推進	東日本大震災の被災地に対する物的支援や人的支援などの各部局における具体的な被災者等の支援に係る総合調整を行い、最大限の支援を図る。
3 消防・保安対策の推進	消防団活性化のための啓発支援事業や消防救急無線のデジタル化による「無線の広域化・共同化」、消防防災ヘリコプターの運航等により消防防災力の一層の強化を図るとともに、コンビナート防災体制の強化を積極的に推進する。
4 公聴活動の推進	「対話の県政」「開かれた県政」を推進するため、「青空知事室」や「マルチメディア目安箱」を実施し、県民の県政に対する意見・要望を的確に把握する。
5 広報活動の推進	各種広報媒体の特色を生かしたわかりやすい広報を実施するとともに、岡山県の有する優れた魅力を広く県内外にPRし、イメージアップを図る。
6 「新おかやま夢づくりプラン」の推進	県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、施策の重点化、効率化を図りながら、全庁的な推進体制で、「新おかやま夢づくりプラン」を着実に推進する。
7 部局横断型政策課題への取組の促進	政策推進会議の開催により県庁内部における政策議論の活性化や方針決定の迅速化を図るなど、部局横断型政策課題への取組の促進を図る。
8 地方分権の推進	<p>全国知事会や地方六団体と連携しながら、国に対し、地方の実情や意見を反映した地方分権改革となるよう強く働きかける。</p> <p>また、県内市町村等との連携を強化しつつ、国の動向も注視しながら、市町村の意向に応じた柔軟な事務・権限の移譲に取り組む。</p>
9 道州制の導入促進	シンポジウム等の開催により、道州制の意義などを積極的に発信し、導入に向けた気運を醸成するとともに、中四国州の実現に向けた広域連携に関するモデル事業等を推進する。
10 県施策の推進に資する統計情報の活用	各種統計調査等において円滑な実施、精度の向上に努めるとともに、これまで蓄積した統計情報等の活用を促進し、より効果的な県の施策の企画立案、推進等に資する。

11 情報公開の推進と個人情報情報の保護	<p>県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するため、行政情報の公開の総合的な推進を図る。</p> <p>また、個人情報の保護を推進する。</p>
12 私学教育の振興	<p>独自の建学精神と教育方針のもとに特色ある教育活動を行う私学に対して、私学経営の健全性を高め、教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るため、各種補助事業を通じて、私学の振興に努める。</p>
13 公立大学法人岡山県立大学の運営	<p>平成19年4月1日に設立された公立大学法人岡山県立大学の設立団体として、地方独立行政法人法に基づく中期目標の指示、中期計画の認可等を行ったところであり、県立大学が法人化のメリットを生かして魅力ある大学づくりを行うよう働きかける。</p>
14 公益法人事務の推進	<p>民による公益の増進を目指して施行された新しい公益法人制度下において、岡山県公益認定等委員会と緊密に連携を図りながら、適切な制度運用に努める。</p>
15 行財政改革の推進	<p>平成20年12月に策定した「岡山県行財政構造改革大綱2008」に基づき、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど行政システムの再構築に取り組む。</p>
16 歳入確保対策の取組 (1) 県税収入の確保	<p>「岡山県行財政構造改革大綱2008」における歳入確保の今後の取組方針に掲げる県税の収入率の確保に向けて、滞納処分をさらに強化し、債権のみならず動産、不動産及び自動車など幅広い財産の調査を行うことはもとより、財産が判明した場合は、時間をおくことなく迅速に差押え並びに公売及び取立てを行うものとする。また、税源移譲に伴い、未収額に占める個人県民税の割合が大きくなっていることを踏まえ、「岡山県滞納整理推進機構」を通じて、徴収面において直接的な支援を行うとともに、個人県民税の特別徴収制度の周知と特別徴収未実施の事業者への働きかけを市町村と連携して行うなど個人県民税の滞納対策をさらに強化し、滞納額の縮減に努める。</p>
(2) その他の取組	<p>毎年度、安定的に収入を見込むことができる歳入を確保する観点から、これまで取り組んできたネーミングライツや有料広告事業のさらなる拡充を図るなど、引き続き、あらゆる取組を進め、持続可能な財政構造を確立する。</p>

第4 主要事業

危機管理課

1 防災・危機管理体制の整備

県民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模な自然災害や事故災害、テロ、武力攻撃災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、情報の収集伝達や応急対策を迅速かつ的確に行い、被害を最小限にとどめるため、防災・危機管理体制の整備を行う。

(1) 危機管理チームの設置・運営と県民局の体制整備

危機管理監と庁内各部主管課長等からなる「危機管理チーム」を設置しており、相当の被害が発生するおそれがある場合等において、全庁的な危機管理業務を一元的に行う。

県民局には、防災・危機管理を担当する地域防災監を、地域事務所には防災・危機管理責任者である所長を配置するなど、県民局・地域事務所の防災・危機管理体制を整備し、組織的に迅速かつ的確な対応を行う。

(2) 防災訓練の実施

大規模な自然災害等発生時に、県・市町村・防災関係機関が相互に連携し、組織的な防災体制の確立や、災害応急対策を迅速かつ的確に行えるよう、水害特別防災訓練や住民参加による総合防災訓練、地震・津波に対する図上防災訓練、原子力防災訓練等を実施する。

(3) 24時間防災・危機管理体制

夜間及び休日における災害情報等の収集・伝達等の初動対応を行う危機管理要員を集中配備室に配置するとともに、必要に応じ、県庁近隣の待機職員がその指示等に当たるなど、24時間体制で対応する。

2 地域防災力の向上

市町村や地域の防災関係団体等との連携のもとに、災害発生に伴う初動活動や住民への情報伝達状況等、県全体の防災体制を随時見直しながら、地域防災力の向上を図る。

(1) 岡山県防災対策基本条例の周知等

岡山県防災対策基本条例は、公助・自助・共助を基本に、県、市町村はもとより、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがそれぞれの責務・役割を果たし、かつ協働することにより、防災対策を実施していくことを基本理念としており、引き続き、この周知に努め、地域防災力の向上に取り組む。

(2) 防災意識の高揚と自主防災組織の設置促進等

防災週間（8月30日～9月5日）等の様々な機会をとらえ、市町村や防災関係機関、地域の関係団体との協働による防災啓発活動を実施する。

また、地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の設置促進や活性化を図るため、その防災資機材の整備や研修会等を補助する市町村に対して助成支援を行う。併せて、災害時における事業所等民間団体による協力支援体制の整備を進める。

(3) 地震・津波対策の推進

平成23年東北地方太平洋沖地震が、非常に広い区域、エリアで発生したことを受け、東南海、南海地震に東海地震を加えた三連動地震による被害想定の見直しを行い、県の防災計画の見直しを行うなど、防災対策の一層の強化を進める。さらに、地震、津波に関する災

害への備えについて、普及啓発を図るとともに、沿岸各市における津波避難誘導計画の作成等を支援する。

3 国民保護の体制整備

岡山県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ発生時に、国、県、市町村、指定地方公共機関等が相互に連携し、国民保護措置を的確かつ迅速に行えるよう、体制整備や訓練等を実施する。

4 情報通信体制

地上系防災行政無線を核に衛星通信や岡山情報ハイウェイ等の情報通信基盤との併用により構築している総合的な防災情報ネットワークの運用を行うとともに、インターネットや防災メール配信を通じて県民への各種防災情報の提供等を行っている「岡山県総合防災情報システム」について、一層の有効活用に努める。

東日本大震災支援対策室

「東日本大震災支援対策本部会議」（東日本大震災総合対策本部会議に改組）及び「東日本大震災支援県民会議」の運営を通じ、被災地に対する救援物資の調達・発送、職員派遣等の人的支援、被災地から本県に避難される方々や企業等に対する住宅支援、就学・就労支援、さらには、事業活動の支援などの各種支援策を総合調整し推進することにより、東日本大震災による被災者等への支援を進めていく。

消防保安課

1 消防対策

(1) 消防体制の充実整備

補助制度等を活用して、消防施設・設備の整備を促進するとともに、岡山県消防学校において消防職員・団員を対象とした教育訓練を実施する。

また、救急業務の高度化に対応して救急救命士の養成・資質向上のための教育訓練を実施するとともに地域におけるメディカルコントロール体制の充実を図る。

さらに、消防職員・団員の表彰や消防操法訓練大会の開催のほか、消防団の充実活性化のための啓発支援事業を行う。

(2) 広域応援体制の充実

大規模な災害や特殊な災害などが発生した場合には、市町村あるいは県の区域を越えて消防力の広域的な運用が図れるよう体制整備を行う。

また、平成28年5月31日が期限とされている消防救急無線のデジタル化について、平成23年3月に改訂した「岡山県内の消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画（全体計画）」を踏まえながら、「無線の広域化・共同化」を推進し、市町村とともに県域を1ブロックとして整備を行う。

(3) 火災予防行政の推進

市町村や消防本部と一体となって、婦人防火クラブ等とも協働しながら、県民の防火意識の高揚や一般住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及を図る。

2 コンビナート地区災害防止対策

(1) 防災本部の運営

「岡山県石油コンビナート等防災本部」及び「広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会」の運営を通じ、石油コンビナート等防災計画の見直しを行い、総合的な防災体制の確立を図る。

(2) 災害予防対策の推進

国、倉敷市をはじめ、水島コンビナート地区保安防災協議会等との連携を密にし、事業所に対して事故防止の徹底と自主保安体制の強化を指導するほか、事故の発生状況を踏まえ、防災関係機関やコンビナート事業所をメンバーとする「水島コンビナート事故防止対策会議」を開催し、事故防止のため一層の徹底を図る。

さらに、コンビナート事業所の多くは立地から40年を経過しており、設備の老朽化が懸念されることから、学識経験者の指導のもとに作成した管理指針を積極的に活用するなど、事業所の設備管理の強化を図る。

(3) 災害対策の充実

岡山県防災資機材センターの充実整備に努めるとともに、国・県・倉敷市及び防災関係機関が一体となった総合防災訓練を実施する。

3 保安対策

(1) 高圧ガス

高圧ガス保安法に基づく許認可・検査等の厳格な実施と適正な運用を通じ、保安対策の強化に努めるとともに、コンビナート事業所の自主保安体制の整備を指導する。また、保安意識の高揚を図るため、高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）を中心として、高圧ガス関係保安団体との共催により、岡山県高圧ガス保安大会や各種保安講習会を開催する。

特に液化石油ガスの消費については、液化石油ガス保安指導員による販売事業者や認定保安機関の指導を強化するとともに、（社）岡山県エルピーガス協会との連携のもとにLPガスの安全な使い方の啓発など消費者の保安対策を積極的に推進する。

(2) 火薬類

火薬類による事故の未然防止と盗難や不正流出を防止するため、火薬類取締法に基づく許認可・検査事務を通じて事業者への保安指導を強化するとともに、火薬類危害予防週間（6月10日～16日）に先立ち、（社）岡山県火薬類保安協会と共催で岡山県火薬類危害予防大会を開催する。

(3) 電気

電気工事業法に基づく電気工事業者の登録等を通じて、電気工事が適正に実施されるよう指導を行う。また、電気工事士法に基づき、第1種・第2種電気工事士免状を交付する。

(4) 危険物・消防設備士

消防法に基づく危険物取扱者免状及び消防設備士免状の交付、各種保安講習会の実施を

通じて危険物や消防設備等の規制制度の的確な運用を図る。

4 航空消防防災活動

消防防災ヘリコプター「きび」を運航し、その高速性、機動性を生かした救急搬送や火災消火、負傷者救助などの航空消防防災活動を実施する。

また、地震等の大規模災害時に必要となる迅速な被害状況の把握や孤立住民の救助活動などに備え、市町村等と連携して随時訓練を実施し、全県的な消防防災力の向上を図る。

あわせて、県下で切れ目のない航空消防防災活動を展開するため、岡山市消防ヘリ、ドクターヘリ及び近隣県消防防災ヘリとの間で効果的な相互応援が可能となるよう、連携を強化する。

公聴広報課

1 公聴活動の推進

「対話の県政」「開かれた県政」を推進するため、県民の県政に対する意見・要望等を的確に把握する公聴活動を幅広く実施し、県民の声を県政に反映させるよう努める。

(1) 「青空知事室」の開催

知事と県民が、自由・率直に話し合う場を設けて、幅広く県民の意見や提言を聴取する。

(2) 「マルチメディア目安箱」の運営

県政に対する意見、提言等を手紙、はがき、ファックス、インターネットにより受け付け、知事が目を通した上で提言者に回答し、広く県民に知っていただきたいものをインターネット上に公開する。

2 広報活動の推進

各種広報媒体の特性を生かしながら、県政情報を適時的確に県民に提供し、効果的でタイムリーな県政広報の推進に努めるとともに、重点的に広報すべきテーマについては、集中的に広報活動を展開するなど、積極的な広報宣伝活動に取り組む。

(1) 刊行物の発行

ア 岡山県広報紙「晴れの国おかやま」（隔月発行）

イ 点字広報「おかやま」（毎月発行）

ウ 県政広報資料（毎月メールで配信）

(2) 新聞紙面購入

日刊新聞紙面の購入「県政NOW」

(3) テレビ・ラジオによる広報

ア テレビ：お知らせ番組、企画番組、特別番組、スポット放送

イ ラジオ：お知らせ番組、スポット放送

(4) イメージアップ広報宣伝

岡山県のイメージアップを図るため、本県の優れた魅力を広く県内外へPRする。

ア 「おかやま晴れの国大使」による県外でのPR活動や県政に対する意見・提言の聴取

イ 県ホームページに加え、動画のインターネット配信を活用した情報発信

ウ メールマガジン、携帯電話サイトなどを活用した機動力あふれる情報発信

エ 県マスコット（「ももっち」及び「うらっち」）の効果的な活用

政策推進課

1 「新おかやま夢づくりプラン」の推進

県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、多様な主体との協働のもと、施策の重点化、効率化を図りながら、全庁的な推進体制で、「新おかやま夢づくりプラン」を着実に推進する。また、現行プランの中期行動計画の計画期間が今年度で満了するため、これに次ぐ中期行動計画を盛り込んだ次期プランを策定する。

2 部局横断型政策課題への取組の促進

政策推進会議の開催により県庁内部における政策議論の活性化や方針決定の迅速化を図るとともに、機動的なプロジェクトチームの設置により課題検討を行うなど、部局横断型政策課題への取組の促進を図る。

(1) 政策推進会議の開催

県庁内部における政策議論を活性化させ、部局横断的な課題等に対する迅速な方針決定や機動的な対応など政策推進機能の強化を図る。

(2) 専門プロジェクトチームの設置

部局横断的な緊急課題に対し、テーマごとに機動的に専門プロジェクトチームを設置し、解決に向けて集中的な調査研究や対応方針の検討を行う。

地方分権推進課

1 地方分権の推進

国は、昨年6月に、地域主権戦略大綱を策定し、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化や地方税財源の充実強化等の取組を進めている。

このため、本県においても、全国知事会や地方六団体と連携しながら、国に対し、地方の実情や意見を反映した制度となるよう働きかけるとともに、関係部局との情報共有を図りながら関係条例の改正等を行う。

また、市町村への事務・権限移譲については、情報の共有等により県内市町村等との連携を強化し、国の動向も注視しながら、市町村の意向に応じた、より柔軟な取組を進める。

2 道州制の導入促進

国においては、道州制の議論に進展が見られないが、広域で取り組むべき課題が増加するとともに、中央の政財界をはじめ、地元経済界等においても道州制を支持する意見が広がり、定着してきている。

本県では、道州制の導入と中四国州の実現を目指しているところであり、シンポジウム等の開催により、道州制の意義などを積極的に発信し、導入に向けた気運を醸成するとともに、中四国州の実現に向け、広域連携に関する調査研究とモデル事業を推進する。

統計調査課

平成23年度は、新たに実施される平成24年経済センサスー活動調査をはじめとする受託統計調査11件及び県単独統計調査2件の合計13件の統計調査並びに指数作成等3件を実施するとともに、統計情報等を活用して、県の施策等の推進並びに統計の普及及び利活用の促進を図る。

1 受託統計調査

所 管	統 計 調 査 名	調 査 期 日 (周 期)
総 務 省	平成23年社会生活基本調査 平成24年経済センサスー活動調査 (※) 個人企業経済調査 労働力調査 小売物価統計調査 家計調査	10月20日 (5 年) 2月1日 (5 年) 四半期毎 (毎 年) 毎 月 (") 毎 月 (") 毎 月 (")
文部科学省	学校基本調査 学校保健統計調査	5月1日 (毎 年) 4月～6月 (")
経済産業省	生産動態統計調査 商業動態統計調査	毎 月 (") 毎 月 (")
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎 月 (毎 年)

(※) 平成23年度は、「工業統計調査」、「商業統計調査」及び「特定サービス産業実態調査」が組み込まれて実施。

2 県単独統計調査

- (1) 岡山県毎月流動人口調査
- (2) 岡山県鉱工業指数作成調査

3 指数作成等

- (1) 岡山県鉱工業指数
- (2) 岡山県県民経済計算
- (3) 岡山県産業連関表

4 県施策の推進に資する統計情報の活用

これまで蓄積した統計情報等の活用を促進し、より効果的な県の施策の企画立案、推進等に資する。

5 統計の普及及び利活用の促進

- (1) 「岡山のすがた2012」(リーフレット)を作成
- (2) ホームページの「分野別一覧」、「50音別一覧」を整備
- (3) 統計データを行政機関や大学、経済研究所等の関係団体に提供

6 その他

(1) 統計調査員の確保と安全対策

統計調査員の登録制度の活用等により、統計調査員の確保、質の向上を図るとともに、安全確保対策を推進

(2) 統計研修の実施

市町村等統計職員の資質の向上を図るため、研修会を実施

(3) その他の業務

ア 統計グラフコンクールの実施

イ 統計関係功労者の表彰

総務学事課

1 情報公開の推進と個人情報の保護

県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進を図るため、行政情報の公表、行政資料の提供、行政情報相談・案内等の情報提供施策の充実に努めるとともに、公文書の開示を適切に実施することにより県の県政に関する説明責任を果たしてゆく。

また、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護条例に基づき、県が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、自己情報の開示、訂正、利用停止等請求に対し適切に対応する。

2 私学教育の充実

公教育の重要な一翼を担う私学は、それぞれ独自の建学の精神と教育方針のもとに、特色ある教育活動を行っており、こうした私学の重要性に鑑み、その公共性を高め、健全な発展を図るため私学の振興に努める。

また、特色ある私学教育の推進、教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るため、各種助成事業を通じて私学の健全な育成発展に努める。

3 公立大学法人岡山県立大学の運営

公立大学法人岡山県立大学は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を得て、平成19年4月1日に設立され、県は、法人の設立団体として、地方独立行政法人法に基づき、中期目標の指示、中期計画の認可等を行ったところである。岡山県地方独立行政法人評価委員会からの業務実績評価等を踏まえ、県立大学が法人化のメリットを生かしながら、将来にわたって県民の期待に応える魅力ある大学となるよう働きかけを行っていくこととしている。

(参 考)

・ 私立学校の状況

学 校 種 別	学 校 数 (H23.4.1)	生 徒 数 (H22.5.1)
高 等 学 校	23校	15,633(477)
中等教育学校	1(新設)	—
中 学 校	9	2,380
小 学 校	3	996
幼 稚 園	33	5,277
専 修 学 校	54	8,732
各 種 学 校	17	935
計	140校	33,953(477)

(注) 通信制外書き

平成23年度私学助成費の概要

(単位：千円)

補助金等の名称		内 容	平成23年度 当初予算額
私立学校経常費補助金		高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減を図るための助成	6,769,064
私立学校教育改革等推進補助金		高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、私立学校の特性を生かした教育活動の積極的な展開等の推進を図るための助成	73,002
日本私立学校振興・共済事業団補助金		私立学校教職員共済法第35条第4項の規定による助成（長期給付掛金補助）	44,087
私立学校等人権教育指導補助金		私立学校等における様々な人権問題について理解と認識を深める教育の総合的な推進を図るための助成	9,783
専修学校各種学校振興会補助金		岡山県専修学校各種学校振興会運営費の一部助成	760
岡山県私学振興財団補助金	退職金給付事業	私立学校教職員に支給する退職金給付財源の助成	107,860
	奨学金貸与事業	私立高等学校奨学金及び学校法人立私立専修学校奨学金の貸付けのための助成	28,755
私立専修学校設備整備費等補助金		専修学校・各種学校の教具等の購入及び専修学校の情報化教育に要する経費の助成	14,000
私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金		私立高等学校が、特色ある教育を推進するための施設の整備及び機器備品の購入に要する経費の助成	12,000
高等学校通信教育振興奨励費補助金		通信制課程在学生の修学条件の改善を図るための助成	410
私立学校耐震化促進事業補助金		学校法人が実施する私立学校の耐震診断に要する経費の助成	30,000
私立高等学校修学支援事業	高等学校等就学支援金	私立高校生等に対する就学支援金の支給	2,349,676
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対する納付金減免のための助成	211,258
合 計			9,650,655

4 公益法人事務の推進

民による公益の増進を目指して、新しい公益法人制度が平成20年12月1日に施行された。

これまで一体であった法人の設立と公益性の判断が分離され、登記のみで法人を設立でき（一般社団・財団法人）、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人は、岡山県公益認定等委員会（平成20年5月1日設置・有識者5名）での審査を経て、行政庁の公益認定により公益法人（公益社団・財団法人）になることができる。

従来 of 社団法人、財団法人は、新法施行後、特例民法法人として5年間は現在のまま存在できる。ただし、5年間のうちに、新制度における公益社団法人、公益財団法人に移行するか（移行認定）、公益事業に使用すべき財産を一定の期間内に支出する計画（「公益目的支出計画」）を策定して一般社団法人、一般財団法人に移行するか（移行認可）、いずれかの選択をすることとなる。5年間にいずれも行わなかった場合は、解散したものとみなされる。

県としては、岡山県公益認定等委員会と緊密に連携を図りながら、適切な制度運用に努めていくこととしている。

(参 考)

- ・ 岡山県における公益法人及び特例民法法人の状況（H23.4.1現在）

区分	公益法人	移行法人（※）	特例民法法人
法人数	4 法人	5 法人	388 法人

(※) 移行法人とは移行認可した一般社団法人・一般財団法人を指す

人 事 課

地方分権改革に向けた取組が大きな展開を見せる中で、職員には、時代の変化に機動的かつ柔軟に対応し、県政を取り巻く様々な課題に対し、県民の目線に立ち迅速かつ的確に政策を立案し、効率的・効果的に実行していくことが求められている。このため、職員一人ひとりが不断の取組として意識改革を図り、持てる能力を最大限発揮できるよう、今年度は、次の事項に重点的に取り組む。

1 人事評価制度

平成14年10月から人事評価制度の試行に取り組み、平成16年度から試行対象を全職員に拡大するとともに、平成18年度からは所属長等管理職の勤勉手当に評価結果を反映している。

職員の資質・能力や勤務意欲の向上、ひいてはより効率的で質の高い行政組織への転換を図るため、人事評価制度の早期本格実施に向けて取り組む。

2 女性の登用等

女性職員がその能力を十分発揮できるよう、多様な分野への積極的な登用を図り幅広い職務経験を付与するとともに、資質向上や意識啓発のための各種研修への参加機会の確保を図る。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、仕事と育児の両立支援対策に取り組む。

3 公務員倫理

公務員倫理の高揚を図るため、服務規律の一層の浸透を図る。

4 意識改革・人材育成

岡山県人材育成基本方針に沿って自治研修所や職場内での研修を行い、意欲と目標を持って自らのキャリアを形成する意識を醸成するとともに、職場全体で人材を育てるという意識のもと、職員の意識改革を進め、前例にとらわれない柔軟な発想力を持ち、多様化する行政ニーズに的確に対応できる優秀な人材の育成に取り組む。

また、職員の視野の拡大やモチベーションの向上を図るため、若手職員には多様な分野を経験させるとともに、職種間の人事交流を積極的に行う。

さらに、日常の業務とは異なる体験をさせ、自己改革や発想の転換を図り、通常の研修では得ることのできないノウハウや知識の習得に向けて、民間企業や他県、市町村等と引き続き幅広い人事交流を行う。

5 余暇の充実

仕事と余暇のバランスがとれた豊かな生活の実現を図るため、時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進等に努める。

6 各種福利厚生事業の実施

地方職員共済組合岡山県支部及び財団法人岡山県職員互助会と連携し各種の給付事業、職員寮及び福利厚生施設の助成、レクリエーション事業などを行うとともに、福利厚生施設の管理を行う。

7 健康管理

職員の健康の保持増進及び疾病の早期発見と早期治療を図るため、各種健康診断の実施をはじめ、健康教育や相談事業の実施、保健師等による事後指導に努めるほか、安全衛生体制及び職場環境の整備を図り、健康で働きがいのある職場づくりをトータルヘルスプラン対策事業として積極的に推進する。

8 ライフプラン対策

中高年齢職員の活性化等を図るため、公的資格等の取得助成などに取り組むとともに、「年金・ライフデザイン講座」（県内3地区）を開催し生涯生活設計について支援を行う。

行政改革推進室

平成9年以来、3次にわたる行財政改革に取り組んできたが、厳しい財政状況を踏まえ、平成20年12月に「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定し、構造的な巨額の収支不足を解消し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するための取組を行っているところである。

今後も、この大綱に基づき、事務事業、外郭団体などの見直しを着実に進めるとともに、組

織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど行政システムを再構築することとしており、今年度は、次の事項に重点的に取り組む。

1 業務の見直し等による職員数の削減

県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方の見直しなどにより、職員数の削減に取り組む。

2 公の施設及び外郭団体の見直し

行革大綱に定めた見直し方針に基づき取組を進めており、公の施設については、廃止・譲渡等の見直しが概ね完了したが、一部取扱未定のものについて、引き続き取組を進めるとともに、外郭団体については、派遣県職員の引き揚げや財政的支援の縮小など自主的な運営に向けた見直しに取り組む。

(参考)

[本庁組織]

	部等	局・室	課	課内室	課内班等	係	備 考
H 9. 4. 1	8	7	75	2	49	193	H 9. 11 第1次行革大綱策定
H11. 4. 1	8	5	70	2	56	193	H11. 11 第2行革大綱策定
H15. 4. 1	8	5	68	5	58	166	H15. 11 第3次行革大綱策定
H17. 4. 1	9	3	69	4	228		H17. 12 改訂第3次行革大綱策定
H20. 4. 1	9	2	67	7	214		H20. 12 行財政構造改革大綱2008策定
H21. 1. 20	9	2	67	8	212		緊急雇用対策室の設置
H21. 4. 1	9	1	66	8	206		
H22. 4. 1	9	1	64	6	207		本庁組織の再編
H23. 4. 1	9	1	64	6	199		

[定数(教育庁、警察本部を除く)]

(単位:人)

	H9. 4. 1 定数	H11. 4. 1 定数	H15. 4. 1 定数	H17. 4. 1 定数	H20. 4. 1 定数	H23. 4. 1 定数	増減	
							増減	
							対H9	対H20
知事	5,305	5,136	4,823	4,634	4,178	3,736	△1,569	△442
部	265	264	220	180	181	118	△147	△63
局	167	171	158	182	99	80	△87	△19
計	5,737	5,571	5,201	4,996	4,458	3,934	△1,803	△524
諸局	38	38	38	38	38	33	△5	△5
議会議務局	5	5	5	5	5	6	1	1
選管事務局	17	17	17	16	16	15	△2	△1
監査事務局	16	15	14	14	14	13	△3	△1
人事委事務局	15	14	12	12	11	10	△5	△1
労委事務局	8	8	8	8	7	6	△2	△1
漁調事務局	99	97	94	93	91	83	△16	△8
計	185	185	185	185	137	120	△65	△17
企業局								
備考	H9. 11 1次大綱	H11. 11 2次大綱	H15. 11 3次大綱	H17. 12 改訂3次大綱	H20. 12 大綱2008			

財 政 課

平成23年度予算については、「岡山県行財政構造改革大綱2008」及び「財政構造改革プラン」に掲げた目標を達成するよう着実に改革に取り組む一方で、「平成23年度政策重点指針」に基づき、最終年度となる「新おかやま夢づくりプラン」の政策目標の達成に向けて、行動計画に掲げる取組の総仕上げを進めるとともに、社会経済環境の変化を適切に踏まえた機動的な施策・事業の推進を図ることとした。

その結果、一般会計の当初予算額は6,602億円となり、前年度当初予算額に対し99.3%、特別会計は2,613億円で対前年度比92.5%となっている。

平成23年度当初予算の状況は次のとおりである。

平成23年度当初予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分	平成22年度			平成23年度			比 較			
	当初予算額	財源内訳		当初予算額	財源内訳		増減額	増減率 (%)		
		特定	一般		特定	一般				
一 般 公 共 事 業 費	A 義務的経費	252,955	8,907	244,048	254,353	7,939	246,414	1,398	0.6	
	B 一般公共	一般公共	26,326	24,218	2,108	26,295	24,763	1,532	△ 31	△ 0.1
		災害復旧	10,030	9,464	566	5,547	5,474	73	△ 4,483	△ 44.7
		国直轄	9,159	6,890	2,269	8,047	6,085	1,962	△ 1,112	△ 12.1
	C 国庫補助事業費	36,793	29,731	7,062	41,415	34,600	6,815	4,622	12.6	
	D 基準行政運営費	人件費	221,603	42,787	178,816	217,994	39,398	178,596	△ 3,609	△ 1.6
		運営費	28,273	4,792	23,481	27,779	4,344	23,435	△ 494	△ 1.7
	E 単県行政施策費	79,724	46,520	33,204	78,767	47,839	30,928	△ 957	△ 1.2	
	一般会計の計	664,863	173,309	491,554	660,197	170,442	489,755	△ 4,666	△ 0.7	
	特別会計の計	282,652	282,652		261,338	261,338		△ 21,314	△ 7.5	
合 計	947,515	455,961	491,554	921,535	431,780	489,755	△ 25,980	△ 2.7		
企業会計の計	11,445	11,445		11,554	11,554		109	1.0		

財産活用課

1 県有財産の管理

県有財産の管理・処分並びに公共用地等の取得・利用について総合調整を行い、適正な運用を図る。

特に公有財産に関する重要事項については、「岡山県公有財産審議会」において調査・審議を行うとともに、公用若しくは公共用に供する土地等の取得・処分に関しては、「岡山県用地調整幹事会」において協議・調整を行う。

2 用地の先行取得

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地を先行取得することにより、諸事業を円滑に実施するため、岡山県土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債を活用する。

本年度も県の諸事業の実施に必要な用地の先行取得を行う。

・土地開発基金総額（平成23年度当初額）	11,568,327千円
不動産（土地）	10,139,339千円
債権（特計貸付等）	317千円
現金（預託）	1,428,671千円
・平成23年度公共用地等取得事業特別会計当初予算額	1,000,000千円

3 省エネルギーへの取組

県施設における省エネルギー化を推進するため、体制の整備や削減目標の設定、設備の適切な管理等ソフト・ハード両面での取組を行う。

税務課

1 県税収入予算

為替レートの変動やデフレ等の影響により、県内景気は、年末にかけて足踏み状態となったが、世界経済の回復を受けて一部に持ち直しに向けた動きがみられ、主要製造業の生産は全体として緩やかな回復基調にある。

平成23年度の県税収入については、個別の企業業績等を踏まえ、平成22年度の当初予算を39億円上回る1,889億円余（対前年比2.1%増）を計上している。

2 税収確保対策

「岡山県行財政構造改革大綱2008」に掲げる対策を着実に実行するため、県税については、目標収入率を全国トップクラスの98.0%以上としている。

(1) 徴収対策の強化

徴収対策をさらに強化するものとし、財産の調査の徹底と差押え並びに公売及び取立ての迅速化を図るとともに、納税に誠意のない悪質な滞納者に対しては、これまで以上に滞

納処分を厳格に執行する。

(2) 個人県民税の徴収対策

税源移譲に伴い、個人県民税は最も基幹的な税目となったが、その滞納額は増加の一途をたどっている。その対策として、事業者等に対する特別徴収制度の周知及び特別徴収未実施の事業者への働きかけを市町村と連携して行うなど、個人県民税の特別徴収の徹底を図る必要がある。また、平成21年4月に設置した「岡山県滞納整理推進機構」において、市町村から引き継いだ徴収困難な事案について、財産調査や搜索を徹底的に行い、所得や財産を発見した場合は直ちに差押えや公売を行うなど、迅速な滞納整理を進める。

(3) 課税調査の徹底

税負担の公平性の確保及び税收確保の観点から、事務所等設置届未提出法人の調査や不正軽油の撲滅、自動車の適正な登録の促進等、独自の課税調査を徹底して行うことは極めて重要であることから、調査体制を確立するとともに、研修や事例研究等により、調査技術の向上を図りつつ、計画的かつ着実に調査を実施する。

3 電子化への対応

電子自治体の推進に資するため、市町村とともに、地方税の電子申告等に係るシステムの利用率の向上を図る。

(参考)

平成23年度県税収入予算

(単位：千円，%)

税目	区分	当初予算額	
		予算額	対前年度予算比
個人県民税		57,115,343	97.3
個人事業税		1,289,453	84.4
法人県民税		9,559,085	134.5
法人事業税		26,258,120	115.7
利子割県民税		1,604,932	85.2
配当割県民税		699,447	99.4
株式等譲渡所得割県民税		242,031	63.2
地方消費税	譲渡割	22,718,157	96.6
	貨物割	13,999,516	111.7
不動産取得税		3,720,348	104.8
たばこ税		3,649,225	97.8
ゴルフ場利用税		972,764	92.5
自動車取得税		2,646,478	77.3
軽油引取税		17,497,408	104.8
自動車税		26,479,835	97.6
鉾区税		12,449	100.2
狩猟税		46,550	94.1
産業廃棄物処理税		402,000	114.5
旧税	料理飲食等消費税	18	69.2
	特別地方消費税	1	0.9
	軽油引取税	100	38.6
(県税計)		188,913,260	102.1
地方法人特別譲与税		19,987,111	104.1
地方揮発油譲与税		2,950,679	98.0
石油ガス譲与税		190,673	101.6
地方道路譲与税		10	皆増
航空機燃料譲与税		27,440	75.9
(譲与税計)		23,155,913	103.3

(参考)

・平成23年度地方消費税清算金予算

(単位：千円，%)

区分	当初予算額	
	予算額	対前年度予算比
清算金		
地方消費税清算金(歳入)	34,206,884	102.9
地方消費税清算金(歳出)	35,955,714	105.9

・平成23年度市町村交付金予算

(単位：千円，%)

区分	当初予算額	
	予算額	対前年度予算比
交付金		
利子割交付金	809,934	80.8
配当割交付金	416,569	99.7
株式等譲渡所得割交付金	143,771	63.2
地方消費税交付金	18,253,154	108.2
ゴルフ場利用税交付金	684,226	92.8
自動車取得税交付金	1,910,758	77.3
軽油引取税交付金	5,068,364	103.3
産業廃棄物処理税交付金	101,692	113.1
特別地方消費税交付金	100	100.0
(交付金計)	27,388,568	102.5

第5 総務部予算の概要

平成23年度 知事直轄、総合政策局、総務部関係当初予算一覧表

(単位：千円)

区 分	平成 22 年 度			平成 23 年 度			前年度比 (%)	
	当初予算額	財 源 内 訳		当初予算額	財 源 内 訳		予算額	一 般 財 源
		特 定	一 般		特 定	一 般		
A 義務的経費	177,823,006	2,967,528	174,855,478	177,526,826	2,969,817	174,557,009	99.8	99.8
B 公共事業費							-	-
C 国庫補助事業費	1,015,646	1,015,646		205,097	205,097		20.2	-
D 基準行政運営費	16,234,894	3,948,306	12,286,588	14,955,475	2,522,489	12,432,986	92.1	101.2
内 人 件 費	11,977,644	3,801,607	8,176,037	10,740,001	2,377,380	8,362,621	89.7	102.3
訳 運 営 費	4,257,250	146,699	4,110,551	4,215,474	145,109	4,070,365	99.0	99.0
E 単県行政施策費	10,833,800	3,224,086	7,609,714	10,847,661	3,540,243	7,307,418	100.1	96.0
一般会計の計	205,907,346	11,155,566	194,751,780	203,535,059	9,237,646	194,297,413	98.8	99.8
岡山県公共用地等 取得事業特別会計	1,000,000	1,000,000		1,000,000	1,000,000		100.0	-
岡山県収入証紙等 特別会計	4,399,131	4,399,131		3,511,178	3,511,178		79.8	-
岡山県公債管理 特別会計	188,138,598	188,138,598		169,775,882	169,775,882		90.2	-
特別会計の計	193,537,729	193,537,729		174,287,060	174,287,060		90.1	-
合 計	399,445,075	204,693,295	194,751,780	377,822,119	183,524,706	194,297,413	94.6	99.8

平成 2 3 年 度

県民生活部行政の概要

岡山県県民生活部

目 次

第1	重点施策推進の基本的考え方	1
第2	県民生活部予算の概要	5
第3	主要事業	6
県民生活交通課		
1	公益通報者保護制度の推進	6
2	新しい公共支援事業	6
3	ボランティア・NPO活動の促進	6
4	コミュニティ活動の推進	6
5	災害救援専門ボランティア研修事業	7
6	自治組織の活性化促進	7
7	井原線の経営基盤の強化及び利用促進	7
8	中四国横断新幹線の建設促進等	7
9	JR在来線の整備促進	7
10	地方バス路線の運行確保	8
11	地域交通の導入支援	8
12	運輸事業振興助成	8
13	離島航路の維持対策	8
14	国土利用計画法の運用	8
15	岡山県県土保全条例の運用	9
16	国土調査の推進	10
中山間・地域振興課		
1	中山間地域活性化の推進	11
2	過疎対策等の推進	12
3	魅力にあふれた表情豊かな地域づくりの推進	12
4	吉備高原都市の整備	12
5	地域振興拠点施設の整備等	13
市町村課		
1	県市町村間のパートナーシップの構築と市町村の人材育成	14
2	市町村行政に関する事	14
3	市町村財政に関する事	14

4	市町村税政に関すること	15
5	選挙の管理執行等（県選挙管理委員会事務）	15

航空企画推進課

1	岡山空港の管理と利用促進	17
2	岡南飛行場の管理と利用促進	19

国際課

1	多文化共生社会おかやまの実現	21
2	多様な地域との交流の推進	21
3	岡山発国際貢献活動の推進	22
4	地球市民の育成	23
5	海外渡航事務の実施（旅券発給）	24

情報政策課

1	ネットワーク環境の充実	26
2	ITの利活用の推進	27
3	効率的な電子自治体の推進	27

くらし安全安心課

1	消費生活行政の推進	29
2	消費生活センター	30
3	ユニバーサルデザイン（UD）の推進	31
4	交通安全対策の推進	31
5	交通安全思想の普及・徹底	31
6	交通安全県民運動等の推進	32
7	交通事故相談の実施	33
8	安全・安心まちづくりの推進	33
9	犯罪被害者等の支援	35

男女共同参画青少年課

1	男女共同参画施策の総合企画及び連絡調整	36
2	男女共同参画社会の促進	36
3	配偶者等からの暴力防止対策等	36
4	男女共同参画推進センター（ウィズセンター）	37
5	青少年総合対策の推進	37
6	青少年の自立と活力のかん養	38

7	青少年の社会性の伸長	39
8	青少年にとっての良好な環境づくり	39

人権施策推進課

1	人権啓発の推進	41
2	人権研修の充実	42
3	隣保館への支援等	42

第4 行政組織及び職員数

1	県民生活部の組織	43
2	県民局の組織	44
3	県民局の管轄区域	45
4	職員数	47

第5 事務分掌

1	県民生活部の分掌事務	48
2	各課の分掌事務	48
3	県民局の分掌事務	53
4	その他の出先機関の分掌事務	56
5	条例に基づく審査会・審議会・協議会	58

第1 重点施策推進の基本的考え方

県民生活部では、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、「新おかやま夢づくりプラン」に掲げる3つの基本戦略、「“教育と人づくりの岡山”の創造」「“安全・安心の岡山”の創造」「“産業と交流の岡山”の創造」に沿って、県民局と一体となり、県民、ボランティア、NPO、企業など多様な主体との協働により各種施策を推進し、個性や魅力、活力にあふれ、真に豊かさが実感できる岡山県づくりを進める。

平成23年度重点施策・事業の概要

【「教育と人づくりの岡山」の創造】

1 青少年健全育成の推進

「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を中核に、家庭、学校、地域社会と協働して青少年の健全育成を進める県民運動を展開するとともに、青少年の自主性や社会性を育むため青少年のボランティア活動への参加を促進する。

また、青少年総合相談センターの相談支援体制の機能強化を図るとともに、平成22年度に実施した意識調査の結果を踏まえ、「岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）」の策定や、「おかやま子ども・若者サポートネット」の連携強化を図る。

2 人権啓発の推進

人権が尊重される社会を実現するため、「第3次岡山県人権政策推進指針」に基づいて、国・市町村や民間団体等と連携・協力し、様々な人権課題を取り上げたイベント等の開催を通じての啓発事業や研修の実施などにより、人権意識の高揚を図る。

3 男女共同参画の推進

男女が対等な社会の構成員として様々な社会活動に参画する男女共同参画社会の実現を目指

し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」、「第3次おかやまウイズプラン」及び「新おかやま夢づくりプラン」に基づき、男女の意識改革を一層進めるとともに、拠点施設であるウイズセンターの充実や関係団体等との連携を促進する。また、配偶者等からの暴力を容認しない環境づくりを推進し、関係機関との連携や、ボランティア・NPOとの協働により、被害者の保護と自立支援に取り組む。

4 ボランティア・NPO等への活動支援

様々な主体と行政が目標を共有し、「自立と協働」による地域づくりを進めるため、「新しい公共」の担い手として期待されるボランティア・NPO等の活動をさらに促進する必要があることから、新しい公共支援事業を実施するとともに、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターを拠点として、各種情報の提供、人材育成研修、専門相談などを実施する。

また、引き続き、地域づくりのリーダーや災害救援専門ボランティアの養成を図る。

【「安全・安心の岡山」の創造】

5 安全・安心まちづくりの推進

犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指し、県内全域で広がりつつある自主防犯活動の輪が更に大きなものとなり、将来にわたって継続、定着していくよう自主防犯意識の一層の向上や自主防犯活動の組織化、活動内容の充実に対する支援に引き続き取り組む。

また、社会の規範意識の向上と地域の連帯感やきずなの強化に向けて、県民総ぐるみによる「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進するとともに、専任指導者を派遣しての地域安全マップづくり、児童と自主パトロール団体の交流等の市町村事業支援など児童等の安全確保に向けた取組の拡大を図る。

6 暮らしと交通の安全確保

消費者被害に関する相談件数は高止まりの状況で推移し、依然として大きな社会問題となっており、高齢者や青少年を中心に積極的な情報提供を行っていくとともに、岡山県消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談窓口の機能強化を図る。

また、関係部所・機関等との連携や連絡調整を密にし、不適正な取引行為を繰り返す悪質業者の監視・指導・取締りや適正な取引の確保に向けた取組を行うことにより、消費者被害の

撲滅に取り組む。

交通安全対策については、様々な主体との協働により県民運動を展開するとともに、高齢者を中心に交通安全意識の普及・向上を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

さらに、「岡山県犯罪被害者等支援条例」、「第二次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進する。

7 ユニバーサルデザインの推進

誰もが、安全・安心で暮らしやすい社会の実現を目指し、全庁を挙げてユニバーサルデザイン（UD）に配慮した施策の実施に取り組むとともに、NPO等と協働しながら多様な普及啓発事業を展開して、県内全域へのUDの普及と定着を推進する。

【「産業と交流の岡山」の創造】

8 岡山空港の利用促進

岡山空港は、国際線・国内線7路線を有しており、中四国の中核的な空港となるよう、既存路線の拡充や新規路線の開設等に努めるほか、利用促進に取り組んでいる。

本年度は、アジアの元気を呼び込むために、岡山空港におけるアジアからの外国人利用者の大幅な増加を目指すこととし、そのためのインセンティブとなる施策を実施する。

9 交通基盤の充実

過疎化の進行やマイカーの普及等により公共交通の利用者が減少し、中山間地域を中心にバス路線の廃止が見られる。また、高速道路の大幅な料金引下げの影響で、鉄道、バス、フェリーなどの公共交通機関が大打撃を受けている。

こうした中、「公共交通あり方検討会議」の提言も踏まえ、国や市町村、交通事業者等と連携し、県民生活に欠かせない社会基盤である地域公共交通の維持・確保の取組を推進する。

10 高度情報化の推進

誰もが、いつでも、どこでも、ネットワークを自在に活用し、生活の様々な面でITの恩恵を実感できる便利で活力ある社会「ユビキタス・フィールド岡山」の実現を目指して、「新

おかやまIT戦略プログラム（進化・発展版）～おかやまユビキタス・エボリューション～」に基づき、IT関連施策を戦略的に展開する。

また、市町村との協働により、システムの効率化の基本方針を策定し、自治体クラウドの導入を促進するとともに、県内にデータセンターを新たに立地する事業者に対し、電気料金や人件費の一部を助成するための制度を創設する。

11 中山間地域の活性化

中山間地域の活性化については、集落機能の維持・強化に取り組む「おかやま元気！集落」の活動を支援し、その拡大を図るとともに、地域の創意工夫を生かした取組や地域の実情に適した交通手段の導入への支援、地域住民の生活・交流基盤の整備などソフト・ハード両面から重点的、効果的に施策を推進する。

また、県民局が地域の課題やニーズを踏まえ、市町村や商工団体、農業団体等と連携し地域産業の振興など地域活力の創出に取り組む。

12 世界に開かれた国際活動の推進

「新おかやま国際化戦略プラン」及び「国際貢献活動の推進に関する条例」に基づき、「世界とともに発展する共生と貢献の岡山県づくり」に向け、多文化共生社会づくり、多様な地域との交流推進、本県の特性を生かした国際貢献活動の推進、地球市民の育成などに取り組む。

第2 県民生活部予算の概要

(単位：千円)

区 分		平成22年度 当初予算額 (A)	平成23年度 当初予算額 (B)	比較(%) (B)/(A)
一般 会 計	A 義務的経費	(211,951) 2,118,060	(664,958) 1,610,358	(313.7) 76.0
	B 公共事業費	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(126,669) 709,210	(112,322) 645,376	(88.7) 91.0
	D 基準 行政 運営費	(2,480,323) 2,502,632	(2,397,512) 2,423,674	(96.7) 96.8
	人件費	(1,871,248) 2,481,202	(2,342,888) 2,803,939	(125.2) 113.0
	運営費	(4,351,571) 4,983,834	(4,740,400) 5,227,613	(108.9) 104.9
	計	(2,763,171) 3,917,364	(2,572,658) 3,501,439	(93.1) 89.4
	E 単県行政施策費	(7,453,362) 11,728,468	(8,090,338) 10,984,786	(108.5) 93.7
	一般会計の計	() 856,725	() 869,768	() 101.5
	特別会計の計	(7,453,362) 12,585,193	(8,090,338) 11,854,554	(108.5) 94.2
合 計				

() は一般財源

第3 主要事業

県民生活交通課

1 公益通報者保護制度の推進

事業者内部の法令違反行為について、労働者が通報を行う通報先として「公益通報総合窓口」を設置し、労働者からの通報や相談の受付を行う。

また、通報の対象となる法律を担当している各担当課との連絡調整を図り、公益通報に関する事務処理が円滑かつ適切に行われるよう努める。

2 新しい公共支援事業

複雑化・多様化する県民ニーズに対応して、NPOなど民間団体もきめ細かな公共サービスの提供に参画するいわゆる「新しい公共」について、その担い手となる団体が、積極的・自立的に活動できるよう、活動基盤整備をはじめ、寄附募集及び融資利用のための支援を行うとともに、地域課題の効果的・効率的な解決を図るためのモデル事業を推進するなど、その環境づくりを行う。

3 ボランティア・NPO活動の促進

県民のボランティア・NPO活動を促進するため、情報提供や人材育成研修、専門相談、県内各地への出前セミナー等の各種支援事業を実施する。その拠点となる岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（平成17年9月開設）については、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会と特定非営利活動法人岡山NPOセンターとで構成する管理運営共同体が、指定管理者として民間の自由な発想を活かした管理運営を行っている。（指定期間：平成28年3月末まで）

また、特定非営利活動促進法に基づき、法人の設立認証・監督等の事務を行う他、NPO法人の設立促進のため、NPO法人設立出前説明会をニーズに応じて開催する。

〈NPO法人数〉

年度末	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
法人数	4	27	48	77	119	200	246	299	401	446	481	537	582

4 コミュニティ活動の推進

地域住民の自主と連帯に支えられた地域づくりの実現を図るため、コミュニティを基盤とした地域活動を一層普及促進するための各種施策を推進する。

(1) コミュニティの活性化

コミュニティ関係者の自主的、主体的な参加意識を高めるため、コミュニティ情報の収集・提供を行うなど、コミュニティ活動の推進を図る。

(2) ふるさとづくりももたろう塾の運営

地域づくりのリーダーとして活躍していく意欲のある人（40名程度）を対象に1年制の塾を

運営する。

5 災害救援専門ボランティア研修事業

災害時に被災者の支援に役立つ専門的な知識や技術を有する者を「災害救援専門ボランティア」として事前に登録するとともに、各ボランティアのスキルアップや新規養成を図るための研修を行う。

6 自治組織の活性化促進

(1) 知事・町内会長等懇談会の開催

知事と各県民局管内町内会長等が一堂に会して、地域が抱えている諸問題について意見交換を行うとともに、県政への提言を受ける。

(2) 永年勤続町内会長・区長等表彰

県内各地において町内会長・区長等住民自治組織の長として、多年にわたり地域活動の推進に寄与し、地方自治の発展に極めて功績があった者を知事表彰する。

7 井原線の経営基盤の強化及び利用促進

井原鉄道(株)は、岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ重要な公共交通機関であり、この運行を維持確保していくため、関係自治体と連携して、線路や車両など輸送のためのインフラ的な部分の費用に限って補助する「上下分離方式に準じた方式」による公的支援を行い、井原鉄道(株)の経営基盤の強化を図る。

また、県の広報媒体等を通じた積極的な井原線の利用促進に努める。

(1) 井原線の施設概要

ア 区 間 総社駅 ～ 神辺駅間 41.7km

イ 総工事費 約427億円(全額国庫)

(2) 井原鉄道(株)の概要

ア 設 立 昭和61年12月1日

イ 資 本 金 7億円

ウ 株 主 岡山県、広島県、関係7市町、民間(H23.4.1現在)

8 中四国横断新幹線の建設促進等

中四国横断新幹線の建設は、新たな南北軸の形成により、中四国の一体的な振興・発展に大きな役割を果たすものであり、その早期実現を図る。

また、新幹線実現までの段階的な整備として、JR伯備線、JR瀬戸大橋線へのフリーゲージトレインの早期導入を推進する。

9 JR在来線の整備促進

JR伯備線、吉備線、津山線等の一層の利便性向上を図るため、増便、乗り継ぎ改善、所要時間の短縮等について、JR西日本をはじめ関係機関に対して働きかけていく。

10 地方バス路線の運行確保

地域住民の生活に不可欠なバス路線の運行を確保するため、国制度の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」、国制度を補完するものとして平成14年度に創設した単県制度の「地域振興特定路線維持費補助制度」により、運行費やバス車両減価償却費等に対する補助を行う。

また、バス事業者が路線退出を申し出た場合等に、地域における生活交通の確保等について協議するため、岡山県生活交通対策地域協議会を開催する。

11 地域交通の導入支援

これまで地域の生活交通は路線バスが中心であったが、近年の規制緩和等により乗合タクシーやボランティア有償運送が制度化され、中山間地域など利用者が少ない地域にも適した交通手段の導入が可能になった。

このため、市町村等が中山間地域で、地域の実情に即した交通手段を導入する場合に補助を行う。

12 運輸事業振興助成

公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制及び輸送サービスの改善等を図るため、営業用バス及びトラックについて、次の事業を実施する（社）岡山県バス協会及び（社）岡山県トラック協会に対して補助を行う。

- (1) 岡山県バス協会 バス停留所整備、輸送サービス改善、安全運行対策、維持運行管理、中央事業への出捐
- (2) 岡山県トラック協会 情報ネットワーク開発、輸送サービス改善、交通安全・環境対策、災害輸送対策、施設整備充実、経営の近代化・合理化推進、融資のための基金造成、中央事業への出捐

13 離島航路の維持対策

離島振興法により指定された離島振興対策実施地域において、離島住民の生活に不可欠な航路を維持するため、国及び関係市とともに離島航路事業者に対して補助を行う。

14 国土利用計画法の運用

- (1) 国土利用計画（岡山県計画）の管理等

国土利用計画は、国土の利用に関する行政上の指針として、基本構想や土地利用区分ごとの目標面積等について定めるもので、国の全国計画を基本に県計画、市町村計画を策定している。

（県計画最終改定：平成21年3月）

- (2) 岡山県土地利用基本計画の管理

県土の適正な利用を図るため、県下全域を①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域に区分する土地利用基本計画を策定し、毎年度、計画図の変更を行っている。（計画書最終改定：平成22年3月）

<地域区分ごとの面積>

(単位：ha、H23.3.31現在)

地域区分	面積	地域区分	面積
都市地域	219,743	自然公園地域	81,503
農業地域	529,078	自然保全地域	200
森林地域	488,188	白地地域	4,527

(注) 各地域間には重複があるため、地域ごとの面積の合計は県土の総面積とは一致しない。

(3) 土地取引の規制

一定面積以上の土地取引を知事に届けさせ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る観点から審査するとともに、取引価格を把握している。

- ・対象面積：市街化区域 2,000㎡
- その他の都市計画区域 5,000㎡
- 都市計画区域外 10,000㎡
- ・平成22年 届出受理件数 118件

(4) 土地価格の調査

一般の土地取引に対して指標を示すことにより適正な地価の形成を図るため、毎年、国が地価公示（1月1日基準日）、県が地価調査（7月1日基準日）を実施し、公表している。

<地価の推移（全用途の対前年比）>

(単位：%)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
地価公示	▲8.4	▲7.2	▲5.7	▲3.5	▲1.4	▲0.6	▲1.6	▲3.0	▲3.1
地価調査	▲6.1	▲5.5	▲4.6	▲2.7	▲1.5	▲1.2	▲2.7	▲3.2	—

県内の全用途の平均変動率は、地価公示・地価調査ともに下落傾向が続いている。現在の岡山県における不動産需要は弱く、今後も地価の下落は続くと思われる。

1.5 岡山県県土保全条例の運用

県土の無秩序な開発を防止するため、県土保全条例による許可等による規制と誘導により、開発行為の適正化を図っている。

(1) 条例の主な内容

ア 10ha以上の開発行為に対する事前協議

イ 1ha以上の開発行為に対する許可

※岡山市及び倉敷市（10ha未満）の開発については、適用除外

(2) 開発許可の状況

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
許可件数	1	1	0	4	1	1

16 国土調査の推進

毎筆の土地の地籍事項(所有者、地番、地目、境界及び地積)を明らかにして、土地行政の基礎資料とするため、平成23年度は8市町で地籍調査の実施を予定している。

調査結果は、数値情報化され、基礎データとして様々な行政分野で活用されている。

なお、平成22年度までに19市町村が事業を完了しており、実施率は82.1%となっている。

(単位：km²)

第6次十箇年計画策定時(H22.5)		補助事業実績				
全県面積	計画除外面積	要調査面積	地籍調査実施済面積	実施率	数値情報化実施面積	実施率
	(国有林等)	A	(S27~H22) B	B/A	(S61~H22) C	C/A
7,113.21	509.44	6,603.77	5,420.31	82.1%	4,884.99	74.0%

(H23.3.31現在)

中山間・地域振興課

中山間地域においては、過疎化、高齢化が進行し、小規模高齢化集落の問題をはじめ、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業の活力の低下など様々な問題が生じている。一方、この地域は、水源かん養や国土保全、農林水産物の安定供給、さらには県民の憩いと安らぎの場の提供など、多面的、公益的な機能を有しており、地域住民はもとより、県民全体にとっても重要な役割を果たしている。このため、「岡山県中山間地域活性化基本方針」（平成22年度改訂）に基づき、市町村や地域住民、民間団体等と連携しながら、中山間地域対策を総合的、効果的に推進する。

1 中山間地域活性化の推進

(1) 中山間地域等活力創出支援事業

過疎化、高齢化が進行している中山間地域の活性化を図るため、集落機能の維持・強化に取り組む「おかやま元気！集落」の活動や地域の創意工夫を生かした取組を支援するとともに、地域産業の振興など地域活力の創出に努める。

ア おかやま元気！集落支援事業

小規模高齢化集落など単独では集落集落機能の維持が困難な集落について、周辺の複数の集落が連携し広域的に支えあうため、小学校区、大字等の単位で新たな地域運営組織を設け、集落機能の維持・強化に取り組む地域を「おかやま元気！集落」として、中山間地域の活性化の原動力と位置づけ、その活動を支援し、拡大を図る。

イ 頑張る地域応援事業

中山間地域の主体的、自立的な地域づくりを促すため、市町村が実施する地域の資源を生かした創意工夫あふれる取組を積極的に支援する。

ウ 中山間地域協働支援センター事業

中山間地域の活性化に資する人材の育成や、NPO、大学、民間企業等多様な主体のネットワークづくりを進め、活性化の取組のすそ野の拡大を図るほか、「おかやま元気！集落応援団」を設け、集落の活動を支援する。

エ 地域活力創出事業

県民局が、地域の課題やニーズを踏まえ、市町村や商工団体、農業団体等と連携しながら地域産業の振興など地域活力の創出に取り組む。

(2) 交流・定住の促進

中山間地域等への定住促進を図るため、交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」等を通じて、都市住民等の田舎暮らし志向のニーズに応じた情報を提供するとともに、官民協働で、関西圏の都市住民を対象に岡山県の魅力をPRする本県独自の総合相談会として交流・定住フェアや相談デスクを開催する。

また、定住に当たって大きな課題となる住居については、市町村や住宅関連団体と連携して、空き家の掘り起こしを行うとともに、情報提供を行う。

2 過疎対策等の推進

(1) 過疎対策の計画的推進

平成22年度から27年度を計画期間とする「岡山県過疎地域自立促進方針」及び「岡山県過疎地域自立促進計画」、市町村の「過疎地域自立促進計画」を踏まえ、県と市町村が一体となって、国・県の補助事業や過疎対策事業債の配分等を通じ、総合的かつ計画的な過疎対策を推進する。

(2) 特定地域対策等の推進

辺地及び離島地域の振興については、市町村が策定する「辺地総合整備計画」及び「岡山県離島振興計画」に基づき個性と活力ある地域づくりを推進する。

発電用施設周辺地域整備法等電源三法に基づく各種交付金により、電源地域における公共施設の整備等を促進する。

3 魅力にあふれた表情豊かな地域づくりの推進

美しい自然や歴史、伝統・文化等の恵まれた資源を積極的に活用し、魅力にあふれた表情豊かな地域づくりを推進する。

(1) 頑張る地域応援事業(再掲)

中山間地域の主体的、自立的な地域づくりを促すため、市町村が実施する地域の資源を生かした創意工夫あふれる取組を積極的に支援する。

(2) 地域づくりのネットワーク化

地域づくり団体のためのポータルサイトとして開設した「晴れの国づくりNET」により、地域づくり団体の情報交換や団体間の交流を促進させ地域づくりのネットワーク化を推進する。また、地域づくり団体全国協議会の助成事業や先進的な地域づくり実践活動者として認定した「地域づくりマイスター」との連携などにより地域づくり団体の活動をサポートする。

4 吉備高原都市の整備

吉備高原都市については、平成14年3月に策定した「吉備高原都市の今後の整備方針」に基づき、地元町や立地企業、住民などとの連携のもと企業誘致や生活基盤の充実など整備済区域の活性化、魅力ある都市づくりを進める。なお、民間等による開発が見込まれる場合は、都市整備の理念との整合を図りながら弾力的に対応する。

吉備高原都市住区のうち一般分譲地については、民間ノウハウを活用しつつ、早期分譲に努める。また、集合住宅用地については、補助制度を導入することにより分譲の促進を図る。

5 地域振興拠点施設の整備等

寄島干拓地、浜山干拓地については、関係部局や地元市と連携しながら、企業誘致等による土地利用の促進を図る。

市町村課

1 県市町村間のパートナーシップの構築と市町村の人材育成

(1) 県市町村間のパートナーシップの構築

ア 知事と各県民局管内の市町村長が地域の行政課題等についてフリートーキングを行う「知事・市町村長会議（夢づくり地域サミット）」を開催し、県と市町村の連携、協力を進める。

イ 市長会、町村会及び（財）岡山県市町村振興協会との連携の強化に努める。

(2) 職員の相互交流の促進

昭和56年度から県と市町村の間で双方同一人数による職員の派遣を実施しており、平成22年度までに504名の職員交流を行っている。

2 市町村行政に関すること

(1) 一般行政の充実

市町村及び一部事務組合等における適正な行政運営を確保するため、一般行政事務、議会運営等について助言を行う。

(2) 職員給与、定員管理等の適正化

効率的な行財政運営を実現するため、職員給与、定員管理等の適正化について助言を行う。

ア 職員給与の適正化

県内市町村のラスパイレス指数は概ね国より低い水準を保っており、平成22年4月1日現在の県内市町村（岡山市を除く。）の平均は98.3となっている。

イ 定員管理の適正化

県内市町村（一部事務組合を含む。岡山市は除く。）の総職員数は、平成9年度から減少に転じており、平成22年4月1日現在で14,091名（前年比220名減）となっている。

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

平成15年8月25日に本格稼働した住民基本台帳ネットワークシステムについて、県と市町村の連携のもとに、セキュリティの確保を図りながら、円滑な運用に努める。

3 市町村財政に関すること

(1) 健全な財政運営の助言

平成21年4月に全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が財政の早期健全化・再生判

断基準の指標として、また、資金不足比率が公営企業の経営健全化の指標として用いられることから、これらの指標の悪化が懸念される市町村について、財政健全化策を盛り込んだ自主的な財政運営適正化計画の策定などを通じ、個別の課題に応じた助言を行う。

(2) 財政状況の開示の推進

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行や公会計の整備推進に伴い、財政の透明性を一層高め、住民への説明責任を果たすことが求められていることから、他団体との比較が可能で、住民にわかりやすい財政情報の積極的な開示に取り組むよう助言を行う。

(3) 地方交付税の算定等

適正な算定に努めるとともに、交付税検査を実施して、算定に用いた数値の確認を行う。

(4) 地方債発行の同意等

市町村等が実施する公共施設の整備等に係る地方債の発行について、同意に係る事務を行う。なお、実質公債費比率、公営企業の資金不足比率等の高い市町村等については、地方債発行にあたって許可が必要とされており、その際には、公債費負担適正化計画、資金不足等解消計画等の内容、実施状況などを勘案し、許可に係る事務を行う。

4 市町村税政に関すること

(1) 市町村税に関する助言

市町村税の適正・公平な賦課徴収についての助言を行う。

(2) 地方特例交付金の算定、地方譲与税の譲与

地方特例交付金の算定・交付及び各地方譲与税の譲与を行う。

(3) 固定資産税評価額の均衡化・適正化の推進

固定資産評価基準に基づき、固定資産の評価の均衡化・適正化を引き続き推進するとともに、評価事務が円滑に進むよう助言を行う。

5 選挙の管理執行等（県選挙管理委員会事務）

(1) 県議会議員選挙の管理執行

統一地方選挙として平成23年4月10日に行われる県議会議員選挙の管理執行を行う。

- ・ 告示日 4月1日
- ・ 選挙期日 4月10日
- ・ 任期満了日 4月29日
- ・ 選挙すべき数 56人（20選挙区）

(2) 明るい選挙推進事業の実施

県民の政治意識の高揚を図るとともに、明るく正しい選挙を実現するため、各種啓発事業を実施する。

(3) 政治団体の届出等の受理等（政治資金規正法関係事務）

政治団体の設立届等の受理及び公表、収支報告書の受理、要旨の公表及び閲覧事務を行う。

(4) 政党支部の報告書の受付等（政党助成法関係事務）

政党交付金の支部報告書の受付及び閲覧事務を行う。

航空企画推進課

1 岡山空港の管理と利用促進

(1) 施設概要

岡山空港は、県が設置・管理する地方管理空港であり、昭和63年3月にジェット機の就航が可能な2,000m滑走路の空港として開港した。その後、滑走路を延長し、平成13年度には、3,000mの滑走路を供用開始し、また、ターミナルビルについても、国際線旅客ターミナル増築や新たな貨物ターミナル整備に取り組んできた。

所在地		岡山市北区日応寺
標点の位置及び標高		(位置) 北緯34度45分25秒 東経133度51分19秒 (標高) 239.2m
空港の種別		地方管理空港
施設概要	敷地面積	約187ha
	着陸帯	(長さ) 3,120m (幅) 300m
	滑走路	(長さ) 3,000m (幅) 45m
	誘導路	(長さ) 3,653m (幅) 23m、26.5m、30m
	エプロン	(面積)約7.4ha (駐機場) 7スポット、小型機6スポット

(2) 定期路線の状況

岡山空港の定期路線は、国内3路線、国際4路線の計7路線である。

	路線名	便数	航空会社名	開設時期
国内線	東京線	9便/日	全日本空輸: 5便/日	昭和63年3月
			日本航空: 4便/日	平成14年7月
	札幌線	1便/日※	全日本空輸	平成2年12月
	沖縄線	1便/日	日本トランスオシャン航空	昭和63年3月
国際線	ソウル線	1便/日	大韓航空	平成3年6月
	上海線	1便/日	中国東方航空	平成10年6月
	グアム線	2便/週	コンチネンタル航空	平成10年7月
	北京・大連線	3便/週	中国東方航空	平成19年7月

※札幌線は5月～10月の季節運航

(3) 平成22年度の利用状況

年間の利用者数(チャーター便を含む。)は約131万人で、前年度と比べて0.8%の減となったが、国際定期線は約22万人と過去最高の利用者数となった。路線別・年度別の実績は、別表(20頁)のとおりである。また、チャーター便は、国際線が中心であるが、台湾や韓国等との間で87便(片道ベース)が運航された。

(4) 路線の拡充

中四国における中核的な空港となるよう、空港の利便性を更に向上させるため、既存定期路線の充実に努めるとともに、チャーター便の運航促進に取り組み、新規路線の開設をめざす。

ア 国内線

- ・東京線について、羽田空港再拡張による発着枠拡大に合わせて、増便を働きかける。
- ・札幌線について、年間を通じた継続運航を働きかける。

イ 国際線

- ・中国、韓国の定期路線について、利用者の増加に努めながら、増便等を働きかける。
- ・チャーター便誘致のための新たな助成制度を活用して、アジアからのインバウンド利用客の増加に取り組む。

(5) 利用促進活動の展開

県内はもとより、近隣県や路線就航先からの集客を図るため、空路利用を促進する会等と一体となって、利用促進活動を強力に展開する。

ア 企業・団体への個別訪問による働きかけ

イ 旅行会社への旅行商品の企画・販売の要請

ウ 新聞、雑誌への広告掲出、空港時刻表の発行など各種広報活動

エ 岡山空港を利用した団体・修学旅行への助成

オ 広島、兵庫、山陰、四国等近隣地域への広報活動

(6) その他の取組

- ・貨物チャーター便などを利用した航空貨物の促進に努める。
- ・空港施設利用者の利便性の向上を図るため、引き続き、第4駐車場と空港ターミナルビルの間での無料シャトルバスの運行を行う。

2 岡南飛行場の管理と利用促進

(1) 施設概要

岡南飛行場は、昭和63年3月の現岡山空港の開港に伴い、小型航空機専用の飛行場として供用開始され、防災用などの公共ヘリコプター基地、飛行訓練、航空測量等の航空関連事業などに幅広く利用されている。施設としては、これまで、駐機場の拡張、管理棟や給油施設の整備などを行ったところである。

所在地	岡山市南区浦安南町	
標点の位置及び標高	(位置) 北緯34度35分29秒 東経133度56分00秒 (標高) 0.0m	
空港の種別	その他の空港	
施設概要	敷地面積	約60ha
	着陸帯	(長さ) 1,320m (幅) 120m
	滑走路	(長さ) 1,200m (幅) 30m
	誘導路	(長さ) 720m (幅) 18m
	エプロン	(面積) 約7.4ha (駐機場) 65スポット

(2) 利用状況と今後の取組

平成22年度の着陸回数は、5,472回（前年度比2.1%増）であり、格納庫用地等には10団体が立地している。今後とも、小型航空機の更なる利用促進や新規事業者の立地促進に取り組み、賑わいの創出に努める。

岡山空港旅客便利用者数及び搭乗率の推移

年度	東京線		札幌線		鹿児島線		沖縄線		国内線・計	
	利用者数 (人)	搭乗率 (%)								
12	517,163	69.6	95,661	56.0	33,856	64.1	78,815	76.1	776,157	66.7
13	612,365	70.9	107,020	62.7	33,845	64.2	77,095	66.3	882,251	68.1
14	997,756	68.5	136,793	71.0	33,690	62.5	88,067	75.2	1,297,265	68.6
15	1,148,900	65.1	141,145	71.4	33,914	62.0	90,476	76.9	1,463,120	65.7
16	1,097,033	72.6	141,214	68.0	30,590	58.6	91,768	79.5	1,411,646	71.5
17	1,110,329	69.6	141,302	68.2	32,606	62.0	94,932	82.8	1,391,198	70.0
18	1,131,160	72.7	135,209	66.5	29,849	56.8	93,648	81.9	1,389,866	72.2
19	1,037,080	76.2	126,408	61.8	28,553	54.9	100,824	78.6	1,292,865	74.1
20	991,632	69.2	121,817	61.5	26,873	52.1	90,825	74.2	1,231,147	68.2
21	927,548	68.4	59,140	71.0	24,336	47.2	82,914	68.2	1,093,938	67.8
22	907,693	64.2	69,421	70.4	13,896	45.6	86,773	72.2	1,077,783	64.8

年度	ソウル線		上海線		北京・大連線		グアム線		国際線・計		チャーター便	合計	
	利用者数 (人)	搭乗率 (%)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	搭乗率 (%)								
12	110,044	79.2	23,008	75.8			29,766	74.3	162,818	75.7	8,285	947,260	68.4
13	97,870	68.2	22,908	77.1			24,505	59.9	145,283	77.8	16,676	1,044,210	68.1
14	91,930	61.3	36,127	80.2			16,843	52.8	144,900	67.9	13,205	1,455,370	68.1
15	57,850	65.1	25,837	54.2			17,237	54.5	100,924	63.9	1,963	1,566,007	65.3
16	77,898	73.4	68,372	63.4			21,467	66.9	167,737	60.0	11,315	1,590,698	71.1
17	94,733	71.5	61,201	57.5			17,828	55.3	173,762	68.2	9,125	1,574,085	69.3
18	108,522	63.3	75,364	68.8			18,053	56.0	201,939	64.1	10,984	1,602,789	71.1
19	108,489	60.1	62,576	61.7	8,638	46.7	19,916	60.6	199,619	64.5	18,760	1,511,244	71.8
20	109,650	79.3	45,886	51.4	12,969	42.3	16,119	51.5	191,200	62.6	11,558	1,433,905	67.4
21	126,220	61.0	56,007	52.0	21,994	55.7	13,480	44.1	217,701	56.6	9,035	1,320,674	65.7
22	111,000	82.3	69,839	63.6	21,859	53.4	16,307	59.5	219,005	70.0	12,918	1,309,706	65.6

※①札幌線は、平成21年度から季節運航。H21年度：6月～9月及び3月(1日1往復)、H22年度：5月～10月(1日1往復)。

※②鹿児島線は、H22.10.31から運休。

※③「国内線計」及び「合計」欄の利用者数、搭乗率は、仙台線(H17年度まで)、宮崎線(H16年度まで)を含む。

※④平成20年度の「国際線計」及び「合計」欄の利用者数、搭乗率は、香港線(利用者数6,576人、搭乗率41.8%)を含む。

※⑤合計の搭乗率はチャーター便を含まない。

国際課

1 多文化共生社会おかやまの実現

(1) 在住外国人支援

① 多文化共生ポータルサイトの運営

外国人向けの身近な生活情報や留学生向けの生活応援情報等を5か国語で提供し、在住外国人の暮らしをサポートすることを目的とする「多文化共生ポータルサイト」を運営する。

② 災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の確保

大規模災害時に外国人のコミュニケーションを支援する災害救援専門ボランティアについて、新たな人材の発掘とスキルアップのための研修会を開催する。

③ 日本語学習指導者のスキルアップ

日本語学習が必要な在住外国人が効果的に勉強できる環境を整備するため、日本語学習指導者のスキルアップ研修会や意見交換会を開催する。

④ 多文化共生に係る相談窓口・機関の連携

在住外国人の抱える問題に的確かつ円滑に対応するため、県・市町村等の外国人相談窓口や女性・青少年等の専門相談機関の連携体制を構築する。

(2) 多文化共生の地域づくり

① 地域共生サポーターの育成

地域で生活する外国人を支援し、地域レベルで県民と在住外国人とのパイプ役となるボランティア人材を育成するための講座を開催する。

② 多文化共生啓発リーダー（仮称）養成事業

地域社会全体に多文化共生社会づくりの意識啓発を図り、活動の輪を広げるため、在住外国人やボランティアの中からリーダーとなる者を養成するための研修等を行う。

③ 留学生フォローアップ事業

留学生に卒業後も本県の理解者として活躍してもらうための就職支援やネットワークづくりを行う。

2 多様な地域との交流の推進

(1) 友好提携地域とのパートナーシップ交流の推進

① 中国・江西省との交流

平成4年6月に友好交流協定を締結した江西省とは、訪問団の派遣・受入等を通じて、農業、経済、教育等の分野で交流を進めるとともに、海外技術研修員の受入れなどを行う。

また、平成24年度の友好交流協定締結20周年に向け、関連事業の検討を行う。

②オーストラリア・南オーストラリア州との交流

平成5年5月に友好交流協定を締結した南オーストラリア州とは、これまで培ってきた交流実績を生かしながら、交流の活性化に取り組む。

③インド・マハーラーシュトラ州地域との交流

ピンプリ・チンチワッド市からの環境分野の技術研修員の受入れ等を通じて、友好交流協定先である同市及びプーネ市等との交流事業の推進を図るとともに、マハーラーシュトラ州とも友好促進に向けた協議を進める。

④韓国・慶尚南道キョンサンナムドとの交流

平成21年10月に友好交流協定を締結した慶尚南道とは、高校生派遣事業、岡山紹介事業等を通じて、経済、文化、教育などの分野において交流を進める。

(2)多様な分野における幅広い交流の推進

①海外県人会の活動促進及び交流の推進

本県からの移住者などにより県人会が組織され、交流の長い歴史があるブラジル、アルゼンチン、ペルー、ボリビアの南米諸国とは、県人会及び移住者に対して情報提供を行うとともに、南米県人会の活動促進を行う。

3 岡山発国際貢献活動の推進

(1)本県の特性を生かした国際貢献活動の推進

①国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技術移転事業

NGO・NPO等と連携し、開発途上国等を対象とした研修員の受入れ及び専門家の派遣を行い、本県の特性を生かした国際貢献活動として技術支援活動を推進する。

- ・ NGOプロポーザル枠 開発途上国で活動している県内NGO・NPO等が現地の技術移転のニーズを踏まえて立案した技術移転プランに基づいて行われる受入れ（1名程度）及び派遣（1地域程度）
- ・ 友好交流・移住者枠 中国・江西省及びインド・マハーラーシュトラ州地域、南米県人会の推薦による受入れ（4名程度）

②国際救援物資の備蓄事業

広く県民や県内企業等の協力を得ながら、国際救援活動（県内外の災害救援を含む。）に必要な毛布等の物資を岡山空港内の救援物資備蓄センターに備蓄するとともに、災害発生時に国際救援活動を行う県内NGO・NPO等に物資を提供し、その活動を支援する。

③国際救援活動要員の養成

国際救援活動の現場で求められる職務を的確に果たすことができる人材を養成する講座を開催する。

(2) 県民、企業、NGO・NPO等が参加、活動しやすい環境づくり

①おかやま国際貢献月間の集中取組

国際貢献活動の推進に関する条例に定められた「おかやま国際貢献月間」(10月)に、国際貢献に係るイベントを開催し、県民の国際貢献活動への理解と参加意識を高めるとともに、NGO・NPO等の交流・連携を促進する。

②岡山発国際貢献活動の推進

県内に本部等の拠点を置くNGO・NPOや企業等の2以上の団体が連携・協働して実施する国際貢献活動を支援し、岡山発の国際貢献活動をより一層推進する。

③おかやま国際協力大使の委嘱

本県出身のJICAボランティアを「おかやま国際協力大使」に委嘱し、大使からの現地活動報告を県ホームページ等で広報することを通じ、開発途上国の現状や国際貢献活動の意義等について県民の理解促進を図る。

4 地球市民の育成

(1) 多彩な主体による国際感覚豊かな人づくり

①地域における国際交流機会の提供と参加促進

市町村やNGO・NPO、ボランティア等が主体となった国際交流活動や在住外国人との交流活動などが活発に展開されるよう、活動手法や海外事情等に関する情報提供、参加促進のための広報活動などの支援を行う。

②語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)

地域における国際交流の推進と外国語教育の充実を図るため、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等から外国青年を招致し、国際交流員及び外国語指導助手として配置する。国際交流員は、県において国際交流等の業務や国際理解の出前講座等を実施し、外国語指導助手は、小・中・高校において外国語指導等の業務に従事する。

③国際理解教育等の推進

(財)岡山県国際交流協会と連携し、多様な主体による国際感覚豊かな人づくり、地域で外国人住民を受け入れる仕組みづくりなどの事業を実施し、地域の国際化に向けた取組を進める。

(2) 地球的視野を持って行動できる人づくり

①幅広い国際ボランティア活動への参加促進

通訳・翻訳、ホームステイ受入れ、日本語指導等のボランティアを登録・派遣する「国際ボランティア人材バンク」の運営と広報を行うことにより、幅広い県民の国際ボランティア活動への参加を促進する。

②国際交流・国際貢献・多文化共生社会づくりのリーダーの育成

(財)岡山県国際交流協会や公設国際貢献大学校等と連携して、「多文化共生啓発リーダー」(仮称)や「災害救援専門ボランティア(通訳・翻訳)」など、専門的能力を持ちリーダーとして活躍できるボランティアの育成を行う。

5 海外渡航事務の実施(旅券発給)

旅券法に基づき、海外へ渡航するために必要な一般旅券の発給を行う。県民の旅券取得の利便を図るため、平成18年10月に旅券の申請受理と交付事務を全市町村に権限移譲し、県においては旅券の作成及び市町村支援等の事務を実施している。

今年度においても、旅券事務が円滑に実施されるために必要な取組を行う。

・平成22年度一般旅券交付件数 47,467件

● 岡山県及び県内市町村の友好(姉妹)提携の状況

平成23(2011)年4月1日現在

県・市町村名	提携先(国・地域)	提携年月日
岡山県	江西省(中国)	平成4(1992)年6月1日
	南オーストラリア州(オーストラリア)	平成5(1993)年5月7日
	ブーネ市(インド・マハーラーシュトラ州)	平成18(2006)年1月19日
	ピンプリ・チンチワッド市(インド・マハーラーシュトラ州)	平成18(2006)年1月20日
	慶尚南道(韓国)	平成21(2009)年10月17日
岡山市	サンノゼ市(米国・カリフォルニア州)	昭和32(1957)年5月26日
	サンホセ市(コスタリカ)	昭和44(1969)年1月27日
	プロブディフ市(ブルガリア)	昭和47(1972)年4月28日
	洛陽市(中国・河南省)	昭和56(1981)年4月6日
	富川市(韓国・京畿道)	平成14(2002)年2月26日
	新竹市(台湾)	平成15(2003)年4月21日
倉敷市	サンクトペルテン市(オーストリア)	昭和32(1957)年9月29日
	カンザシティ市(米国・ミズーリ州)	昭和47(1972)年5月20日
	クライストチャーチ市(ニュージーランド)	昭和48(1973)年3月7日
	鎮江市(中国・江蘇省)	平成9(1997)年11月18日
津山市	サンタフェ市(米国・ニューメキシコ州)	平成11(1999)年10月30日
玉野市	統營市(旧忠武市)(韓国・慶尚南道)	昭和56(1981)年8月3日
	九江市(中国・江西省)	平成8(1996)年10月5日
	グロスター市(米国・マサチューセッツ州)	平成16(2004)年7月23日
高梁市	トロイ市(米国・オハイオ州)	平成2(1990)年5月4日
新見市	信陽市瀕河区(中国・河南省) (旧信陽市行政区画再編により、2000年4月26日信陽市瀕河区と友好都市締結)	平成4(1992)年4月16日
	ニューパルツ・ヴィレッジ(米国・ニューヨーク州)	平成10(1998)年10月9日
	シドニー市(カナダ・ブリティッシュコロンビア州)	平成20(2008)年6月30日
備前市	クレア&ギルバートパレー町(オーストラリア・南オーストラリア州) (旧クレア町1997年7月1日合併により町名変更)	平成2(1990)年1月18日
瀬戸内市	ミティリニ市(ギリシャ)	昭和57(1982)年7月6日
	密陽市(韓国・慶尚南道)	平成17(2005)年11月12日
赤磐市	ヴァルハウゼン村(ドイツ・ラインラントファルツ州)	平成7(1995)年4月19日
真庭市	ビクターハーバー市(オーストラリア・南オーストラリア州)	平成12(2000)年5月26日
	瑞金市(中国・江西省)	平成13(2001)年1月16日
美作市	サン・ヴァランタン(フランス・アンドル県)	昭和63(1988)年4月6日
	サンクト・ヴァレンティン(オーストリア・ニーダーエステライヒ州)	平成6(1994)年10月25日
	サン・ヴァランタン(カナダ・ケベック州)	平成9(1997)年10月24日
浅口市	ティー・ツリー・ガリー市(オーストラリア・南オーストラリア州)	平成19(2007)年10月4日
	高安市(中国・江西省)	平成21(2009)年10月14日
和気町	上海市嘉定区(中国・上海市)	平成4(1992)年10月15日
	ハナ町(カナダ・アルバータ州)	平成5(1993)年3月21日
鏡野町	イヴェルドン・レ・バン市(スイス・ヴォ州)	平成8(1996)年10月7日
久米南町	バロッサ市(オーストラリア・南オーストラリア州)	平成14(2002)年8月22日
吉備中央町	淮安市登州区(中国・江蘇省)	平成11(1999)年1月26日

岡山県の提携件数 5

16市町の提携件数 34

岡山県	マハーラーシュトラ州立研究研修機関「ヤシヤダ」	平成18(2006)年1月21日
水島港	アデレード港(オーストラリア・南オーストラリア州)	昭和59(1984)年11月29日

情報政策課

情報通信分野を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応し、誰もが、いつでも、どこでも、ネットワークを自在に活用し、生活の様々な面でITの恩恵を実感できる「ユビキタス・フィールド岡山」の実現を目指して、「新おかやまIT戦略プログラム（進化・発展版）」に基づき、IT関連施策を戦略的に展開する。

1 ネットワーク環境の充実

岡山情報ハイウェイ及び市町村の公共ネットワーク等の本県の優れた光ファイバ網を最大限、効果的に活用しつつ、移動先でも使える無線LAN技術の利用等にも柔軟に対応できる全体的なユビキタス・ネットワーク環境の早期実現を目指す。

(1) ネットワークインフラの高度化

誰もが外出先等で気軽にインターネットを利用できるユビキタス社会の便利さ、快適さを実感してもらうため、県、市町村の公共施設に整備した無線LANアクセスポイントの利用拡大に努めるほか、衛星を利用したブロードバンドの推進事業に取り組むなど、条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備を促進する。

・「岡山情報ハイウェイ」 総延長450km、接続団体数145（平成23年3月末現在）

(2) 情報通信格差の是正促進

中山間地域等の、いわゆる条件不利地域における高速インターネット環境の整備を推進し、情報通信格差を解消するため、民間事業者との連携も図りつつ、ブロードバンド整備に取り組む市町村を支援する。

・県内ブロードバンド世帯カバー率 99.9%（平成23年3月末現在）

・県内ブロードバンド世帯普及率 59.8%（平成22年12月末現在）

(3) 地上デジタル放送の円滑な導入

地上テレビ放送のデジタル化に伴う諸施策は、国及び放送事業者の責務であるが、テレビは生活に深く浸透した情報基盤で、地域の生活や安全の確保に不可欠の基礎的生活インフラとなっていることを踏まえ、県としても、本年7月に予定されているデジタル放送への完全移行に向けた取組に協力するとともに、難視聴解消のために設置された辺地共聴施設のデジタル化を進める市町村を支援する。

・中継局による県内地上デジタル放送の世帯カバー率 93.5%（平成23年3月末現在）

(4) 移動通信用鉄塔の整備促進

情報通信における地域間格差の是正を図るため、国の支援制度に加え、県単独の支援制度の効果的な活用により、携帯電話の利用可能地域の拡大に向け、移動通信用鉄塔の整備に取

り組む市町村を支援する。

- ・ 県内携帯電話エリア内人口割合 99.9% (平成23年 3月末現在)

2 ITの利活用の推進

県民生活のあらゆる場面において、誰でもITの便利さを実感できるようにするため、安全・安心の確保、コミュニティや地域産業の活性化など、地域社会における課題解決に貢献するITの利活用を通じ、地域に根ざした情報化を推進する。

(1) 生活に身近な分野におけるITの利活用の推進

遠隔医療の推進や教育分野での情報機器の利用拡大など、県民生活に身近な分野でのITの利活用の推進を図っており、市町村に対して国等の補助事業の活用を働きかけている。また、電子申請システムの市町村との共同利用の拡大を図るとともに、体験会の開催等を通じた普及啓発活動に取り組んでいる。

(2) 情報リテラシーの向上

IT関係企業、岡山県高度情報化推進協議会等の関係団体と連携を図りながら、ホームページ等を通じてネット利用についての基本的な知識や、ネットを通じた各種トラブルへの対処方法に関する啓発を行う。

また、民間企業との協働による高齢者向けIT講座の開催等に新たに取り組む。

(3) ネットワーク活用技術の普及促進等

動画配信システムを活用し、教育、文化、観光、行政等の様々な分野の情報を動画により提供するほか、テレビ会議システムの活用に努める。

(4) 地域ITベンチャー企業等の育成

優れた技術力を有しながら、資金力等により、事業化や成長機会が十分与えられていないITベンチャー企業等の育成・発展を図るため、県の役務の一定部分について優先的に発注する。

3 効率的な電子自治体の推進

県内の優れたネットワーク基盤を生かしたスリムで効率的な電子自治体の構築を進め、誰もが簡単な手続で、様々な行政サービスを利用可能とするための取組を全庁的に推進する。

また、行政事務の効率化・高度化の観点から、行政の情報化を積極的に進めるとともに、既存の庁内情報システムの再構築など、多様化する行政需要に適切に対応したシステムの高度化を進める。

(1) 情報システムの最適化

「岡山県情報システム最適化計画」に基づき、情報システムのコスト削減、利用の効率化等を図るシステム最適化を進めており、汎用機システムの再構築を行うとともに、仮想化技術

等の最新の技術を利用し、信頼性・安定性及び安全性を確保した共通基盤を整備した上で、平成24年度から基幹系業務の新システムの運用を開始する。

(2) オンライン行政サービスの利用促進

平成15年から運用している汎用電子申請システムを、平成20年度に、クレジット収納等の多様な電子収納手段や携帯電話への対応といった機能充実を行ってリニューアルしており、手続担当課や市町村と連携しながら普及啓発活動に取り組み、オンライン行政サービスの利用促進を図る。

(3) 岡山県電子自治体推進協議会の運営

県内全市町村との連携のもと、住民サービスの向上と行政事務の高度化を図るため、電子自治体の円滑かつ効率的な構築を進めており、県内全域での行政情報化を推進するとともに、市町村の業務システム経費の削減を目指して、自治体クラウドに関する検討会を開催する。

(4) 新GIS（地理情報システム）の整備

おかやま全県統合型GISシステムは、地域団体等による情報の発信、共有化を支援する協働型情報発信ツールとして定着しているが、住民の利便性を一層向上させるため、県と市町村との共同利用が可能な新GISシステムの導入を行う。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策を効率的・効果的に行うための指針として策定した「情報セキュリティポリシー」の職員等への徹底を図るとともに、セキュリティポリシーに基づき業務が適正に行われているかどうか確認し、問題点の明確化や改善策の検討を行うための情報セキュリティ監査を着実に実施する。

(6) 県ホームページにおけるウェブ・アクセシビリティの向上

県ホームページについて、ウェブ・アクセシビリティに一層配慮し、誰もがわかりやすく利用しやすいものになるよう努める。

くらし安全安心課

1 消費生活行政の推進

(1) 消費生活行政の総合調整

複雑化、多様化する消費生活に係る諸問題に適切に対応するため、長期的かつ総合的見地から消費者行政の方向性や新たな課題などについて企画・審議を行い、平成23年3月に策定した新消費生活基本計画の実効ある推進を図るとともに、関係部署・機関等との連絡調整や連携を密にし、事案により臨機応変に対策チームを編成するなど、消費者の視点に立った消費者行政を推進する。

ア 新消費生活基本計画の推進

- ・きめ細かな情報提供と消費者教育・学習の推進
- ・市町村の相談体制充実への支援
- ・悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化

イ 消費者行政活性化事業の実施

- ・県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等の取組

ウ 消費者被害撲滅事業の推進

- ・消費者月間(5月)、安全・安心まちづくり旬間(10月)を中心に消費者団体等と協働して消費者被害撲滅キャンペーンを実施

(2) 市町村との連携による消費生活相談・啓発の充実

消費者の相談対応や消費者意識の啓発は、住民に身近な市町村で行うことが有効であることから、消費者被害防止行政連絡会議を開催し、緊密な連携を図りながら、消費者行政の円滑な推進を図る。

(3) 相談体制の充実・強化

複雑化、多様化するとともに、高止まりで推移している消費生活相談に対応するため、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の有効利用を図り、被害者救済等について、迅速・的確な処理を図る。

(4) 悪質商法の取締り

ア 特定商取引に関する法律及び岡山県消費生活条例に基づく指導・取締り

訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引等において不適正な取引行為を行う事業者に対する是正指導、また、悪質な事業者に対しては厳正な行政処分を行うなど、悪質商法の根絶を目指した取組を強力に推進し、取引の公正と消費者の利益保護を図る。

(5) 適正な取引の確保

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく調査・指導及び相談食品の原産地の偽装表示等による消費者の表示への不信感を払拭するため、監視・指導や

啓発の充実等、食品表示の適正化に向けた取り組みの強化を図る。

イ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく調査・指導

不当な顧客誘引行為のうち、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示についての申告や相談の受付、調査、指導を行う。

ウ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査・指導

安全基準に適合していない消費生活用製品により、一般消費者の生命・身体に対して危害が発生することがないように、特定製品・特別特定製品の販売事業者および特定保守製品取引事業者に対して立入検査、指導を行う。

エ 家庭用品品質表示法に基づく立入検査・指導

一般消費者が日常使用する家庭用品の購入に際し不測の損失を被ることのないよう、表示すべき事項、表示する上で遵守すべき事項についての立入検査、指導監督を行う。

オ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）に基づく調査・指導

一般消費者に米、米加工品を販売する場合の産地情報の伝達について調査・指導等を行う。

(6) 消費生活協同組合の指導・調査

消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合の適正な運営指導・調査を行う。

(7) 消費者組織の育成

岡山県消費生活問題研究協議会をはじめとする消費者組織の育成・指導に努める。

(8) 多重債務者対策

ア 多重債務者対策協議会の開催

イ 無料法律相談会及び相談ウィークの実施

2 消費生活センター

県民の消費生活の安定と向上を促進するため、消費生活に関する知識の啓発、消費生活相談及び苦情処理等を実施する。

(1) 消費者意識の啓発

複雑・多様化する消費者問題に対応するためには、消費者が自ら考え判断する能力や積極的に行動する能力を高めることが必要であることから、NPO・ボランティア等と連携し消費者に対し悪質商法による被害防止等について啓発を行うとともに、的確な情報の提供に努める。

ア 消費者啓発セミナー(高齢者・若者・一般対象)の実施

イ 消費生活講座の開催

ウ 消費者被害防止一口講座の実施

エ 消費者啓発セミナーボランティア講師育成講座の開催

消費者啓発セミナーのボランティア講師として登録している県民・消費者団体・NPO等のスキルアップを図る。

オ 暮らしの相談員の活動促進等

カ 消費生活情報紙の発行

消費生活に関する情報をタイムリーに県民に周知するとともに、啓発資材として活用する。

(年6回発行：各20,000部)

キ ホームページ、メールマガジンによる情報発信

(2) 消費生活相談の実施

全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)を活用し、効果的な相談業務を展開する。

なお、市町村における相談体制の充実を図るため、市町村担当者等を対象に消費生活相談の基礎的知識が学べる研修会を開催する。

また、消費生活相談日を新たに開設する市に、センターの消費生活相談員を派遣する。

相談件数

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※
苦 情	14,721	13,103	11,108	9,670	7,850
問 合 せ 等	810	752	738	598	475
計	15,531	13,855	11,846	10,268	8,325

※平成22年度：平成23年2月末現在

3 ユニバーサルデザイン(UD)の推進

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を県のあらゆる施策に取り入れ、全県的に浸透させるため、UD重点取組に基づき全庁的にUDを推進するとともに、産学官民の「おかやまUDネットワーク」の拡充を図る。

また、市町村やNPO等と連携しながら出前講座やセミナー、定期的なワークショップ形式の講座の開催、UD啓発パネルやUD製品、UD体験用具等を載せたワゴン車による訪問啓発サービスの実施等により、県内全域でのUDの普及啓発に取り組む。

さらに、NPO法人等と協働し、県内文化施設を対象にハード、ソフト両面でのUD対応状況のアンケートや現地調査を行い、取りまとめ、分析の上、問題点と対応策を分かりやすく解説する「文化施設UD対応マニュアル」を作成し、施設運営者や市町村等へ広く提供することで、施設運営管理者等のUD意識の高揚を図り、UDに配慮した施設の改善やサービスの向上を促進する。

4 交通安全対策の推進

最近の厳しい交通情勢に対処するため、マトリックス組織を中心に関係機関・団体との連携を密にして、第9次岡山県交通安全計画(平成23~27年度)に基づき、総合的、効果的な交通安全対策を推進する。

また、市町村の交通安全活動推進体制の確立と民間団体の交通安全指導者の育成に努め、県民

総ぐるみによる交通事故防止諸施策を推進する。

5 交通安全思想の普及・徹底

(1) 広報活動の推進

交通安全意識の高揚を図るため、チラシ・広報紙等あらゆる広報媒体を活用して広報活動を展開する。特に、交通安全県民運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進については、ラジオ放送等を通じてドライバー等に呼びかけるなど、広報活動を強化する。

(2) 岡山県交通安全教育講師団講師の派遣

交通安全に対する専門知識や熱意と理解を有する人を知事が講師として委嘱し、交通安全関係団体等からの依頼により派遣して、交通安全に関する指導助言等を行う。

23年度委嘱講師 35人 22年度委嘱講師 39人

(3) 交通安全映画フィルム・DVDの貸出

地域、職域で実施される交通安全教室等の教材として、16ミリフィルム及びDVDの貸出を行い、交通安全教育の充実に努める。

23年度所有数 フィルム118本、DVD56本

(4) 交通安全指導者の養成

地域に密着した交通安全指導を行うため、幼児交通安全クラブ（ももたろうクラブ）、交通安全母の会のリーダーを対象にした研修会を実施する。

実施状況

幼児交通安全クラブ指導者研修会 23年度予定 3回 500人 22年度実績 3回 372人

交通安全母の会指導者研修会 " 3回 900人 " 3回 891人

(5) 無事故・無違反チャレンジ200日

10人が1チームとなり、無事故・無違反を目指すことによって、安全運転の励行を習慣づけるとともに、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。

・ 実施時期 平成23年 6月15日～平成23年12月31日（200日間）

・ H23募集チーム数 6,000チーム程度（目標） H22参加チーム数 6,275チーム

6 交通安全県民運動等の推進

(1) 交通安全県民運動

交通事故の防止に向けて各種交通安全県民運動を幅広く展開し、効果的・集中的な施策の実施と、時宜を得た活動の積極的な推進を図る。

○春の交通安全県民運動（全国運動） 実施期間：5月11日～5月20日

○秋の交通安全県民運動（全国運動） 実施期間：9月21日～9月30日

○年末・年始の交通事故防止県民運動 実施期間：12月1日～1月3日（予定）

○高齢者交通安全県民運動 実施期間：10月1日～11月30日

○シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動 実施期間：4月1日～8月31日

(2) その他の運動

- ・ ゴールデンウィークの交通事故防止（4月23日～5月 8日）
- ・ 自転車運転マナー向上（5月）
- ・ 梅雨期の交通事故防止（6月～7月）
- ・ 夏の交通事故防止（7月～8月）
- ・ 行楽期の交通事故防止（10月～11月）
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日（5月20日、9月30日）
- ・ 飲酒運転一団体一根絶運動（通年）
- ・ 交差点事故防止運動（通年）
- ・ 交通マナー向上作戦（通年）

7 交通事故相談の実施

交通事故被害者救済のため、交通事故相談所をきらめきプラザ及び美作県民局に設けるとともに、県下2か所での定期巡回相談を実施する。

名 称	場 所	相 談 日
岡山県交通事故相談所本所	きらめきプラザ	月～金（ただし祝日、年末年始を除く）
岡山県交通事故相談所津山支所	美作県民局	木（ただし祝日、年末年始を除く）
巡 回 相 談	笠岡市役所	毎月第3水曜日
	新見市役所	毎月第2金曜日

8 安全・安心まちづくりの推進

犯罪のない安全で安心な社会は、すべての県民の願いであり、豊かで快適な生活を営む上での基盤である。

その実現を目指し、平成18年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定した。この条例に基づき、温かい地域の絆に守られた健全な地域社会の構築や県民の自主的な活動の尊重などを基本理念として、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者との連携協働による安全・安心岡山県づくりを推進する。

(1) 児童等の安全の確保

ア 小学校を中心とする自主防犯活動の推進

市町村が行う自主パトロール団体と児童等の交流等をモデル事業として支援するほか、「おはよう、おかえり」県民運動の普及などに努める。

イ 学校等の安全確保

学校等における児童、生徒、幼児等の安全確保を図るため、「学校等における児童等の安

全確保に関する指針」の普及に努める。

ウ 通学路等の安全確保

登下校時や帰宅後の子どもの安全確保のため、「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」の普及に努めるとともに、事業所などとも連携した地域ぐるみの子どもの安全確保を推進する。

エ 児童等が犯罪に遭わないための教育の推進

専任指導者を小学校に派遣するとともに、これまで養成してきた指導者と連携して地域安全マップづくりを推進させ、児童等の危険予測能力や危険回避能力の育成を図る。

オ 高齢者等の犯罪被害防止

犯罪に対して弱い立場にある高齢者等を対象とした効果的な広報啓発を行い、振り込め詐欺をはじめとする犯罪の被害に遭うことを防止する。

(2) 県民等による安全・安心まちづくりの自主的な活動の促進

ア 県民運動の推進

(ア) 県民推進大会の開催

安全・安心まちづくりを推進する全県的組織である県民会議を通じた運動を展開するため、年間の行動計画を策定するとともに、県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心な岡山県づくりを進めるため、県民推進大会を開催する。

(イ) 犯罪のない安全・安心まちづくり知事表彰

県民の意識の高揚と自主活動の促進を図ることを目的に、犯罪のない安全で安心なまちづくりに特に功績のあった個人・団体及び優良な事例を表彰する。

- ・ 功労賞 (平成22年度：8個人、3団体)
- ・ まちづくり賞 (平成22年度：1個人、9団体)

(ウ) 広報・啓発

安全・安心まちづくり旬間(10月11日～20日)等を中心に、安全・安心まちづくりへの県民の理解を深めるための広報を行う。

また、毎月第二金曜日を「犯罪ゼロの日」として、市町村や自主活動団体などと連携しながら、地域ごとの犯罪発生状況や手口などを踏まえた広報啓発を行うなど、地域を挙げて犯罪の未然防止に取り組む。

イ 地域の協働体制づくり

(ア) 自主活動団体の支援

青色防犯パトロール実施団体による広報活動のための放送機材の貸与、募金型自動販売機の設置に係る青色防犯パトロール実施団体と事業者との間のコーディネート、さらに、自主活動団体の活動時の事故に対する見舞金制度により、幅広く自主防犯活動を支援する。

(イ) 自主活動の充実・普及

地域で自主防犯活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成講座等を開催する。また、実践事例集や安全・安心通信の発行、ホームページの活用などにより、県民、自主

活動団体に対し、先進的な取組事例の紹介やタイムリーな情報提供を行う。

(ウ) 事業者と連携した取組の推進

業界団体や事業者による「子どもの安全・安心見守り」宣言の促進や、事業者と連携した「声掛け合って、かぎ掛け」県民運動の推進などに努める。

(3) 犯罪の防止に配慮した社会環境の整備

ア 事業所における防犯活動の推進

講習会等を開催し、金融機関、深夜営業店をはじめ、小売店、工場などの事業所において、順次、防犯責任者の設置を促進し、事業所の防犯性の向上を図る。

イ 道路、住宅等の防犯指針の普及促進

「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及に努め、犯罪防止に配慮した社会環境の整備を図る。

9 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等基本法（平成17年4月1日施行）により、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を負うこととされ、また、国においては、平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画を策定した。

本県では、法及び国の基本計画に基づき、平成19年に、「岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に実施してきたところであるが、この間、刑事裁判における被害者参加制度や裁判員制度が発足するなど、犯罪被害者等を取り巻く環境は大きく変化した。こうした動向に鑑み、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進していく必要があることから、平成23年3月、基本理念、県や県民等の責務、県が講ずべき施策など、支援の基本となる事項等を定めた岡山県犯罪被害者等支援条例（平成23年4月1日施行）を制定するとともに、「第二次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定した。

今後は、条例に定める基本理念等にとり、県民の理解の増進に努めるとともに、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、関係機関・団体等の連携のもと、取組指針に従って各種の施策を推進する。

男女共同参画青少年課

1 男女共同参画施策の総合企画及び連絡調整

男女共同参画社会の実現をめざして、平成23年3月に策定した第3次おかやまウィズプランに基づく各種施策を推進する。

(1) 第3次おかやまウィズプランの推進

5つの基本目標と18の重点目標に沿って、34項目の数値目標を掲げ、全部局において188の施策を総合的かつ計画的に実施する。

(2) 施策の進捗状況の公表

条例第9条に基づき、プランの進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、公表する。

(3) 岡山県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画社会の実現に関する重要事項について調査審議等を行うため、条例第24条に基づき、学識経験者10名、公募委員5名からなる審議会を設置、運営する。

2 男女共同参画社会の促進

(1) 意識啓発

ア 男女共同参画推進月間（11月）における啓発（男女共同参画社会づくり表彰（事業者、個人）、各種啓発事業等）

イ 男性や若い世代向けの意識改革のための協働事業の募集・実施

ウ 若者のためのライフデザイン支援事業の実施

エ ワーク・ライフ・バランス推進フォーラムの開催

オ 県民局単位の男女共同参画研修（DV、セクハラ等の防止等）

カ 啓発資材の活用

(2) 市町村との協力

市町村と連携し関係施策の円滑かつ効果的な推進を図るとともに、全市町村で男女共同参画基本計画及び条例が策定されるよう、市町村の取組を支援する。

(3) 地域男女共同参画推進事業

県下全域で、地域における男女共同参画に係る活動を積極的に推進していくため、団体に委託して実施する。

3 配偶者等からの暴力防止対策等

(1) 配偶者等からの暴力防止啓発

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進する。また、「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」を活用した医療関係者等への研修、若者へのデートDV防止の呼びかけ、相談窓口の周知など普及啓発に努める。

(2) 被害者保護・自立支援

上記計画に基づき、民間シェルターの運営補助など、DV被害者の保護及び自立支援を民間と協働で実施するとともに、関係機関との意見交換や課題検討を通じ、総合的な対策を講じる。

4 男女共同参画推進センター（ウィズセンター）

男女共同参画を推進するための総合拠点施設として、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業、国・市町村などさまざまな主体と協働して、事業を実施する。

また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者からの相談に対応するとともに、若い世代を対象としたデートDVの予防啓発等を行う。

(1) 情報収集と提供

図書やDVDの貸出し、人材情報等、男女共同参画に関する情報の収集・提供、情報誌「With」の発行を行う。

(2) 相談

生き方や家族・夫婦の悩みなど、様々な問題の一般相談（電話及び面接）に応じるとともに、弁護士や医師による特別相談（法律・こころ）も実施する。

(3) 講座等の開催

ア 男女共同参画ゼミナール事業

男女共同参画の視点を持った地域リーダーの養成とそのネットワークづくりを推進する。

イ 地域リーダー・ステージアップ事業

男女共同参画ゼミナール修了生等を対象に、より高度な知識を習得し、地域における実践的活動を推進できる人材を養成する。

ウ ウィズカレッジ事業

最新の情報や知識を提供し、男女共に参加しやすい講座、男性・若い世代に着目した講座、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する講座を開催する。また、職員による出前講座、来所講座を行う。

エ ストップ・DV事業

男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向け、意識啓発を図る。

(4) ウィズフェスティバルの開催

ウィズセンターの登録団体等からなる実行委員会に委託し、男女共同参画推進月間（11月）に講演会、ワークショップ等を開催することにより、県民の積極的参加と団体の自主的な活動及び交流を促進する。

(5) 就業支援

ア キャリアアップ講座

再就職を希望している女性を対象に、パソコンの基礎的技術や働く際に必要な知識等を習得する講座を実施する。

イ 就業に関する情報の提供

5 青少年総合対策の推進

(1) 青少年総合対策の推進

青少年対策に関する情報交換及び総合調整を行い、事業の推進を図る。

(2) 岡山県青少年問題協議会の運営

地方青少年問題協議会法に基づき設置されている岡山県青少年問題協議会を開催し、青少年の育成等に関する総合的施策の樹立について、必要な事項を調査審議する。

(3) 青少年対策マトリックス組織の運営

ア 本庁

青少年の健全育成、非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部によるマトリックス組織を男女共同参画青少年課に置き、啓発活動の一元

化や関係事業の総合調整を図る。

イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックス組織を県民局協働推進室に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

(4) 「青少年問題を考え、行動する100人委員会」の取組の推進

ア 青少年の健全育成に向けた県民運動の推進

青少年を取り巻く諸問題の解決に向けて、県内各界の代表（135名/団体）で構成する「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を中核として、家庭、学校、地域社会が協働して、青少年の健全育成と社会参加に向けた県民運動の推進を図る。

イ 「おかやま青少年さんあい運動」の推進

「であい、ふれあい、たすけあい」を統一テーマとする「おかやま青少年さんあい運動」を推進し、家庭や地域など身近なところで青少年に気軽に声をかける等の取組を展開するよう働きかける。

(5) 岡山県青少年総合相談センターの運営

ア 岡山県青少年総合相談センターの運営

平成13年7月に設置した青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

〈相談窓口一覧〉

- 「総合相談窓口（086-224-7110）」（県民生活部男女共同参画青少年課）
- 「教育相談」「進路相談」（教育庁指導課）
- 「子どもほっとライン」「すこやか育児テレホン」（教育庁生涯学習課）
- 「ヤングテレホン・いじめ110番」（警察本部少年課）

イ 青少年相談の充実強化

青少年総合相談センターにおいて、困難な相談内容に対応するため、臨床心理士や弁護士等の青少年問題アドバイザーによる専門相談を実施する。

また、「青少年相談機関連携強化連絡会議」や「交流会・研究会」を開催し、専門的機能を高めるとともに、きらめきプラザ内に集約された相談機関をはじめ、「おかやま子ども・若者サポートネット」の各支援機関等との連携強化を図る。

(6) おかやま子ども・若者育成支援事業

平成22年度に実施した意識調査の結果を踏まえ、「岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)」の策定を行うとともに、「おかやま子ども・若者サポートネット」の連携強化を図る。

また、「岡山県青少年総合相談センター」の相談員のレベルアップを図り、ワンストップの相談機能を強化する。

6 青少年の自立と活力のかん養

(1) 家庭における青少年健全育成の推進

ア 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する人をアドバイザーに委嘱し、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に講師として派遣する。

(2) 地域社会における青少年健全育成の推進

ア 青少年健全育成県民運動の推進

7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

イ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

身のまわりにある青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を地域のみinnで顕彰し、人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、「岡山県わかば賞」を授与する。

ウ 青少年相談員制度の活用

複雑多様化する青少年問題に地域で適切に対応するため、身近なところで気軽に相談に応じる青少年相談員制度の充実強化を図る。

7 青少年の社会性の伸長

(1) 青少年のボランティア活動の促進

次代を担う青少年の社会性の伸長と社会的に自立した青少年の育成を目指して、青少年ボランティア会員を募集・登録し、ホームページを通じてボランティア情報を提供する。

(2) 国際交流活動の促進

内閣府主催の青年国際交流事業（「国際青年育成交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」等）に県内青年を派遣するため、募集・選考事務等を行う。

(3) 青少年の島の活用

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として、県東部の黒島、中央部の六口島、県西部の梶子島を「岡山県青少年の島」として開島しており、利用促進の広報活動を強化し、年間を通じた島の活用を図る。

8 青少年にとっての良好な環境づくり

(1) 非行防止活動の推進

ア 広域補導の強化

青少年非行の広域化に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に助成し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しにおける補導の強化を図る。

イ 青少年補導（育成）センターの活動促進

街頭補導、少年相談などの青少年補導（育成）センター業務の促進を図るため、16カ所の青少年補導（育成）センターの連携強化に努める。

(2) 社会環境の浄化促進

ア 青少年健全育成条例の周知

教育、警察等関係機関と連携し、立入調査による関係業者等への周知・指導等あらゆる機会を捉えて青少年健全育成条例の周知を行う。

イ 青少年健全育成条例関係事業の実施

青少年健全育成条例に基づき、優良図書・優良興行の推奨、有害図書・有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、年間随時調査に加え、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

推奨・指定状況

(件)

年 度		H17	H18	H19	H20	H21	H22
推 奨	優良図書	71	62	63	53	56	55
	優良興行	2	3	2	0	1	0
指 定	有害図書	130	132	111	78	51	45
	有害興行	91	98	86	53	45	1

ウ 有害環境浄化の促進

(社) 岡山県青少年育成県民会議など関係団体と連携し、地域の環境浄化活動を促進する。

人権施策推進課

第3次岡山県人権政策推進指針に基づき、すべての人々が社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、ともに生活する「共生社会おかやま」の実現を目指し、国・市町村や関係団体と連携・協力のもとに図りながら人権施策を推進する。

一人ひとりが人権を正しく理解し人権意識を高める必要があるため、あらゆる場や機会を通じて、自らの課題として日常生活の中にかせる人権感覚が身につくよう、啓発・研修に取り組む。

1 人権啓発の推進

人権週間等における集中的な啓発をはじめ、気軽に参加できる啓発イベントや講座の開催、情報発信など様々な手法により、庁内の人権啓発マトリックスとも緊密な連携を図りながら、総合的・効果的に人権啓発を推進する。

<人権啓発マトリックス>

男女共同参画青少年課、子ども未来課、障害福祉課、健康推進課、長寿社会課、国際課、くらし安全安心課、情報政策課、人権教育課、人権施策推進課

(1) 人権週間及び憲法週間を中心とした啓発

様々な人権課題をテーマに、広報や啓発イベント・講座を開催する。

(2) 児童生徒人権啓発ポスターの募集及び展示等

児童生徒から募集した人権啓発ポスターのうち、入賞・入選作品の展示会を開催するとともに、啓発パネル・資料展を開催する。

(3) 人権啓発バス(ハートフル号)の運行

人権啓発標語や人権啓発キャラクターのデザインを路線バスにラッピングし、人権週間にあわせて運行する。

運行期間：12月～翌年3月末

(4) 民間団体との協働による人権啓発事業

NPO法人が行う啓発事業への補助やスポーツ団体と連携・協力した各種行事を実施する。

<NPO法人への補助事業の概要>

- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内
- ・限度額：300千円(1事業あたり)
- ・対象事業数：5事業

(5) 市町村(地方委託事業)との連携

市町村が行う人権啓発事業に対して、国の啓発委託費配分のほか啓発資材の提供や共催・後援等を通じて連携を図る。

(6) 人権情報の提供・発信

県ホームページや県内の主要な公共施設に設置している「人権情報コーナー」、ケーブルテレビ等を活用して人権情報の提供・発信に努める。

(7) 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為対策関係機関連絡会」において国・市町村等と緊密な連携を図りながら、情報交換や対応を協議するとともに、事業所への排除要請や研修会での周知に努める。

2 人権研修の充実

行政職員等を対象に、様々な人権課題をテーマした研修を計画的、効果的に実施する。

(1) 人権研修会の開催

講義形式に加え、ワークショップや現地研修など参加体験型の手法を取り入れる。

(2) 地域指導者の養成

県教育庁と連携して、地域・職場等における人権啓発や社会教育の地域指導者養成を行う。

(3) 研修会等への講師紹介

企業や民間団体等が行う人権研修等に対して、県が登録している講師を要請に基づき紹介する。

3 隣保館への支援等

地域の特色やニーズを踏まえて、関係機関、社会福祉法人及びボランティア等との連携を図り、隣保館の活動が幅広く展開されるよう支援する。

・ 隣保館の設置状況：18市町（46施設）

(1) 隣保館運営費等の補助

隣保館の運営費、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業費の一部を補助する。

（ 団 体 数 ： 13市町（22施設）
補 助 率 ： 3/4（負担割合 国1/2・県1/4） ）

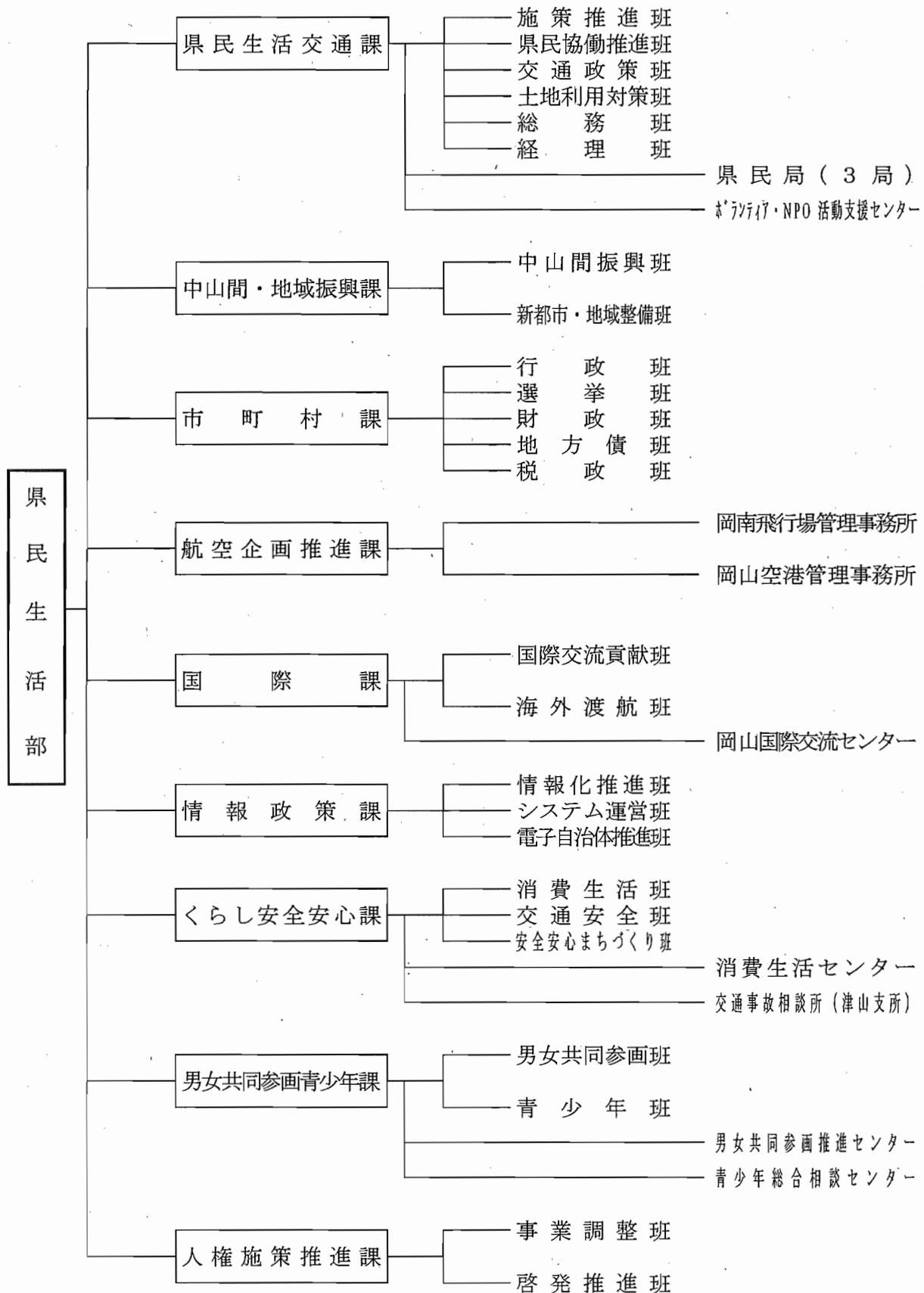
(2) 研修会等の実施及び情報提供

隣保館職員等の資質向上を図るため各種研修会を開催するとともに、隣保館の適切な運営を確保するため隣保館及び設置市町へ指導・助言を行う。

また、知識・技能の習得等に関する各種融資・貸付金制度や相談窓口を紹介した冊子等を作成・配布し、情報提供を行う。

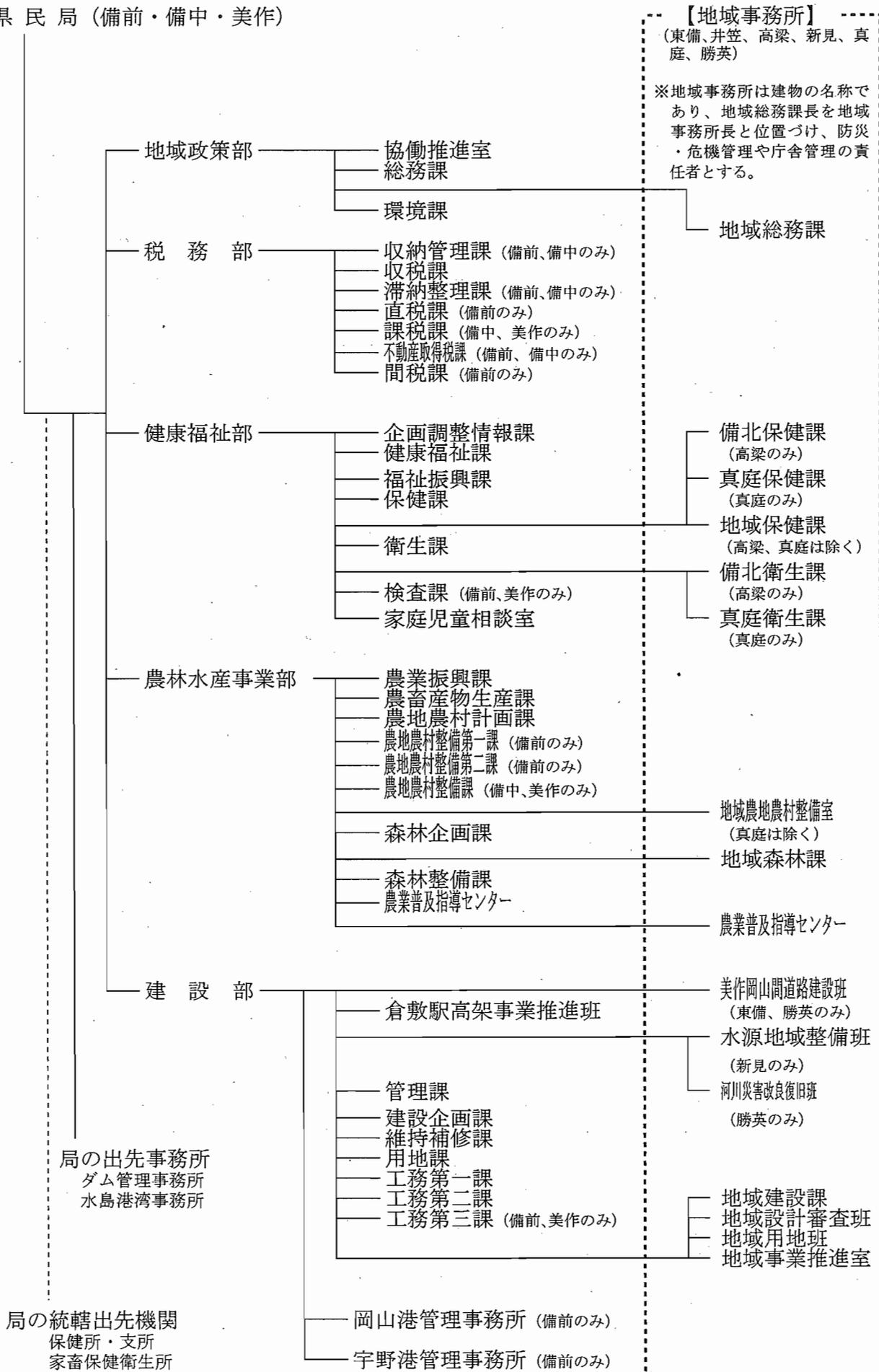
第4 行政組織及び職員数

1 県民生活部の組織

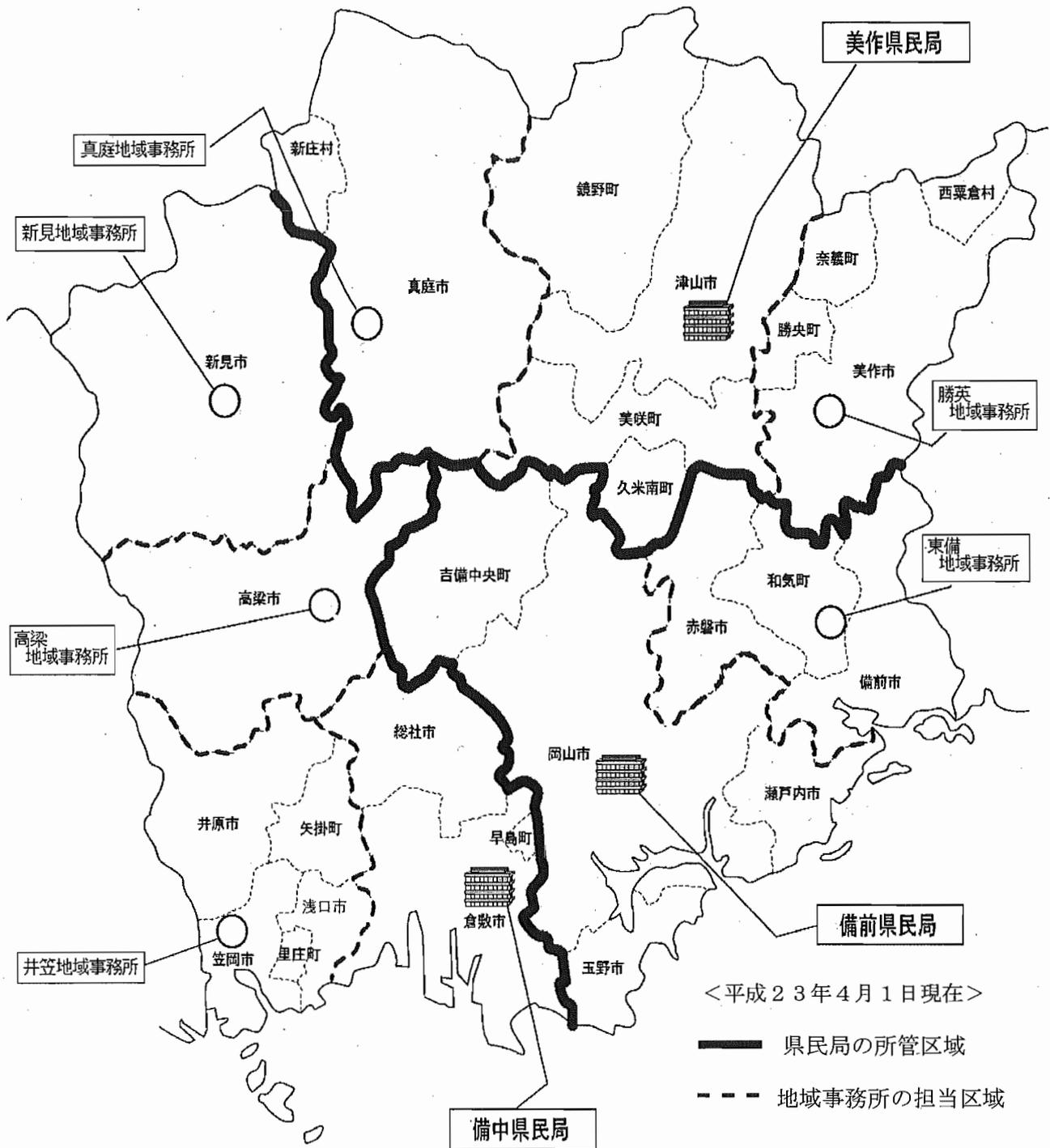


2 県民局の組織

県民局（備前・備中・美作）



3 県民局の所管区域



局 別	所 管 区 域 (地 域 事 務 所 は 担 当 区 域)	市町村数	(km ²) 面 積 (%)	(人) 人 口 (%)
備前県民局	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	7	1,899.69 (26.73)	921,740 (47.4)
東 備	備前市、赤磐市、和気町			
備中県民局	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、	10	2,463.31 (34.67)	782,965 (40.2)
井 笠	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町			
高 梁	高梁市			
新 見	新見市			
美作県民局	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、 勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、 美咲町	10	2,743.08 (38.60)	240,281 (12.4)
真 庭	真庭市、新庄村			
勝 英	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村			
岡山県計		27	7,106.08 (100.0)	1,944,986 (100.0)

人口は、平成22年国勢調査速報集計結果（平成23年2月25日現在）

面積は、国土交通省国土地理院調べ(H22.10.1現在)による。

ただし、児島湖(7.13km²)は含まず、玉野市(103.63km²)については推定している。

4 職員数

(1) 県民生活部

(平成23年4月1日)

課名	県民生活交通課	中地域山間振興課	市町村課	航空企画推進課	国際課	情報政策課	く安らし心安全課	男女共同参画課	人権施策推進課	計
職員数	29	15	32	8	14	23	16	10	8	155

(2) 県民局 (※地域事務所内の課室を除く)

(平成23年4月1日)

部別		備前	備中	美作
地域政策部	協働推進室	15	16	16
	総務課	22	21	18
	環境課	13	16	15
	計	50	53	49
税務部		95	69	28
健康福祉部		94	85	82
農林水産事業部		113	94	115
建設部		90	79	89
局人員①		442	380	363
局出先事務所人員②		12	48	8
合計①+②		454	428	371

(3) 県民局 (※地域事務所内の課室のみ)

(平成23年4月1日)

部別	地域別	東備	井笠	高梁	新見	真庭	勝英
地域政策部		7	9	9	9	10	7
健康福祉部		16	18	19	10	17	12
農林水産事業部		31	14	10	17	25	27
建設部		46	50	41	39	39	64
計		100	91	79	75	91	110

(4) その他の出先機関

(平成23年4月1日)

岡南飛行場管理事務所	5
岡山空港管理事務所	17
消費生活センター	5
男女共同参画推進センター	6
合計	33

第 5 事 務 分 掌

1 県民生活部の分掌事務

- (1) 県民生活に係る施策の推進に関する事項
- (2) 地域の振興及び市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (3) 空路の開設及び利用促進並びに飛行場の整備に関する事項
- (4) 国際化の推進に関する事項
- (5) 情報化の推進に関する事項
- (6) 県民のくらしの安全に関する事項
- (7) 男女共同参画及び青少年の健全育成に関する事項
- (8) 人権施策の推進に関する事項

2 各課の分掌事務

課 名	班 名	分 掌 事 務
県 民 生 活 交 通 課	施策推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方振興事業調整費に関すること。 2 部内の重点施策のとりまとめ等、各課との連絡調整に関すること。 3 公益通報総合窓口に関すること。
	県民協働推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティづくりの促進に関すること。 2 県民との協働に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 3 県民の社会貢献活動の支援に関すること。 4 特定非営利活動法人に関すること。 5 ボランティア・NPO活動支援センターに関すること。
	交通政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道在来線の整備促進に関すること。 2 第3セクター鉄道に関すること。 3 離島航路、地方バス路線等の維持対策に関すること。 4 運輸事業振興助成補助金に関すること。
	土地利用対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。 2 土地利用の調整に関すること。 3 土地取引の規制に関すること。 4 基準地の標準価格及び標準地の公示価格に関すること。 5 開発行為の規制に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 6 国土調査に関すること。 7 水資源対策の総合調整に関すること。 8 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。 9 土地開発審査会及び土地利用調整会議に関すること。
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務、人事等に関すること。 2 県民局に関すること（地方振興事業調整費を除く。）。
	経理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算、経理等に関すること。

課 名	班 名	分 掌 事 務
中山間・ 地域振興課	中山間 振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地域振興対策の総合調整及び施策の推進（他課の分掌に属するものを除く。）に関する事。 2 過疎地域等の振興に関する事。 3 地域政策の調査研究、企画立案及び総合調整に関する事。 4 広域的な地域総合整備計画の策定に関する助言並びに法律に基づく長期整備計画の策定及び総合調整に関する事。
	新都市・ 地域整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 吉備高原都市の整備に係る施策の総合調整に関する事。 2 吉備高原都市の活性化に関する事。 3 寄島干拓地及び浜山干拓地（以下、この課の事務分掌において「干拓地」という。）に係る施策の総合調整に関する事。 4 干拓地の整備及び土地利用に関する事。 5 総合保養地域の整備の企画立案及び総合調整に関する事。 6 構造改革特別区域及び地域再生推進の総合調整に関する事。 7 吉備高原都市センター区広場に関する事。 8 その他地域振興拠点施設の立地の調整に関する事。
市町村課	行政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の行政運営に関する事。 2 市町村職員に関する事。 3 県、市町村間の連携に関する事。 4 本人確認情報保護審議会に関する事。
	選挙班	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙管理委員会に関する事。 2 政治団体に関する事。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の財政に関する事。
	地方債班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方債の同意又は許可に関する事。 2 地方公営企業に関する事。
	税政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の税政に関する事。 2 固定資産評価審議会に関する事。
航空企画 推進課		<ol style="list-style-type: none"> 1 新規路線の開設及び既存路線の拡充に関する事。 2 チャーター便・貨物便の運航促進に関する事。 3 岡南飛行場及び岡山空港の利用促進に関する事。 4 岡南飛行場及び岡山空港の整備に関する事。 5 岡南飛行場管理事務所及び岡山空港管理事務所に関する事。

課 名	班 名	分 掌 事 務
国 際 課	国 際 交 流 貢 献 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の国際化に関する施策の企画立案及び連絡調整に関する こと。 2 自治体等の海外交流支援に関すること。 3 中国、オーストラリア、インド及び韓国との友好交流、その 他諸国との交流に関すること。 4 語学指導等を行う外国青年招致事業に関すること。 5 多文化共生施策の推進に関すること。 6 海外県人会及び海外移住者対策に関すること。 7 岡山国際交流センターに関すること。 8 岡山県国際交流協会に関すること。 9 所管公益法人の指導に関すること。 10 岡山県国際化推進会議に関すること。 11 国際貢献活動の推進に関する条例に関すること。 12 おかやま国際貢献月間に関すること。 13 国際貢献ローカル・トゥ・ローカル技術移転事業に関するこ と。 14 岡山発国際貢献推進事業に関すること。 15 国際救援物資備蓄事業に関すること。 16 国際救援活動要員養成事業に関すること。 17 国際貢献団体等との連携に関すること。 18 JICA等との連携に関すること。 19 公設国際貢献大学校との連携に関すること。
	海外渡航班	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅券に関すること。

課 名	班 名	分 掌 事 務
情報政策課	情報化推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新おかやまIT戦略プログラムに関する事。 2 岡山情報ハイウェイ・セカンドステージ構想に関する事。 3 コミュニティIT・タウン構想に関する事。 4 情報システムの最適化に関する事。 5 汎用機システムの再構築に関する事。 6 情報リテラシー向上運動に関する事。 7 おかやまITマイスターに関する事。 8 地域ITベンチャー企業等優先発注制度に関する事。 9 衛星ブロードバンドの推進に関する事。 10 動画配信システム、テレビ会議システムに関する事。
	システム運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 汎用機システムの運用管理に関する事。 2 行政系ネットワークに関する事。 3 全庁共通システムに関する事。 4 ホームページ管理システムに関する事。 5 クライアントPC管理システムに関する事。 6 情報セキュリティに関する事。
	電子自治体推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山情報ハイウェイに関する事。 2 広域的なネットワークの連携に関する事。 3 ブロードバンド・ゼロ地域の解消に関する事。 4 携帯電話不感地域の解消に関する事。 5 地上デジタル放送への対応に関する事。 6 オンライン行政サービスの推進に関する事。 7 岡山県電子自治体推進協議会に関する事。 8 自治体クラウドの促進に関する事。 9 汎用電子申請システムに関する事。 10 統合型GIS（地理情報システム）に関する事。 11 共同利用型施設予約システムに関する事。 12 LGWAN（総合行政ネットワーク）に関する事。 13 公的個人認証サービスに関する事。

課 名	班 名	分 掌 事 務
くらし安全 安 心 課	消費生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者行政の総合調整及び消費生活協同組合の指導監督に関すること。 2 金融広報の推進に関すること。 3 消費者の生活の用に供される商品又は役務を供給する事業を行う者の指導監督に関すること。 4 食品の表示に関する相談及び小売業者の指導監督に関すること。 5 生活関連物資等の買占め及び売惜しみ並びに価格の安定及び需給の調整等に関すること。 6 消費者に係る訴訟の援助に関すること。 7 消費者行政活性化事業に関すること。 8 ユニバーサルデザイン施策の企画立案及び総合調整に関すること。 9 県民相談に関すること。 10 消費生活センターに関すること。 11 消費生活懇談会に関すること。
	交通安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 2 交通安全思想の普及及び交通安全対策の指導に関すること。 3 交通事故相談所に関すること。 4 交通安全対策会議に関すること。
	安全安心 まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心まちづくりに関する総合企画及び連絡調整に関すること。 2 犯罪被害者等のための施策に関する総合企画及び連絡調整に関すること。
男女共同参画 青少年課	男 女 共 同 参 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画に関する施策の総合企画及び連絡調整に関すること。 2 女性団体の自主活動の推進に関すること。 3 男女共同参画に関する意識啓発及び調査研究に関すること。 4 男女共同参画推進センターに関すること。 5 男女共同参画審議会に関すること。
	青 少 年 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 2 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。 3 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。 4 青少年育成県民運動に関すること。 5 青少年健全育成関係団体に関すること。 6 青少年の団体活動の促進に関すること。 7 青少年総合相談センターに関すること。 8 青少年問題協議会及び青少年健全育成審議会に関すること。
人権施策 推 進 課	事業調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部局等との連絡調整に関すること。 2 隣保館に関すること。 3 自立促進に関すること。 4 その他他課の分掌に属しない人権施策に関すること。
	啓発推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権施策の総合調整に関すること。 2 人権啓発に関すること。 3 人権研修に関すること。 4 人権政策審議会に関すること。

3 県民局の分掌事務

部 課 室 名	分 掌 事 務
(地域政策部) 協 働 推 進 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働施策等の企画立案、推進及び総合調整に関する事。 ・ 主要事業の実施の連絡調整に関する事。 ・ 部所長会議に関する事。 ・ 県政に関する公聴及び広報に関する事。 ・ スポーツの振興に関する事。 ・ 危機管理並びに消防の育成指導及び防災対策に関する事。 ・ 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の取締りに関する事。 ・ 地方振興事業調整費に関する事。 ・ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事。 ・ 土地取引の規制に関する事。 ・ 土地利用の調整に関する事。 ・ 開発行為の規制に関する事（他課の分掌を除く。）。 ・ 市町村その他公共団体の行政及び財政に関する事。 ・ 市町村の振興計画の調整に関する事。 ・ 市町村及び関係団体との連絡調整に関する事。 ・ 市町村振興資金に関する事。 ・ 観光その他産業の振興に関する事（他課の分掌を除く。）。 ・ 人権啓発に関する事。 ・ 消費生活行政及び生活安定対策に関する事。 ・ コミュニティづくり及びボランティア・NPO活動の推進に関する事。 ・ 金融広報に関する事。 ・ 県民相談に関する事。 ・ 文化の振興に関する事。 ・ 安全・安心まちづくりに関する事。 ・ ふるさと村及び町並み保存地区に関する事。 ・ 生活交通、交通安全等の交通対策に関する事。 ・ 男女共同参画に関する事。 ・ 青少年の健全育成に関する事。 ・ その他県民生活に関する事。

部 課 室 名	分 掌 事 務
(地域政策部) 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関との連絡調整に関すること。 ・ 庶務に関すること。 ・ 公文書開示に関すること。 ・ 個人情報取り扱い事務に関すること。 ・ 事務処理合理化の実施に関すること。 ・ 行政資料の整理保管に関すること。 ・ 庁舎の管理及び庁内の取締りに関すること。 ・ 工事の執行手続に関すること。 ・ 使用料及び手数料の徴収に関すること。 ・ 土木事業に対する負担金及び分担金の賦課徴収に関すること。 ・ 工事不用材料及び物件の処分に関すること。 ・ 選挙管理委員会事務局分局に関すること。
(地域政策部) 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な環境の確保に関すること。 ・ 景観対策の推進に関すること。 ・ 公害に係る情報の把握、苦情等の処理に関すること。 ・ 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。 ・ 地球環境の保全に関すること。 ・ 大気汚染及び水質汚濁の防止並びに土壤汚染対策に関すること。 ・ 湖沼の水質及び環境の保全に関すること。 ・ 循環型社会形成の推進に関すること ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・ 浄化槽及び下水道の終末処理場に関すること。 ・ 希少野生動植物の保護に関すること（鳥獣の保護を除く。）。 ・ その他環境保全に関すること。
税 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の賦課徴収及び県税に係る県税外収入金の徴収に関すること。 ・ たばこ税、自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納、管理及び滞納処分に関すること。 ・ 県税に関連する市町村税に係る協力及び援助に関すること。 ・ 県税に係る犯則取締りに関すること。
健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、医療及び福祉に関すること。 ・ 高齢社会に対応する施策の企画調整及び進行管理に関すること。 ・ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の総合調整に関すること。 ・ 高齢者の保健福祉に関すること。 ・ 生活保護に関すること。 ・ 児童福祉に関すること。 ・ ひとり親家庭（母子、父子及び寡婦）等の福祉に関すること。 ・ 身体障害者福祉に関すること（身体障害者手帳に関する事務を除く。）。 ・ 知的障害者福祉に関すること（療育手帳に関する事務を除く。）。 ・ 地域における健康づくりに関すること。 ・ 地域の保健、医療及び福祉に関する施策の企画立案及び総合調整に関すること。 ・ 地域の保健、医療及び福祉に係る長期計画の策定及び総合調整に関すること。 ・ 保健及び福祉に係るボランティアに関すること。 ・ 保健福祉関係職員の研修に関すること。 ・ 調査統計に関すること。 ・ 保健所の業務との総合調整に関すること。

部 課 室 名	分 掌 事 務
農林水産事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、水産業及び林業の振興に関する事。 ・ 農地関係の調整に関する事。 ・ 農業農村整備事業の推進に関する事。 ・ 農業に係る公害に関する事。 ・ 自然保護に関する事。 ・ 農業経営及び農村生活の改善に係る普及指導に関する事。 ・ 家畜保健衛生所に関する事。
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、河川その他公共土木施設の新設、改良、保全及び管理に関する事。 ・ 市町村土木工事の指導及び助言に関する事。 ・ 知事の管理に属する国有財産に関する事。 ・ 屋外広告物の取締りに関する事。 ・ 水防指導に関する事。 ・ 宅地造成工事の規制及び指導監督に関する事。 ・ 墓地造成工事の検査に関する事。 ・ 砂利採取計画の認可等に関する事。 ・ 岩石採取計画の認可等に関する事。 ・ 土木に係る公害の苦情処理に関する事。 ・ 建設業に関する事。 ・ 土木工事の執行に伴う用地の取得及び物件の移転補償その他の補償に関する事。 ・ 建築の確認、指導、取締り等に関する事。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事。 ・ 長期優良住宅に関する事。 ・ 土木及び建築指導に関する事。

4 その他の出先機関の分掌事務

出先機関名	課名	分掌事務
ボランティア・NPO活動支援センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア・NPOの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に関すること。 2 活動支援センターの施設及び設備の提供に関すること。 3 その他活動支援センターの目的の達成に必要な業務に関すること。
岡南飛行場管理事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 岡南飛行場の施設の維持管理に関すること。 2 岡南飛行場条例に基づく届出・許可等に関すること。 3 その他岡南飛行場の管理運営上必要な業務に関すること。
岡山空港管理事務所	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山空港条例に基づく届出・許可等に関すること。 2 工事の契約及びその他執行手続に関すること。 3 その他岡山空港の管理運営上必要な業務に関すること。
	施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山空港の土木施設、航空照明施設及び電気施設等の維持管理に関すること。 2 工事の調査、設計、指導及び監督に関すること。 3 工事の施工に関すること。
岡山国際交流センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際交流に関する活動の推進に関すること。 2 国際交流センターの施設及び設備の提供に関すること。 3 国際交流に関する情報の収集及び提供に関すること。 4 その他国際交流センターの目的の達成に必要な業務に関すること。
消費生活センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。 2 消費生活に関する知識の普及に関すること。 3 その他消費生活に関すること。
交通事故相談所		<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故被害者に係る損害賠償問題及び更正問題についての相談、指導助言に関すること。 2 交通事故被害者の相談機関又は援護機関へのあっせんに関すること。 3 交通事故相談事案の処理についての市町村からの相談、助言に関すること。 4 交通事故被害者の援護についての広報に関すること。 5 その他交通事故相談所の目的の達成に必要な業務に関すること。

出先機関名	課 名	分 掌 事 務
男女共同参画推進センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会の形成を促進するための活動の支援及び情報の提供に関する事。 2 男女共同参画社会の形成を促進するための講座及び研修会の開催に関する事。 3 男女共同参画に係る相談に関する事。 4 就業に関する情報の提供に関する事。 5 就業に必要な技術講習に関する事。 6 男女共同参画推進センターの施設及び設備の提供に関する事。 7 その他男女共同参画推進センターの目的の達成に必要な業務に関する事。
青少年総合相談センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導に関する事。 2 青少年に関する他の相談機関へのあっせんに関する事。 3 青少年に関する情報の収集及び提供に関する事。 4 その他青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務に関する事。

5 条例に基づく審査会・審議会・協議会

名 称	所属課	根 拠 条 例	担 当 す る 事 項
岡山県土地 開発審査会	県 民 生 活 交通課	岡山県附属機関 条例	岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号) に基づく土地の開発許可に関する審査及び意見の 具申に関する事務
岡山県国土 利用計画 審 議 会	県 民 生 活 交通課	岡山県国土利用 計画審議会条例	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第 1項の規定による国土利用計画(岡山県計画、市 町村計画)、岡山県土地利用基本計画、その他国 土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関 し重要な事項の調査、審議に関する事務
岡山県土地 利用審査会	県 民 生 活 交通課	岡山県土地利用 審査会条例	国土利用計画法第12条の規定による土地取引規制 区域の指定及び解除に係る確認、法第24条第1項 等の規定による意見具申並びに法第20条第1項に 規定する審査請求に対する裁決に関する事務
岡山県固定 資産評価 審 議 会	市 町 村 課	岡山県固定資産 評価審議会条例	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2の 規定に基づき固定資産の評価に関する事項で知事 がその意見を求めたものについての調査審議に関 する事務
岡山県本人 確認情報保護 審 議 会	市 町 村 課	岡山県本人確認 情報保護審議会 条例	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の 9の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事 項についての調査審議等に関する事務
岡山県交通 安全対策会議	くらし 安 全 安心課	岡山県交通安全 対策会議条例	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16 条第2項の規定による県交通安全計画の作成及び その実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的 な施策の企画及びその実施の推進並びに関係行政 機関との連絡調整に関する事務

名 称	所属課	根 拠 条 例	担 当 す る 事 項
岡山県消費生活懇談会	くらし 安 全 安心課	岡山県附属機関 条例	消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申並びに岡山県消費生活条例（平成17年岡山県条例第14号）に定め消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務
岡山県青少年問題協議会	男女共 同参画 青少年 課	岡山県附属機関 条例	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
岡山県男女共同参画審議会	男女共 同参画 青少年 課	岡山県男女共同 参画の促進に関 する条例	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務
岡山県青少年健全育成審議会	男女共 同参画 青少年 課	岡山県附属機関 条例	岡山県青少年健全育成条例の規定による青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
岡山県人権政策審議会	人権施 策推進 課	岡山県附属機関 条例	人権政策に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務



平成 23 年度

企業局の事業概要

岡山県企業局

はじめに

岡山県企業局は、県下三大河川の豊かな水の恵みを生かした電気事業と工業用水道事業を通じて、快適な県民生活の確保と地域産業の発展を図るなど、「快適生活県おかやま」の実現に向けた県政の一翼を担っております。

電気事業については、旭川発電所（第一・第二）、新見発電所、加茂発電所をはじめ県下18カ所の発電所において、純国産で再生可能なクリーンエネルギーである「水力」による発電を行っております。

工業用水道事業については、水島・児島、笠岡、勝央の各地区において、「産業の血液」ともいわれる工業用水の供給を通じて、県内企業の産業活動を支援しております。

また、環境に優しい新エネルギーとして、太陽光発電に着目し、平成6年3月に岡山県庁南棟に太陽光発電施設を設置して以来、主に工業用水道施設へ積極的に導入してきたところであり、その結果、今では、太陽光発電施設の合計出力は1,500kWを超え、中国地方では最大規模を誇っています。

近年、電力自由化の進展や景気回復の遅れ、生産拠点の再編など、電気事業と工業用水道事業を取り巻く社会経済情勢は、めまぐるしく変化しています。こうした中、企業局では、平成21年12月に策定した「岡山県企業局経営5ヵ年計画（2010～2014）」に基づき、「事業活動の継続性の確保」、「地球温暖化防止等への取組」、「信頼性の確保」、「安定経営の確保」の4つを経営の基本方針として、アセットマネジメントの導入も図りながら各種取組を推進しております。

「事業活動の継続性の確保」では、危機管理体制の強化やコスト節減、企業局事業への県民理解の促進などに努めるとともに、「地球温暖化防止」では、環境負荷の低減効果を数値化する「環境会計」の導入や太陽光発電の更なる導入などの取り組みを進めているところであり、「信頼性の確保」では、計画的な施設整備や更新、渇水への的確な対応等に努めており、「安定経営の確保」では、事業収入を確保するため新規需要や増量要請への的確な対応などの取り組みを進めております。

さらに、本年3月に発生した東日本大震災の今後の検証を踏まえながら、今後、災害に強い事業のあり方についての検討もすすめていきたいと考えております。

企業局といたしましては、このような取り組みを通じて、公営企業としての公共性と経済性を最大限に発揮した事業運営を図りつつ健全で持続可能な経営システムを確立し、今後とも岡山県の経済発展と県民福祉の向上に寄与してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ここに、企業局が取り組む事業の一端を御紹介しますので、一読いただけたら幸いと存じます。

平成23年5月

岡山県公営企業管理者 西本善夫

目 次

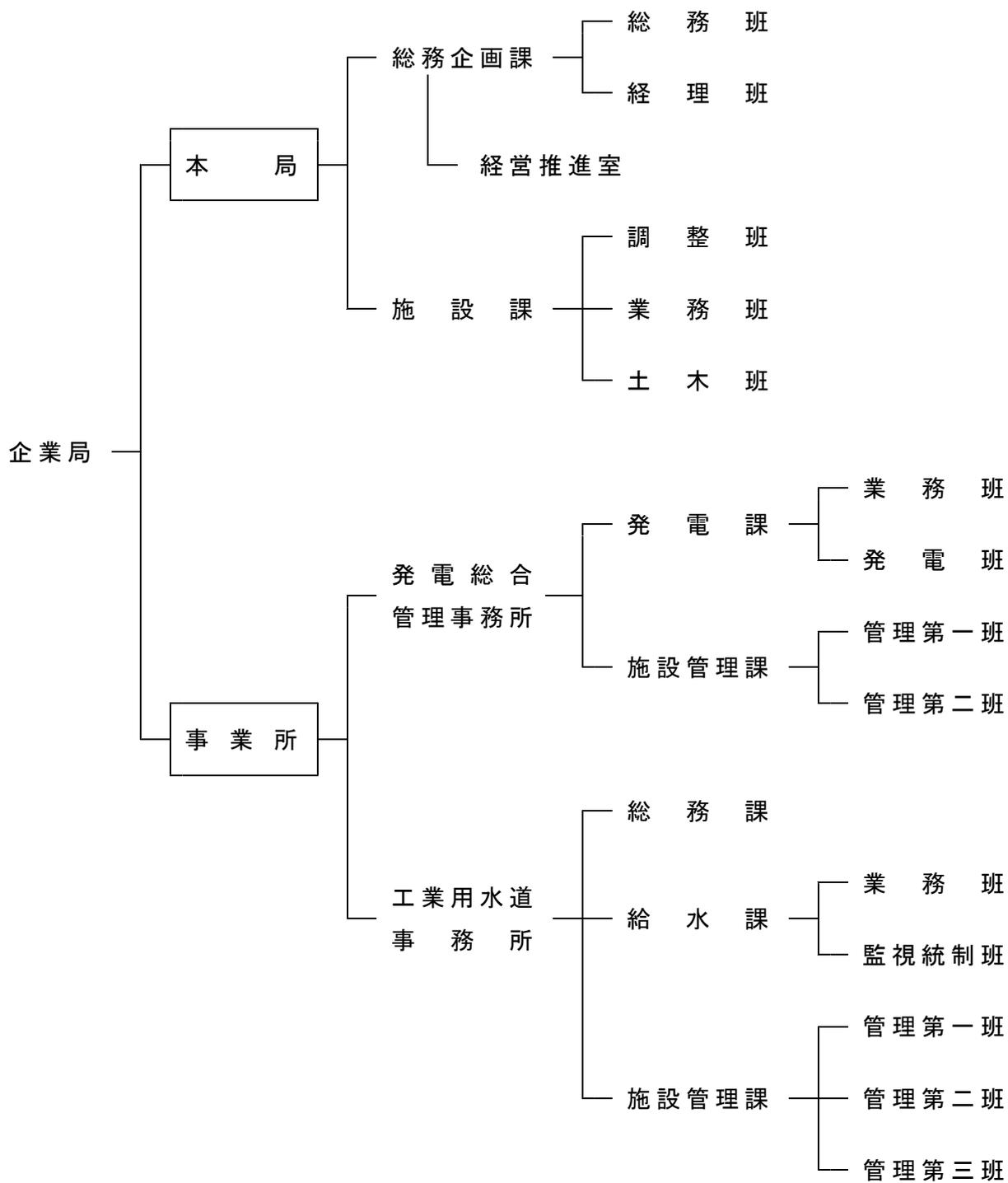
○ 組 織 図	1
○ 岡山県企業局経営5ヵ年計画	2
○ 電 気 事 業	5
○ 工業用水道事業	19
○ 共 通 事 項	38
○ 当初予算及び貸借対照表	47

【参考資料】

機関等の所在地	55
企業局の歩み	57
企業局事業一覧	61

1 組織図

[職員数 111名 (公営企業管理者含む)]



「岡山県企業局経営5ヵ年計画（2010～2014）」＜概要版＞

第1 策定の目的

企業局は、地域の水資源を活用した水力発電によるクリーンエネルギーの確保と、「産業の血液」といわれる工業用水の安定的・継続的な供給による企業の生産活動の支援という重要な役割を担っています

電気事業や工業用水道事業を取り巻く社会環境が変化している中で、更なる時代の要請に応えつつ、公営企業としての公共性と経済性を最大限に発揮した事業運営を続けていくためには、具体的な行動計画を明確にしながら、新たな視点に立った事業展開を図ることが必要であります。

平成21年度まで、「岡山県企業局中期プラン」により諸課題に取り組み、一定の成果を上げてきたところでありますが、今後は、平成21年12月に策定し、事業経営の基本的な方針及び目標を示した「岡山県企業局経営5ヵ年計画（2010～2014）」により、持続可能な経営システムを確立することとしています。

第2 計画期間

今後10年程度の長期的な展望を踏まえつつ、
平成22年度から平成26年度までの5ヵ年計画としています。

第3 計画の構成

- 第1章 計画の基本的考え方
- 第2章 事業の現状と課題
 - 1 事業の現状
 - 2 地方公営企業を取り巻く状況
 - 3 事業の課題
- 第3章 経営の基本方針
 - 「事業活動の継続性の確保」
 - 「地球温暖化防止等への取組」
 - 「信頼性の確保」
 - 「安定経営の確保」
- 第4章 行動計画
 - 1 計画期間の収支見通し
 - 2 共通項目
 - 3 電気事業
 - 4 工業用水道事業
- 第5章 計画の推進

第4 主な取組

○ 計画期間の収支見通し

電気・工業用水道事業とも、安定的な黒字経営を継続できる見込み

○ 具体的な行動計画

I 共通項目

1 事業活動の継続性の確保

(1) 危機管理体制の強化

- ・ 防災体制の充実
- ・ 震災・塩害対策訓練等訓練の実施
- ・ 新型インフルエンザ等への対応

(2) 職員の能力向上

- ・ 技術力の継承、維持・向上のための職場研修等
- ・ コンプライアンスの徹底

(3) コストの節減等

- ・ 新技術・新工法の導入等による工事コストの縮減
- ・ 計画的で安全性を最優先する資産運用による収益の確保
- ・ 未利用となっている寮や公舎跡地の早急な売却

(4) 施設開放等

- ・ 水力発電所、太陽光発電を環境学習の場として活用したり、「施設見学バスツアー」や「フェスタ・イン・エ水」等の開催
- ・ 企業局50周年記念事業（平成25年度）の実施

2 地球温暖化防止等への取組

(1) 環境経営の推進

- ・ 「環境会計」を導入し、「環境報告書」を毎年度作成・公表
- ・ 本県独自の「新潟県環境マネジメントシステム」の運用

(2) CO₂削減への更なる取組

- ・ 西之浦浄水場内3カ所に、太陽光発電を増設（510kW）
- ・ 小水力発電の新たな開発可能地点についての調査・検討
- ・ 「企業局の森」を針葉樹と広葉樹が混交した循環型天然生樹林として整備

(3) 環境保全対策

- ・ 低公害車や環境に配慮したエコ製品等の導入
- ・ 浄水ケーキの販売促進によるゼロエミッションの継続
- ・ 環境汚染物質（PCB）の処理

II 電気事業

3 信頼性の確保

- (1) 施設機能の充実・強化
 - ・「電気事業施設整備計画（2010）」に基づく計画的な施設整備
- (2) 需要者ニーズへの対応
 - ・ピーク発電等、電力会社の要請に対応した発電協力

4 安定経営の確保

- (1) 事業収入の確保
 - ・料金制度の見直し検討や発電停止期間の短縮による供給電力量の確保
- (2) 事業運営の効率化
 - ・発電所統合後の業務の検証

III 工業用水道事業

3 信頼性の確保

- (1) 施設機能の充実・強化
 - ・「工業用水道事業施設整備計画（2010）」に基づく計画的な施設整備
 - ・施設の震災対策の実施
 - ・管路の計画的な更新
 - ・笠岡共用導水路の健全度調査・対策の実施
- (2) 需要者ニーズへの対応
 - ・漏水事故等の発生に対し、早期復旧による供給停止期間の短縮
 - ・潮止堰へのパネル設置、2ルート配水等による塩害防止対策の実施
 - ・工業用水取水地点での流入量確保等、濁水への対応
 - ・ホームページ等ITを活用した迅速な情報提供
 - ・新規給水に関する情報を一元的に提供するための「新規需要相談窓口」の設置
 - ・アンケート調査や聞き取り調査による需要者ニーズの把握

4 安定経営の確保

- (1) 事業収入の確保 新規立地企業への対応
 - ・工業用水の新規需要、既存受水企業の増量要請に対する的確な対応
- (2) 事業運営の効率化
 - ・業務の検証

電気事業

(県民生活や産業活動の重要なエネルギー)

1 事業概要

公営による電気事業は、主に河川総合開発事業等の一環として発電を行い、電力会社へ売電する事業です。

岡山県では、旭川において昭和26年に旭川の洪水調節、各種用水の確保及び発電を目的として旭川ダムの建設工事に着手し、昭和29年5月に旭川第一発電所を、同年11月に旭川第二発電所を完成させました。当時、県下の電力事情は、戦時中の貧弱な発電施設を反映して非常にひっ迫した情勢にありましたが、この旭川発電所の完成によって大いに緩和され、今日の工業県としての基礎と県営電気事業の基盤を築きました。

高梁川については、特に下流に水島工業地帯を有しており、洪水調整、工業用水の確保及び発電を目的として、昭和34年から高梁川水系西川に河本ダムの建設が進められ、昭和38年10月に新見発電所が完成しました。発生した電力は主として新見方面に供給されています。

吉井川については、三大河川の中で最も開発が遅れており、豊富な自然流量が有効に利用されておらず、早急な総合開発が望まれていましたが、昭和38年に加茂川総合開発事業の一環として、吉井川水系倉見川に農業防災、農業用水の確保及び発電を目的とした黒木ダムの建設が進められ、昭和43年3月に加茂発電所が完成しました。発生した電力は主として津山方面へ送られ、地域産業の発展や住民の生活に大いに寄与しています。

また、昭和48年のオイルショック以降、原油価格の急騰により、純国産のクリーンエネルギーであり、自然の循環性を持った水力エネルギーが再び見直されました。こうした状況の中で、国家的要請でもある国産エネルギーの開発と水資源の有効活用の一環として、全国に先駆けて小水力発電の開発に積極的に取り組みました。昭和54年3月には黒木えん堤直下に黒木えん堤発電所を、昭和57年3月には香々美ダム及び久賀ダム（いずれも農業防災、農業用水の確保）のダム直下に越畑発電所及び久賀発電所を、昭和58年11月には企業局としては初めての水路式発電所として倉見発電所を、昭和59年3月には黒木ダムへ注ぐ阿波支水路を利用した滝ノ谷発電所を、昭和59年6月及び昭和61年10月には既存の砂防えん堤を利用した梶並発電所及び阿波発電所を、平成3年5月には公営電気事業では全国初のゴム堰を利用した寄水発電所を、平成7年3月には津川ダム直下に津川発電所を、平成9年3月にはゴム堰を利用した水路式の大町発電所を、平成10年8月には千屋ダム直下に千屋発電所を、平成13年3月にはゴム堰を利用した水路式の真加子発電所を、平成17年3月には国土交通省が建設した苦田ダム直下に苦田発電所を、平成18年3月には三室川ダム直下に三室発電所を完成させました。平成21年4月には効率的な経営体制の確立のため、県内18箇所の全発電所の運転・監視制御と保守業務を一括的に行う発電総合管理事務所の運用を開始しました。

なお、新エネルギー導入の取組として、「晴れの国おかやま」の特性を生かして、平成6年3月に県庁屋上に、平成19年2月には発電総合管理事務所に太陽光発電システムを設置しました。今後とも、小水力発電及び新エネルギー（太陽光発電等）の調査研究や開発を推進し、地球環境にやさしいローカルクリーンエネルギーの確保に努めます。

(1) 発電所の概要

(単位, 出力 : kW, 電力量 : 千kWh)

発電所	最大出力	年間目標 供給電力量	型式	水系
旭川第一	18,700	95,017	ダム式	旭川
旭川第二	3,700		ダム水路式	
新見	10,900	33,500	〃	高梁川
加茂	14,000	52,555	〃	吉井川
黒木えん堤※	100	514	ダム式	
越畑※	200	1,008	〃	
久賀※	190	1,121	〃	
倉見※	660	3,275	水路式	
滝ノ谷※	120	371	〃	
梶並※	180	803	〃	
阿波※	360	1,804	〃	
寄水	1,500	7,011	〃	
津川※	360	1,649	ダム式	吉井川
大町	1,200	4,885	水路式	
千屋	3,000	12,700	ダム式	高梁川
真加子	1,200	5,410	水路式	旭川
苦田	4,600	22,884	ダム式	吉井川
三室※	460	2,574	〃	高梁川
合計	61,430	247,081	—	—

注1) 最大出力 : 当該発電所で発生できる最大の出力をいう。

kW、MWh : Wとは、電気エネルギーを使って仕事をする能力の大きさ (1Vの電圧で1Aの電流が流れている時の電力が1W)

Whとは、一定の電力 (W) で一定時間 (h) 仕事をしたときの電気の量 (1Wで1時間の仕事量が1Wh)

1kW=1,000W

ダム式 : ダムの貯水を利用して、その落差により発電する方式

水路式 : 河川から取水して水槽に導水し、そこからの落差を利用して発電する方式

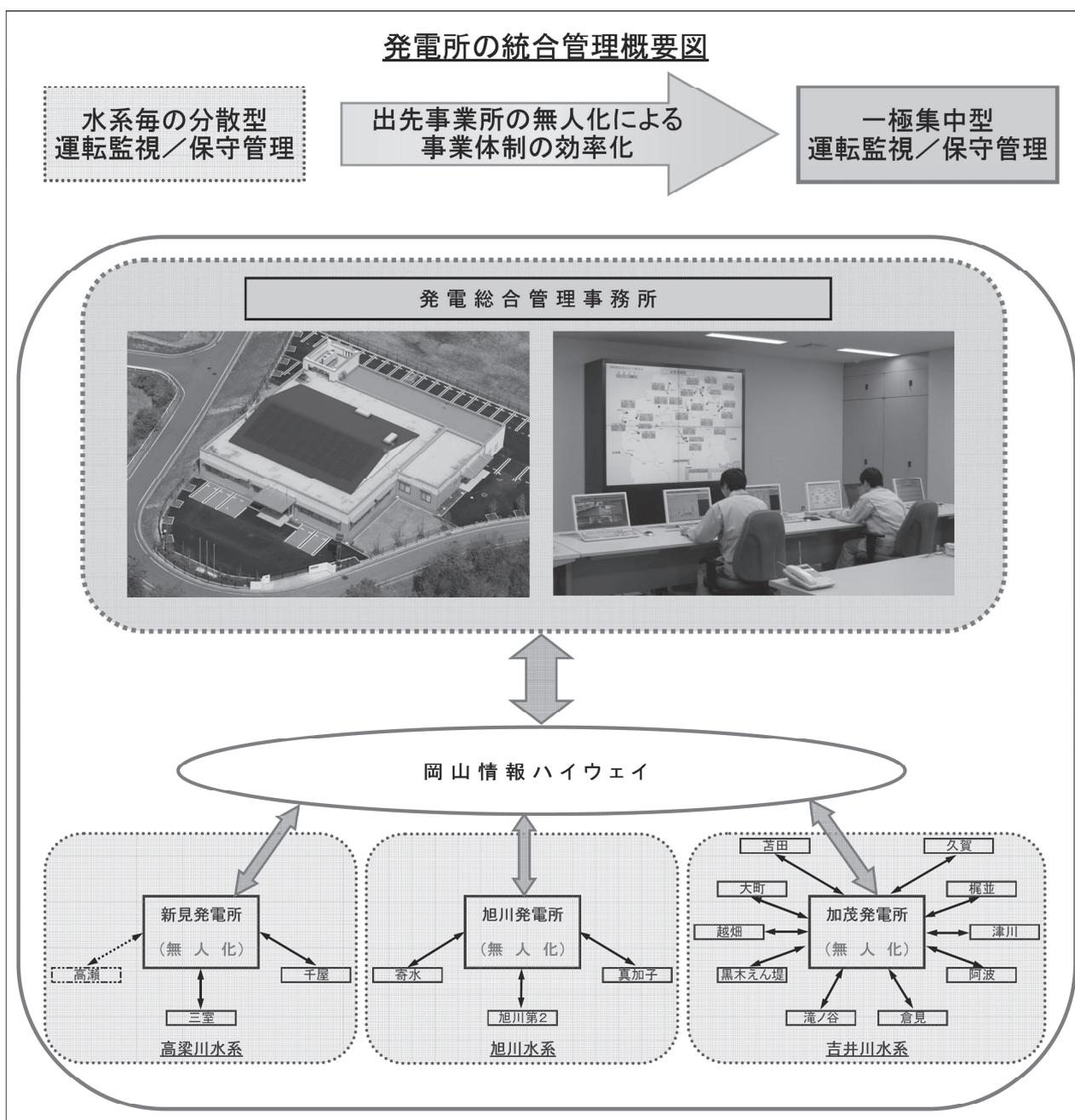
ダム水路式 : ダム式と水路式を結合したもので、ダムの貯水と導水路の双方による落差を利用して発電する方式

2) ※印の9発電所は、電気事業者 (電力会社など) に一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務づける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法) による新エネルギー等発電設備の認定を受けている。

(2) 発電総合管理事務所の運用開始

岡山県では18箇所の水力発電所を運営していますが、三大河川の水系別に建設した、旭川・新見・加茂の3発電所において、すべての小水力発電所の運転、監視制御及び保守業務を行ってききました。

しかし、最近の電力自由化など社会情勢の変化に対応するため、業務をさらに効率化させ、18発電所すべての運転・監視制御と保守業務を一体的に行う「発電総合管理事務所」を建設し、平成21年4月から運用を開始しました。



2 経営状況

営業開始以来、常に経営の合理化を図るとともに、適正な料金への改定、設備の効率的運用等に努め、安定した黒字経営を続けています。

これらの黒字経営から生ずる利益剰余金は、資本的支出としての発電所の建設事業、施設改良や起債の償還に要する経費に充てられています。

(1) 供給電力量の推移

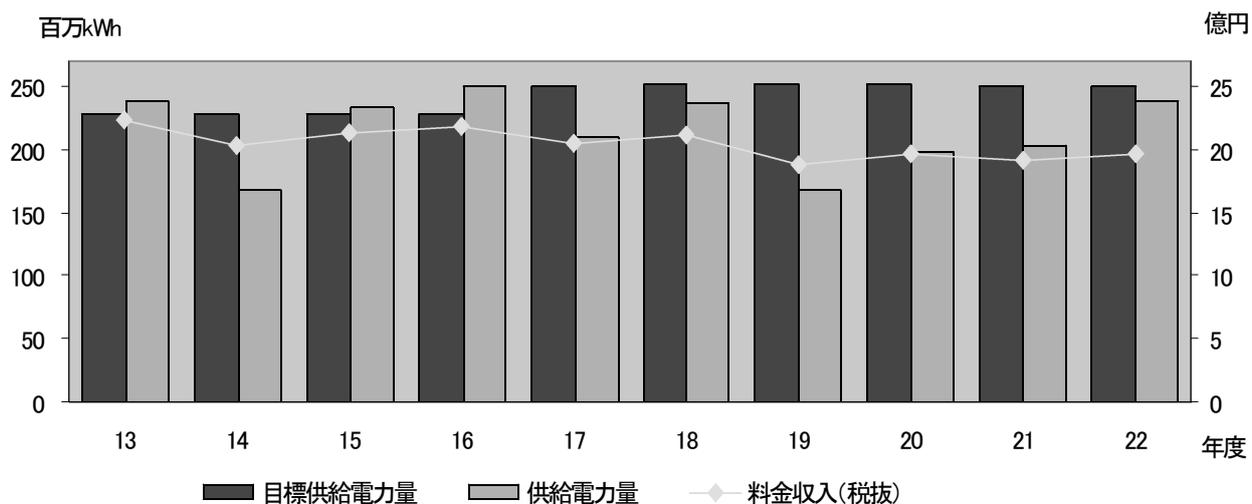
① 過去3年間の供給電力量

(単位：千kWh, %)

発電所	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	供給電力量	実績 / 目標	供給電力量	実績 / 目標	供給電力量	実績 / 目標
旭川	81,357	84.0	79,892	83.3	96,528	100.7
新見	24,017	71.7	22,730	67.9	30,305	90.5
加茂	39,223	73.4	44,649	84.3	46,875	88.5
小水力	52,585	77.3	56,281	84.0	64,500	96.3
合計	197,178	78.3	203,552	81.6	238,208	95.5

注) 小水力の供給電力量は、黒木えん堤、越畑、久賀、倉見、滝ノ谷、梶並、阿波、寄水、津川、大町、千屋、真加子、苦田、三室発電所の合計である。

② 供給電力量と料金収入の推移 (過去10年間)



(3) 事業収支及び資本的収支の状況

① 事業収支の状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
事業収入	2,333,498	2,106,101	2,190,190	2,053,357	2,124,493
うち料金収入	2,112,717	1,880,398	1,955,838	1,904,002	1,959,019
事業費用	2,131,249	2,081,643	2,083,707	1,985,620	1,952,904
当年度純利益	202,249	24,458	106,483	67,737	171,589

注) 消費税及び地方消費税を除く。

料金収入は湯水準備引当金の引当、取崩後の額である。

② 資本的収支の状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
資本的収入	219,324	1,502,138	5,504	2,000,180	1,002,905
資本的支出	2,653,700	2,763,130	936,318	2,746,030	1,597,607
資本的収支差引	△2,434,376	△1,260,992	△930,814	△745,850	△594,702

注) 消費税及び地方消費税を除く。

3 施設の概要

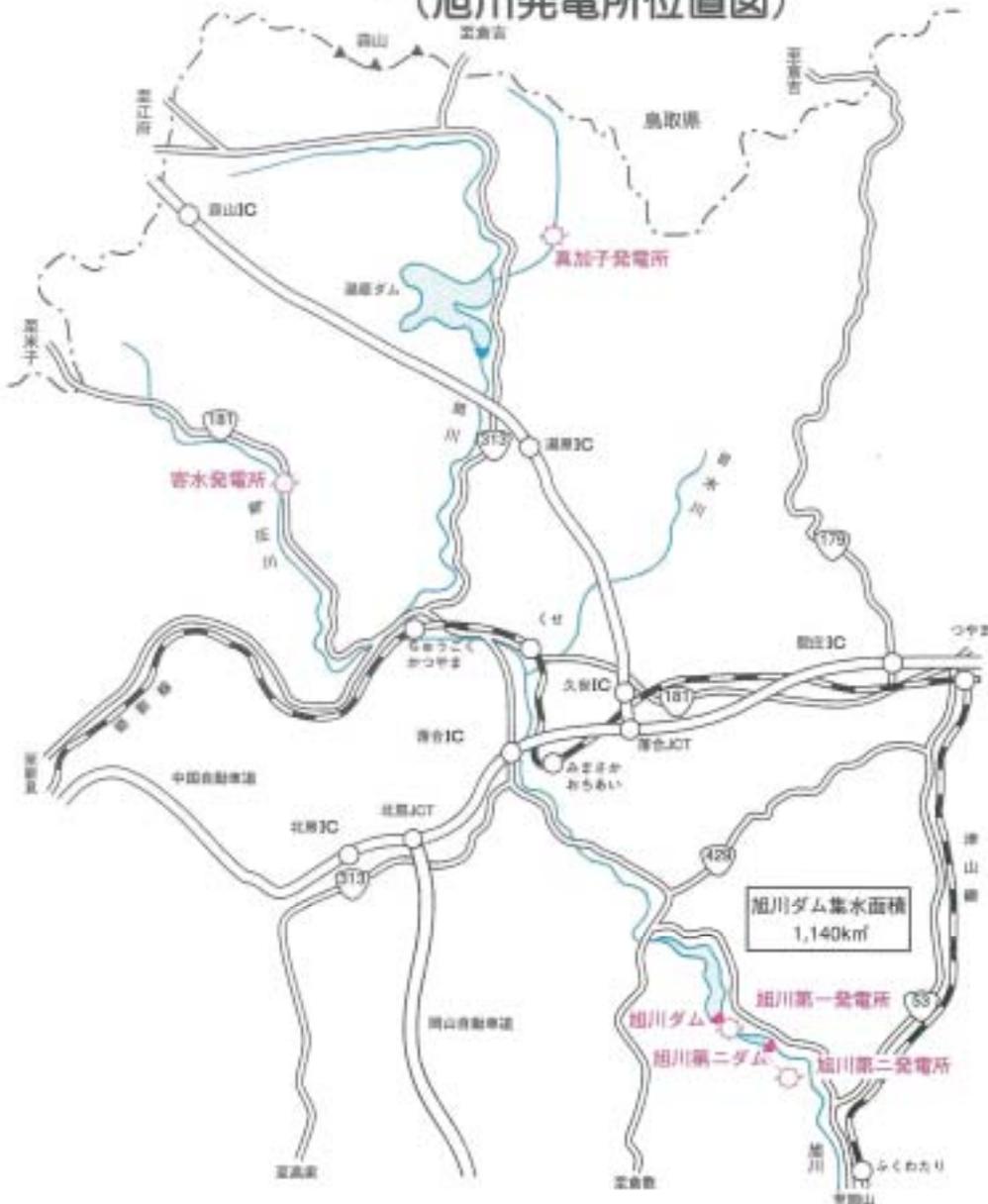
(1) 旭川発電所

区 分	旭川第一発電所	旭川第二発電所	
河 川 名	旭川水系旭川		
工 事 着 工	昭和26年1月	昭和28年4月	
運 転 開 始	昭和29年2月 (一部運転開始) 昭和29年5月 (全部運転開始)	昭和29年11月	
使 用 水 量	最大60.00m ³ /s 常時13.41m ³ /s	最大45.00m ³ /s 常時14.55m ³ /s	
有 効 落 差	最大36.40m 常時32.45m	最大9.95m 常時10.05m	
発 電 力	最大18,700kW 常時2,800kW	最大3,700kW 常時1,100kW	
年 間 供 給 電 力 量	95,017,000kWh		
総 貯 水 容 量	57,382,000m ³	710,000m ³	
有 効 貯 水 容 量	発電33,538,000m ³ 都市用水2,330,000m ³ 洪水調節23,000,000m ³ 不特定49,442,000m ³	発電594,000m ³	
ダ ム ・ 堰	高さ45.00m 長さ212.00m	高さ13.00m 長さ147.00m	
	ラジアルゲート 9.3m×12.0m×10門	ローラーゲート (8.3m×3.3m)×18.0m×6門	
導 水 路		馬てい型圧力ずい道 高さ4.60m 延長1,326.80m	
水 槽		差動調圧槽 内径32.0m 高さ12.80m	
水 圧 管 路	2条 内径4.00m~3.00m 延長69.38m		
発 電 所 の 建 物	鉄筋コンクリート造 間口38.0m 奥行23.0m 地上3階 地下2階	鉄筋コンクリート造 間口25.0m 奥行15.0m 地上1階 地下2階	
水 車	種 類	立軸フランシス水車	立軸カプラン水車
	出力・回転数	11,500kW 200min ⁻¹	4,000kW 163.5min ⁻¹
	メーカー・台数	新三菱重工業 2台	電業社 1台
発 電 機	種 類	立軸三相同期発電機	同左
	容量・電力	12,500kVA 11,000V	4,500kVA 11,000V
	力率・回転数	85% 200min ⁻¹	85% 163.5min ⁻¹
	メーカー・台数	三菱電機 2台	明電舎 1台
主 要 変 圧 器	型 式	三相油入自冷式	
	容 量	30,000kVA	
	電 圧	一次10.5kV 二次110kV	
	メーカー・台数	三菱電機 1台	

(単位：千円)

事業費総額	3,500,000	(ダム費負担金1,046,500 (負担率42.00%) 電気専用施設費2,453,500)
-------	-----------	---

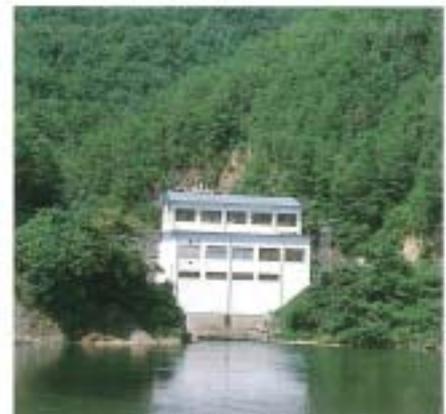
(旭川発電所位置図)



ダム直下の第一発電所



逆調整池を利用した第二発電所



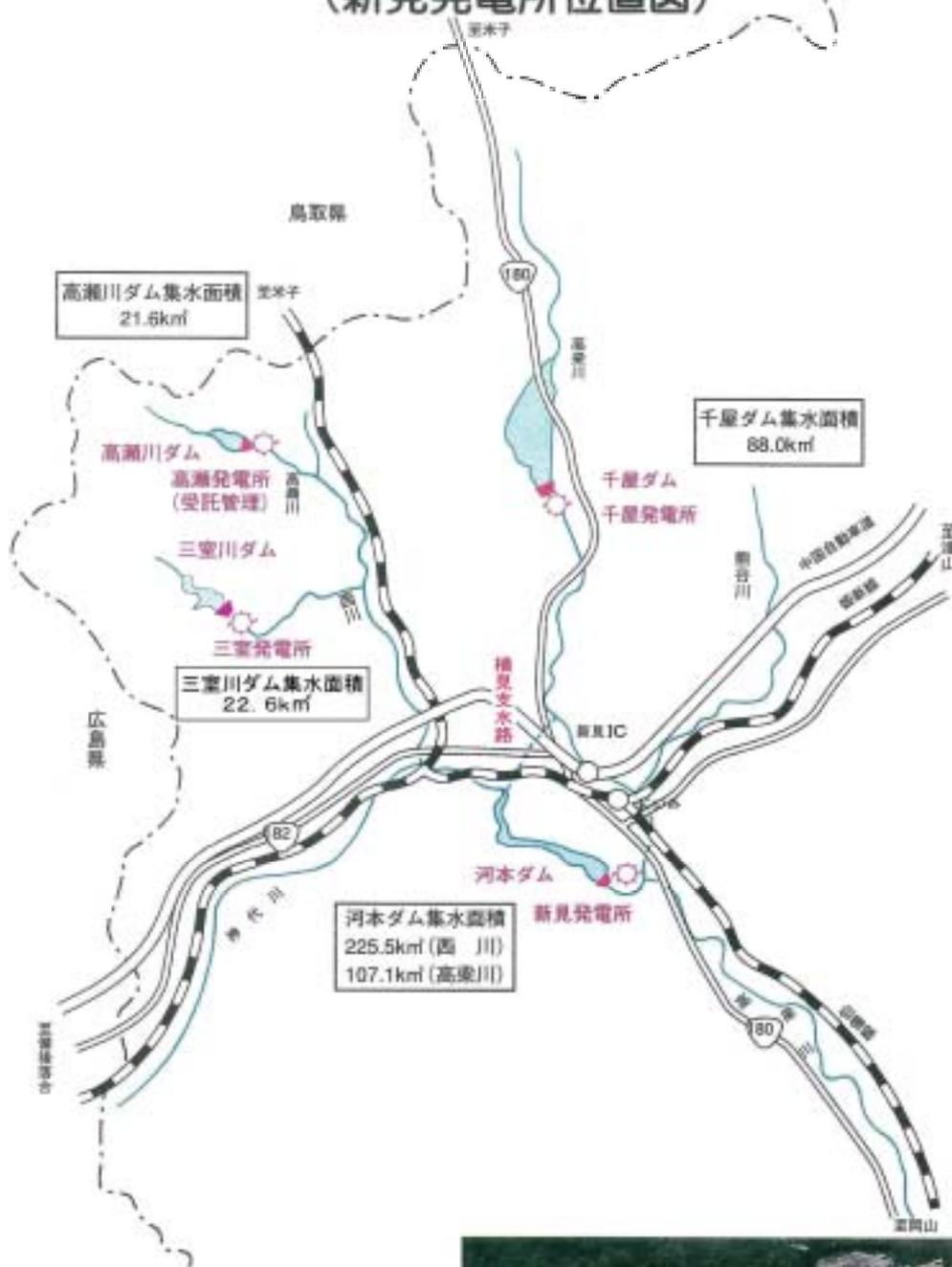
(2) 新見発電所

河川名	高梁川水系西川及び高梁川	
工事着工	昭和36年4月	
運転開始	昭和38年9月（一部運転開始） 昭和38年10月（全部運転開始）	
使用水量	最大 24.00m ³ /s 常時 2.76m ³ /s	
有効落差	最大 54.85m 常時 48.74m	
発電力	最大 10,900kW 常時 0kW	
年間供給電力量	33,500,000kWh	
総貯水容量	17,350,000m ³	
有効貯水容量	発電11,100,000m ³ 工業用水6,600,000m ³ 洪水調節5,000,000m ³	
ダム・堰	河本ダム	高さ60.00m 長さ260.00m ラジアルゲート10.3m×12.0m×2門
	横見取水堰	高さ3.50m 長さ41.30m 起伏ゲート ローラーゲート 1.4m×26.0m×1門 2.27m×2.1m×1門
導水路	金付水路	円型圧力ずい道 内径3.5m 延長662.48m
	横見支水路	蓋きよ及び欠円型無圧ずい道 内径1.66m～2.1m 延長3,746.3m
水槽	差動調圧水槽 内径 主槽部12.5m 上槽部15.5m 高さ 主槽部20.8m 上槽部6.0m	
水圧管路	1条 内径3.20m～2.40m 延長120.52m	
発電所の建物	鉄筋コンクリート造 間口18m 奥行20m 地上2階 地下2階	
水車	種類	立軸カプラン水車
	出力・回転数	11,500kW 400min ⁻¹
	メーカー・台数	東芝 1台
発電機	種類	立軸三相同期発電機
	容量・電圧	13,000kVA 11,000V
	力率・回転数	85% 400min ⁻¹
	メーカー・台数	東芝 1台
主要変圧器	型式	三相油入自冷式
	容量	13,000kVA
	電圧	一次10.5kV 二次66kV
	メーカー・台数	東芝 1台

(単位：千円)

事業費総額	1,629,873	{ ダム費負担金645,128 (負担率26.71%) 電気専用施設費984,745 }
-------	-----------	---

(新見発電所位置図)



貯水池を総合的に運用し、取水量と落差の変化に対応した新見発電所



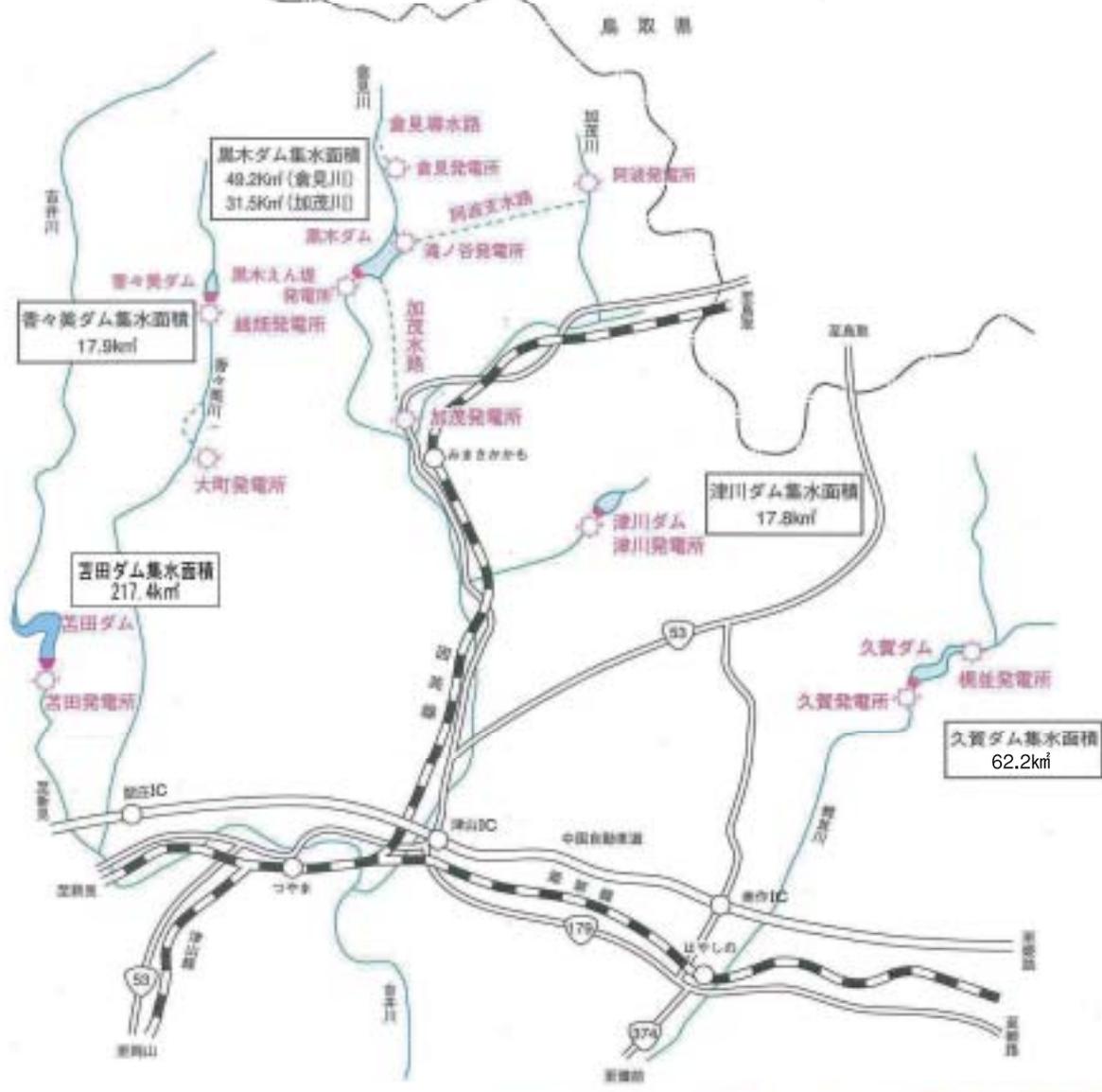
(3) 加茂発電所

河川名	吉井川水系倉見川及び加茂川	
工事着工	昭和39年4月	
運転開始	昭和42年1月	
使用水量	最大 9.00m ³ /s 常時2.40m ³ /s	
有効落差	最大 189.20m 常時187.20m	
発電力	最大 14,000kW 常時2,300kW	
年間供給電力量	52,555,000kWh	
総貯水容量	6,000,000m ³	
有効貯水容量	発電5,075,000m ³ 洪水調節2,850,000m ³ かんがい2,225,000m ³	
ダム・堰	黒木ダム	高さ53.0m 長さ193.0m ラジアルゲート4.9m×7.0m×3門
	阿波取水堰	高さ4.9m 長さ25.0m ローラーゲート1.9m×3.0m×1門
導水路	加茂水路	円型圧力ずい道 内径2.5m 延長4,240.7m
	阿波支水路	開きよ及び馬てい型無圧ずい道 高さ2.08m 延長開水路574m 無圧ずい道5,740m
水	槽	差動調圧水槽 高さ37.50m 内径10.0m ライザー径2.0m
水	圧管路	1条 内径1.90m~1.40m 延長675.75m
発電所の建物		
鉄筋コンクリート造 間口18m 奥行20m 地上2階 地下2階		
水車	種類	立軸フランシス水車
	出力・回転数	15,000kW 600min ⁻¹
	メーカー・台数	川崎電機製造 1台
発電機	種類	立軸三相同期発電機
	容量・電圧	16,000kVA 11,000V
	力率・回転数	90% 600min ⁻¹
	メーカー・台数	川崎電機製造 1台
主要変圧器	型式	三相油入自冷式
	容量	16,000kVA
	電圧	一次10.5kV 二次66kV
	メーカー・台数	富士電機 1台

(単位：千円)

事業費総額	2,349,152	(ダム費負担金294,190 (負担率17.08%) 電気専用施設費2,054,962)
-------	-----------	---

(加茂発電所位置図)



落差が約190mある
高落差の加茂発電所



(4) 小水力発電所

発電所名	黒木えん堤		越 畑	久 賀	倉 見	滝 ノ 谷
河 川 名	吉井川水系倉見川		吉井川水系香々美川	吉井川水系梶並川	吉井川水系倉見川	吉井川水系加茂川
工 事 着 工	昭和53年10月		昭和56年6月	昭和56年6月	昭和57年6月	昭和58年10月
運 転 開 始	昭和54年4月		昭和57年4月	昭和57年4月	昭和58年11月	昭和59年4月
使 用 水 量	最 大	0.35m ³ /s	1.20m ³ /s	1.20m ³ /s	1.20m ³ /s	1.10m ³ /s
	常 時	0.20m ³ /s	0.08m ³ /s	0.36m ³ /s	0.22m ³ /s	0.05m ³ /s
有 効 差 落	最 大	44.00m	24.50m	21.00m	77.50m	15.32m
	常 時	33.51m	22.40m	18.65m	78.64m	15.48m
発 電 力	最 大	100kW	200kW	190kW	660kW	120kW
	常 時	41kW	0kW	35kW	110kW	0kW
年間供給電力量	514,000kWh		1,008,000kWh	1,121,000kWh	3,275,000kWh	371,000kWh
ダム・堰	高 さ	53.00m	39.00m	36.50m	4.20m	4.90m
	長 さ	193.00m	131.00m	171.00m	41.00m	25.00m
	取水塔	表面取水方式	表面取水方式	表面取水方式	—	—
水 管 圧 路	条 数	1条	1条	1条	1条	1条
	内 径	0.44~0.45m	0.50~0.80m	0.80~1.20m	0.80m	0.90m
	延 長	69.17m	113.43m	110.52m	153.84m	3.60m
発電所の建物	地下式		半地下式	半地下式	半地下式	—
水 車	種 類	横軸フランシス	横軸クロスフロー	横軸フランシス	横軸クロスフロー	立軸チューブラ
	出 力	120kW	220kW	210kW	710kW	130kW
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
発 電 機	種 類	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相誘導発電機
	容 量	100kW	200kW	190kW	660kW	120kW
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
事 業 費	60百万円		150百万円	161百万円	641百万円	109百万円

注) 小水力発電所とは、比較的小規模な発電で、おおむね5,000kW以下の施設をいう。

発電所名		梶 並	阿 波	寄 水	津 川	大 町
河 川 名		吉井川水系梶並川	吉井川水系加茂川	旭川水系新庄川	吉井川水系津川川	吉井川水系香々美川
工 事 着 工		昭和58年10月	昭和60年7月	平成2年3月	平成3年11月	平成7年5月
運 転 開 始		昭和59年7月	昭和61年11月	平成3年6月	平成7年4月	平成9年4月
使 用 量	最 大	2.60m ³ /s	0.85m ³ /s	4.60m ³ /s	1.00m ³ /s	1.80m ³ /s
	常 時	0.82m ³ /s	0.21m ³ /s	1.34m ³ /s	0.38m ³ /s	0.39m ³ /s
有 効 差	最 大	9.70m	54.90m	42.00m	46.65m	79.90m
	常 時	10.18m	55.85m	42.90m	37.28m	81.29m
発 電 力	最 大	180kW	360kW	1,500kW	360kW	1,200kW
	常 時	37kW	49kW	300kW	82kW	180kW
年間供給電力量		803,000kWh	1,804,000kWh	7,011,000kWh	1,649,000kWh	4,885,000kWh
ダム・堰	高 さ	(既設砂防えん堤)10.60m	(既設砂防えん堤)14.50m	(ゴムせき)2.00m	76.00m	(ゴムせき)2.00m
	長 さ	(既設砂防えん堤)58.20m	(既設砂防えん堤)47.80m	27.40m	228.00m	22.00m
	取水塔	—	—	—	表面取水方式	—
水 管 路	条 数	1条	1条	1条	1条	1条
	内 径	1.20m	0.68~0.70m	1.20~1.45m	0.52~0.80m	0.70~1.00m
	延 長	39.80m	106.60m	52.48m	113.54m	137.73m
発電所の建物		地下式	半地下式	半地下式	半地下式	半地下式
水 車	種 類	横軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス
	出 力	200kW	380kW	1,600kW	386kW	1,234kW
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
発 電 機	種 類	三相誘導発電機	三相誘導発電機	三相同期発電機	三相誘導発電機	三相同期発電機
	容 量	180kW	360kW	1,600kVA	360kW	1,230kVA
	台 数	1台	1台	1台	1台	1台
事 業 費		201百万円	504百万円	2,108百万円	336百万円	1,906百万円

発電所名		千屋	真加子	苦田	三室	高瀬※
河川名		高梁川水系高梁川	旭川水系下和川	吉井川水系吉井川	高梁川水系三室川	高梁川水系高瀬川
工事着工		平成5年2月	平成11年5月	平成13年1月	平成13年8月	昭和56年7月
運転開始		平成10年8月	平成13年4月	平成17年4月	平成18年4月	昭和57年3月
使用水量	最大	5.50m ³ /s	2.80m ³ /s	17.0m ³ /s	1.10m ³ /s	0.90m ³ /s
	常時	1.52m ³ /s	0.52m ³ /s	5.43m ³ /s	0.34m ³ /s	0.28m ³ /s
有効落差	最大	66.30m	54.90m	33.10m	56.20m	43.00m
	常時	49.35m	56.04m	24.50m	42.10m	39.46m
発電力	最大	3,000kW	1,200kW	4,600kW	460kW	280kW
	常時	430kW	0kW	710kW	76kW	62kW
年間供給電力量		12,700,000kWh	5,410,000kWh	22,884,000kWh	2,574,000kWh	1,664,000kWh
ダム・堰	高さ	97.50m	(ゴムせき)1.90m	74.00m	74.50m	67.00m
	長さ	259.00m	30.90m	225.00m	231.00m	273.60m
	取水塔	表面取水方式	—	表面取水方式	表面取水方式	表面取水方式
水管圧路	条数	1条	1条	1条	1条	1条
	内径	1.10~1.50m	1.20~1.70m	2.50~2.20m	0.70~0.60m	0.80m
	延長	165.06m	101.52m	95.14m	9.527m	122.87m
発電所の建物		半地下式	半地下式	半地下式	地下式	地下式
水車	種類	横軸フランシス	横軸フランシス	立軸フランシス	横軸フランシス	横軸フランシス
	出力	3,090kW	1,310kW	4,830kW	500kW	310kW
	台数	1台	1台	1台	1台	1台
発電機	種類	三相同期発電機	三相同期発電機	三相同期発電機	三相誘導発電機	三相同期発電機
	容量	3,200kVA	1,320kVA	4,900kVA	460kW	310kVA
	台数	1台	1台	1台	1台	1台
事業費		1,778百万円	1,784百万円	2,641百万円	520百万円	220百万円

※高瀬発電所については、県土木部から運転・保守管理業務を受託している。

工業用水道事業

(産業の血液)

1 事業概要

倉敷市水島地区は、臨海工業基地として各種の有利な立地条件に恵まれ、更に岡山県南新産業都市の指定をはじめ、諸施策の推進とがあいまって、石油精製、製鉄、石油化学等の大企業があいついで進出し、一大重化学工業地帯として大きく発展してきました。

水島工業用水道は、これらの企業に対し工業用水を安定的に供給する目的をもって建設され、その用水需要は昭和36年に給水を開始して以来、水島工業地帯における工場の新設、既存工場の設備増設により漸次増加し、第1期、第2期、第3期を合わせた給水能力(530,500 m^3 /日)を上回る需要が見込まれたため、昭和46年から千屋ダム等を水源とした第4期工業用水道の建設に着手しました。

しかし、その後の経済情勢の変動等により、当初の水需要の減少が見込まれたこと、また、第1期事業が施設の老朽化や河川管理上の制約等により廃止せざるを得なくなったことから、その水源施設等を第4期事業に取り込むこととし、昭和53年10月に水源施設を除く給水専用施設(300,000 m^3 /日)を完成させ、第1期事業については昭和54年度末に廃止しました。また、平成10年8月には、第4期事業の水源となる千屋ダムを完成させました。この結果、水島地区の工業用水道事業は、第2期、第3期、第4期となり、その給水能力は708,000 m^3 /日となりました。

一方、給水区域については、第4期事業の一環として、児島地区の地場中小企業に供給する拡張工事を平成4年3月に完成させました。

笠岡工業用水道は、備後工業整備特別地域の指定を受けて笠岡地区に造成された工業用地と臨海部に立地する企業に工業用水を供給するもので、笠岡工業用水(企業局)、西南上水道用水(岡山県西南水道企業団)、寄島干拓用水(県農林水産部)、笠岡湾干拓用水(中国四国農政局)の共同事業として整備された笠岡共用導水路が昭和47年3月に完成し、昭和47年10月から、笠岡工業用水道第1期事業(33,000 m^3 /日)として給水を開始しました。なお、この共用導水路は、中国四国農政局が事業主体として建設、整備を行いましたが、施設の維持管理については、現在、企業局が受託しています。

その後、茂平地区の工業団地など地元の中小企業からの給水要望に応えるため、第2期事業(3,700 m^3 /日)に着手し、昭和60年3月に完成させ、更に、平成元年度からは、笠岡港(港町地区)工業用地等へ立地する企業に対して、13,000 m^3 /日を供給する第3期事業に着手し、平成5年3月に完成させました。この結果、笠岡地区の工業用水道事業は、第1期、第2期、第3期となり、その給水能力は、49,700 m^3 /日となりました。

勝央工業用水道は、内陸工業団地のモデルケースとして旧地域振興整備公団が建設した勝央中核工業団地に立地する企業の工業用水の需要に対処するため、昭和51年度から事業に着手し、給水能力4,200m³/日の施設を昭和53年度に完成させました。また、先端技術型企業の立地を図るために建設された新勝央中核工業団地（51.6ha）への企業立地促進のため、平成7年度に給水設備の拡充を行い、給水区域を拡大しています。

工業用水道の概要

区 分		給水(供用)開始	事 業 費	ダ ム 名	給 水 能 力	給 水 区 域	
		年月	千円		m ³ /日		
工 業 用 水 道 事 業	水島第2期	S43.4	3,757,434	新成羽川ダム	201,500	倉敷市	
	水島第3期	S45.9	3,683,652	〃	206,500	〃	
	水島 第4期	1種	S36.7	4,172,220	河本ダム	122,500	〃
		2種	水島	S50.10	33,445,886	千屋ダム他	157,500
	児島		H2.4	20,000			
	小計(水島)			45,059,192		708,000	
	笠岡第1期		S47.10	1,687,742	新成羽川ダム	33,000	笠岡市 浅口郡里庄町
	笠岡第2期		S60.4	117,400	〃	3,700	〃
	笠岡第3期		H5.4	2,847,000	〃	13,000	〃
	小計(笠岡)			4,652,142		49,700	
勝 央		S55.4	757,310	西原ダム	4,200	勝田郡勝央町	
給水区域拡大		H10.10	82,010				
合 計			50,550,654		761,900		

2 工業用水道事業の施設整備

(1) 水島工業用水道

水島工業用水道施設は、建設以来30年以上が経過し、施設の老朽化・劣化が進んでおり、安定供給の確保及び保安管理を図るため、平成3年度に工業用水道施設長期改良計画「工業用水リフレッシュ21」を策定しました。

「工業用水リフレッシュ21」は、平成4年度に水島工業用水道改築事業（国庫補助事業）として採択され、平成5年度から計画的に施設の改良及び設備の近代化等を進め、老朽化した施設の改築については平成9年度で完了しました。また、省力化や信頼性の向上を図るため、工業用水道事務所の管理室を改良し、中央監視センターを設けました。これは、西之浦浄水場、鶴新田浄水場、亀島配水場等の施設間を光通信網で結び、集中監視制御システムによる遠隔監視制御、データ処理を行うものです。

平成10年度からは、管理・保安対策等の諸課題を踏まえた施設整備計画の見直しを行い、コストの縮減を図りながら事業を進め、平成14年度で「工業用水リフレッシュ21」は完了しました。

① 期 間 平成5年度から平成14年度までの10年間

② 総事業費 88億4千万円

③ 改築事業の対象となった施設及び主な設備

ア 西之浦浄水場

取水設備・揚水設備・導水設備・沈殿池設備・送水設備の各電気設備、
汚泥処理設備の電気及び機械設備、受電設備、自家発電設備、中央監視制御設備、
計装設備、薬品注入設備

イ 亀島配水場

受電設備、自家発電設備、配水ポンプ設備の電気及び付属設備

ウ 鶴新田浄水場

受電設備、沈殿池設備の電気設備、遠方監視制御設備、配水ポンプ電気設備

エ 管路設備

老朽管路の敷設替え及び改良（管更生）、バルブの新設及び管路網の更生

また、平成15年度以降も配水管路等の耐震化、老朽化対策を順次実施しています。

(2) 笠岡工業用水道

笠岡工業用水道施設は、昭和47年に笠岡浄水場が完成して以来30年余りが経過し、施設の老朽化及び機器の劣化が進んでいました。このため、平成15年度から計画的に施設の改良及び更新を進め、業務の効率化と労働環境整備を図り、笠岡浄水場は、平成18年度から運転及び保守業務を西之浦浄水場に統合し、無人化しました。また、船穂揚水機場及び共用導水路の共同施設についても、各共同事業者と協議、調整を図りながら計画的な更新を行っています。

① 期 間 平成15年度から平成26年度までの12年間

② 総事業費 約20億円

③ 改築事業の対象となる主な設備

ア 笠岡浄水場等

受電・送水ポンプ電気設備、中央監視制御設備、沈殿池電気設備、薬品注入設備、管理本館設備、場内設備、送水ポンプ設備、沈澱池機械設備、非常用発電設備、新庄計装設備、里見計装設備、里見ポンプ設備

イ 船穂揚水機場

受電設備、電気設備、遠方監視制御設備、中央監視制御設備、揚水ポンプ電気設備、屋外照明設備

3 浄水汚泥の有効利用について

浄水汚泥は、工業用水の浄水過程で発生する泥土を圧縮脱水したもので、かつては産業廃棄物として最終処分場へ投棄処理を行っていました。

しかし、発生量が年間千数百トンになることから、汚泥の有効利用のため、昭和58年から農業試験場での育成試験や成分分析を行い、その結果、有害成分もなく保水性や通気性において優れていることから、昭和62年から園芸用土として一般の方に販売を開始しました。

その後、処分場の投棄可能容量の減少や新規処分場の建設も困難となってきたことや、岡山県では環境負荷の低減のため率先してゼロエミッションを目指していることから、さらに利用の拡大を図ることを目指し、取り扱いやすい粒径に加工することができる調粒プラントを平成13年に西之浦浄水場内に建設しました。

本プラントは、直径15mm以下の粒径加工ができ、年間約1,000トンの処理能力があり、これまでの原形に調粒（バラ、袋詰）が加わり、利用目的にあわせた販売が可能となっています。

なお、この浄水ケーキは平成15年3月に岡山県エコ製品に認定されています。

4 震災対策・危機管理

企業局の工業用水道は、水島コンビナート等に産業の血液とも言われている工業用水を安定して供給する重要な施設であるため、水管橋、配水池及び管路の震災対策を行うことにより、断水のない工業用水道を構築する必要があります。

また、常日頃から災害発生を想定した防災訓練を実施し、災害時に迅速な対応が出来るよう危機管理体制の強化・充実を図っています。

(1) 震災対策

県南の工業地帯に安定的に工業用水を給水するため、水管橋、配水池などの施設の耐震補強を行っています。

(2) 危機管理体制の強化

① 塩害対策訓練（高潮対策）

工業用水道の取水口は、高梁川河口の潮止堰直上流に位置しているため、台風等の異常高潮時には海水が遡上し、塩害が発生する恐れがあります。

このため、受水企業への影響を最小限に食い止めるため、毎年、上流の西阿知取水場から取水した水を送水する2ルート配水訓練を実施しています。

さらに異常高潮が予測される時には、潮止堰にパネル(高さ30cm)を設置して塩害防止に努めています。



震災対策工事例：送水3号線水管橋
橋台と送水管を鋼線で連結するとともに、ズレ止めを設置して落下を防止します。



2ルート配水管路の切替作業状況



パネル設置作業状況

② 震災対策訓練

今後30年以内に高い確率で発生すると予測されている東南海・南海地震を想定して、本局及び事業所において、毎年、震災対策訓練を行っています。

なお、工業用水道事務所においては、平成16年度に施設の安全点検や配水管路の漏水対策のために導入した配水管路マッピングシステム(GIS)を震災対策訓練に活用しています。



震災対策訓練

(3) 笠岡共用導水路の点検

他県における送水隧道（トンネル）の崩落事故による水道用水・工業用水の断水を教訓として、現在企業局が笠岡湾干拓土地改良区（中国四国農政局）、岡山県西南水道企業団、岡山県農林水産部及び浅口市から維持管理を受託している笠岡共用導水路についても、共同事業者との連携を図りながら、施設の点検等を行っています。

5 経営状況

営業開始当初は、企業立地の遅れなどから給水量が伸び悩み、赤字経営を余儀なくされていましたが、昭和40年度以降は好調な需要の伸びにより、昭和42年度に累積赤字を解消して黒字経営に転換しました。その後も健全経営に努め、比較的安定した黒字経営を続けています。

なお、黒字経営から生じる利益剰余金については、資本的支出としての工業用水道の施設改良や起債の償還に要する経費などに充てられています。

(1) 工業用水道の料金

（単位：円／m³）

区 分		水 質	基本料金	未達料金	特定料金	超過料金
水島第2期工業用水道事業		浄水	10.00	4.20	12.00	20.00
" 第3期 "		"	11.60	5.20	13.90	23.20
" 第4期 "	1 種	"	13.60	8.30	16.30	27.20
	2種水島地区	"	20.50	10.50	24.60	41.00
	2種児島地区	"	44.46	29.06	53.35	88.92
笠岡第1期 "		"	24.50	12.00	29.40	49.00
		原水	20.10	9.30	24.10	40.20
" 第2期 "		浄水	33.00	11.90	39.60	66.00
		原水	29.70	7.30	35.60	59.40
" 第3期 "		浄水	45.00	40.85	54.00	90.00
		原水	28.49	15.46	34.19	56.98
勝 央 "		"	35.00	11.80	42.00	70.00

注1) 直近の料金改定は、平成9年4月1日

2) 料金は、消費税及び地方消費税抜き

3) 基本料金：基本使用水量1m³当たりの料金

基本使用水量：工業用水の使用者が、常時使用する1日当たりの工業用水量で、責任水量の範囲で毎年度公営企業管理者が承認した水量

責任水量：工業用水の使用者が、自らの長期事業計画に基づいて供給を希望する最大限の1日当たりの工業用水量のうち、公営企業管理者が承認した水量

4) 未達料金：未達水量1m³当たりの料金

未達水量：責任水量から基本使用水量を差し引いた水量

5) 特定料金：特定使用水量1m³当たりの料金

特定使用水量：工業用水の使用者が、一定の期間に限って基本使用水量を超えて使用する場合は1日当たりの工業用水量で、責任水量の範囲で公営企業管理者が承認した水量

6) 超過料金：超過使用水量1m³当たりの料金

超過水量：ひと月の日数に基本使用水量を乗じて得た水量を基準とし、工業用水の使用者の当該月の水使用量実績が当該基準を超えた場合、その超えた部分の水量

(2) 給水状況

① 給水の状況

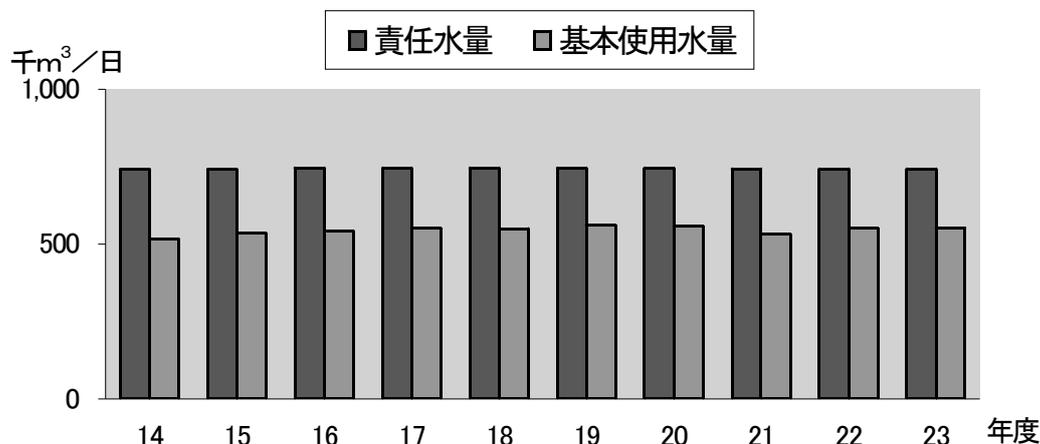
(単位：m³/日)

区分		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
水	水島地区	給水工場数	36	36	36	36	37
		責任水量	687,610	687,610	687,610	687,610	687,760
		基本使用水量	509,180	510,480	495,260	514,700	514,470
島	児島地区	給水工場数	31	33	29	29	28
		責任水量	18,310	18,310	15,750	15,120	14,920
		基本使用水量	14,920	13,260	11,950	11,180	11,070
小計		給水工場数	67	69	65	65	65
		責任水量	705,920	705,920	703,360	702,730	702,680
		基本使用水量	524,100	523,740	507,210	525,880	525,540
笠岡		給水工場数	22	22	22	22	22
		責任水量	38,630	38,630	38,630	38,630	38,630
		基本使用水量	34,890	35,010	24,680	24,850	24,850
勝央		給水工場数	14	15	15	15	15
		責任水量	1,750	1,820	2,050	2,050	2,050
		基本使用水量	1,260	1,020	1,130	1,060	1,060
合計		給水工場数	103	106	102	102	102
		責任水量	746,300	746,370	744,040	743,410	743,360
		基本使用水量	560,250	559,770	533,020	551,790	551,450

注1) 責任水量：工業用水の利用者が、自らの長期事業計画に基づいて供給を希望する最大限の1日当たりの工業用水の量のうち、公営企業管理者が承認した水量

2) 基本使用水量：工業用水の利用者が、常時使用する1日当たりの工業用水の量で、責任水量の範囲で毎年度公営企業管理者が承認した水量

② 責任水量と基本使用水量の推移



(3) 事業収支及び資本的収支の状況

① 事業収支の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
事業収入	3,623,979	3,717,433	3,770,184	3,603,816	3,645,007
うち料金収入	3,506,391	3,559,109	3,500,996	3,423,829	3,470,182
事業費用	3,013,911	2,960,367	2,880,114	2,820,840	2,821,054
当年度純利益	610,068	757,066	890,070	782,976	823,953

注) 消費税及び地方消費税を除く。

② 資本的収支の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込)
資本的収入	445,820	1,988,043	52,927	1,427,252	3,034,522
資本的支出	1,942,047	6,101,795	5,138,056	3,003,239	5,182,466
資本的収支差引	△1,496,227	△4,113,752	△5,085,129	△1,575,987	△2,147,944

注) 消費税及び地方消費税を除く。

6 施設の概要

(1) 水島第2期工業用水道事業

建設期間	昭和41年4月～昭和46年3月		
水源	高梁川（表流水）		
水量	取水量216,700m ³ /日 給水量201,500m ³ /日		
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³	
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川	
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅3.0m 高さ2.1m 2連	
	導水函渠	鉄筋コンクリート造 幅1.5m 高さ1.7m 延長109m 2連	
導水施設	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅21.2m 長さ44.9m 高さ9.0m 1池	
	揚水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅8.1m 長さ20.6m	
	揚水ポンプ	内径600φ 90kW 4台	
浄水施設	傾斜板式沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅42.3m 長さ52.0m 高さ4.5m～6.0m 2池	
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅25.3m 長さ45.0m 高さ4.7m～6.0m 1池	
	場内配管	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径1,350φ～1,800φ 延長198m	
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸	
	管理事務所	鉄筋コンクリート造 間口18.0m 奥行36.0m 地上3階	
	汚泥処理設備	※加圧脱水機1台 濃縮槽2槽	
送水施設	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅9.3m 長さ23.3m	
	送水ポンプ	内径600φ 150kW 5台	
	送水管	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径1,350φ 延長4,567m	
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅56.0m 長さ60.6m 高さ3.0m 2池 (容量10,000m ³ ×2池)	
	配水ポンプ室	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 幅10.0m 長さ60.2m	
	配水ポンプ	内径600φ 110kW 2台 200kW 3台	
	配水管	B・B'地区	鋼管 内径800φ～1,200φ 延長9,779m
		C地区	鋼管及び鑄鉄管 内径150φ～1,100φ 延長7,177m
		D地区	鋼管 内径1,200φ 延長1,116m
管延長合計	18,072m		
事業費	3,757,434千円（国庫補助対象事業費3,656,000千円）		

※加圧脱水機は第2期及び第3期を通じて1台

(2) 水島第3期工業用水道事業

建設期間	昭和43年4月～昭和49年3月		
水源	高梁川(表流水)		
水量	取水量222,200m ³ /日 給水量206,500m ³ /日		
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³	
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川	
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅3.1m 高さ1.7m 1連	
	導水函渠	鉄筋コンクリート造 幅2.0m 高さ1.7m 延長103m 1連	
導水施設	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅21.2m 長さ44.9m 高さ9.0m 1池	
	揚水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅8.1m 長さ17.7m	
	揚水ポンプ	内径600mm 90kW 3台	
浄水施設	傾斜板式沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅42.3m 長さ52.0m 高さ4.5m～6.0m 2池	
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅25.3m 長さ45.0m 高さ4.7m～6.0m 1池	
	場内配管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径1,000mm～1,350mm	
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸	
	汚泥処理設備	※加圧脱水機1台 濃縮槽4槽	
送水施設	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅9.3m 長さ23.3m	
	送水ポンプ	内径600mm 150kW 4台	
	送水管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径1,350mm 延長4,555m	
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅40.0m 長さ65.0m 高さ3.0m 2池(容量7,500m ³ ×2池)	
	配水ポンプ室	鉄骨造 幅10.0m 長さ20.2m	
	配水ポンプ	内径600mm 200kW 4台	
	配水管	B'地区	鋼管 内径1,200mm 延長6,305m
		C地区	鋳鉄管 内径150mm～800mm 延長3,725m
管延長合計	10,030m		
事業費	3,683,652千円(国庫補助対象事業費3,576,732千円)		

※加圧脱水機は第2期及び第3期を通じて1台

(3) 水島第4期工業用水道事業（1種）

建設期間		昭和35年4月～昭和54年3月		
水源		高梁川（表流水）		
水量		取水量131,760m ³ /日 給水量122,500m ³ /日		
貯水施設		河本ダム	高さ64m 長さ260m 有効貯水容量11,100,000m ³	
			貯水地点 高梁川水系西川 新見市金谷 新見市哲多町宮河内	
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅1.3m 高さ1.7m 3連		
	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅7.5m 長さ30.0m 高さ7.9m 2連 2池		
導水施設	導水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅10m 長さ20m		
	導水ポンプ	内径900mm 300kW 3台		
	導水管	鋼管 内径1,650mm 延長3,125m		
浄水施設	傾斜板式沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅43.6m 長さ37.4m 高さ4.3m～5.5m 4池		
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸		
	場内配管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径900mm～1,650mm		
	汚泥処理設備	加圧脱水機2台 濃縮槽内径17m 高さ5.6m 3槽		
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅44.7m 長さ35.5m 高さ4.0m 4池		
	配水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅42m 長さ18m		
	配水ポンプ	内径900mm 800kW 3台		
	配水管	A地区	ダクタイル鋳鉄管	内径900mm～1,100mm 延長1,126m
			鋼管	内径450mm～900mm 延長1,049m
			硬質塩化ビニール管	内径100mm～200mm 延長980m
	配水管	B地区	ダクタイル鋳鉄管	内径700mm 延長8,688m
B'地区		鋼管及びダクタイル鋳鉄管	内径1,000mm 延長5,618m	
管延長合計		17,461m		
事業費		4,172,220千円		

(4) 水島第4期工業用水道事業（2種）

建設期間		昭和46年4月～平成11年3月		
水源		高梁川（表流水）		
水量		取水量190,740m ³ /日 給水量177,500m ³ /日		
貯水施設		千屋ダム 100,000m ³ /日	高さ97.5m 長さ259.0m 有効貯水容量26,200,000m ³ 貯水池点 高梁川水系高梁川 新見市菅生 新見市坂本	
		新規開発水源 77,500m ³ /日		
取水施設	取水口	鉄筋コンクリート造 幅1.3m 高さ1.7m 3連		
	沈砂池	鉄筋コンクリート造 幅7.5m 長さ30.0m 高さ7.9m 2連 2池		
導水施設	導水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅10m 長さ20m		
	導水ポンプ	内径900㎜ 300kW 3台		
	導水管	鋼管 内径1,650㎜ 延長3,125m		
浄水施設	傾斜板式池	鉄筋コンクリート造 幅43.6m 長さ37.4m 高さ4.3m～5.5m 4池		
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ、硫酸		
	場内配管	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径900㎜～1,650㎜		
	管理事務所	鉄筋コンクリート造 間口36.0m 奥行18.0m 地上2階 地下1階		
	汚泥処理設備	加圧脱水機2台 濃縮槽内径17m 高さ5.6m 3槽		
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅44.7m 長さ35.5m 高さ4.0m 4池		
	配水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅42m 長さ18m		
	配水ポンプ	内径900㎜ 800kW 3台		
	児島地区	加圧ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅16.1m 長さ21.1m	
		加圧ポンプ	内径250㎜ 110kW 3台	
	配水池	鉄筋コンクリート造 幅74.2m 長さ12.8m 高さ7.9m 2池		
	配水管	A地区	鋼管 内径 200㎜～1,650㎜	延長 4,642m
		B地区	鋼管 内径 600㎜～ 800㎜	延長 1,867m
		B'地区	鋼管 内径1,350㎜	延長 576m
		C地区	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径150㎜～1,100㎜	延長 4,112m
		E地区	鋼管及びダクタイル鑄鉄管 内径200㎜～ 450㎜	延長 4,435m
児島地区	鋼管及びダクタイル鑄鉄管等 内径 40㎜～ 700㎜		延長27,011m	
管延長合計			42,643m	
事業費		33,445,886千円（国庫補助対象事業費31,887,928千円）		

注) 取水施設、導水施設、浄水施設並びに配水施設のうち配水池、配水ポンプ室及び配水ポンプは1種事業と共用

水島工業用水道事業概要図



工業用水道事務所 (西之浦浄水場)



亀島配水場



西之浦浄水場太陽光発電システム



鶴新田浄水場



児島地区工業用水道概要図

(水島第4期工業用水道事業(2種)児島地区)



(5) 笠岡第1期工業用水道事業

建設期間	昭和44年4月～昭和48年3月	
水源	高梁川（表流水）	
水量	取水量35,500m ³ /日 給水量33,000m ³ /日	
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川
導水施設	(専用施設揚水ポンプ)	内径500㎜ 370kW 2台
	共用導水路	延長22,246m 開渠コンクリート三方張 2R型馬てい形水路トンネル
浄水施設	沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅8.8m 長さ33.0m 高さ4.8m 2池
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ
	汚泥処理設備	加圧脱水機1台 濃縮槽3槽
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅8.8m 長さ7m 高さ3.7m 2池
	場内配管	鋼管及びダクタイル鋳鉄管 内径500㎜ 延長50.0m
	管理事務所	鉄筋コンクリート造 間口26.5m 奥行き13.0m
送水施設	送水ポンプ	内径250㎜ 75kW 4台
	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅6.0m 長さ27.0m
	送水管	鋼管 内径700㎜ 延長4,746m
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅25.0m 長さ33.5m
	場内配管	鋼管 内径600㎜～700㎜ 延長50,0m
	配水管	鋼管 内径150㎜～600㎜ 延長6,932m
事業費	1,687,742千円（国庫補助対象事業費1,625,514千円）	

(6) 笠岡第2期工業用水道事業

建設期間	昭和59年12月～昭和60年3月	
水源	高梁川（表流水）	
水量	取水量4,000m ³ /日 給水量3,700m ³ /日	
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川
導水施設	(専用施設揚水ポンプ)	笠岡第1期施設を共用
	共用導水路	
浄水施設	沈殿池	笠岡第1期施設を共用
	薬品注入設備	
	汚泥処理設備	
	浄水池	
	場内配管	
	管理事務所	
送水施設	送水ポンプ	笠岡第1期施設を共用
	送水ポンプ室	
	送水管	
配水施設	配水池	笠岡第1期施設をかさ上げして共用
	配水管	ダクタイル鋳鉄管 内径75㎜～200㎜ 延長2,209m
事業費	117,400千円	

(7) 笠岡第3期工業用水道事業

建設期間	平成2年10月～平成5年3月	
水源	高梁川（表流水）	
水量	取水量14,000m ³ /日 給水量13,000m ³ /日	
貯水施設	新成羽川ダム	高さ103m 長さ289m 有効貯水容量80,500,000m ³
		貯水地点 高梁川水系成羽川 高梁市備中町西油野 高梁市備中町平川
導水施設	(専用施設)揚水ポンプ	内径300mm 190kW 1台
	共用導水路（その1）	延長22,246m 開渠コンクリート三方張 2R型馬てい形水路トンネル
	共用導水路（その2）	延長1,789m 馬てい形水路トンネル
	導水管	ダクタイル鋳鉄管 内径500mm 延長3,229m
浄水施設	沈殿池	鉄筋コンクリート造 幅6.5m 長さ28.6m 高さ3.55m 2池
	薬品注入設備	硫酸バンド、苛性ソーダ
	汚泥処理設備	加圧脱水機1台 濃縮槽2槽
	浄水池	鉄筋コンクリート造 幅5.7m 長さ4.2m 高さ4.6m 2池
	場内配管	ダクタイル鋳鉄管 内径500mm 延長44.3m
	管理事務所	鉄骨造（ALC） 間口20.5m 奥行12.5m
送水施設	送水ポンプ	内径150mm 30kW 3台
	送水ポンプ室	鉄筋コンクリート造 幅12.5m 長さ6.4m
	送水管	ダクタイル鋳鉄管 内径500mm 延長87m
配水施設	配水池	鉄筋コンクリート造 幅21.0m 長さ13.2m 高さ4.3m 2池
	配水管	ダクタイル鋳鉄管 内径75mm～500mm 延長5,055m
事業費	2,847,000千円（国庫補助対象事業費2,670,396千円）	

注) 共用導水路（その1）は笠岡第1, 2期施設を共用

笠岡工業用水道事業概要図



笠岡浄水場

茂平工業団地概要図



港町地区工業用地概要図



(8) 勝央工業用水道事業

建設期間	勝 央	昭和51年4月～昭和54年3月	
	新 勝 央	平成6年4月～平成8年3月	
水源	馬桑川（表流水）		
水量	取水量4,460m ³ /日 給水量4,200m ³ /日（うち新勝央 800m ³ /日）		
貯水施設	小坂頭首工 <small>とうしゅこう</small>	高さ2.0m 長さ14.0m	
	小坂導水路	延長1,010.73m	
	西原ダム	高さ46.1m 長さ192.3m 有効貯水容量1,867,000m ³	
		貯水地点 吉井川水系長谷川 勝田郡奈義町西原	
導水施設	主幹線水路	内径600㎜～700㎜ 延長5,425m	
	西部幹線水路	内径500㎜ 延長3,983m	
	西部水路	内径350㎜～450㎜ 延長5,091m	
送水施設	送水管	勝 央	ダクタイル鑄鉄管 内径300㎜ 延長2,219m
		新 勝 央	ダクタイル鑄鉄管 内径200㎜ 延長590.5m
配水施設	配水池	勝 央	幅14.8m 長さ22.4m 高さ4.6m 2池
		新 勝 央	幅 4.4m 長さ11.4m 高さ3.6m 2池
	配水管	勝 央	ダクタイル鑄鉄管 内径75㎜～300㎜ 延長2,649m
		新 勝 央	ダクタイル鑄鉄管 内径75㎜～200㎜ 延長1,396.5m
事業費	勝 央	757,310千円（国庫補助対象事業費743,000千円）	
	新 勝 央	82,010千円	

注) 貯水施設、導水施設については、勝央、新勝央の共用施設である。

勝央工業用水道事業概要図



勝央・新勝央中核工業団地



共通事項

(地域・環境への貢献)

1 水源かん養林

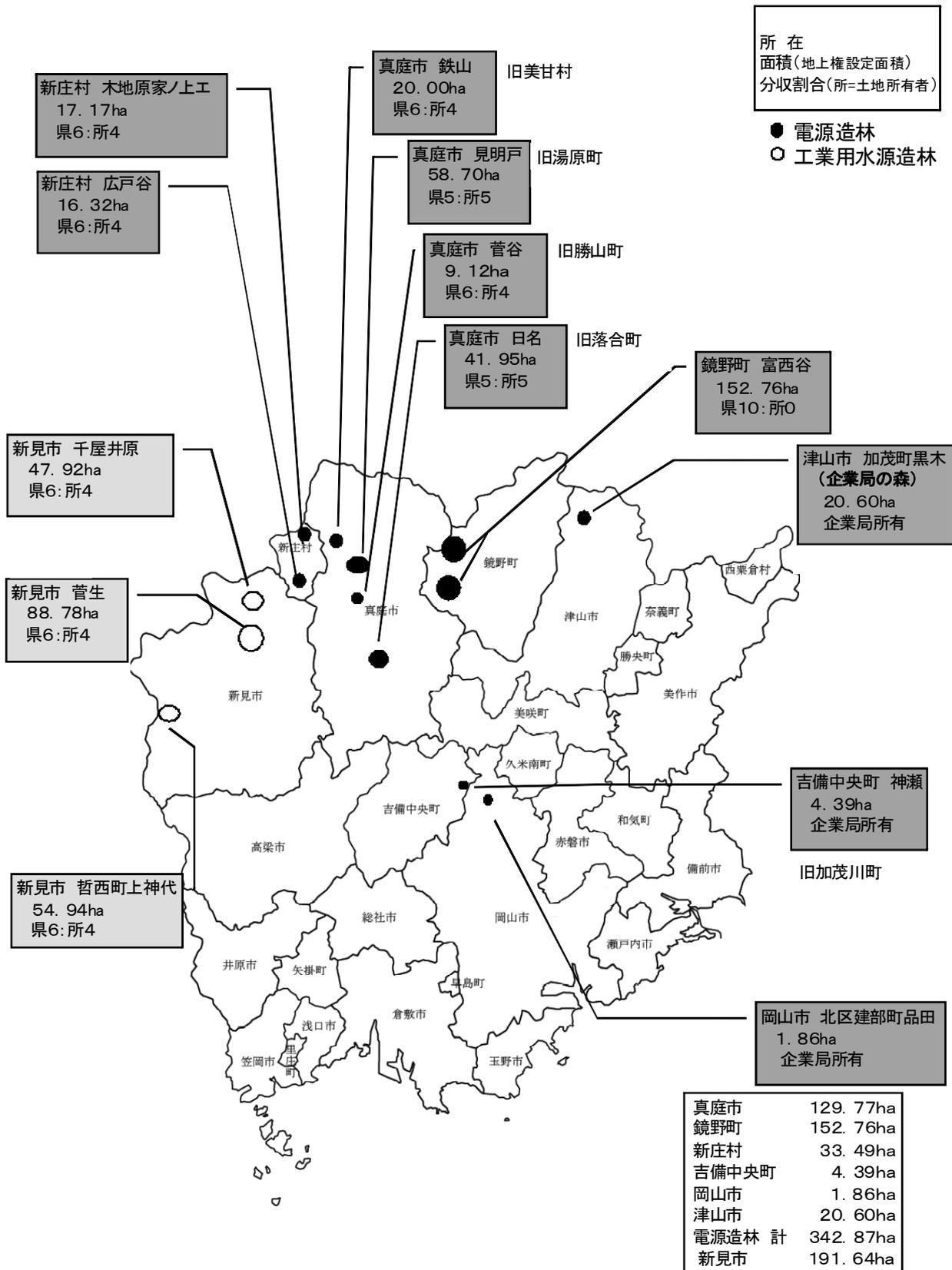
水源かん養を図るため、地元市町村及び民地所有者と分収林方式で造林事業を実施しています。

また、津山市加茂町に設置した「企業局の森」では、災害に強く、安定した水源を確保することを目的に、循環型天然生樹林（針広混交林）の整備を行っています。

	所在地	面積	分 収 割 合		新植期間	樹 種	水 系
			企業局	所有者			
電 源 造 林	真庭市菅谷	9.12 ^{ha}	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S33年	ヒノキ、スギ	旭川
	〃 鉄山	20.00	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S33~34	ヒノキ、スギ	
	〃 見明戸	58.70	$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$	S35~38	ヒノキ、スギ カラマツ	
	〃 日名	41.95	$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$	S37~39	ヒノキ、スギ アカマツ	
	鏡野町富西谷	152.76	$\frac{10}{10}$	—	S33~40	ヒノキ、スギ アカマツ、カラマツ	
	新庄村	33.49	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S34~36	ヒノキ、スギ	
	吉備中央町神瀬	4.39	企業局所有		S35~36	ヒノキ	
	岡山市北区建部町品田	1.86	〃		S35	アカマツ、クロマツ	
	津山市加茂町黒木 (企業局の森)	20.60	〃		S42~57	ヒノキ、スギ アカマツ	吉井川
小 計	342.87						
工業用水源造林	新見市菅生	191.64	$\frac{6}{10}$	$\frac{4}{10}$	S45~50	ヒノキ、スギ	高梁川
	〃 千屋井原				S52~54		
	〃 哲西町上神代				S45~51		
小 計	191.64						
合 計	534.51						

企業局 水源かん養林

H23.4.1 現在



＜「企業局の森」整備計画の概要＞

場 所： 吉井川水系、津山市加茂町黒木地内（黒木キャンプ場に隣接）

面 積： 約20.6ha

整備目標： 針広混交林の整備手法により、様々な樹種が混在した多様性のある樹林で、次世代、次々世代の樹林が常時存在する「循環型天然生樹林」を整備する。

整備内容： 「企業局の森」のエリアを3分割し、平成18年度から第1期整備（間伐実施、広葉樹植栽、周回歩道整備）を実施しており、その成果を第2期、第3期に反映させる。

位置図



「企業局の森」整備エリア



(津山市加茂町大字黒木)

2 市町村交付金

企業局の資産は、固定資産税が非課税であることから、「国有資産等所在市町村交付金法」に基づき、固定資産の価格(交付金算定標準額)の1.4%を施設所在市町村に対して交付金として交付しています。

対象資産としては、電気事業用資産、工業用水道事業の用に供するダムの資産、公舎等が該当します。

なお、倉敷市、笠岡市、勝央町内に存する工業用水道事業の浄水・配水施設等は、受益者不交付のため、対象外となります。

市町村交付金交付額一覧表（平成22年度実績）

(円)

市町村名	電気事業	工業用水道事業	合計
岡山市	20,763,800	328,300	21,092,100
倉敷市		519,900	519,900
津山市	19,132,800		19,132,800
高梁市	196,000	6,456,900	6,652,900
新見市	27,767,200	154,815,600	182,582,800
真庭市	25,516,300		25,516,300
美作市	1,173,500		1,173,500
新庄村	23,100		23,100
鏡野町	28,569,100		28,569,100
奈義町		1,744,100	1,744,100
美咲町	147,800		147,800
吉備中央町	430,900		430,900
合計	123,720,500	163,864,800	287,585,300

3 太陽光発電システム

企業局は、「晴れの国おかやま」の地域特性を生かし、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との共同研究事業を活用して、地球環境にやさしい太陽光発電の導入に取り組んできました。

まず、平成6年3月には、県庁舎では全国初となる20kWの太陽光発電システムを県庁舎南棟屋上に設置しました。

平成14年3月に策定された「新世紀おかやま夢づくりプラン」にクリーンエネルギーの活用が盛り込まれるなか、企業局では、平成15年3月に策定した「岡山県企業局中期プラン」にもクリーンエネルギーの導入促進を掲げ、経済性と公共性との両立を勘案した上で、工業用水道関係施設を中心に太陽光発電システムを導入してきました。

その結果、企業局が管理している太陽光発電システムの最大出力合計は、中国地方最大規模の1,514.5kWとなっています。また、西之浦浄水場の太陽光発電システム（最大出力：800kW）は、単一の施設としても中国地方最大規模のものです。



岡山県庁 太陽光発電システム



西之浦浄水場 太陽光発電システム



西阿知取水場 太陽光発電システム

西阿知取水場は緊急時の取水設備で、通常時は太陽電池の電力で所内電力を賄い、さらに蓄電池に蓄え、夜間等は蓄電池の電力を使用しています。

緊急時には、電力会社から電力の供給を受けます。

県庁舎、西阿知取水場の屋上、西之浦・鶴新田・笠岡浄水場の主に沈殿池の上部、また発電総合管理事務所の屋根を有効活用し、太陽光発電システムを設置しています。発電した電気は所内の動力等に使用しており、西之浦浄水場と発電総合管理事務所は、余剰電力が発生した場合はそれを電力会社に販売しています。



鶴新田浄水場 太陽光発電システム



笠岡浄水場 太陽光発電システム



発電総合管理事務所 太陽光発電システム

設置箇所		出力 (kW)	予想年間 発電電力量 (kWh)	太陽電池 モジュール※	設置年度	事業費 (百万円)	備 考
岡山県庁	庁舎屋上	20	21,000	多結晶シリコン ※ 198枚	平成5年度	96	NEDO公共施設等用太陽光発電フィールドテスト事業 (NEDOが2/3を負担)
西之浦浄水場	1号沈殿池※ 上部	100	108,000	多結晶シリコン 630枚	平成14年度	39	NEDO地域新エネルギー導入促進事業 (NEDOが1/2を補助)
	2～4号 沈殿池上部	300	356,000	多結晶シリコン 1,980枚	平成16年度	163	(")
	フロック形成池 ・4期沈砂池※ 上部	400	432,000	多結晶シリコン 2,400枚	平成18年度	217	NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 (NEDOが1/2を負担)
	計	800	896,000	5,010枚		399	
西阿知取水場	建物屋上	4.5	4,800	多結晶シリコン 27枚	平成14年度	8	
鶴新田浄水場	沈殿池上部	400	432,000	多結晶シリコン 2,162枚	平成17年度	226	NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 (NEDOが1/2を負担)
	フロック 形成池上部	200	216,000	多結晶シリコン 1,120枚	平成19年度	114	(")
	計	600	648,000	3,282枚		340	
笠岡浄水場	沈殿池上部	70	65,700	多結晶シリコン 396枚	平成17年度	48	NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 (NEDOが1/2を負担)
発電総合 管理事務所	屋根	20	21,000	単結晶シリコン ※ 280枚	平成18年度	26	(")
合計		1,514.5	1,656,500				

※沈砂池：川から取水した水の中に混じっている砂等を取り除くための池

沈殿池：沈砂池から送られた水に薬品を入れ、さらに微細な浮遊物などを取り除くための池

モジュール：光を受けるとマイナスの電気を帯びる半導体（N型シリコン）と、プラスの電気を帯びる半導体（P型シリコン）を組み合わせることで電流が流れる太陽電池の最小単位（セル：約10cm四方）をつなぎ合わせたもの。

単結晶：太陽電池の原料であり、半導体の全てのシリコン原子が規則正しい配列をしており、発電効率が良い反面、多結晶シリコンより価格が高い。設置面積が狭い場合などに適しており、企業局では、発電総合管理事務所《最大出力 20kW》に使用されている。

多結晶：原子の配列において単結晶シリコンほどの規則性がないため、単結晶シリコンに比べ若干発電効率が劣る反面、価格が安い。多結晶シリコンは、設置面積が広い場合に適しており、企業局の太陽光発電システムはほとんどがこれである。

平成21年9月に改訂された「新おかやま夢づくりプラン（改訂版）」の「地球環境プログラム」には、夢づくり協働指標として、平成23年度末までに「岡山県内の公共施設及び民間事業所における太陽光発電による総出力電力」を10,000kWに増やす目標を掲げています。

（参考）岡山県内の公共施設及び民間事業所における太陽光発電による総出力電力

（単位：kW）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
夢づくりプラン における目標値		700	1,150	1,650	2,680	2,680	10,000（H23末） ※年度毎の目標はない					—	—
		新世紀おかやま夢づくりプラン					新おかやま夢づくりプラン（改訂版）						
県内の実績	504	964	1,294	2,239	3,488	5,301	5,980 <small>（県環境政策課調べ）</small>	6,492	8,464 <small>（地球温暖化対策室調べ）</small>	—	—	—	—
うち、企業局	20	125	125	425	895	1,315	1,515	1,515	1,515	1,515	1,575 <small>（計画）</small>	1,775 <small>（計画）</small>	2,025 <small>（計画）</small>

【企業局における太陽光発電システムの導入効果】

①CO₂（二酸化炭素）削減効果

太陽光発電システムは、地球温暖化の原因となるCO₂を排出しないため、企業局の太陽光発電システムのCO₂削減効果量は、石油火力により発電したと仮定すると、年間約1,160トンとなります。これを森林が吸収する量に換算すると、約325万m²（倉敷マスカットスタジアム215個分）に相当します。

②経済効果

電気使用料金の削減と太陽電池による直射日光の遮光効果により、工業用水道関係施設への設置分全体で年間約830万円の経済効果があります。

4 地域・環境への貢献

水の恵みを生かした事業、環境に優しい新エネルギーの積極的な導入に取り組む企業局では、発電所、工業用水道施設、太陽光発電システム等を、施設見学や環境学習の場として県民の皆さんに活用していただいています。



西之浦浄水場の太陽光発電施設と環境学習施設の見学模様

平成22年8月には、岡山市内の小学生親子を招いて「施設見学バスツアー」を実施し、発電総合管理事務所、飲料製造工場、旭川ダム・旭川第一発電所を見学し、水力発電や太陽光発電が環境に貢献していることについて関心を深めてもらい、さらに地球環境を守るためにできる様々な取り組みについて学んでいただきました。今後もこのような取り組みを積極的に進め、企業局への幅広い理解と協力が得られるよう努めていきます。



発電総合管理事務所水力発電模型説明



旭川第一発電所（発電機）見学

「施設見学バスツアー」

工業用水道事務所では、水の消費量が増える夏の時期に合わせて、「フェスタ・イン・工水」を開催し、周辺地域の方々や受水企業の皆様への感謝の気持ちを表すとともに、工業用水道事業のPRも行っています。

また、事務所では、緑化対策として、敷地内に植栽したみかんやバラを有効活用して、近隣の幼稚園児や社会福祉施設の皆様方を対象に「みかん狩り」やバラの花の配布を行うなど、地域との連携、交流にも努めています。

さらに、平成15年8月、事務所内に水の大切さや工業用水道の仕組みなどを紹介した「環境学習施設」を整備し、これを一般公開するとともに環境負荷の低減に取り組むなど、地球環境に配慮した事業運営に努めています。



「フェスタ・イン・工水」



「みかん狩り」

平成17年度に開催された国体及び障害者スポーツ大会のメイン会場である県総合グラウンド（岡山市いずみ町）に、ユニバーサルデザインによるトイレ案内標識を兼ねたハイブリッド照明灯（風力発電と太陽光発電を組み合わせる利用）を設置しています。この照明灯の設置は旭川発電所運転開始50周年記念事業として取り組んだものです。

設置数 5基
風力発電 出力132W
太陽電池 出力87W
照明器具 高輝度白色LED



「JFE西日本フェスタinくらしきへの出展」

企業局の事業内容を、一般の方々に広く知ってもらうため、給水企業でもあるJFEスチール(株)西日本製鉄所が、毎年秋に開催している「JFE西日本フェスタinくらしき」に企業局も参加しています。

このフェスタでは、工場見学やステージショー等のイベントだけではなく、県内外の企業や団体が展示用ブースを設け、様々な事業PRを行っています。

第2回目の参加となった平成22年度は、「水力発電の仕組みの模型」や「ソーラーカート」等の体感型アトラクションの展示を行い、楽しみながら、水力発電、太陽光発電、工業用水の仕組みを学んでいただき、お子様連れのご家族を中心に大変好評でした。

今後も、このような取り組みを積極的に進め、企業局の事業内容の周知に努めてまいります。



水力発電の仕組みの模型



ソーラーカート

当初予算及び貸借対照表

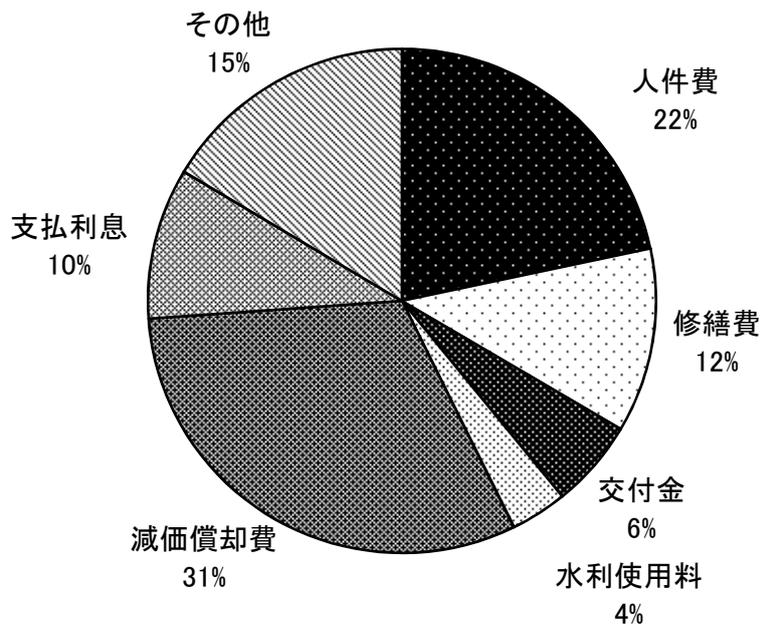
電 気 事 業 会 計

収益的収支及び資本的収支の状況

(単位：千円)

分類	科目		平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算 額	増 減
	款	項			
収益的 収支	収 益	営 業 収 益	2,131,259	2,111,058	△ 20,201
		財 務 収 益	26,255	20,932	△ 5,323
		営 業 外 収 益	83,466	80,741	△ 2,725
		特 別 利 益	59,325	7,234	△ 52,091
		合 計	2,300,305	2,219,965	△ 80,340
	費 用	営 業 費 用	1,867,228	1,868,006	778
		財 務 費 用	227,114	206,867	△ 20,247
		営 業 外 費 用	72,831	48,615	△ 24,216
		予 備 費	10,000	10,000	0
		合 計	2,177,173	2,133,488	△ 43,685
当 年 度 純 利 益			123,132	86,477	△ 36,655
資本的 収支	収 入	固 定 資 産 売 却 代 金	4,555	1,905	△ 2,650
		他 会 計 貸 付 金 償 還 金	1,000,000	0	△ 1,000,000
		合 計	1,004,555	1,905	△ 1,002,650
	支 出	建 設 改 良 費	86,284	358,109	271,825
		企 業 債 償 還 金	527,209	534,360	7,151
		他 会 計 貸 付 金	1,000,000	0	△ 1,000,000
		合 計	1,613,493	892,469	△ 721,024
資 金 過 不 足 額			△ 608,938	△ 890,564	△ 281,626

電気事業費用の構成比(平成23年度)



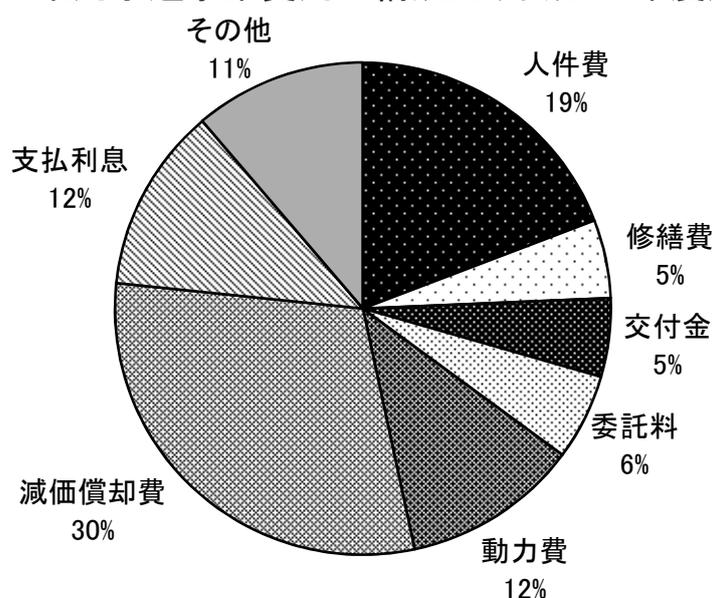
工業用水道事業会計

収益的収支及び資本的収支の状況

(単位：千円)

分類	科目		平成22年度 予算額	平成23年度 予算額	増減	
	款	項				
収益的 収支	事業 収益	営業収益	3,623,672	3,557,681	△ 65,991	
		財務収益	60,600	50,686	△ 9,914	
		営業外収益	104,546	86,922	△ 17,624	
		特別利益	18,614	4,000	△ 14,614	
		合計	3,807,432	3,699,289	△ 108,143	
	事業 費用	営業費用	2,556,034	2,589,713	33,679	
		財務費用	415,963	375,742	△ 40,221	
		営業外費用	127,854	117,914	△ 9,940	
		予備費	12,000	12,000	0	
		合計	3,111,851	3,095,369	△ 16,482	
当年度純利益			695,581	603,920	△ 91,661	
資本的 収支	資本 入	固定資産売却代金	911	100	△ 811	
		負担金	37,211	3,185	△ 34,026	
		他会計貸付金償還金	3,000,000	4,000,000	1,000,000	
		合計	3,038,122	4,003,285	965,163	
	資本 出	建設改良費	581,410	471,848	△ 109,562	
		企業債償還金	960,636	960,831	195	
		他会計貸付金	3,000,000	4,000,000	1,000,000	
		合計	4,542,046	5,432,679	890,633	
	資金過不足額			△ 1,503,924	△ 1,429,394	74,530

工業用水道事業費用の構成比(平成23年度)



平成21年度 岡山県営電気事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

(単位:円)

区 分	金 額		
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 電 気 事 業 固 定 資 産			
イ 水 力 発 電 設 備	27,351,377,337		
減 価 償 却 累 計 額	12,960,292,325	14,391,085,012	
ロ 送 電 設 備	40,063,145		
減 価 償 却 累 計 額	27,184,689	12,878,456	
ハ 業 務 設 備	142,909,002		
減 価 償 却 累 計 額	60,511,531	82,397,471	
電 気 事 業 固 定 資 産 合 計			14,486,360,939
(2) 事 業 外 固 定 資 産			
イ 太 陽 光 発 電 設 備	47,674,341		
減 価 償 却 累 計 額	11,514,930	36,159,411	
事 業 外 固 定 資 産 合 計			36,159,411
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定			
イ 建 設 仮 勘 定		5,556,000	
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			5,556,000
(4) 投 資 及 び 基 金			
イ 投 資 有 価 証 券		299,992,871	
ロ 長 期 貸 付 金		3,000,000,000	
投 資 及 び 基 金 合 計			3,299,992,871
固 定 資 産 合 計			17,828,069,221
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			3,336,241,295
(2) 未 収 金			194,435,369
流 動 資 産 合 計			3,530,676,664
資 産 合 計			21,358,745,885

区 分	金 額		
負債の部			
3 固 定 負 債			
(1) 退 職 給 与 引 当 金		84,531,717	
(2) 修 繕 準 備 引 当 金		360,022,025	
固 定 負 債 合 計			444,553,742
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		72,205,187	
(2) そ の 他 流 動 負 債		1,500,000	
流 動 負 債 合 計			73,705,187
負 債 合 計			518,258,929
資本の部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		11,117,608,997	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	7,569,796,058		
借 入 資 本 金 合 計		7,569,796,058	
資 本 金 合 計			18,687,405,055
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	88,780,140		
ロ そ の 他 資 本 剰 余 金	806,906,447		
資 本 剰 余 金 合 計		895,686,587	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 電 補 償 積 立 金	1,189,303,000		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	68,092,314		
利 益 剰 余 金 合 計		1,257,395,314	
剰 余 金 合 計			2,153,081,901
資 本 合 計			20,840,486,956
負 債 資 本 合 計			21,358,745,885

平成21年度 岡山県営工業用水道事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

(単位:円)

区 分	金 額		
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,044,179,750	
ロ 水 源 かん 養 林		290,819,111	
ハ 建 物	2,153,025,891		
建物減価償却累計額	934,254,395	1,218,771,496	
ニ 構 築 物	34,734,108,438		
構築物減価償却累計額	9,682,442,421	25,051,666,017	
ホ 機 械 及 び 装 置	14,721,089,275		
機械及び装置減価償却累計額	7,580,378,613	7,140,710,662	
ヘ 車 両 運 搬 具	21,461,156		
車両運搬具減価償却累計額	18,573,477	2,887,679	
ト 船 舶	12,617,256		
船舶減価償却累計額	8,562,828	4,054,428	
チ 工 具 器 具 及 び 備 品	85,583,516		
工具器具及び備品減価償却累計額	62,356,806	23,226,710	
リ 建 設 仮 勘 定		1,010,349,701	
有形固定資産合計			36,786,665,554
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		3,185,523	
ロ 施 設 利 用 権		213,470	
ハ 地 上 権		4,891,733	
ニ 水 利 権		2,990,058,619	
ホ その他無形固定資産		39,934,830	
無形固定資産合計			3,038,284,175
(3) 投 資			
イ 投 資 有 価 証 券		699,983,365	
ロ 長 期 貸 付 金		8,900,000,000	
投資合計			9,599,983,365
固定資産合計			49,424,933,094
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			3,619,644,712
(2) 未 収 金			468,118,784
(3) 貯 蔵 品			26,378,102
(4) 前 払 金			153,200,000
(5) そ の 他 流 動 資 産			1,000,000
流動資産合計			4,268,341,598
資 産 合 計			53,693,274,692

区 分	金 額		
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 与 引 当 金		385,083,108	
ロ 修 繕 引 当 金		1,127,266,399	
固 定 負 債 合 計			1,512,349,507
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		129,772,099	
(2) そ の 他 流 動 負 債		6,416,520	
流 動 負 債 合 計			136,188,619
負 債 合 計			1,648,538,126
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		21,747,448,020	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	11,254,179,318		
借 入 資 本 金 合 計		11,254,179,318	
資 本 金 合 計			33,001,627,338
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	542,714,578		
ロ そ の 他 資 本 剰 余 金	17,716,736,806		
資 本 剰 余 金 合 計		18,259,451,384	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	783,657,844		
利 益 剰 余 金 合 計		783,657,844	
剰 余 金 合 計			19,043,109,228
資 本 合 計			52,044,736,566
負 債 資 本 合 計			53,693,274,692

【 参 考 資 料 】

機関等の所在地

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
本 局	岡 山 県 企 業 局	岡山市北区 内山下二丁目4-6 (県庁南庁舎5階)	総務企画課 総務班 (086) 226-7542 経理班 (086) 226-7543 経営推進室 (086) 226-7544 (086) 226-7545 施設課 調整班 (086) 226-7546 業務班 (086) 226-7547 土木班 (086) 226-7541 FAX (086) 223-2584 E-mail: kigyokyoku@pref.okayama.lg.jp アドレス: http://www.pref.okayama.jp	700-8570 ※
			発電課 (086) 286-8040 施設管理課 (086) 286-8083 FAX (086) 286-8256 E-mail: sougouhatu@pref.okayama.lg.jp	701-1221
事 業 所	工業用水道事務所	倉敷市 連島町西之浦5912-3	総務課 (086) 446-2441 給水課 (086) 446-2981 施設管理課 (086) 446-2982 FAX (086) 448-3252 E-mail: kousui@pref.okayama.lg.jp	712-8001

※郵便番号700-8570を利用する場合は所在地の記入は不要です。

施設名		所在地	電話番号	郵便番号	
電 所	旭 川 水 系	旭川第一発電所	岡山市北区建部町鶴田919-1	(0867) 22-0111	709-3101
		旭川第二発電所	岡山市北区建部町品田642-1	(0867) 22-0194	709-3141
		寄水発電所	真庭市田口1299	(0867) 56-3112	717-0103
		真加子発電所	真庭市蒜山真加子57-2	(0867) 67-2910	717-0512
	高 梁 川 水 系	新見発電所	新見市金谷69	(0867) 72-8445	718-0016
		千屋発電所	新見市坂本1717-4	(0867) 72-1443	718-0007
		三室発電所	新見市神郷油野3413-10	(0867) 95-7366	719-3612
	吉 井 川 水 系	加茂発電所	津山市加茂町塔中241-6	(0868) 42-3007	709-3905
		黒木えん堤発電所	津山市加茂町黒木626-8	—	709-3902
		越畑発電所	苫田郡鏡野町越畑23-1	(0868) 56-0664	708-0301
		久賀発電所	美作市久賀1821-6	(0868) 77-1071	707-0111
		倉見発電所	津山市加茂町倉見688	(0868) 42-3343	709-3901
		滝ノ谷発電所	津山市加茂町黒木664-3	—	709-3902
		梶並発電所	美作市久賀2168	(0868) 77-0830	707-0111
阿波発電所		津山市阿波石休ミ2820-8	(0868) 46-2474	709-3951	
津川発電所		津山市奥津川878-2	(0868) 42-3924	708-1201	
大町発電所		苫田郡鏡野町大町856-1	(0868) 56-0026	708-0303	
苫田発電所	苫田郡鏡野町久田下原1536	(0868) 54-0567	708-0433		
工 業 用 水 道	水 島	鶴新田浄水場	倉敷市連島町鶴新田1200	—	712-8006
		亀島配水場	倉敷市水島南亀島町1-37	—	712-8004
		塩生加圧ポンプ場	倉敷市児島塩生2767-79	(086) 475-1844	711-0934
		通生配水池	倉敷市児島通生1552-7	(086) 474-4695	711-0933
	笠 岡	船穂揚水機場	倉敷市船穂町船穂746-2	(086) 552-3844	710-0261
		笠岡浄水場	笠岡市金浦454	(0865) 66-2071	714-0057
		茂平浄水場	笠岡市茂平3159	(0865) 66-3790	714-0062
		用之江配水池	笠岡市用之江500-4	—	714-0066
	勝 央	勝央配水池	勝田郡勝央町太平台	(0868) 38-0818	709-4321
		新勝央配水池	勝田郡勝央町太平台68-2	—	709-4321

※上記の施設は全て無人となっています。

企業局の歩み

- 昭和26年 1月 旭川第一発電所建設工事着手（旭川開発事務局担当）
28. 4 旭川第二発電所建設工事着手（ " ）
29. 2 **旭川第一発電所運転開始**
29. 5 " 建設工事竣工
29. 11 **旭川第二発電所建設工事竣工、運転開始**
29. 12 **岡山県電気局を設置**（旭川第一、第二発電所の営業開始に伴い発足。旭川開発事務局廃止）
35. 4 水島第1期工業用水道建設工事着手（高梁川総合開発建設局担当）
36. 4 新見発電所建設工事着手（高梁川総合開発建設局担当、電調審S34.4）
36. 7 **水島第1期工業用水道一部給水開始**
38. 4 加茂町（現津山市）に加茂発電調査事務所を設置
38. 5 局に管理部、電気部を置き、管理部に総務課、経理課を、電気部に電気課、工務課を置く。
38. 8 **電気局の機構を改め、企業局とし、本局に管理、電気、工業用水の各部を置き、管理部に総務課、経理課を、電気部に電気課、工務課を、工業用水部に業務課、計画課を置く。**
倉敷市に工業用水道建設事務所を設置
38. 9 **新見発電所運転開始**
38. 10 " 建設工事竣工
39. 3 水島第1期工業用水道建設工事竣工
39. 4 加茂発電所建設工事着手（電調審S38.5）
加茂発電調査事務所を加茂発電建設事務所に改める。（加茂発電所の建設工事着手に伴う機構変えによる。）
新見市に横見水路事務所を設置（河本ダムの完成に伴い高梁川総合開発建設局が廃止され残存工事である横見取水路工事が企業局の所管となる。）
39. 10 横見取水路建設工事竣工（横見水路工事事務所廃止）
41. 4 水島第2期工業用水道建設工事着手
42. 1 **加茂発電所運転開始**
42. 5 本局の機構のうち電気部、工業用水部を廃止して業務部、建設部を置き、業務部に電気課、工業用水課を、建設部に計画課、工事課を置く。
加茂町（現津山市）に阿波水路工事事務所を設置（加茂発電建設事務所廃止）
43. 3 加茂発電所建設工事竣工（阿波水路工事事務所廃止）
鷲羽山有料道路建設工事着手
43. 4 倉敷市に有料道路建設事務所を設置
水島第3期工業用水道建設工事着手
水島第2期工業用水道給水開始
43. 9 川上村（現真庭市）に有料道路建設事務所蒜山現場事務所を設置。蒜山大山有料道路建設工事着手

- 昭和44. 4 笠岡第1期工業用水道・共用導水路建設工事着手
45. 3 鷲羽山有料道路建設工事竣工
45. 4 **鷲羽山有料道路供用開始**
 本局の業務部に有料道路課を置く。
 笠岡市に工業用水道建設事務所笠岡現場事務所を設置
45. 6 蒜山大山有料道路建設工事竣工
45. 7 **蒜山大山有料道路供用開始**（有料道路建設事務所、同蒜山現場事務所廃止）。川上村（現真庭市）に蒜山大山有料道路管理事務所を設置
45. 9 **水島第3期工業用水道給水開始**
46. 3 水島第2期工業用水道建設工事竣工
46. 4 水島第4期工業用水道建設工事着手
47. 3 笠岡共用導水路建設工事竣工
47. 5 笠岡第1期工業用水道建設工事竣工
47. 10 **笠岡第1期工業用水道給水開始**
48. 4 **公営企業管理者を設置**
 笠岡市に工業用水道建設事務所笠岡浄水場を設置（工業用水道建設事務所笠岡現場事務所廃止）
49. 3 水島第3期工業用水道建設工事竣工
50. 10 **水島第4期工業用水道一部給水開始**、倉敷市に工業用水道建設事務所鶴新田浄水場を設置
51. 4 本局機構のうち建設部の計画課、工事課を廃止して工務課を置く。
 蒜山大山有料道路管理事務所を廃止
 勝央工業用水道建設工事着手
53. 4 本局機構を改め、管理部（総務課、経理課）、業務部（電気課、工業用水課、有料道路課）、建設部（工務課）の各部課を廃止し、総務課、経営課、施設課を置く。
 工業用水道建設事務所を工業用水道事務所に改め、工事課を廃止して施設課を置く。
53. 10 黒木えん堤発電所建設工事着手（電調審S53. 7）
54. 3 黒木えん堤発電所建設工事竣工
 勝央工業用水道建設工事竣工
54. 4 **黒木えん堤発電所運転開始**
55. 4 **勝央工業用水道給水開始**
56. 6 越畑発電所建設工事着手（電調審S55. 10）
 久賀発電所建設工事着手（ " ）
56. 7 高瀬発電所建設工事着手（土木部から受託工事）
57. 3 越畑発電所建設工事竣工
 久賀発電所建設工事竣工
高瀬発電所建設工事竣工。運転開始（土木部から受託管理）
57. 4 **越畑発電所運転開始**
久賀発電所運転開始

- 昭和57. 6 倉見発電所建設工事着手（電調審S55. 10）
58. 10 滝ノ谷発電所建設工事着手（電調審S57. 12）
梶並発電所建設工事着手（ ” ）
58. 11 倉見発電所建設工事竣工。**倉見発電所運転開始**
59. 3 滝ノ谷発電所建設工事竣工
- 59. 4 滝ノ谷発電所運転開始**
59. 6 梶並発電所建設工事竣工
- 59. 7 梶並発電所運転開始**
59. 12 笠岡第2期工業用水道建設工事着手
60. 3 笠岡第2期工業用水道建設工事竣工
- 60. 4 笠岡第2期工業用水道給水開始**
60. 7 阿波発電所建設工事着手（電調審S59. 7）
61. 10 阿波発電所建設工事竣工
- 61. 11 阿波発電所運転開始**
62. 4 水島第4期工業用水道の児島地区工業用水道建設工事着手
63. 5 児島工業用水道建設事務所を設置
- 平成元. 4 本局機構のうち経営課を経営企画課に改める。
寄水発電所建設現場事務所を設置
2. 3 寄水発電所建設工事着手（電調審S63. 11）
- 2. 4 児島地区工業用水道一部給水開始**
笠岡工業用水道建設事務所を設置
2. 10 笠岡第3期工業用水道建設工事着手
3. 5 津川発電所建設工事着手（電調審H元. 3）
寄水発電所建設工事竣工
- 3. 6 寄水発電所運転開始。寄水発電所建設現場事務所を廃止**
4. 3 児島地区工業用水道竣工。児島工業用水道建設事務所を廃止
5. 2 千屋発電所建設工事着手（電調審S58. 12）
5. 3 笠岡第3期工業用水道竣工。笠岡第3期工業用水道建設事務所を廃止
- 5. 4 笠岡第3期工業用水道給水開始**
- 5. 7 蒜山大山有料道路無料開放**
- 5. 8 企業局開設30周年**
- 6. 3 県庁太陽光発電システム竣工**
6. 4 勝央工業用水道新勝央中核工業団地への給水区域の拡大工事着手
7. 3 津川発電所建設工事竣工
7. 4 本局機構のうち経営企画課を経営課に改める。
鷲羽山有料道路無料開放（有料道路事業廃止）
津川発電所運転開始
大町発電所建設現場事務所を設置

- 平成 7. 5 大町発電所建設工事着手（電調審H6. 8）
8. 3 勝央工業用水道新勝央中核工業団地への給水区域の拡大工事竣工
8. 10 企業局ホームページを開設
9. 3 大町発電所建設工事竣工。大町発電所建設現場事務所を廃止
9. 4 **大町発電所運転開始**
10. 3 苫田ダム建設事業に係る発電事業に参加（第3回苫田ダム基本計画変更）
10. 8 千屋発電所建設工事竣工。**千屋発電所運転開始**
10. 9 真加子発電所建設工事着手（中国電力（株）との基本協定締結）
10. 10 **勝央工業用水道新勝央中核工業団地へ給水開始**
11. 9 苫田発電所建設工事着手（中国電力（株）との基本協定締結）
13. 3 真加子発電所建設工事竣工
13. 4 **真加子発電所運転開始**
13. 8 三室発電所建設工事着手（電調審H5. 7）
15. 2 **西之浦浄水場、西阿知取水場太陽光発電システム竣工**
15. 3 「岡山県企業局中期プラン（経営5カ年計画）」策定
15. 8 **企業局開設40周年**
16. 4 本局機構を改め、企画政策班を置く。
16. 12 旭川発電所営業開始（電気事業開始）50周年
17. 2 県総合グラウンドにハイブリッド照明灯設置（旭川発電所50周年記念事業）
- 西之浦浄水場太陽光発電システム竣工（増設）**
17. 3 苫田発電所建設工事竣工
17. 4 **苫田発電所運転開始**
17. 12 「岡山県企業局中期プラン（経営5カ年計画）」改訂
18. 2 **鶴新田浄水場、笠岡浄水場太陽光発電システム竣工**
18. 3 三室発電所建設工事竣工
18. 4 **三室発電所運転開始**
- 笠岡浄水場を工業用水道事務所に統合無人化
19. 2 **発電総合管理事務所太陽光発電システム竣工**
- 西之浦浄水場太陽光発電システム竣工（増設）**
19. 4 本局機構のうち企画政策班を廃止し、総務課を総務企画課に改める。
20. 2 **鶴新田浄水場太陽光発電システム竣工（増設）**
20. 4 総務企画課に企画班を置く。
21. 4 **旭川・新見・加茂発電所を無人化し、発電総合管理事務所運用開始**
- 本局機構のうち経営課を総務企画課の課内室とし、経営推進室に改める。
22. 4 本局機構のうち企画班を廃止する。

注）電調審…電源開発調整審議会

◎企業局事業一覧



電気事業の概要

発電所名	場所	最大出力 (kW)	年間目標供給電力量 (千kWh)	運転開始年月
1 旭川第一	岡山市	18,700	} 95,017	S 29. 2
2 旭川第二	"	3,700		29.11
3 新見	新見市	10,900	33,500	38. 9
4 加茂	津山市	14,000	52,555	42. 1
5 黒木えん堤	"	100	514	54. 4
6 越畑	鏡野町	200	1,008	57. 4
7 久賀	美作市	190	1,121	"
8 倉見	津山市	660	3,275	58.11
9 滝ノ谷	"	120	371	59. 4
10 梶並	美作市	180	803	59. 7
11 阿波	津山市	360	1,804	61.11
12 寄水	真庭市	1,500	7,011	H3. 6
13 津川	津山市	360	1,649	7. 4
14 大町	鏡野町	1,200	4,885	9. 4
15 千屋	新見市	3,000	12,700	10. 8
16 真加子	真庭市	1,200	5,410	13. 4
17 苫田	鏡野町	4,600	22,884	17. 4
18 三室	新見市	460	2,574	18. 4
合計		61,430	247,081	—

工業用水道事業の概要

区分	施設能力 (m ³ /日)	給水区域	給水工場数
A 水島工業用水道	708,000	倉敷市	65
B 笠岡工業用水道	49,700	笠岡市、里庄町	22
C 勝央工業用水道	4,200	勝央町	15
合計	761,900	—	102

太陽光発電の概要

設置箇所	場所	最大出力 (kW)	予想年間発電電力量 (千kWh)	運転開始年月
ア 岡山県庁	岡山市	20	21	H 6. 3
イ 発電総合管理事務所	"	20	21	H19. 2
工業用水道事務所				
ウ 西之浦浄水場	倉敷市	800	896	H15.2 ~ H19.2
エ 西阿知取水場	"	4.5	4.8	H15.2
オ 鶴新田浄水場	"	600	648	H18.2 ~ H20.2
カ 笠岡浄水場	笠岡市	70	65.7	H18. 2
合計		1,514.5	1,656.5	—



人と水を活かす、企業局

総務委員会資料

平成23年度主要事業の概要

平成23年5月19日

出 納 局

1. 平成23年度当初予算の概要

(単位：千円)

分類	事項名	平成22年度	平成23年度	財源内訳		前年度比 (%)
				特定	一般	
A	小切手支払未済償還金	(5,000 ⁰)	5,000	5,000		100.0
D	出納局職員費	(386,029)	390,612		390,612	101.2
D	金銭出納事務費	(217,041)	219,684		219,684	101.2
D	物品出納事務費	(139,735)	148,281	430	147,851	105.9
	小計	(742,805)	758,577	430	758,147	102.1
E	総務事務システム整備費	(48,135)	48,135		48,135	100.0
	一般会計の計	(790,940)	811,712	5,430	806,282	101.9
	岡山県収入証紙等特別会計 収入証紙管理費	(3,363,001 ⁰)	3,206,664	3,206,664		95.4
	岡山県用品調達特別会計 用品調達事業費	(1,218,193 ⁰)	910,173	910,173		74.7
	特別会計の計	(4,581,194 ⁰)	4,116,837	4,116,837		89.9
	合計	(5,377,422)	4,928,549	4,122,267	806,282	91.7

※()内は一般財源

2. 主要事業

会計課

1 会計事務の適正化

県事務所における収入、支出等の会計事務が関係法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し適正に処理されているかどうかを確認・指導するため、岡山県財務規則に基づき実施する会計検査の内容や回数の充実を図るなど有効で厳正な検査を行う。

2 収支命令の審査・指導

本庁知事部局、教育庁、警察本部及び企業局を除く諸局が行う支出負担行為、支出命令、調定決議等について審査・確認を行うとともに、執行機関における経理事務が関係法令等に基づき適正に執行されるよう指導の強化を図る。

3 資金の運用管理

歳計現金の管理は、精度の高い資金計画の策定に努めるとともに、公金の運用に当たっては、岡山県公金運用方針に基づき設置した岡山県公金運用会議において、公金の確実かつ有利な方法による運用を図る。

4 財務会計システムの再構築

昭和61年度から統合財務会計オンラインシステムを稼働しているが、「岡山県情報システム最適化計画」に基づく汎用機システム再構築事業の一環として、汎用機の移行計画（平成21年度～24年度）に合わせて財務会計システムの再構築を実施し、財務会計事務の高度化及び効率化を図る。

内部事務効率化室

1 総務事務の集中化

給与や旅費計算などのいわゆる総務事務について、総務事務システムの運用により全庁的な集中処理を行うとともに、定型的、反復的な業務については派遣労働者の積極的な活用によるアウトソーシングに努め、事務処理の効率化を図る。

用度課

1 物品調達事務の合理化及び適正化の推進

業務執行の円滑化及び予算の効率的な執行に資するため、良質な物品の適正価格での迅速な購入に努めるとともに、県事務所に対し物品調達事務の適正な執行について指導を行う。

また、「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、グリーン購入の推進に努める。

2 一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査

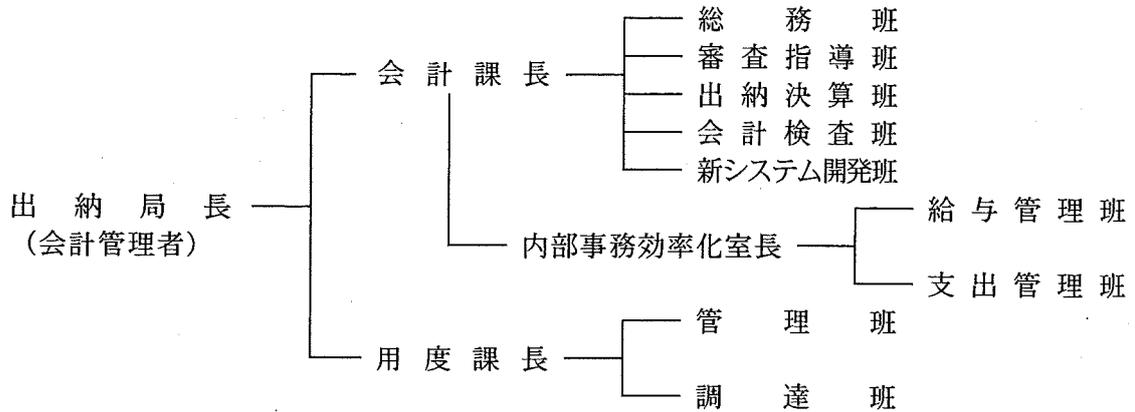
物品の売買、修理等の契約及び業務委託契約に係る一般競争入札（条件付）の参加希望者に対し、法令の規定に基づき定めた資格審査要領に従い、厳正な審査を行う。

3 庁用自動車の管理

一般に使用する庁用自動車について、公用車予約・管理システムによる集中管理を通じた効率的な利用を促進することで台数を削減するとともに、管理業務の削減等を図るため車両のリース化やメンテナンス業務委託を実施する。

また、庁用自動車の事故防止対策として、各所属の運行管理責任者や職員に対し各種研修等の実施を通じて、安全運転意識の醸成に努める。

3. 組織



4. 事務分掌

(会計課) 43人 (出納局長、会計課長、内部事務効率化室長を含む。)

室・班	人員	事務
総務班	4	1 局内職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること 2 局内の予算、決算及び経理の事務に関すること 3 県収入証紙に関すること 4 出納員・収納出納員に関すること
審査指導班	7	1 収支命令の審査に関すること 2 会計に関する事務の指導に関すること 3 国庫金の出納及び決算に関すること 4 統合財務会計システムの管理運営に関すること 5 歳入徴収官及び官署支出官の事務に関すること
出納決算班	5	1 県の歳入歳出予算の出納及び決算に関すること 2 歳入歳出外現金の出納に関すること 3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する こと 4 資金計画の策定に関すること 5 歳計現金の管理及び運用に関すること 6 有価証券の出納保管に関すること
会計検査班	3	1 会計検査に関すること 2 銀行検査に関すること
新システム開発班	5	1 財務会計システムの再構築に関すること

室・班	人員	事 務
内部事務効率化室 給 与 管 理 班	9	1 給与システムの再構築及び管理運営に関すること 2 各種手当の認定及び支給額の決定に関すること 3 実績に基づく各種手当の支給に関すること 4 年末調整に関すること 5 職員に対する給与の支払に関すること 6 内部管理事務の効率化に関すること
支 出 管 理 班	7	1 旅費の支給に関すること 2 臨時的任用職員の賃金及び非常勤嘱託職員の報酬の支給に関する こと 3 臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の社会保険事務に関すること 4 光熱水費等の支払事務に関すること

(用度課) 15人(用度課長を含む。)

室・班	人員	事 務
管 理 班	5	1 物品の取得、管理及び処分に関すること 2 物品の出納及び保管に関すること 3 物品の会計検査に関すること 4 庁用自動車及び公務に使用されている職員の自家用車に係る事故 の処理に関すること 5 公用車予約・管理システムの運用に関すること 6 庁用自動車の集中管理に関すること 7 複写機等複合機の契約事務集中化に関すること 8 物品の売買、修理等の契約及び業務委託契約に係る一般競争入札 (条件付)の参加資格者の審査登録に関すること
調 達 班	9	1 物品及び印刷物の調達に関すること 2 用品調達特別会計の運営に関すること 3 用品管理オンラインシステムの運用に関すること 4 物品調達に係る電子入札システムの運用に関すること

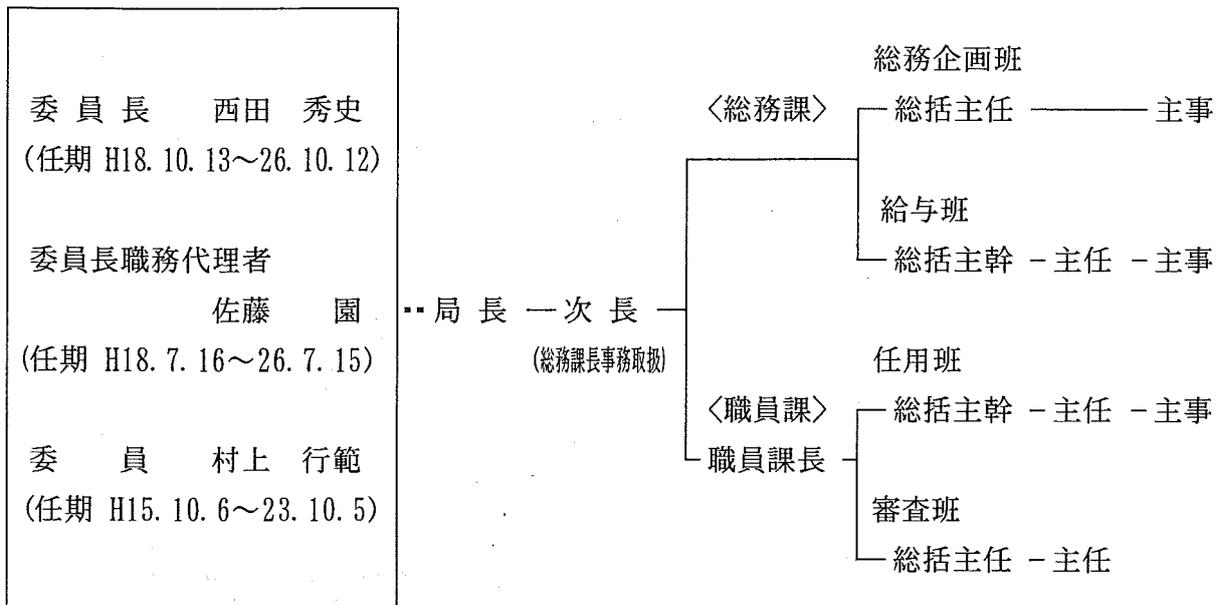
総務委員会資料

平成23年度主要事業の概要

平成23年5月19日

人事委員会事務局

◎ 組織及び職員構成



職名 区分	職員							計
	局長	次長	課長	総括主幹	総括主任	主任	主事	
職員数	1	1	1	2	2	3	3	13名

◎ 主要事務事業

1 給与等に関する報告及び勧告

職員及び民間の給与の実態など職員の給与の決定等に関係のある基礎的な諸条件について調査し、その結果を議長及び知事に報告し、必要に応じて給与等に関する勧告を行う。なお、去年は、給与等に関する報告及び勧告を10月7日に行った。

2 採用試験

本年度の県職員等の採用試験の実施（予定を含む。）は、次のとおりである。

試験名		受験資格	第一次試験日
県職員	A	昭56. 4. 2～平2. 4. 1生まれの者	6月26日（日）
	B	平2. 4. 2～平6. 4. 1生まれの者	
市町村立小・中学校事務職員	A	昭61. 4. 2～平2. 4. 1生まれの者	9月25日（日）
	B	平2. 4. 2～平6. 4. 1生まれの者	
県職員 （身体障害者対象）		昭56. 4. 2～平6. 4. 1生まれの者	10月16日（日）
警察官	A （10月採用）		昭55. 4. 2以降の生まれで大学を卒業又は平23. 9. 30までに卒業見込の者 5月 8日（日）及び 5月 7日（土） 5月14日（土） 5月15日（日） 5月21日（土） 5月22日（日）
	A （4月採用）	第1回	昭56. 4. 2以降の生まれで大学を卒業又は卒業見込の者・・・① 9月18日（日）及び 9月17日（土） 9月19日（月） 9月23日（金） 9月24日（土） 9月25日（日）
		第2回	
B		昭56. 4. 2～平6. 4. 1生まれでAの受験資格①に該当しない者	
警察事務職員	A	昭56. 4. 2～平2. 4. 1生まれの者	6月26日（日）
	B	平2. 4. 2～平6. 4. 1生まれの者	9月18日（日）

3 公平審査等

(1) 公平審査

職員（公平委員会事務受託市町村等の職員を含む。以下同じ。）からの給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、判定するほか、不利益な処分を受けた職員からの不服申立てについて審査し、裁決又は決定を行う。

(2) 職員団体の登録及び管理職員等の範囲の指定

県及び公平委員会事務受託市町村等の職員団体の登録及び管理職員等の範囲の指定の事務を行う。

(3) 労働基準監督機関の職権行使

県が行う事業のうち労働基準法別表第1第12号に掲げる教育、研究又は調査を行う事業及び第1号～第15号以外の官公署における事業に従事する非現業の職員に係る勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使する。

総務委員会資料

平成23年度主要事業の概要

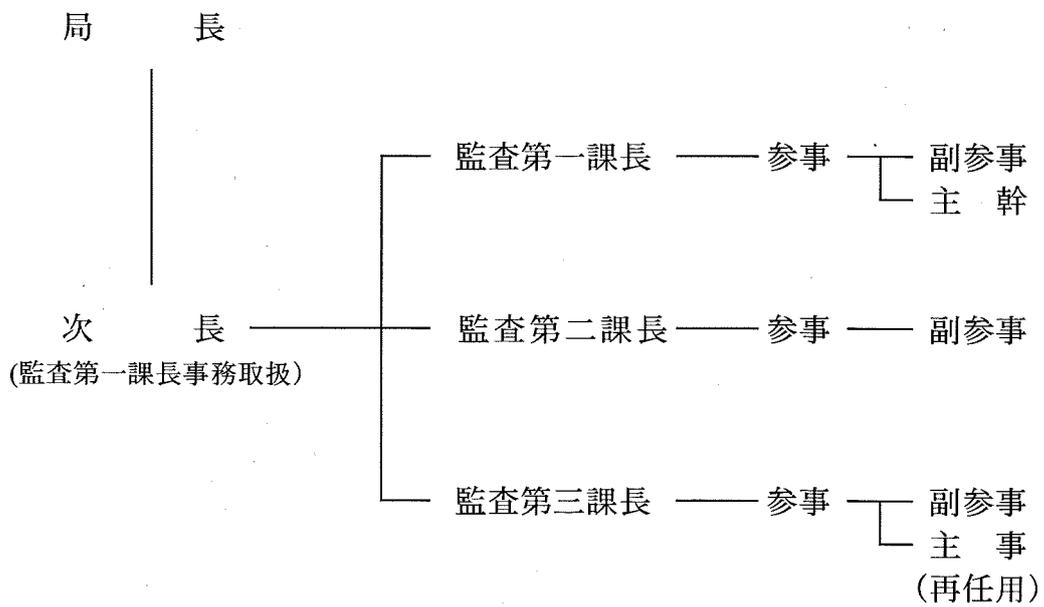
平成23年5月19日

監 査 事 務 局

1 組織及び職員構成

- (1) 監査委員 4名 — { 議会選出 2名 (非常勤)
 識見 2名 (常勤1名, 非常勤1名)

(2) 事務局職員の構成



(3) 定員

区分	局長	書記					計
		次長	課長	参事	副参事	主幹	
定員	1	1	2	3	7	1	15名

2 業務の概要

地方自治法の規定に基づき、県の事務事業の執行を検証確認し、合理的かつ効率的な県行政の推進を図り、もって県民福祉の増進に寄与する。

監査等の実施に当たっては、事務事業が効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかを主眼とするとともに、国の施策の動向、県の主要施策、予算議決の趣旨、前回の監査結果などにも十分留意し、広い視野に立ち、周到な準備のもとに監査等に当たるよう努める。

また、包括外部監査が効率的に実施されるよう、必要な調整を行う。

(1) 財務監査（定期）

本庁監査対象数	14部局等	実施時期	9月～11月
県事務所監査対象数	124箇所	実施時期	5月～10月
公営企業監査対象数	1箇所	実施時期	6月～7月

(2) 行政監査

テーマを定め実施する。	実施時期	5月～2月
-------------	------	-------

(3) 財政的援助団体等の監査

出資・出捐団体、補助金交付団体、貸付金貸付団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、抽出のうえ実施する。

実施時期	11月～2月
------	--------

(4) 例月現金出納検査

会計管理者及び公営企業管理者から提出された検査資料に基づき実施する。

実施時期	毎月
------	----

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

一般会計及び特別会計の決算審査並びに基金運用状況の審査

実施時期	8月～11月
------	--------

公営企業会計の決算審査

実施時期	6月～7月
------	-------

(6) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率の審査

実施時期	8月～11月
------	--------

(7) 住民監査請求

住民から請求があった場合に実施する。

平成23年5月19日
総務委員会資料(I)

東日本大震災への対応状況について

知 事 直 轄

東日本大震災に係る被害状況等

1 平成23年東北地方太平洋沖地震の概要

発生日時	平成23年3月11日	14時46分頃
震央地名	三陸沖	
地震の深さ	24km	
地震の規模	マグニチュード9.0	
各地の震度	震度7	宮城県栗原市
	震度6強	宮城県登米市、福島県白河市、茨城県日立市ほか
県内の震度	震度2	真庭市
	震度1	岡山市東区、岡山市南区、倉敷市、赤磐市
津波の情報	岩手県宮古	最大波 8.5m以上
	岩手県大船渡	最大波 8.0m以上
	宮城県釜石	最大波 4.1m以上
	福島県相馬市	最大波 7.3m以上
県内の津波	玉野市宇野	最大波 0.1m以上

2 人的被害の状況（5月16日現在 未確認情報を含む。）

死者	15,069人
行方不明	9,104人

3 建物被害の状況（5月16日現在 未確認情報を含む。）

全壊	90,151戸
半壊	36,647戸

4 避難状況（5月16日現在）

115,964人

東日本大震災に係るこれまでの本県の主な支援状況

平成23年5月16日現在

1 岡山県消防防災ヘリ「きび」の派遣（消防保安課）

3月12日 山形空港等を拠点に、宮城県内（石巻市、塩釜市、気仙沼市、桂島、
 〽 寒風沢島、女川町、牡鹿半島西側等）において、人命救助4件（15名）、
 3月31日 救急搬送12件（30名）、人員搬送5件（14名）、捜索活動5件及び物資輸
 送5件を実施

【派遣人員】累計28名（第1陣～第5陣）

2 緊急消防援助隊の派遣（消防保安課）

3月12日 宮城県に派遣し、宮城県総合運動公園体育館を拠点に、宮城県内（宮
 〽 城郡七ヶ浜町、多賀城市、塩釜市等）において、捜索・救助活動、道路
 3月21日 障害物除去活動、コンビナート火災残火処理活動、患者搬送及び物資搬
 送等を実施

【派遣人員】累計303名（第1陣～第3陣）

3 県警察の活動（警備課）

地震発生直後から広域緊急援助隊、管区機動隊、機動隊、地域警察部隊、航空隊を福
 島県、宮城県、岩手県に派遣し、交通規制、行方不明者捜索及び防犯活動等を実施中。

	派遣部隊	派遣先	派遣期間	活動内容
1	広緊隊（警備部隊）	福島県	3月11日～16日	原発周辺交通規制活動
2	広緊隊（交通部隊）	福島県	3月11日～18日	原発周辺交通規制活動
			3月22日～4月5日	
			4月21日～4月29日	交通規制活動
3	広緊隊（刑事部隊）	宮城県	3月13日～27日	検視、遺族対策活動
			4月19日～5月5日	
4	管区機動隊	岩手県	3月16日～22日	行方不明者捜索活動
		宮城県	3月29日～4月8日	
		福島県	5月2日～5月16日	原発周辺交通規制活動
5	機動隊	岩手県	3月24日～31日	行方不明者捜索活動
6	地域警察部隊	福島県	4月5日～5月21日	パトカーによる防犯活動
7	航空隊（わしゅう）	福島県	4月10日～14日	行方不明者捜索活動
8	第二機動隊	宮城県	5月6日～30日	警戒活動

【5月12日までの派遣人員】累計426名

4 DMAT等の派遣（医療推進課）

3月11日 岡山県赤十字病院1チームを福島県に派遣し、済生会川俣病院で活動
 3月12日 川崎医科大学附属病院、津山中央病院、岡山済生会総合病院、倉敷中央
 病院の4チームを岩手県に派遣し、いわて花巻空港SCUにおいて活動

【派遣人員】累計27名

3月19日 日本赤十字社岡山県支部が、赤十字飛行隊岡山支隊（単発プロペラ機1
 3月24日 機、2名）に要請し、医薬品、衛生用品、防災ヘルメット等をいわて花巻
 空港に搬送

5 保健師の派遣（保健福祉課）

派遣期間：3月18日（金）から6月28日（火）まで（予定）

派遣先：岩手県大船渡保健所管内ほか

構成：保健師、事務職等

【5月13日までの派遣人員】累計78名（第1陣～第15陣）

6 心のケアチームの派遣（健康推進課）

派遣期間：3月16日（水）から5月2日（月）まで

※ 現在、医師を派遣し現地ニーズを確認中であり、今後月1回2～3日程度医師を派遣し、継続的にフォローする予定

活動場所：宮城県南三陸町（3月19日（土）に登米市から移動）

構成：精神科医師、精神保健福祉士、看護師等

【派遣人員】累計45名（第1陣～第8陣）

7 医療救護班の派遣（医療推進課）

派遣期間：3月24日（木）から4月30日（土）まで

※1班を3泊4日で派遣（順次交代）

派遣場所：岩手県遠野市を活動拠点とし、大船渡地区公民館等の避難者の診療を担当

構成：災害拠点病院等の医師、看護師、業務調整員による5～6名で編成

【派遣人員】累計102名（第1陣～第18陣）

8 介護職員等の派遣について（長寿社会課）

派遣期間：5月1日（日）から6月5日（日）まで（予定）

※1班を7泊8日で派遣（順次交代）

派遣場所：老人保健施設ケアプラザおおつち（岩手県上閉伊郡大槌町）及び老人保健施設松原苑（岩手県陸前高田市）

構成：介護職員等による2～5名を1班とし派遣

【5月16日までの派遣人員】累計8名（第1陣～第3陣）

9 職員支援隊の派遣（人事課）

(1) 福島県への派遣

3月28日 事務職等を派遣。避難所の運営支援、被災者への本県での受入情報～（現在）の提供を実施中。公用車・アイミーブ（6台）の搬送も併せて実施。

(2) 宮城県への派遣

4月1日 事務職等を派遣。災害対策本部において業務支援を実施中。～（現在）

5月8日 事務職等を派遣。名取市の罹災証明事務支援を実施中。～（現在）

【5月16日までの派遣人員】累計66名（第1陣～第8陣）

10 B級ご当地グルメ炊き出し支援隊の派遣について（観光課）

4月4日 ご当地グルメ炊き出し支援隊として、ひるぜん焼きそば好いどん会及び美咲町たまごがけ5班を福島県に派遣。（※県事務職員7名と併せて派遣）

【派遣人員】累計21名

11 環境モニタリングチームの派遣（環境企画課）

4月6日 文部科学省からの要請を受け、福島県に派遣
 構成：化学職等
 派遣先：福島県原子力災害現地対策本部
 期間：当面5月30日まで交代での派遣予定
 活動内容：環境放射線モニタリング等

【5月15日までの派遣人員】累計14名（第1陣～第9陣）

12 建築職員の派遣（建築指導課・建築営繕課）

4月20日 福島県知事からの要請を受け、福島県に派遣
 構成：建築職
 派遣先：福島県庁
 期間：4月20日（水）から6月30日（木）まで
 ※1人当たりの派遣期間は概ね3週間とし、順次交代で派遣
 活動内容：仮設住宅建設の工事監理等

【5月13日までの派遣人員】累計2名（第1陣・第2陣）

13 漁港関係職員の派遣（水産課）

5月9日 福島県知事からの要請を受け、福島県へ派遣
 構成：土木職
 派遣先：福島県相馬市（相馬港湾建設事務所）
 期間：5月9日（月）～7月29日（金）
 ※1ヶ月交代で3名派遣予定
 活動内容：漁港関係施設の復旧業務

【5月9日までの派遣人員】累計1名

14 緊急物資の輸送（危機管理課・国際課・医薬安全課）

これまでの輸送は次のとおり

発送日	発送先	合計使用車両	主な救援物資	備考（物資受入元）
3月13日 ～ 5月9日	宮城県 福島県 岩手県 （3県）	小型トラック4台 大型トラック18台 （自衛隊空輸）	毛布、貯水タンク、おむつ （大人用、子供用）、アルフ ァ米、生理用品、飲料水、 マスク、トイレットペーパ ー、一般用医薬品、黒板、 ふとん ほか	県・市町村 （県民、企業、県 薬剤師会等からの 寄付を含む）

15 義援金、救援物資等

(1) 専用ダイヤル（義援金、救援物資及びボランティア）

3月14日設置、4月14日廃止。

(2) 義援金の受付（保健福祉課）

3月14日から当分の間受付

受付時間 平日 8：30～17：15

3月18日 岡山駅周辺で募金活動を実施

3月25日 インターネットバンキングの利用による寄附の受付を開始した。

4月11日 当分の間受付を行うこととした。

義援金の額 約17億9,300万円（5月16日現在）

(3) 救援物資の受付（県民生活交通課）

3月14日 受付を開始。3月31日正午をもって救援物資の受付を休止。

3月31日までの受付延べ人数 7,062名

(4) 救援物資仕分け等ボランティアの募集（県民生活交通課）

・募集期間：3月17日～18日

・活動期間：3月18日～21日（延べ146名参加）

(5) 復興支援ボランティアの募集及び派遣（県民生活交通課）

県社協、市町村社協及び県共同募金会と共同で実施

・募集期間：4月26日～6月8日 日程が決定している4回ごとに募集

・派遣期間（日程確定分）

第1回：5月9日（月）～13日（金） 受付終了

第2回：5月23日（月）～27日（金） 受付終了

第3回：6月6日（月）～10日（金）

第4回：6月20日（月）～24日（金）

・募集人数：各日程20人

・申込方法：各募集期間内に、市町村社会福祉協議会に直接来所による申込み

(6) 災害見舞金（保健福祉課）

被災県に対し、次のとおり災害見舞金をお届けした。

岩手県：500万円、宮城県：500万円、福島県：500万円、青森県：50万円、
茨城県：50万円、千葉県：50万円、栃木県：50万円

16 緊急災害用医薬品の輸送（医薬安全課）

3月24日 岩手県からの要請に基づき被災地に派遣される医療救護班が使用する医療用医薬品1,500人分を輸送した。

3月30日 岡山県薬剤師会、岡山県医薬品登録販売者協会及び岡山県医薬品配置協議会より提供される一般用医薬品等を岩手県に輸送した。

17 公用車の無償貸与（用度課）

次のとおり公用車5台を宮城県南三陸町に無償貸与した。

(1) 貸与車両

軽自動車 3台（貨物2台、乗用1台）

小型貨物車 2台

(2) 貸与期間

6ヶ月（平成23年4月15日から平成23年10月14日まで）

18 住宅支援について（住宅課）

(1) 住宅支援相談窓口の開設について

・相談窓口場所 県庁本庁舎6階 都市局会議室

・専用電話番号 086-226-7917

・設置日 平成23年3月29日（火）

・相談受付時間 9:00～17:00（閉庁日を除く）

(2) 県営住宅への一時入居について（住宅課）

・提供戸数・入居期間：100戸、6ヶ月（延長可能）

・家賃等：家賃全額免除、敷金・連帯保証人不要

・入居状況：5月16日までに23戸の入居を決定した。

（5月16日現在4戸8人が入居中）

19 生活支援について（保健福祉課）

(1) 日常生活用品の提供

寝具及び鍋、茶碗等の調理用具等 5 人分をセットにして支給するとともに、希望により、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等を無償貸与

(2) 生活一時金

県営住宅等で、当分の間、避難生活を送られる世帯に対して 10 万円の一時金を支給（単身世帯は 5 万円）

20 岡山県内民間路線バス無料利用制度について（県民生活交通課）

社団法人岡山県バス協会に、県と市町村が協力して実施

・実施期間：平成23年 5 月 16 日～平成23年 10 月 31 日

・実施バス会社：

井笠バス、宇野バス、岡電バス、下電バス、中鉄バス、中鉄北部バス、備北バス、両備バス 計 8 社 ※ただし、高速バス及び定期観光バス等を除く。

・申請手続：県内各市町村の窓口において、交付申請し、『岡山県内民間路線バス無料利用証』の発行を受ける。

21 児童生徒の就学機会の確保等について（教育委員会・総務学事課）

3 月 15 日に、被災した児童生徒の公立学校への受け入れ等について、弾力的に取り扱うよう県立学校、市町村教育委員会等へ通知した。

3 月 17 日に、次のとおり県立学校、県立特別支援学校等へ通知した。

- ・被災地域の生徒の県立高等学校入学選抜等について弾力的に取り扱うとともに、入学選抜手数料及び入学金を徴収しない。
- ・被災地域の障害のある幼児児童生徒の特別支援学校への受け入れについて弾力的に取り扱う。

県立学校での、共通して負担する経費等について補助することを決定した。

また、私立学校でも被災した生徒等を受け入れ、授業料等の保護者負担分を免除する方針の学校が出てきており、そうした私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対し、減免分の全額を補助することを決定した。

22 県内中小企業者のための県制度融資の対応について（経営支援課）

東日本大震災による災害により事業活動に影響を受けている県内中小企業者を支援するため、県制度融資のうち「経済変動対策資金(融資枠 320 億円)」に係る災害条項の適用及び融資利率等の引き下げ、知事特認による融資対象者の拡大を行い、3 月 30 日から取扱いを開始した。

その後、部品・資材等の入手困難な製造業・建設業や宿泊キャンセルの影響を受けた旅館・ホテル業など、影響を受けている中小企業者の範囲が拡大していることから、追加措置として、新たにこのような中小企業者も融資が受けられるようにするとともに、融資利率の引下げ及び融資限度額の別枠化等を行い、5 月 2 日から取扱いを開始した。

(1) 取扱期間 平成 23 年 3 月 30 日（追加措置は 5 月 2 日）～平成 24 年 3 月 31 日

(2) 問い合わせ先

岡山県産業労働部経営支援課金融支援班

電話番号 086-226-7361

受付時間（土、日、祝日を除く。）8:30～17:15

23 中小企業者のための相談窓口の設置について（経営支援課）

3月22日から、東日本大震災により影響を受ける県内中小企業者を対象に、経営、金融、下請取引、技術等のあらゆる相談に対応する相談窓口を設置した。

(1) 相談窓口 2ヶ所

・岡山県産業労働部経営支援課経営革新班

電話番号 086-226-7354

・(財)岡山県産業振興財団経営支援部内 県中小企業支援センター

電話番号 086-286-9626

(2) 受付時間 (土、日、祝日を除く。) 8:30~17:15

24 東日本大震災被災企業復興支援ワンストップ窓口の設置について（企業立地推進課）

東日本大震災で被災された企業等の復興を支援するための補助制度を充実するとともにワンストップ窓口を設置した。

(1) 問い合わせ先

・産業労働部企業立地推進課 086-226-7374

・東京事務所企業誘致課 03-5212-9080

・大阪事務所企業誘致グループ 06-6261-3206

受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日を除く。)

(2) メニュー

・岡山県内の産業用地、オフィス、空き工場、民有地紹介

・工場再建へ各種補助制度等の拡充

など

25 放射線被ばくに対する電話相談窓口の設置（医療推進課、健康推進課）

(1) 電話番号 086-226-7918 (医療推進課)

086-226-7919 (健康推進課)

(2) 受付期間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く。)

※3月18日から当分の間実施

26 知事の被災地訪問・視察等

5月2日(月)石井知事が佐藤福島県知事を訪問し、お見舞い申し上げ、現状や要請等をお伺いした。

また、桜井南相馬市長を訪問するとともに、津波被災地や避難所の現状を視察した。

併せて、公設国際貢献大学校が南相馬市教育委員会と連携し実施する「南相馬こども支援キャンペーン」に賛同し、移動式黒板(30枚)を寄贈した。

27 ~がんばろう!東北~東日本大震災復興支援観光物産展の開催(観光課・政策推進課)

日時 5月21日(土)から22日(日)まで(予定)

場所 JR岡山駅前広場(東口)

主催 東日本大震災支援県民会議

内容 宮城県・岩手県・福島県3県の特産品の販売
同3県の観光パンフレット等によるPRと旅行商品の紹介

28 その他

(1) 懸垂幕等の掲出（危機管理課・県民生活交通課）

3月18日、東日本大震災で被災された方々への支援を呼びかけるため、県庁舎に懸垂幕を掲出。3月22日からは備前、備中、美作の各県民局においても、同じ内容の懸垂幕を掲出。また、4月11日からは県庁玄関前にパネルを設置。

5月21日からは、JR岡山駅前啓発塔においても懸垂幕を掲出（予定）。

(2) 支援米の提供について（教育委員会）

3月18日に、県立興陽高校の生産米（ヒノヒカリ：800kg）を東北大学医学部附属病院及び釜石市へ支援米として提供した。3月25日、更に500kgを提供した。

(3) 環境放射線等の観測について（環境企画課）

県では、環境保健センター（岡山市南区内尾）において、文部科学省の依頼を受け環境放射線等の測定を行っているが、3月23日から24日にかけて採取した降下物及び大気浮遊じん（空中を漂っている微少な塵を機械を使って集めたもの）から微量の放射性物質が検出されて以来、放射性ヨウ素131やセシウム134・137が検出される日も発生している。

しかし、いずれも検出された値はごく微量であり、人体等に影響はない。

また、人形峠（鏡野町上斎原）や環境保健センターで連続監視している環境放射線量にも変化はなく、通常の数値で推移している。

なお、監視データは毎日2回更新（土日祝は1回）したものが、県環境企画課ホームページで見ることができる。

（環境企画課ホームページ）

<http://www.pref.okayama.jp/kankyo/kanki/hosha/radiation.html>

（岡山県環境放射線等リアルタイム表示システム）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=92659

(4) 三井造船(株)所有大型貨客船への物資の提供（危機管理課）

5月17日～31日までの2週間、宮城県石巻港において、東日本大震災の被災者に食事や入浴、休憩などのサービスを無償提供する三井造船株式会社の保有する大型貨客船（5月14日8時に玉野市を出発）に県民、企業の方からいただいた毛布やバスタオルなどの物資（約750箱）を県から提供し、被災者の支援に利用してもらうこととした。

これまでの各被災県別の主な支援状況

県名	主な被害状況(人) (5月16日現在) (警察庁調べ)	被災地に対する岡山県の主な支援状況 (5月16日現在)
岩手県	死者 4,436 行方不明 3,012 避難者 36,494	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/12 DMAT 4チームを派遣 ・ 3/16 中国管区機動隊岡山部隊を派遣 ・ 3/18 保健師等を派遣 3/22～第2陣、3/26～第3陣、3/30～第4陣、 4/3～第5陣、4/7～第6陣、4/11～第7陣、 4/15～第8陣、4/19～第9陣、4/23～第10陣、 4/27～第11陣、5/1～第12陣、5/5～第13陣、 5/9～第14陣、5/13～第15陣 ・ 3/24 医療救護班を派遣 第18陣(4月30日)まで派遣 ・ 3/24 県警察機動隊を派遣 ・ 5/1 介護職員等の派遣 5/9～第2陣、5/16～第3陣 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3/15 災害見舞金500万円 ・ 3/18 貯水用タンク600個 ・ 3/19 赤十字飛行隊岡山支隊が医薬品等を搬送 ・ 3/22 赤十字飛行隊岡山支隊(第2次空輸)が防 災ヘルメット等を搬送 ・ 3/30 医薬品等、おむつ320箱等
宮城県	死者 9,003 行方不明 5,526 避難者 32,261	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/12 消防防災ヘリ「きび」を派遣 第5陣(3月31日)まで派遣 ・ 3/12 緊急消防援助隊を派遣 第3陣(3月21日)まで派遣 ・ 3/13 県警察広域緊急援助隊(刑事部隊)を派遣 3/20～第2陣、4/19～第3陣、4/26～第4陣 ・ 3/16 心のケアチームを派遣 第8陣(5月2日)まで派遣 ・ 3/29 中国管区機動隊岡山部隊を派遣 ・ 4/1 県職員支援隊を派遣 4/11～第2陣、4/15～第3陣、4/22～第4陣、 4/29～第5陣、5/6～第6陣、5/13～第7陣 ・ 5/6 第二機動隊を派遣 ・ 5/8 罹災証明事務担当職員を派遣 5/15～第2陣 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3/13 毛布1,520枚 ・ 3/15 災害見舞金500万円 ・ 3/19 毛布約7,000枚、アルファ米約4,700食、飲料 水約3,100本等 ・ 3/22 アルファ米17,000食、生理用品100箱、マス ク100箱等 ・ 3/26 サンマの缶詰30箱、フレーク190箱等 ・ 3/31 乾電池用ボンベ1箱、おむつ200箱等 ・ 4/26 辞書 ・ 4/28 トイレトペーパー100箱、ゴミ袋189箱等 ・ 5/2 飲料水79箱、ゴミ袋72箱、ライト67箱等 ・ 5/14 三井造船(株)大型貨客船へ毛布279箱等

県名	主な被害状況(人) (5月16日現在) (警察庁調べ)	被災地に対する岡山県の主な支援状況 (5月16日現在)
福島県	死者 1,566 行方不明 562 避難者 24,010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/11 DMAT 1 チームを派遣 ・ 3/11 県警察広域緊急援助隊(警備・交通部隊)を派遣 3/22～同(交通部隊)第2陣、3/28～第3陣、4/21～第4陣 ・ 3/28 県職員支援隊を派遣 4/ 4～第2陣、4/11～第3陣、4/18～第4陣 4/25～第5陣、5/ 2～第6陣、5/ 9～第7陣 5/16～第8陣 ・ 4/ 4 B級ご当地グルメ炊き出し支援隊を派遣 ・ 4/ 5 地域警察部隊を派遣 4/14～第2陣、4/21～第3陣、4/28～第4陣、5/ 5～第5陣、5/12～第5陣 ・ 4/ 6 環境モニタリングチームを派遣 4/13～第2陣、4/20～第3陣、4/27～第4陣、4/30～第5陣、5/ 5～第6陣、5/ 8～第7陣、5/12～第8陣、5/15～第9陣 ・ 4/ 7 保健師等を派遣 ・ 4/10 県警察航空隊「わしゅう」を派遣 ・ 4/20 建築職員の派遣 5/13～第2陣 ・ 5/ 9 港湾関係職員の派遣 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3/15 災害見舞金500万円 ・ 3/16 貯水用タンク300個 ・ 3/19 簡易トイレ650個、屋外型テント108個 ・ 3/19 おむつ約20,000枚、簡易トイレ約700個等 ・ 3/23 トイレトパーパ-337箱、おむつ80箱等 ・ 3/28 公用車・アイミーブ 6 台を搬送 ・ 4/ 4 おむつ365箱、生理用品58箱等 ・ 4/20 移動式黒板30枚 ・ 5/ 9 トイレトパーパ-100箱、ふとん60箱等
その他 (茨城県等 16都道県)	死者 64 行方不明 4 避難者 23,199	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/15 青森県、茨城県へ災害見舞金各50万円 ・ 3/31 千葉県、栃木県へ災害見舞金各50万円
計	死者 15,069 行方不明 9,104 避難者 115,964	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の他 義援金、救援物資等の受付、透析患者の受入(3/25～)、県営住宅への一時入居・相談窓口の開設、日常生活用品の提供、生活一時金の支給、児童生徒の就学機会の確保等を実施、放射線被曝に対する電話相談窓口の設置など

- ・ 被災地への派遣人数：累計1,121人
- ・ 被災地への救援物資輸送量：大型トラック(11t)18台と小型トラック(4t)4台分

東日本大震災が及ぼす本県への影響や課題への対応

東日本大震災を受け、本県の防災対策の強化や震災が及ぼす県内産業への影響の把握、震災が及ぼす県内外の影響への対応や県が果たすべき役割などについて、検討を進める必要がある。

このため、知事を本部長とする東日本大震災総合対策本部会議を設置するとともに、その下に2つのプロジェクトチームを置き、それぞれの課題について部局横断的に検討を進める。

1 防災強化検討プロジェクトチームの設置

<検討事項の概要>

災害に強い県づくり、県民の安全・安心の確保を目標として、防災対策の強化を図るため、災害時要援護者をはじめとする県民の避難対策や公共施設の耐震化、津波や液状化への対策など、ソフト・ハード両面にわたる対策について検討する。

<PT構成課室>

危機管理課（幹事課）、政策推進課、財産活用課、航空企画推進課、国際課、保健福祉課、障害福祉課、長寿社会課、水産課、防災砂防課、港湾課、建築指導課、教育庁財務課、保健体育課、警備課、交通企画課

（4月20日 第1回会議の概要）

- ・本プロジェクトチーム会議設置の趣旨説明
- ・今後の検討内容

ソフト対策：現行避難対策を検証し、改善等を検討

ハード対策：公共施設等の耐震化、液状化対策等を検証し、改善等を検討

2 震災影響検討プロジェクトチームの設置

<検討事項の概要>

大震災の影響は、県内産業や県民生活にも様々な形で現れていることから、それらを適切に把握し、迅速な対応策を検討する。

また、今後、我が国全体の生産供給体制やサプライチェーンの見直しなどが進むと考えられることから、供給補完機能・バックアップ機能を担う拠点性の向上や、企業におけるリスク分散等の動きへの対応など、本県が果たすべき役割と施策の在り方などについても検討を行う。

<PT構成課室>

政策推進課（幹事課）、危機管理課、総務学事課、県民生活交通課、環境企画課、保健福祉課、産業企画課、企業立地推進課、産業振興課、経営支援課、観光課、緊急雇用対策室、農政企画課、監理課、教育庁総務課

（4月20日 第1回会議の概要）

- ・本プロジェクトチーム会議設置の趣旨説明
- ・被災企業や県内中小企業向け相談窓口の利用状況等の報告
- ・東北地方の物産を購入する機会の提供など、今後の被災地支援に向けた取組

岡山県地震・津波対策専門委員会の設置

1 委員会の役割

次の事項について専門的な見地から検討し、県への助言・提言を行う。

- (1) 東海地震、東南海地震及び南海地震の3地震が連動して発生した場合の地震、津波等による被害想定に関すること。
- (2) 岡山県の防災対策の検証に関すること。
- (3) 岡山県地域防災計画等の見直しに関すること。
- (4) その他必要と認める事項

2 構成メンバー

	氏名	所属・役職	専門
学識経験者	うらかわごう 浦川 豪	兵庫県立大学防災教育センター 准教授	災害情報システム
	おおくぼけんじ 大久保 賢治	岡山大学大学院環境学研究科 教授	環境水文学
	かわたよしあき 河田 恵昭	関西大学社会安全学部 学部長	巨大災害・津波
	きむられお 木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部 准教授	災害心理学
	こしやまけんじ 越山 健治	関西大学社会安全学部 准教授	都市災害
	みとくかずこ 三徳 和子	川崎医療福祉大学医療福祉学部 教授	災害時要援護者支援 (在宅・地域看護)
行政関係者	あかざわかずお 赤沢 一 生	倉敷市 危機管理監	
	あずまりゅうじ 東 龍 治	岡山市 危機管理監	
	さとうけんろう 佐藤 兼 郎	岡山県 危機管理監	

(五十音順、敬称略)

3 委員会の進め方

概ね2ヶ月に1回程度の頻度で会議を開催し、国の中央防災会議専門調査会の検討状況などの動向を踏まえながら、年内を目途に、新たな知見に基づく被害想定や防災対策についての提言等を行う。県は、その提言等を受けて、年度内での県地域防災計画の見直しを進める。

岡山県国民保護計画の変更について

「岡山県国民保護計画（平成18年3月31日策定）」について、次のとおり変更を行ったので、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」第34条第6項及び第8項の規定により、6月県議会定例会に報告する。

【主な変更内容】

1 県の組織再編に伴うもの

(変更前)		(変更後)
政策審議監	→	総合政策局
企画振興部	→	県民生活部
生活環境部	→	環境文化部

2 その他

- ・統計数値の更新等に伴う変更

(参考)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋
（基本指針）

第32条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～6 略

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。

岡山県国民保護計画



平成 2 3 年 3 月

岡 山 県

目 次

第1編	総 論	1
第1章	計画の目的、県の責務、構成等	1
1	計画の目的及び県の責務	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	1
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民への協力の要請	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	3
7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章	県の地理的、社会的特徴	10
1	概況	10
2	地形	10
3	河川の概要	11
4	気候	11
5	人口分布等	11
6	道路の概要	13
7	鉄道、空港、港湾の概要	13
8	自衛隊施設の概要	15
9	その他の施設の概要	15
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	19
第2編	平素からの備えや予防	21
第1章	県の体制等	21
1	情報収集・連絡体制	21

2	県の配備体制	21
3	代替施設の確保等	22
第2章	関係機関との連携体制に関する平素からの備えや予防	23
第1	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的な事項	23
2	国の機関との連携	23
3	他の都道府県との連携	23
4	市町村との連携	24
5	指定公共機関等との連携	25
6	ボランティア団体等に対する支援	25
第2	通信の確保	26
1	非常通信体制の整備	26
2	非常通信体制の整備に当たっての留意事項	26
3	県警察における通信の確保	27
4	市町村における通信の確保	27
第3	情報収集・提供体制の整備	28
1	基本的な事項	28
2	警報等の通知に必要な準備	28
3	市町村における警報の伝達等に必要な準備	30
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	34
第4	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35
第3章	避難及び救援に関する平素からの備え	36
1	避難に関する基本的な事項	36
2	救援に関する基本的な事項	36
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
4	交通の確保に関する体制等の整備	37
5	避難施設の指定	37
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	39
第4章	生活関連等施設の把握等	40
1	生活関連等施設の把握	40
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	40
3	市町村における平素からの備え	40
第5章	物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等	41
1	物資及び資材の備蓄	41

2	民間からの救援物資の受入体制の整備	4 1
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 1
4	市町村及び指定地方公共機関が管理する 施設及び設備の整備及び点検等	4 2
第6章	国民保護に関する啓発	4 3
1	国民保護措置に関する啓発	4 3
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	4 3
3	市町村における国民保護に関する啓発	4 3
第7章	平素からの備えや予防についての事務分掌	4 4
第3編	武力攻撃事態等への対処	4 6
第1章	連絡体制の迅速な確立	4 6
1	第1次連絡体制（担当課体制）	4 6
2	第2次連絡体制（関係部局等体制）	4 6
第2章	緊急事態連絡室の設置等	4 7
1	緊急事態連絡室の構成	4 7
2	緊急事態連絡室設置等の通知	4 7
3	緊急事態連絡室体制における初動措置	4 9
4	緊急事態連絡室の廃止及び緊急事態連絡室体制の解除	4 9
5	国民保護対策本部に移行する場合の調整	4 9
6	職員の参集が困難な場合の対応	4 9
7	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 0
第3章	県対策本部の設置等	5 1
1	県対策本部の役割	5 1
2	設置の手順等	5 1
3	組織構成	5 2
4	県対策本部長等の代替職員	5 3
5	県現地対策本部の設置	5 3
6	県対策本部長の権限	5 3
第4章	国民保護対策本部体制における県の業務	5 4
1	国民保護措置の実施体制	5 4
第5章	関係機関との連携	5 9
1	国の対策本部との連携	5 9
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	5 9
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	5 9
4	他の都道府県知事等に対する応援の要求、事務の委託	6 0
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	6 1
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 1
7	県の行う応援等	6 2

8	ボランティア団体等に対する支援等	63
9	住民への協力要請	63
第6章	警報及び避難の指示等	64
第1	警報の通知及び伝達	64
1	警報の通知等	64
2	市町村長の警報伝達等	65
3	緊急通報の発令	65
第2	避難の指示等	68
1	避難措置の指示	68
2	避難の指示	69
3	県による避難住民の誘導の支援等	74
4	避難実施要領	76
5	避難所等における安全確保等	79
6	避難措置の指示の解除及びそれに伴う県の措置	79
第7章	救援	80
1	救援の実施	80
2	国への要請等	80
3	救援の内容	81
4	救援の際の物資の売渡し要請等	84
第8章	安否情報の収集・提供	86
1	安否情報の収集・整理	86
2	総務大臣に対する報告	86
3	安否情報の照会に対する回答	87
4	日本赤十字社に対する協力	89
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	89
第9章	武力攻撃災害への対処	90
第1	生活関連等施設の安全確保等	90
1	武力攻撃災害への対処の基本的な事項	90
2	武力攻撃災害の兆候の通報	90
3	生活関連等施設の安全確保	90
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	92
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	95
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	96
1	武力攻撃原子力災害への対処	96
2	NBC攻撃による災害への対処	98
第3	応急措置等	101
1	退避の指示	101
2	知事、市町村長の事前措置	101
3	警戒区域の設定	102

4	応急公用負担等	102
5	消防等に関する指示	103
第10章	被災情報の収集及び報告	104
1	被災情報の収集及び報告	104
2	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	104
第11章	保健衛生の確保その他の措置	106
1	保健衛生の確保	106
2	廃棄物の処理	106
3	文化財の保護	107
第12章	国民生活の安定に関する措置	108
1	生活関連物資等の価格安定	108
2	避難住民等の生活安定等	109
3	生活基盤等の確保	110
第13章	交通規制	111
1	交通状況の把握	111
2	交通規制の実施	111
3	緊急通行車両の確認	111
4	交通規制等の周知徹底	111
5	緊急交通路確保のための権限等	111
6	関係機関との連携	112
第14章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	113
1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	113
2	赤十字標章等の交付及び管理	115
3	特殊標章等の交付及び管理	115
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	116
第4編	復旧等	117
第1章	応急の復旧	117
1	ライフライン施設の応急の復旧	117
2	通信機器の応急の復旧	117
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	117
4	国に対する支援要請	117
第2章	武力攻撃災害の復旧	118
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	119
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	119
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	119
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	119
4	総合調整及び指示に係る損失の補てん	121
5	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	121

第4章 復旧に関する県の実施体制	122
第5編 緊急処理事態への対処	123
1 緊急処理事態	123
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達	123

用 語

※本計画中で使用する用語の意味と正式名称

○ 国民保護法

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(平成16年6月18日法律第112号)

○ 国民保護法施行令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(平成16年9月15日政令第275号)

○ 基本指針

国民の保護に関する基本指針(国民保護法第32条)

○ 県

岡山県知事及びその他の執行機関

○ 県国民保護計画

岡山県の国民の保護に関する計画(国民保護法第34条)

「岡山県国民保護計画」

○ 市町村国民保護計画

市町村の国民の保護に関する計画(国民保護法第35条)

○ 指定地方公共機関国民保護業務計画

指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画(国民保護法第36条)

○ 対策本部

武力攻撃事態等対策本部(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立及び国民の安全の確保に関する法律第10条)

○ 県対策本部(県国民保護対策本部)

岡山県国民保護対策本部(国民保護法第27条)

○ 市町村対策本部

市町村国民保護対策本部(国民保護法第27条)

○ 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の目的、県の責務、構成等

1 計画の目的及び県の責務

(1) 計画の目的

本計画は、県内の国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の総合的な推進に関する事項及び県が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項について定め、もって国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

(2) 県の責務

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、国民の協力のもと、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の構成

本計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

本計画については、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、計画の見直しに当たっては、岡山県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 変更手続

本計画の変更は、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議して行う（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、この限りでない。）。変更後、県議会に報告し、公表する。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、市町村国民保護計画を作成するものとする。

指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、指定地方公共機関国民保護業務計画を作成するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限尊重する。また、国民の自由と権利に制限が及ぶような場合にあつては、その制限は、必要最小限のものに限り、かつ、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民への協力の要請

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、強制にわたることがないように特に留意して、必要な援助について協力を要請する。

また、県は、消防団、自主防災組織及びボランティアが行う活動に対する支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、県内の国民保護措置の総合的な推進に当たっては、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

特に、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を最大限尊重する。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、高齢者、障がい者等へきめ細かな配慮を行うよう留意しつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、県は、日本に居住し、又は滞在している外国人に対しても、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岡 山 県	1 岡山県国民保護計画の作成 2 岡山県国民保護協議会の設置、運営 3 岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町 村	1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (岡山財務事務所) (岡山財務事務所倉敷出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する財政融資資金の貸付 2 金融機関に対する特別措置の要請 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (宇野税関支署) (水島税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
岡山労働局 (県内公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (岡山森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 (岡山河川事務所) (岡山国道事務所) (苫田ダム管理所) (宇野港湾事務所) (岡山営繕事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の応急復旧 3 港湾施設の使用に関する連絡調整

中国運輸局 (岡山運輸支局：本庁舎) (岡山運輸支局：玉野庁舎) (水島海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (大阪空港事務所) (岡山空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区気象台 (岡山地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (水島海上保安部) (玉野海上保安部) (福山海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生時による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局 (津山防衛事務所)	1 所管財産の使用に関する連絡調整

【指定公共機関】(法：国民保護法)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 2 国民に対する情報の提供(法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法36①) 4 組織の整備(法41) 5 訓練(法42) 6 被災情報の収集、報告(法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法139) 8 武力攻撃災害の復旧(法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法145)
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

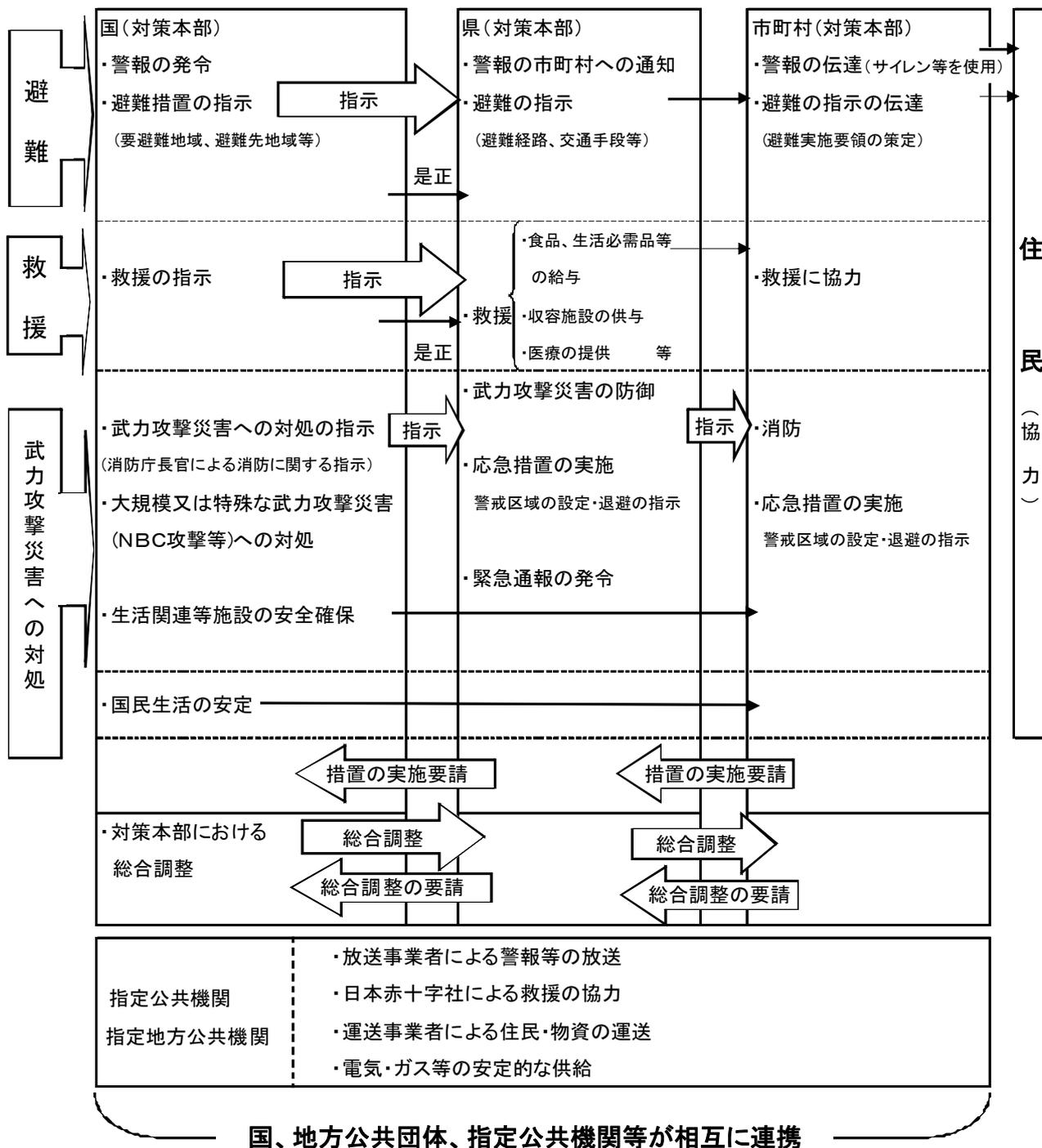
電気事業者	1 電気の安定的な供給
郵便事業株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路等の管理者	1 道路等の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
(独)日本原子力研究開発機構	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

【指定地方公共機関】(法：国民保護法)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 2 国民に対する情報の提供(法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法36②) 4 組織の整備(法41) 5 訓練(法42) 6 被災情報の収集、報告(法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法139) 8 武力攻撃災害の復旧(法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法145)
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療関係機関	1 医療の確保

[参 考]

国民の保護に関する仕組み



第4章 県の地理的、社会的特徴

1 概況

岡山県は、中国地方の東部山陽道のほぼ中央に位置し、東は兵庫県、西は広島県、そして南は瀬戸内海を介して香川県、北は中国山地により鳥取県と接している。地形は、概して北が高く、瀬戸内海に向かって緩やかに傾斜し、県南の沿岸部では平野が広がっている。

本県は、「晴れの国おかやま」と呼ばれるように雨が少ない温暖な気候のもとに、山海の豊かな産物や多様な産業をはぐくむとともに、香り高い独特の「吉備文化」を今に伝えている。

県内には、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線や瀬戸中央自動車道など、縦横に延びる高速自動車道をはじめ、山陽新幹線などの鉄道網、3,000m滑走路を持つ岡山空港、特定重要港湾の水島港など、広域交通インフラが整備されており、西日本有数の広域交通拠点として発展している。

また、南部の岡山市を中心に、丘陵等の開発や低地への住宅地の開発等、新たな市街地の形成がすすみ、岡山、倉敷の2市に県人口の半数以上が集中している。

産業面では、伝統的な米作りやモモ、ピオーネ等の果樹栽培等の農林水産業のほか、繊維や耐火れんが等の地場産業、自動車や造船等の加工組立、鉄鋼や化学等の素材型産業等、多種多様である。

中でも、倉敷市にある水島臨海地区には、石油精製、石油化学、鉄鋼業、電力、自動車、食品工業が操業しており、製造品出荷額等（平成20年）において全県の約51%、従業者数において全県の約16%を占めるなど、県経済等の中核を担っている。

※ 工業統計調査における「水島工業地帯」は水島臨海地区よりやや広い地域が対象となっている。

2 地形

[岡山県の位置]

方 位	地 名	経度・緯度
東 端	美作市後山	東経 134度24分
西 端	新見市神郷油野	東経 133度16分
南 端	笠岡市六島	北緯 34度17分
北 端	苫田郡鏡野町上齋原	北緯 35度20分

県土の地形の概要は次のとおりである。

(1) 中国山地

高度900～1,300mの山頂が東西に連なる中起伏・小起伏の山地で、主なものとして、備北山地、蒜山山地、那岐山山地、後山山地がある。

(2) 吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300～600mの山陵が連なる台地状の山地である。

この山地の西部石灰岩地域は、阿哲台、上房台と呼ばれ、石灰岩地帯特有のカルスト地形が発達している。

吉備高原と中国山地との間には、津山、新見などの盆地が東西に列なっている。

(3) 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300m内外の小起伏山地と200m以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地形となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

(4) 瀬戸内海沿岸平野

岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

(5) 瀬戸内海島嶼部

島嶼部は、笠岡諸島、牛窓諸島、日生諸島がある。

3 河川の概要

岡山県には、東から吉井川、旭川、高梁川の三大水系があり、一、二級水系522河川が県内を網の目のように流下している。

また、三大河川は、水源を北部の中国山地に発し、上流部盆地を経て、県中部丘陵地帯の狭小な溪谷を蛇行し、南部平野を緩勾配で貫流し、瀬戸内海に注いでいる。

4 気候

岡山県は、気温・降水量の面から、北部・中部・南部の3区域に分けられる。

瀬戸内海に面した南部は、温暖で降水量は年間を通じて少ない。

また、中国山地を主体とする北部は、気温は低く降水量は年間を通じて多く、吉備高原を主体とする中部は、一般に温暖で降水量は梅雨期・台風期を除き少ない。

5 人口分布等

人口を市町村別にみると、県内27市町村（15市10町2村）のうち岡山市が、705,685人で最も多く、次いで倉敷市が474,238人で両市で県人口の約60%を占めている。

市町村別の人口密度は、早島町が1,594.0人で最も高く、次いで、倉敷市（1,336.9人）、岡山市（893.4人）の順になっている。

市町村別人口、面積、人口密度					
	人 口(単位：人) (平成22年11月1日現在) ＜岡山県毎月流動人口調査結果＞			面積(単位：k m ²) (平成21年10月1日現在) ＜ 全国都道府県 市町村別面積調 ＞	人口密度 (人/k m ²)
	男	女	計		
岡山県計	929,040	1,008,728	1,937,768	7,113.21	272.4
岡山市	338,800	366,885	705,685	789.91	893.4
倉敷市	230,028	244,210	474,238	354.72	1,336.9
津山市	50,628	56,313	106,941	506.36	211.2
玉野市	30,874	33,120	63,994	103.63	617.5
笠岡市	25,528	28,566	54,094	136.03	397.7
井原市	20,521	22,756	43,277	243.36	177.8
総社市	31,794	34,279	66,073	212.00	311.7
高梁市	17,206	18,784	35,990	547.01	65.8
新見市	15,831	17,667	33,498	793.27	42.2
備前市	17,721	19,640	37,361	258.23	144.7
瀬戸内市	17,842	20,067	37,909	125.53	302.0
赤磐市	20,555	22,868	43,423	209.43	207.3
真庭市	23,004	25,686	48,690	828.43	58.8
美作市	14,285	15,947	30,232	429.19	70.4
浅口市	17,220	18,756	35,976	66.46	541.3
市部計	871,837	945,544	1,817,381	5,603.56	324.3
和気町	7,165	8,047	15,212	144.23	105.5
早島町	5,850	6,280	12,130	7.61	1,594.0
里庄町	5,147	5,743	10,890	12.23	890.4
矢掛町	7,059	7,919	14,978	90.62	165.3
新庄村	453	508	961	67.10	14.3
鏡野町	6,459	7,167	13,626	419.69	32.5
勝央町	5,350	5,845	11,195	54.09	207.0
奈義町	2,984	3,108	6,092	69.54	87.6
西粟倉村	749	837	1,586	57.93	27.4
久米南町	2,488	2,740	5,228	78.60	66.5
美咲町	7,301	8,160	15,461	232.15	66.6
吉備中央町	6,198	6,830	13,028	268.73	48.5
郡部計	57,203	63,184	120,387	1,502.52	80.1
境界未定		児島湖		7.13	

注) 児島湖は、水面が境界未定のため、岡山市及び玉野市の面積に含まない。

6 道路の概要

名 称		県 内 の 区 間	
広 域 高 速 網	中国縦貫自動車道	美作市田原字杉坂地内	～ 新見市哲西町大竹字笹ノ田地内
	山陽自動車道	備前市三石字才ノ谷地内	～ 笠岡市篠坂字福井地内
	山陽自動車道 早島支線	倉敷市三田地内	～ 都窪郡早島町早島地内
	岡山自動車道	岡山市北区津寺地内	～ 真庭市山田字境前地内
	米子自動車道	真庭市中河内字猪ノ山谷地内	～ 真庭市蒜山上徳山地内
	瀬戸中央自動車道	都窪郡早島町早島地内	～ 倉敷市下津井田ノ浦地内
	鳥取自動車道	美作市宮本地内	～ 美作市今岡地内
県 内 主 要 国 道	2号	備前市三石地内	～ 笠岡市用之江地内
	30号	岡山市北区東中央町地内	～ 玉野市築港檜垣地内
	53号	岡山市北区東中央町地内	～ 勝田郡奈義町馬桑字水晶ヶ平地内
	179号	美作市土居地内	～ 苫田郡鏡野町上齋原木路畝地内
	180号	岡山市北区東中央町地内	～ 新見市千屋花見地内
	181号	津山市津山口字久保田北地内	～ 真庭郡新庄村播ノ木地内
	182号	新見市上市地内	～ 新見市哲西町大竹字屋形原地内
	250号	備前市日生町寒河字蛙谷地内	～ 岡山市北区東中央町地内
	313号	井原市高屋町地内	～ 真庭市蒜山下長田地内
	373号	美作市西町字青ラ山地内	～ 英田郡西粟倉村坂根字六路地内
	374号	備前市伊部字出口地内	～ 津山市河辺字風呂屋地内
	429号	倉敷市玉島阿賀崎字亀崎地内	～ 美作市後山字日名倉山地内
	430号	倉敷市連島町西之浦字弁才天地内	～ 玉野市宇野地内
	482号	苫田郡鏡野町上齋原字宮ヶ谷地内	～ 真庭市蒜山上徳山字川上地内
	484号	備前市伊部字出口地内	～ 高梁市段町地内
	486号	総社市溝口字三ツ溝地内	～ 井原市高屋町地内

7 鉄道、空港、港湾の概要

(1) 鉄道

路 線 名	路 線 区 間
J R 山陽新幹線	～ 岡山駅 ～ 新倉敷駅 ～
J R 山陽本線	～ 三石駅 ～ 岡山駅 ～ 笠岡駅 ～
J R 赤穂線	～ 寒河駅 ～ 東岡山駅
J R 宇野線	岡山駅 ～ 茶屋町駅 ～ 宇野駅
J R 本四備讃線	茶屋町駅 ～ 児島駅 ～
J R 吉備線	岡山駅 ～ 総社駅
J R 伯備線	倉敷駅 ～ 総社駅 ～ 新見駅 ～ 備中神代駅 ～ 新郷駅 ～
J R 津山線	岡山駅 ～ 津山駅
J R 因美線	東津山駅 ～ 美作河井駅 ～
J R 姫新線	～ 美作土居駅 ～ 東津山駅 ～ 津山駅 ～ 新見駅
J R 芸備線	備中神代駅 ～ 野馳駅 ～
井原鉄道(株)	総社駅 ～ 子守唄の里高屋駅 ～
智頭急行(株)	～ 宮本武蔵駅 ～ あわくら温泉駅 ～
水島臨海鉄道(株)	倉敷市駅 ～ 三菱自工前駅

(2) 空港

名称	所在地	滑走路
岡山空港	岡山市北区日応寺1277	3,000m、幅45m
岡南飛行場	岡山市南区浦安南町640	1,200m、幅30m

(3) 港湾(特定重要港湾及び重要港湾)

名称	位置	公共埠頭	水深	延長	ハース数
水島港	倉敷市	(水島地区)			
		西公共(-)4.0m物揚場	(-)4.0m	305m	—
		西公共埠頭1号岸壁A	(-)10.0m	185m	1
		西公共埠頭2号岸壁A	(-)9.0m	130m	1
		東公共物揚場	(-)4.0m	230m	—
		東公共岸壁	(-)5.5m	360m	4
		船舶廃油処理場棧橋	(-)8.0m	366m	4
		高島(-)5.0m岸壁	(-)5.0m	130m	2
		(玉島地区)			
		玉島埠頭(-)4.0m物揚場	(-)4.0m	653m	9
		玉島1号埠頭岸壁	(-)5.5m	630m	7
		乙島(-)4.0m物揚場	(-)4.0m	400m	5
		玉島2号埠頭物揚場	(-)4.0m	380m	5
		玉島3号埠頭岸壁	(-)5.5m	730m	8
		玉島4号埠頭岸壁	(-)7.5m	780m	6
		玉島外貿1号埠頭岸壁	(-)10.0m	370m	2
		玉島(-)5.0m岸壁	(-)5.0m	120m	1
		玉島ハーバースアイント`4号埠頭岸壁	(-)7.5m	520m	4
		玉島ハーバースアイント`5号埠頭物揚場	(-)4.0m	380m	6
国際コンテナターミナル岸壁	(-)10.0m	340m	2		
宇野港	玉野市	(宇野地区)			
		第1突堤フェリー岸壁	(-)4.5m	200m	1
		第1突堤(-)4.5m岸壁	(-)4.5m	100m	1
		第1突堤(-)5.0m岸壁	(-)5.0m	120m	1
		第1突堤(-)10m岸壁	(-)10.0m	280m	1
		第3突堤(-)10m岸壁	(-)10.0m	185m	1
		第3突堤(-)5.5m岸壁	(-)5.5m	90m	1
		(日比地区)			
		(-)10m物専岸壁	(-)10.0m	185m	1
		(田井地区)			
		田井Aトルフィン	(-)12.0m	240m	1

		田井B岸壁	(-)12.0m	240m	1
		田井C岸壁	(-)12.0m	240m	1
		田井D岸壁	(-)10.0m	185m	1
		田井E岸壁	(-)5.5m	90m	1
		田井F岸壁	(-)5.5m	90m	1
岡山港	岡山市	(福島地区)			
		(-)6.0m岸壁	(-)6.0m	105m	1
		(-)5.5m岸壁	(-)5.5m	90m	1
		(高島地区)			
		(-)7.5m岸壁	(-)7.5m	260m	2
		(-)5.5m岸壁	(-)5.5m	470m	5

注) 水島港は特定重要港湾、宇野港及び岡山港は重要港湾

8 自衛隊施設の概要

(1) 日本原駐屯地及び日本原演習場

日本原駐屯地及び日本原演習場は、岡山県の北東部に位置し中国山地の南西に広がる高原地帯で鳥取県境に隣接する奈義町及び津山市に位置している。

同駐屯地には、第13特科隊、第13高射特科中隊、第13戦車中隊等の部隊が駐屯している。

(2) 三軒屋駐屯地

三軒屋駐屯地は岡山駅から約4.5kmの岡山市北部郊外に位置している。同駐屯地には関西補給処三軒屋弾薬支処及び第305施設隊等の部隊が駐屯している。

9 その他の施設の概要

(1) 原子力施設の概要

設置者	事業所名称	事業所所在地	施設名
(独) 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	苫田郡鏡野町 上齋原1550	ウラン濃縮原型プラント 濃縮工学施設 製錬転換施設

(2) コンビナートの概要

特別防災区域名	事業所数	企業名
水島臨海地区	27	旭化成ケミカルズ(株)水島製造所 (B地区事業所)
		〃 (C地区事業所)
		JX日鉱日石エネルギー(株)水島製油所A工場
		〃 B工場
		〃 第2原油基地

		J X 日鉱日石エネルギー(株)水島製油所潤滑油物流センター 三菱化学(株)水島事業所 日本ゼオン(株)水島工場 三菱ガス化学(株)水島工場 日本合成化学工業(株)生産技術本部水島工場 ダイソー(株)水島工場 中国電力(株)水島発電所 〃 玉島発電所 瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所 J F E スチール(株)西日本製鉄所 (倉敷地区) J F E ケミカル(株)西日本製造所倉敷工場 日清オイリオグループ(株)水島工場 関東電化工業(株)水島工場 荒川化学工業(株)水島工場 日本曹達(株)水島工場 (株)水島オキシトン水島工場 岡山化成(株)水島工場 東京製鐵(株)岡山工場 三菱自動車工業(株)水島製作所 (株)クラレ倉敷事業所 (株)水島エコワークス 中国製油(株)水島工場
福山・笠岡地区	1	J F E スチール(株)西日本製鉄所 (福山地区) ※岡山県、広島県の2県にまたがっている。 (合同事業所：J F E ケミカル(株)西日本製造所笠岡工場)

注) 上表は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域及び当該区域内の同法に定める第1種、第2種事業所を掲載。

① 水島臨海地区の概要

水島臨海地区は、倉敷市の水島地区、玉島南東部地区及び児島塩生地区にまたがる特定重要港湾水島港の区域及びその背後地の一帯を総称し、中国地方有数の河川である高梁川の河口に形成された三角洲と沿岸一帯の遠浅海面を埋立てて造成した地域であり、特別防災区域の面積は約25,610千㎡である。

同地区には、現在、石油コンビナート等災害防止法にいう第一種事業所が14、第二種事業所が13操業している。

同地区における石油の貯蔵取扱量は987万kl、高圧ガス（不活性ガスを除く）の総処理量は146,885万Nm³/日であり、当該地区へ設置されている施設は特定法（主に消防法、高圧ガス保安法及び労働安全衛生法）の規定に基づき保安管理がなされている。

また、現在、40万トンの貯蔵能力を有するLPガス国家備蓄基地の建設も進められている。

なお、県では石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和51年度にコンビナート防災

関係機関の代表者により構成される「岡山県石油コンビナート等防災本部」を設置し、更に「岡山県石油コンビナート等防災計画」を策定し、以来、同計画に基づき、災害の未然防止と拡大防止を基本としたコンビナート総合防災対策を推進している。

② 福山・笠岡地区の概要

福山・笠岡地区は、広島県の東南端（福山市）から岡山県の西南端（笠岡市）に位置しており、特別防災区域の面積は約11,152千㎡（福山地区：約9,507千㎡、笠岡地区：約1,645千㎡）である。

同地区の、特別防災区域は、大別すると鋼管地区（福山市及び笠岡市）と簗沖地区（福山市）に分かれ、岡山県関係では、笠岡市の鋼管地区に、昭和63年、アドケムコ㈱（現JFEケミカル㈱西日本製造所笠岡工場[※]）が立地、操業を開始し現在に至っている。

なお、岡山県及び広島県では石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和63年度にコンビナート防災関係機関の代表者により構成される「広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会」を設置し、更に「福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画」を策定し、以来、同計画に基づき、災害の未然防止と拡大防止を基本としたコンビナート総合防災対策を推進している。

※ JFEケミカル㈱西日本製造所笠岡工場は、石油コンビナート等災害防止法にいう第一種事業所であるJFEスチール㈱西日本製鉄所と合同事業所として扱われる。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

本計画においては、武力攻撃事態として、基本指針において想定している次の4類型を対象とする。

なお、基本指針において想定している各類型の特徴及び留意点は次のとおりである。

(1) 着上陸侵攻

① 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

船舶により上陸を行う場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。また、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 特徴

事前にその活動を予測あるいは察知することが困難で、突発的に被害が生ずる。このため、都市部をはじめ、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要となる。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティボム^{*}が使用される場合がある。

※ダーティボム（汚い爆弾）：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行うこととし、事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置が必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC*弾頭）を着弾前に特定することは困難である。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が主となる。

※NBC：核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が重要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部に対する攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることもある。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、生活関連等施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に、当該施設の安全確保や施設周辺への立入禁止措置等を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

本計画においては、緊急処理事態として、基本指針において想定している次のような事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

ウ 危険物積載船への攻撃

エ ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 県の体制等

1 情報収集・連絡体制

県は、武力攻撃等の発生に備え、国や市町村その他関係機関との情報収集・連絡体制を確立するため、危機管理課職員に携帯電話を携行させるほか、一斉同報システムによる通信連絡の確保、危機管理要員による夜間・休日時の連絡体制などにより、24時間即応可能な体制を確立する。

また、県の幹部職員及び各部局等の連絡員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

2 県の配備体制

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。

【職員配備体制】

体制	配備
①第1次連絡体制(担当課体制)	危機管理課職員
②第2次連絡体制(関係部局等体制)	危機管理課、各部局防災主管課及び関係県民局連絡員
③緊急事態連絡室体制	原則として、国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な要員(概ね全職員の1割程度を基準として参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、知事はその都度判断)
④国民保護対策本部体制	原則として、全ての県職員 ^{※1、※2}

※1 長期間の国民保護措置にも対応できるよう、職員は原則3交替制とする。

※2 県警察においても、同様に初動体制を整備する。

【体制の設置基準】

事態の状況	体制	体制の設置基準	
事態認定前	①	情報収集等が必要な場合	
	②	専門的な観点から幅広い情報収集等が必要な場合	
	③	県内で相当程度の人的・物的被害が発生するなど、県の全部局等・県民局等での対応が必要な場合	
事態認定後	②	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	下欄アに掲げる地域以外で多数の死傷者が発生するなどの事案が発生した場合
	③		ア 近隣府県(概ね中四国、近畿地方)に多数の死傷者が発生するなどの事案が発生した場合
			イ 県内で相当程度の人的・物的被害が発生した場合
			ウ その他、知事が必要と認めた場合
④	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

3 代替施設の確保等

県は、上記各体制が円滑に運営できるよう、代替施設の確保等について次のとおり定める。

項 目	内 容
代替施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部を設置する本部会議室が被災したときは、県立図書館多目的ホールを代替施設とする。
食料、燃料等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の食料、燃料等については、最低限3日分を確保する。
自家発電設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁、各県民局等において防災用の自家用発電設備で対応する。
仮眠設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁、各県民局等に仮眠設備を確保する。

第2章 関係機関との連携体制に関する平素からの備えや予防

第1 関係機関との連携体制の整備

1 基本的な事項

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の連絡の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、「避難」、「救援」等の個々の国民保護措置に関して、関係機関による意見交換の場を設ける。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に行えるよう、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁等の指定行政機関や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に行えるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、県内の国民保護措置が円滑に行えるよう、第1編第3章1に掲げる指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域内を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

このため、防災のために締結されている中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、中国5県災害時の相互応援に関する協定、兵庫県・岡山県災害時の相互応援に関する協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

(2) 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(3) 近接する都道府県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、中国四国各県及び兵庫県との間で緊密な情報の共有を図る。

また、生物剤による攻撃に伴う災害を防止するためにも、近接する県との間で緊密な情報の共有に努める。

(4) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、特に必要な場合には、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託することとし、その場合に備えて、他県との緊密な連携を図るなど必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村の連絡先の把握等

県は、県内の市町村との緊密な連携を図るため、市町村の連絡先については、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、知事が市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、市町村と調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を受けるに当たっては、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性が確保されるよう留意する。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会の設定、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際の支援などを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、県内の消防機関との間で情報連絡体制の構築に努めるとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

県は、市町村を通じて地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団の参加について配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図るため、指定公共機関等の連絡先については、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の円滑な推進に関する助言

県は、国民保護業務計画について指定地方公共機関から報告を受けた場合には、必要な助言を行う。

(3) 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携等

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携体制の整備を図る。

(4) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関と締結している防災についての協定等を基礎として、武力攻撃災害時においても関係機関から物資及び資材の供給などの必要な協力が得られるよう、これらの協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) ボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(2) 自主防災組織に対する支援

市町村は、研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との連携が図られるよう配慮するものとする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るものとし、県はこれらについて市町村を支援する。

第2 通信の確保

1 非常通信体制の整備

県は、関係省庁や電気通信事業者等で構成される中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備や応急対策等、非常時における重要通信の確保に必要な体制を整備する。

2 非常通信体制の整備に当たっての留意事項

(1) 施設・設備面

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の通信手段の整備、通信機器装置の二重化等、障害発生時における非常通信体制の整備を図るよう努める。
- ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充及び国、市町村など関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素からの情報収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。また、アマチュア無線の団体への協力要請についても検討する。
- ③ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ④ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑤ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
- ⑥ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳、通信途絶及び庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ⑦ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 県警察における通信の確保

県警察は、中国管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の早急な整備に努めるものとする。なお、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第3 情報収集・提供体制の整備

1 基本的な事項

(1) 情報収集・提供体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して収集、整理し、関係機関及び住民にこれらの情報を提供するための体制の整備に努める。

特に、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に配慮すべき者に対しても、情報が迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

(2) 県警察における体制の整備

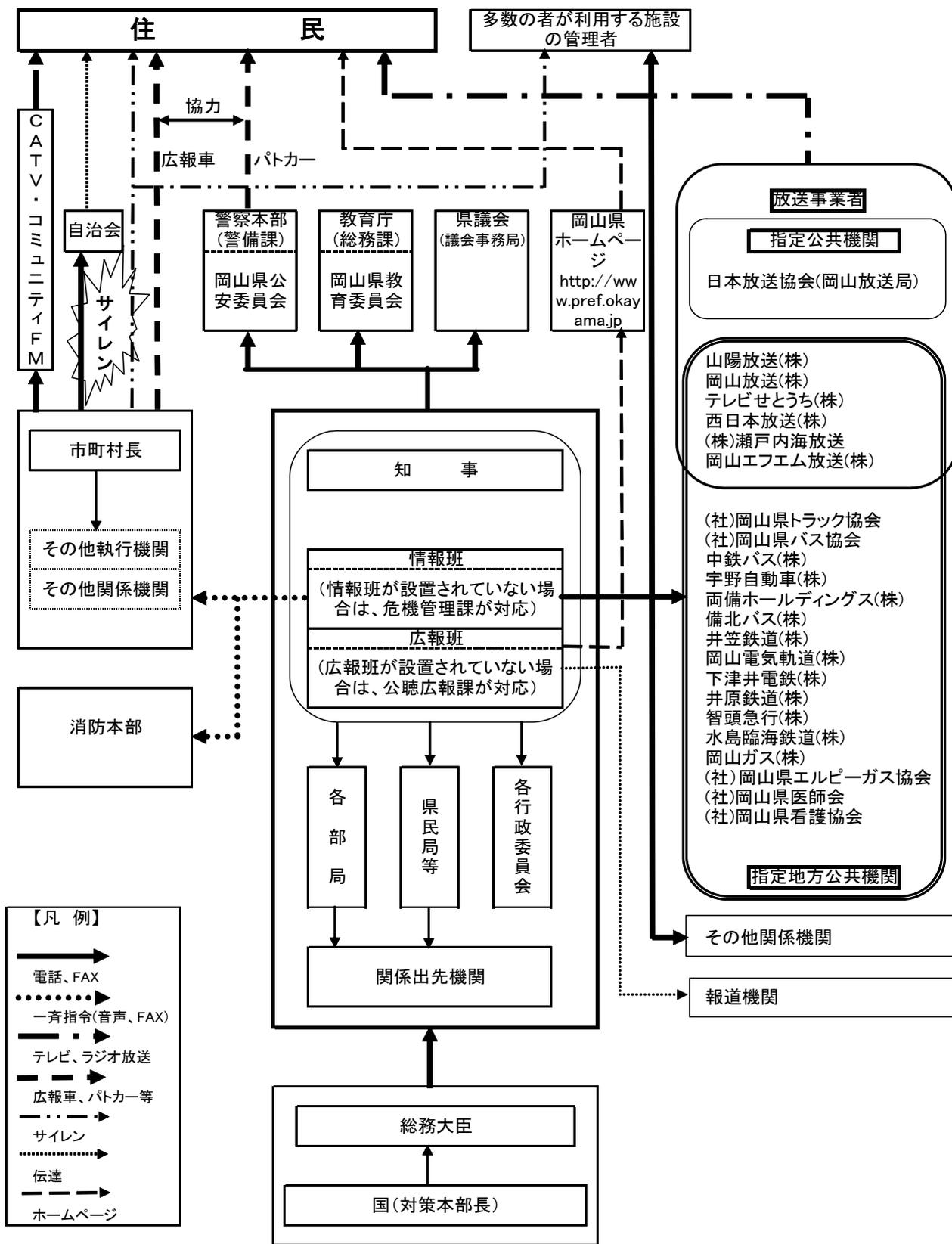
県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先

国の対策本部長が発令した警報の通知を消防庁から受けたときに知事が行う連絡の通知先は、次図のとおりとする。

知事から関係機関への警報の通知・伝達



(2) 警報の伝達先となる大規模集客施設等

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が行う伝達先となる学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設その他多数の者が利用する施設について、市町村と調整し、別に定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等に対し迅速に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。また、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を整備する。

3 市町村における警報の伝達等に必要な準備

(1) 住民及び関係団体への伝達

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について上記の図を参考に、あらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 警報の通知先

市町村は、警報を通知すべき国民保護法第47条第1項に定める「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報は次のとおりとする。

県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書とする。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、安否情報システム及び防災情報ネットワークシステムの活用など、必要な体制整備を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関を統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

市町村からの被災情報の報告様式は、次の様式1とする。県は、市町村に対しこの様式により適時適切に被災情報を報告するよう周知を図る。

また、運送事業者や医療関係機関である指定地方公共機関に対しても、収集した被災情報を速やかに報告するようあらかじめ要請する。

なお、国（消防庁）に対する被災情報の報告様式は様式2のとおりである。

【被災情報の報告様式1】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
					平成 年 月 日 時 分		
					市 町 村 名		
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

【被災情報の報告様式2】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
岡 山 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ市町村国民保護計画に定めるとともに、情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第4 研修及び訓練

1 研修

(1) 国の研修機関等の活用

県は、危機管理を担当する職員の資質向上のため、国の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 県による研修の実施

県は、市町村と連携し、国が作成するビデオ教材やeラーニング、外部有識者等の積極的な活用を図るなど多様な方法により研修を実施する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、国、他の都道府県、市町村、消防、県警察並びに本県の区域を管轄する管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等と連携して国民保護措置の円滑な実施のための訓練を行う。

(2) 訓練の形態及び項目

県が実施する訓練は次のとおりとする。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - ② 住民の避難誘導や救援等の訓練においては、特に高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - ③ 訓練には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
 - ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかける。また、訓練の開催時期、場所等の設定に当たっては、住民の参加が得られるよう配慮する。
 - ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - ⑥ 県警察は、訓練の実施に当たっては、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
-

第3章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的な事項

(1) 基礎的資料の備えつけ

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、道路網、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、必要な助言を行う。また、県警察は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的な事項

(1) 基礎的資料の調製

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の避難施設、備蓄物資のリスト等及び関係医療機関等のデータベース等の必要な基礎的資料を調製する。

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等のための通信手段を確保するため、必要な通信設備等の臨時設置について、あらかじめ電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療実施の要請方法等

県は、(社)岡山県医師会や(社)岡山県病院協会等、医療関係団体と協議し、救援に必要な医療実施の要請方法等についてあらかじめ定める。

(4) 市町村との調整

県は、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握に努めるとともに、国との連携により、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関（(社)岡山県トラック協会、(社)岡山県バス協会等）と協議し、広域的な運送ネットワークの形成に努める。

(1) 輸送力等の把握

県は、県内に営業区域を持つ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容、運送事業者や中国運輸局等からの聞取等により、運送事業者の輸送力及び輸送施設について把握する。

(2) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に行われるよう、道路管理者である中国地方整備局岡山国道事務所、西日本高速道路(株)中国支社、本州四国連絡高速道路(株)等の協力を得て、道路網リストを活用し、適切な運送経路設定のための準備を行う。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、指定地方行政機関である中国管区警察局と連携し、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において県公安委員会が行う、緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の方針

県は、区域の人口や都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等を踏まえ、次に掲げる事項に特に留意し、市町村の協力を得て、あらかじめ避難施設の指定を行う。

- ① 県は避難施設として学校、公民館、体育館等の施設のほか、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

- ⑥ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(2) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定しようとするときは、あらかじめ施設管理者の同意を文書により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

(3) 避難施設の廃止、用途変更等届出の周知

県は、指定の同意を得た当該施設の管理者に対し、施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴うときは、国民保護法第149条に基づき県にあらかじめ届け出る必要があることを周知する。

(4) 避難施設情報の整理・報告

県は、国が定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設に関する各種情報を整理するとともに、当該情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合も同様とする。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設に関する各種情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得て、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(6) 岡山市における避難施設の指定

政令指定都市である岡山市における避難施設の指定は、国民保護法第184条の規定に基づき、岡山市が行うこととする。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県及び県警察等、関係機関との協議により、国が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難方法等について特に配慮するものとする。

(2) 運送体制の整備等

市町村は、住民の避難及び緊急物資の運送を迅速かつ適切に行えるよう、運送体制の整備に努めるものとする。また、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報把握に努めるものとする。

(3) 救援のための体制整備

救援に関する市町村と県との役割分担は概ね次のとおりであり、市町村は、実施すべき各項目について関係機関と密接な連携体制を構築するなど、平素から実施体制の整備を図るものとする。なお、政令市である岡山市においては、救援に関して実施主体となる。

項 目	実施主体	
	県	市町村
① 収容施設の供与	◎	○
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○	◎
③ 医療の提供及び助産	◎	○
④ 被災者の捜索及び救出	◎	◎
⑤ 埋葬及び火葬	◎	◎
⑥ 電話その他の通信設備の提供	◎	○
⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	◎
⑧ 学用品の給与	○	◎
⑨ 死体の捜索及び処理	◎	◎
⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	◎	○

注) 表中の◎は主な実施主体を示し、○は補助を示す。

岡山市においては、①～⑩の項目全てが主な実施主体となる。

第4章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する国民保護法施行令第27条に定める発電所、変電所等の生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁などの情報等に基づき施設の種類、名称、所在地、管理者及び連絡先等の事項について把握し、整理する。

(2) 県警察及び海上保安部等に対する情報提供

知事は、県警察並びに水島海上保安部、玉野海上保安部及び福山海上保安署の長（以下「海上保安部長等」という。）に対し把握し、整理している生活関連等施設に関する情報を提供する。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）（以下「安全確保の留意点」という。）を通知し、周知を図る。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全を確保するために必要な措置について別に定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保に関する必要な措置を自主的な判断に基づき定めるよう、要請する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保に関する必要な措置を定めるものとする。

第5章 物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等

1 物資及び資材の備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

県は、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材で、防災のための備蓄と相互に兼用することができるものについては、これを活用することとし、県が保有する救援物資備蓄センターや市町村の備蓄倉庫の物資や資材の計画的な補填等備蓄の充実に努める。

(2) 特殊な物資及び資材の備蓄等

県は、国民保護措置の実施のため特に必要な化学防護服や放射線測定装置等の特殊な資機材や安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品など、国において備蓄等が行われるものについては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ備蓄等に努める。

(3) 市町村等における物資及び資材の備蓄

市町村は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量等の把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

また、指定地方公共機関においても、市町村に準じて、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄に努めるものとする。

2 民間からの救援物資の受入体制の整備

県は、民間から提供される物資の円滑な受入れを図るため、県庁、各県民局等に物資の受入窓口を設けるとともに、仕分け、避難施設への配送等を行うための体制を整備する。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、県が管理する施設及び設備が国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、当該施設及び設備の整備、点検を行う。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、県工業用水道、岡山情報ハイウェイ等について、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市町村及び指定地方公共機関は、自ら管理する施設及び設備が国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、それぞれ当該施設及び設備の整備、点検を行うものとする。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市町村は、その管理する水道、工業用水道等について、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

また、ガス事業者である指定地方公共機関も同様に努めるものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市町村及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第6章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、広報や研修会、講演会等の開催により国民保護措置に関して住民に対する啓発を行う。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語による広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発に努める。

(2) 防災に関する啓発の手段の活用

県は、市町村と連携しつつ、防災に関する啓発の手段を活用し、消防団及び自主防災組織の構成員をはじめ、地域住民に対して国民保護措置に関する啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき行動等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報や不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、弾道ミサイルが飛来した場合やテロが発生した場合における住民の屋内への一時的な避難等についても、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底を図る。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとする。

第7章 平素からの備えや予防についての事務分掌

本編第1章から前章までの事務の分担は、次のとおりとする。

なお、各部局等は、第3編第4章に定める国民保護措置を実施する班の業務及び第4編第4章に定める復旧に対する業務の実施に必要な準備を行う。

事 務	頁	担当部局等
1. 国民保護措置の実施のための関係連絡先の把握及び意見交換の場の設定に関すること	23	危機管理課
2. 消防庁等指定行政機関等（内閣官房）、防衛省・自衛隊との連携に関すること	23	
3. 他県との相互（広域）応援体制の整備に関すること	23	
4. 避難経路・運送手段等に関する近隣県との情報共有に関すること	24	
5. 他の都道府県への事務委託に備えた連携、準備に関すること	24	
6. 市町村への連絡のための基礎資料の整備に関すること	24	
7. 市町村事務の代行のための調整に関すること	24	
8. 県国民保護計画と市町村国民保護計画との整合性確保に関すること	24	
9. 市町村間の連携の確保に関すること	24	
10. 市町村相互の協議機会の設定、協定見直しの支援等市町村間の連携の確保に関すること	24	
11. 指定公共機関等への連絡のための基礎資料の整備に関すること	25	
12. 指定地方公共機関業務計画への助言に関すること	25	
13. 自主防災組織への支援に関すること	25	
14. 非常通信体制の整備に関すること	26	
15. 県が行う警報通知先に関する市町村との調整に関すること	28	
16. 国民保護措置に関する研修及び訓練の実施に関すること	35	
17. 避難に関する基礎的資料（道路網、避難施設のリスト）常備に関すること	36	
18. 避難実施要領パターン作成の支援に関すること	36	
19. 救援に関する基礎資料（収容施設、備蓄リスト）の調整に関すること	36	
20. 避難住民等の通信手段確保のための電気通信事業者との協議に関すること	36	
21. 市町村が行う救援措置との調整に関すること	36	
22. 運送経路及び輸送力等の把握に関すること	36	
23. 避難施設の指定及び廃止、用途変更等届出の周知に関すること	38	
24. 避難施設情報の整理及び国への報告に関すること	38	
25. 市町村、住民への避難施設情報の提供に関すること	38	
26. 生活関連等施設の把握に関すること	40	
27. 県警察、管区海上保安本部等への情報提供に関すること	40	
28. 施設管理者に対する安全確保の留意点の周知に関すること	40	

29. 生活関連等施設管理者に対する安全確保措置の要請に関する事	40	
30. 物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等に関する事	41	
31. 国民保護措置に関する啓発に関する事	43	
32. 関係機関との協定の締結等連携体制の整備に関する事	25	
33. 安否情報の収集、整理のための必要な準備（整理担当者、回答責任者の設置等）に関する事	30	
1. 消防機関の調整、応援体制の整備に関する事	24	消防保安課
2. 消防機関のNBC対応資機材等の把握に関する事	24	
3. 消防団の充実、活性化の推進に関する事	25	
1. 外国人への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関する事	30	県民生活部
2. 被災情報の収集報告に必要な準備に関する事	32	
3. ボランティア関係団体との連携、支援に関する事	25	
1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関する事	24	保健福祉部
2. 日本赤十字社、社会福祉協議会との連携、支援に関する事	25	
3. 高齢者、障がい者等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援	28等	
4. 医療実施の要請方法等の準備に関する事	36	
5. 救援に関する基礎資料（関係医療機関リスト）の調整に関する事	36	
1. 県が管理する施設及び設備の整備、点検に関する事	41	関係部局等
2. 県が管理する生活関連等施設の安全確保に関する事	40	
3. 関係機関との協定の締結等連携体制の整備に関する事	25	

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 連絡体制の迅速な確立

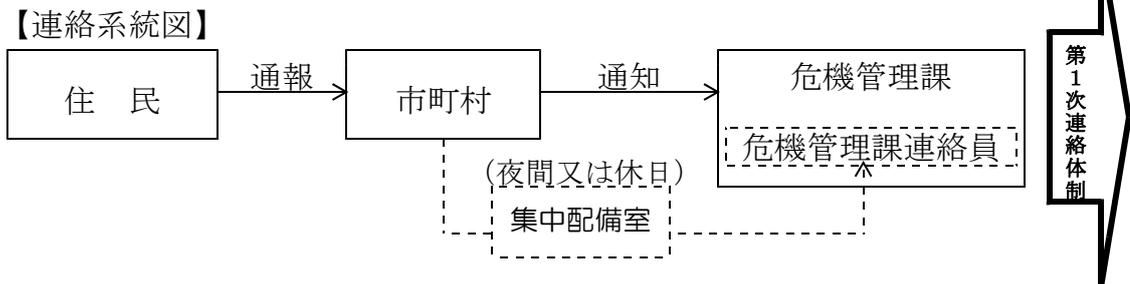
県は、国民からの通報等に基づき、多数の死傷者が発生するなどの事案が発生するおそれがあるとの情報を入手したときは、直ちに、第1次連絡体制（担当課体制）をとるほか、第2編第1章2に定める体制の設置基準に基づき、第2次連絡体制（関係部局等体制）、緊急事態連絡室体制又は国民保護対策本部体制をとる。

1 第1次連絡体制（担当課体制）

第1次連絡体制については、危機管理課職員は、県警察、消防、市町村、その他関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて、国、県関係各部局等、市町村、その他関係機関に連絡する。

なお、次の場合は第1次連絡体制を解除する。

- (1) 第2次連絡体制、緊急事態連絡室体制又は国民保護対策本部体制に移行したとき
- (2) 情報収集の結果、多数の死傷者が発生するなどの事案が起こるおそれが無くなったとき

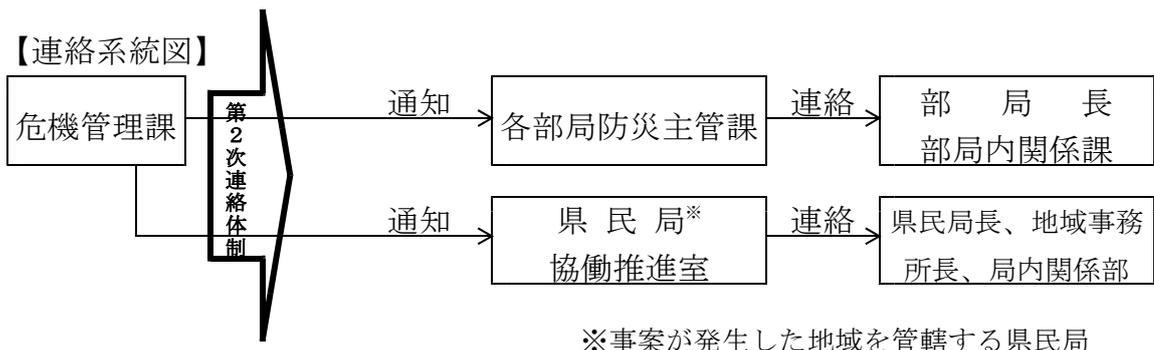


2 第2次連絡体制（関係部局等体制）

第1次連絡体制の情報収集の結果を県関係部局等及び関係県民局^{*}により専門的な観点から情報収集及び分析を行う必要があると認めるときは、第2次連絡体制をとり、各部局等において情報収集を行う。また、必要に応じて法令等に基づく予防措置等を実施する。

なお、次の場合は第2次連絡体制を解除する。

- (1) 緊急事態連絡室体制又は国民保護対策本部体制に移行したとき
- (2) 情報収集の結果、多数の死傷者が発生するなどの事案が起こるおそれが無くなったとき



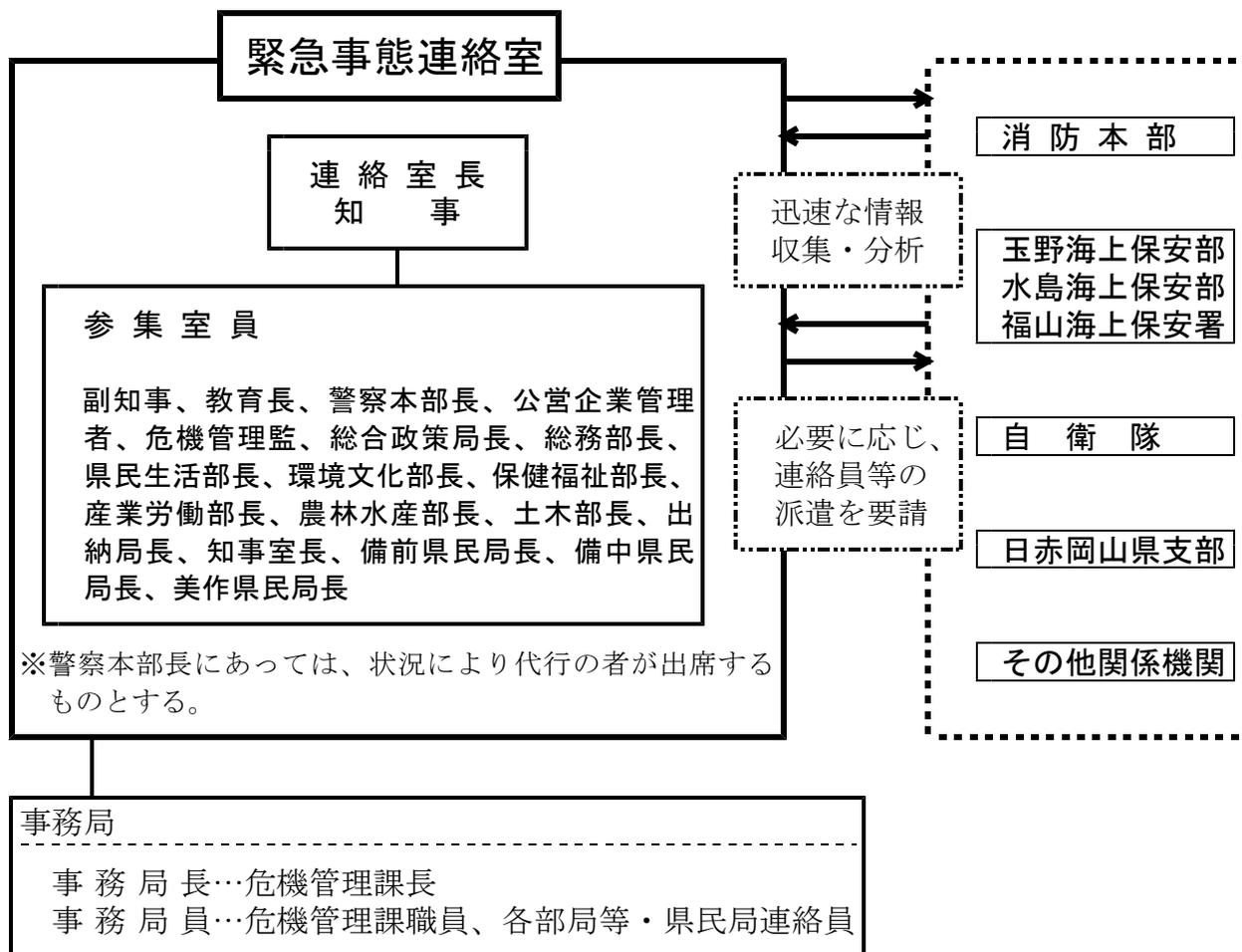
第2章 緊急事態連絡室の設置等

県は、第2編第1章2の体制の設置基準に基づき、緊急事態連絡室を設置するとともに、緊急事態連絡室体制をとる。

1 緊急事態連絡室の構成

(1) 緊急事態連絡室の構成

緊急事態連絡室の組織構成は以下のとおりとする。



(2) 緊急事態連絡室体制

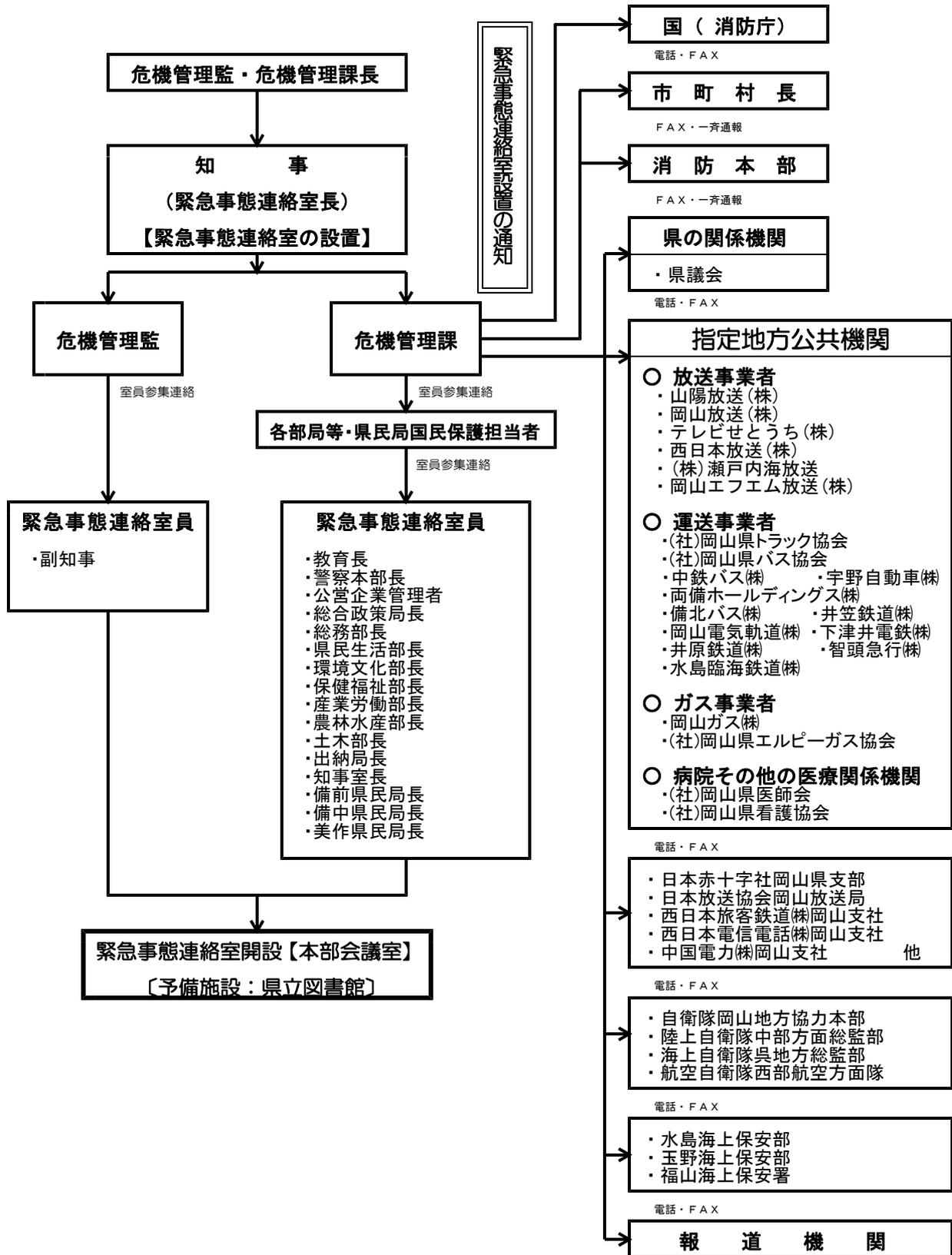
緊急事態連絡室体制においては、国民保護対策本部体制に準じた班を置く。各班は、本庁、各県民局、各地域事務所及び出先事務所の職員を持って構成する。

2 緊急事態連絡室設置等の通知

県は、緊急事態連絡室を設置したときは、消防庁を経由（警察本部長においては、警察庁を経由）して、国〔内閣官房〕に事案の概要を連絡するとともに、緊急事態連絡室の設置について、

市町村、消防機関、指定地方公共機関、関係指定公共機関、海上保安部等、自衛隊及びその他関係機関へ通知する。

緊急事態連絡室を設置する場合の手順、連絡等は、次のとおりとする。



3 緊急事態連絡室体制における初動措置

- (1) 緊急事態連絡室は、県警察、消防本部、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集・分析を行うとともに、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (2) 緊急事態連絡室は、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析する。
- (3) 事態認定が行われた後においては、知事は、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を講ずるほか、必要に応じ、本県を県対策本部を設置すべき県に指定するよう国に要請する。
- (4) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

4 緊急事態連絡室の廃止及び緊急事態連絡室体制の解除

県は、次の場合には緊急事態連絡室を廃止し、緊急事態連絡室体制を解除する。

- (1) 内閣総理大臣から知事に対して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があったとき
- (2) 新たな武力攻撃災害等の発生のおそれなくなり、かつ、必要な措置が十分に実施されたと知事が判断したとき

5 国民保護対策本部に移行する場合の調整

県は、多数の人を殺傷する行為等の発生に伴う災害に対処するため災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置している場合において、当該事案について国が武力攻撃事態等の事態認定を行い、県対策本部を設置すべき県の指定を通知してきたときは、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

その場合において、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられているときは、その措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなどの調整を行う。

6 職員の参集が困難な場合の対応

県は、緊急事態連絡室長及び緊急事態連絡室員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等に備えて次のとおり代替職員を指定する。

【緊急事態連絡室長の代替職員】

第 1 順 位	副 知 事
第 2 順 位	総 務 部 長

【緊急事態連絡室員の代替職員】

室 員	代 替 職 員
副 知 事	
教 育 長	教 育 次 長
警 察 本 部 長	警 務 部 長
公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長
危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長
総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 課 長
総 務 部 長	総 務 部 次 長
県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長
環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長
保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 部 次 長
産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長
土 木 部 長	土 木 部 次 長
出 納 局 長	用 度 課 長
知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長
県 民 局 長	県 民 局 次 長

7 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村は、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握したときは、直ちに県に報告するとともに、迅速に緊急事態連絡室を設置するなど、県に準じた初動体制をとるものとする。
- (2) 市町村が緊急事態連絡室等を設置した後、国が武力攻撃事態等の認定を行い、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があったときは、直ちに市町村対策本部を設置し、緊急事態連絡室等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく措置が講じられているときは、前記5に準じて調整を行うものとする。

第3章 県対策本部の設置等

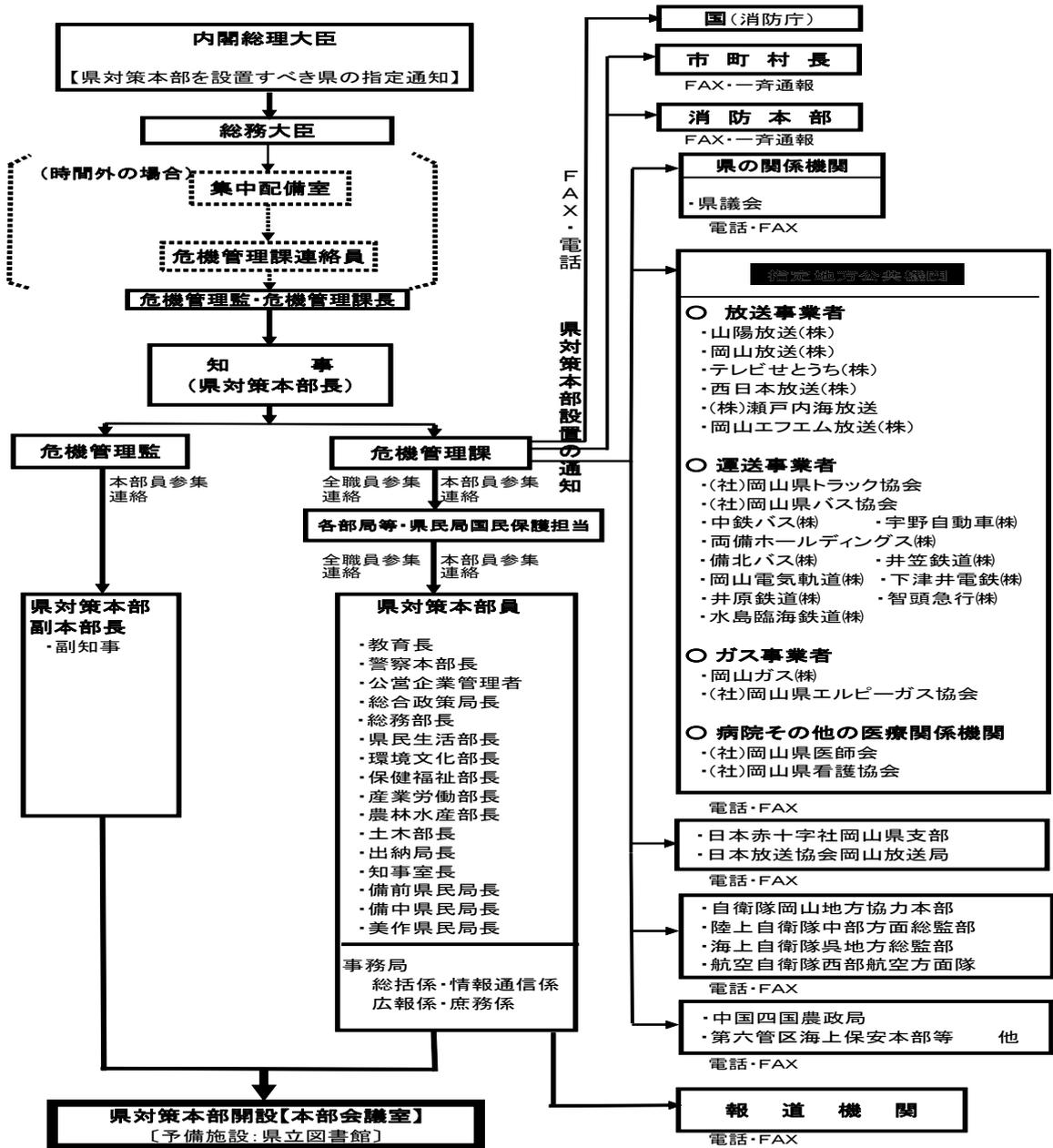
県は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、県対策本部を設置するとともに、国民保護対策本部体制をとる。

1 県対策本部の役割

県対策本部は、県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が県内で実施する国民保護措置の総合的な推進に関する事務を行う。

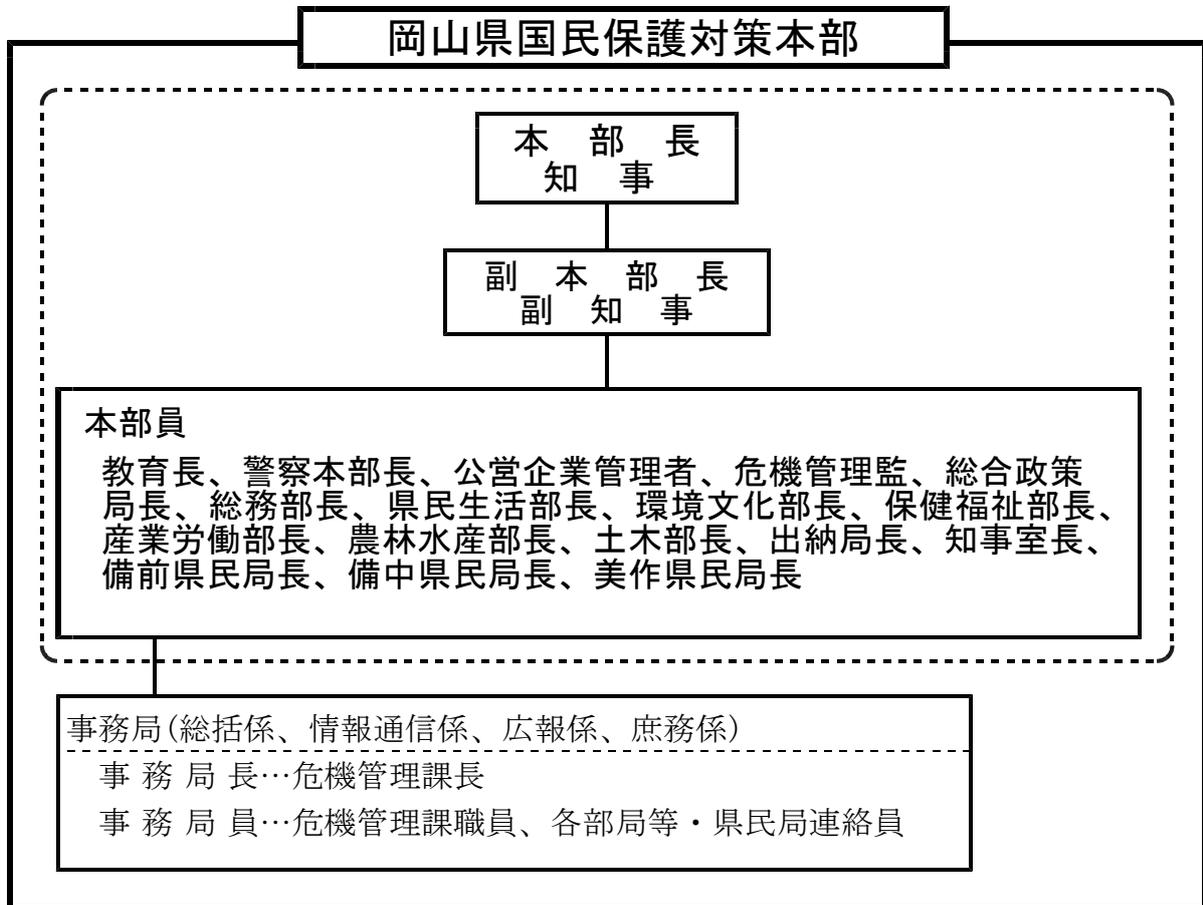
2 設置の手順等

県対策本部を設置する場合の手順、連絡等は、次のとおりとする。



3 組織構成

県対策本部の組織構成は次のとおりとする。



【県対策本部事務局の組織及び事務分掌】

係	事務
総括係	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部会議の運営に関すること 収集した情報の県対策本部への報告に関すること 県対策本部長が決定した方針に基づく、第3編第4章に掲げる各班に対する具体的な指示に関すること 県現地対策本部との連絡・調整に関すること
情報通信係	<ul style="list-style-type: none"> 通信回線や通信機器の確保に関すること 情報通信施設の応急復旧に関すること 通信輻輳による混信対策のための無線局等の通信統制に関すること
広報係	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関すること
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部の参集に関すること 県対策本部員等のローテーション管理に関すること 食料の調達等庶務に関すること

4 県対策本部長等の代替職員

県は、県対策本部長及び県対策本部員の代替職員を次のとおり指定する。

【県対策本部長の代替職員】

第 1 順 位	副 知 事
第 2 順 位	総 務 部 長

【県対策本部員の代替職員】

本 部 員	代 替 職 員
教 育 長	教 育 次 長
警 察 本 部 長	警 務 部 長
公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長
危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長
総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 課 長
総 務 部 長	総 務 部 次 長
県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長
環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長
保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 部 次 長
産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長
土 木 部 長	土 木 部 次 長
出 納 局 長	用 度 課 長
知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長
県 民 局 長	県 民 局 次 長

5 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民が特に多数になるなどの事情があり、市町村対策本部や指定地方公共機関等と現地においてきめ細かな連絡調整を行う必要がある場合においては、その地域を管轄する県民局に県現地対策本部を設置する。

この場合においては、県現地対策本部長には県対策副本部長、現地対策本部員には当該県民局の局長たる県対策本部員その他の職員をもって充てる。

6 現地調整所の設置

知事は、現場における関係機関（市町村、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が配置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

7 県対策本部長の権限

- (1) 県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の実施
- (2) 指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員の派遣の求め
- (3) 防衛大臣への自衛隊の連絡員の派遣の求め
- (4) 国の対策本部長に対する総合調整の要請
- (5) 国の対策本部長に対する情報の提供の求め
- (6) 関係機関に対する国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- (7) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

第4章 国民保護対策本部体制における県の業務

1 国民保護措置の実施体制

国民保護対策本部体制においては、次の各班を置く。各班は、本庁、各県民局、各地域事務所及び出先事務所の職員を持って構成する。

各班の名称、構成部局等、責任者（班長）及び主な担当業務は次表のとおりとする。

(1) 総括班	
○構成：危機管理課	
○班長：危機管理課長	頁
① 各班が実施する国民保護措置の総合調整に関する事	
② 各班が実施する国民保護措置に係る県対策本部への報告及び県対策本部の指示の各班への伝達に関する事	
③ 国の対策本部及び現地対策本部との連絡調整に関する事	
④ 他の都道府県に対する応援の要求及び事務の委託に関する事	60
⑤ 国民保護法第16条第4項に基づく市町村からの知事に対する国民保護措置の実施要請に関する各班の調整に関する事	62
⑥ 他の都道府県、県内市町村及び指定公共機関等に対して行う応援に関する各班の調整に関する事	62
⑦ 県の救援実施に関する国への支援要請に関する事	80
⑧ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請に関する事	59
⑨ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請に関する事	61
⑩ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請に関する事	61
⑪ 防衛大臣に対する県対策本部会議への職員の出席の求めに関する事	53
⑫ 自衛隊の部隊等の派遣要請等に関する事	59
⑬ 緊急通報の発令及び国の対策本部長への報告に関する事	65
⑭ 退避の指示の発令に関する事及び国の対策本部長への報告に関する事	101
⑮ 厚生労働大臣に対する救援のための特別の基準の意見の申出に関する事	81
⑯ 武力攻撃災害の兆候の通報の確認及び国の対策本部長への連絡に関する事	90
⑰ 武力攻撃災害への対処のための国の対策本部長への措置要請に関する事	90
⑱ 特殊標章等の交付及び管理に関する事	115
⑲ 県の情報通信手段の確保及び防災行政無線等の応急復旧並びに総務省への連絡に関する事	52
(2) 協働推進・情報班	
○構成：県民生活部、県民局地域政策部（協働推進室）	
○班長：県民生活部次長	頁
① 警報、避難措置の指示、避難の指示、退避の指示及び緊急通報の通知、伝達（解除の通知等を含む）に関する事	64
② 避難の指示、退避の指示の国の対策本部長への報告に関する事	68

③ 生活関連等施設の状況把握に関すること	90
④ 被災情報の収集及び総務大臣への報告に関すること	104
⑤ ボランティア団体等に対する支援及びボランティアに関する調整に関する こと	63
⑥ 生活関連物資等の価格安定に関すること	108
⑦ 買占め等防止法、国民生活安定緊急措置法及び物価統制令による措置に関 すること	108
(3) 広報班	
○構成：総合政策局、総務部、県民局地域政策部（総務課）、地域総務課	
○班長：総務部次長	頁
① 安否情報の収集・整理に関すること	86
② 安否情報の総務大臣への報告に関すること	86
③ 安否情報の照会に対する回答に関すること	87
④ 警戒区域の設定等の住民への周知に関すること	102
⑤ 退避の指示、避難の指示及び警報等の公示に関すること	
(4) 避難誘導班	
○構成：農林水産部、県民局農林水産事業部及び地域農地農村整備室	
○班長：農林水産部次長	頁
① 避難の指示の発令に関すること	68
② 市町村長の避難実施要領策定の支援に関すること	74
③ 市町村長による避難住民の誘導の状況の把握に関すること	74
④ 市町村長による避難住民の誘導の支援及び補助に関すること	74
⑤ 市町村長からの警察官等による避難住民の誘導の要請の調整に関すること	74
⑥ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示による誘導が実施されない場 合の避難住民の誘導に関すること	75
⑦ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関すること	75
⑧ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関すること	71
⑨ 避難住民の運送の求めに係る調整に関すること	75
(5) 避難施設班	
○構成：土木部、県民局建設部及び地域建設課	
○班長：土木部次長	頁
① 避難（収容）施設の選定、避難（収容）施設の開設に関すること	81
② 避難（収容）施設の管理者への通知に関すること	
③ 避難施設の運営に関すること	81
④ 避難施設に必要な資機材の調達に関すること	81
⑤ 応急仮設住宅や公営住宅の供与に関すること	82
⑥ 応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関すること	82
⑦ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関すること	82
⑧ 市町村による救援の実施に係る指示に関すること	80
⑨ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関すること	83

⑩ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関する事	84
⑪ 武力攻撃災害による土石等の除去に関する事	84
⑫ 特定物資（建設資材）の収用及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事	84
(6) 物資供給班	
○構成：産業労働部及び県民局税務部	
○班長：産業労働部次長	頁
① 物資運送に関する運送事業者への依頼に関する事	82
② 物資運送経路の決定に関する事	82
③ 高齢者、障がい者等に配慮した物資の調達、供給に関する事	82
④ 応援物資の受入、仕分け、保管及び配分に関する事	82
⑤ 指定公共機関等に対する緊急物資の運送の要求に関する事	81
⑥ 被災者等の就労状況の把握及び被災地域の雇用確保に関する事	109
⑦ 特定物資（食品、寝具、飲料水、被服その他生活必需品）の売渡要請、収用及び保管命令に関する事	84
(7) 環境班	
○構成：環境文化部、県民局地域政策部（環境課）及び県民局健康福祉部（企画調整情報課、健康福祉課、福祉振興課）	
○班長：環境文化部次長	頁
① 収容施設及び被災地のし尿処理に関する事	81
② 放射性物質等の放出等に関する通報の周辺市町村等への連絡に関する事	96
③ 放射性物質等の放出等に関する情報に関する確認及び国への報告に関する事	96
④ 武力攻撃原子力災害に関する応急対策の実施、市町村及び関係機関への通知、指示に関する事	96
⑤ 核攻撃の汚染範囲の特定に資する情報の国の対策本部への提供に関する事	98
⑥ 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集及び要員への提供に関する事	96
⑦ 原子力災害に対する緊急時モニタリングに関する事	96
⑧ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携に関する事	97
⑨ 武力攻撃原子力災害に関する国への措置命令の要請及び事業者への要請に関する事	98
⑩ 安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関する事	97
⑪ 武力攻撃原子力災害及び核攻撃による汚染食品等の流通規制及び飲食物の摂取制限等被ばくの防止その他汚染拡大の防止に関する措置に関する事	97
⑫ 埋葬及び火葬の調整及び資材の給付に関する事	83
⑬ 廃棄物の処理に関する事	106

(8) 医療衛生班	
○構成：保健福祉部、県民局健康福祉部（保健課、衛生課、検査課）及び地域保健課（保健所）	
○班長：保健福祉部次長	頁
① 医療の提供及び助産（医療救護班の派遣、医療機関との総合調整、巡回健康相談の実施、避難所救護センターの開設等）に関する事	82
② 医療機関の情報、被災者の医療ニーズの把握等、医療に関する情報の把握に関する事	82
③ 保健衛生対策、防疫対策（巡回保健チーム）、食品衛生確保対策（食品衛生チーム）、栄養指導対策（栄養指導チーム）の実施に関する事	106
④ 不足医薬品の国、他の都道府県への協力要請に関する事	82
⑤ 死体の捜索及び処理（遺体安置所の設置を含む）に関する事	84
⑥ 患者の受入要請、搬送の総合調整に関する事	82
⑦ 医療の要請等により活動に従事する者の安全確保に関する事	83
⑧ NBC攻撃の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事	98
⑨ NBC攻撃の汚染物質に関する医療機関との情報共有に関する事	98
⑩ NBC攻撃による汚染食品等の流通規制、飲食物の摂取制限、給水制限、その他汚染拡大の防止に関する措置及び国への支援要請に関する事	98
⑪ 生物剤による攻撃の場合の患者の移送、入院措置、汚染範囲の特定、感染源の特定、消毒及び国の要請に基づく医療活動の実施に関する事	98
⑫ 避難住民等に対する飲料水の確保に関する事	82
⑬ 動物の保護に関する事	74
⑭ 被災者の捜索及び救出に関する事	83
⑮ 赤十字標章等の交付、管理に関する事	115
⑯ 救援の実施に関する日本赤十字社への委託に関する事	81
⑰ 特定物資（医薬品、医療機器その他衛生用品）の売渡要請、収用及び保管命令並びに医療施設の開設、その他医療提供を目的とした臨時施設のための土地等の使用に関する事	84
⑱ 医療の要請に関する事	84
(9) 災害対処班	
○構成：消防保安課及び企業局	
○班長：企業局長	頁
① 被災者の捜索及び救出に係る近隣市町村消防への応援要請に関する事	83
② 県内消防による捜索、救出が困難な場合の他の都道府県、緊急消防援助隊及び防衛大臣への要請に関する事	83
③ 生活関連等施設の施設管理者に対する安全関連情報の提供及び措置の要請に関する事	91
④ 県が管理する生活関連等施設の安全確保に係る調整に関する事	91
⑤ 生活関連等施設の安全確保のための立入制限区域の指定の要請に関する事	91

⑥ 警戒区域の設定及び設定に関する国の対策本部長への連絡に関すること	102
⑦ 生活関連等施設の安全確保に関する国の方針に基づく措置の実施の調整に関すること	91
⑧ 危険物質等の取扱者に対する警備強化及び危険物質等の管理の状況に関する報告の要求及び措置命令に関すること	92
⑨ 石油コンビナート等災害防止法に基づく対処措置に関すること	95
⑩ 武力攻撃災害拡大防止のための物件の除去等の措置の指示に関すること	102
⑪ 応急公用負担に関すること	102
⑫ 消防庁長官に対する消防の応援要請に関すること	103
⑬ 消防庁長官からの消防の応援等の指示に関する市町村長への指示に関すること	103
⑭ 緊急通行車両に関すること	111
⑮ 市町村長、消防長、水防管理者に対する武力攻撃災害の防御に関する措置の指示に関すること	103
⑯ 工業用水の安定供給に関する措置に関すること	110
(10) 庶務班	
○構成：出納局	
○班長：用度課長	頁
① 国民保護措置に従事する県職員の食料、燃料、生活必需品等の調達、提供に関すること	

関係部局等共通業務

① 各部局等の管轄に係る施設等の適切な管理
② 各部局等の管轄に係る施設等の緊急点検、応急復旧
③ 武力攻撃災害への対処に当たる職員の安全確保
④ 各部局等の業務に係る生活再建のための相談窓口の設置及び融資制度の創設検討
⑤ 各部局等が管理する生活関連等施設の安全確保措置
⑥ 県税等、公的徴収金の減免等の実施に関すること

注1) 部局等、県民局には、それぞれが総括する出先機関、出先事務所を含む。

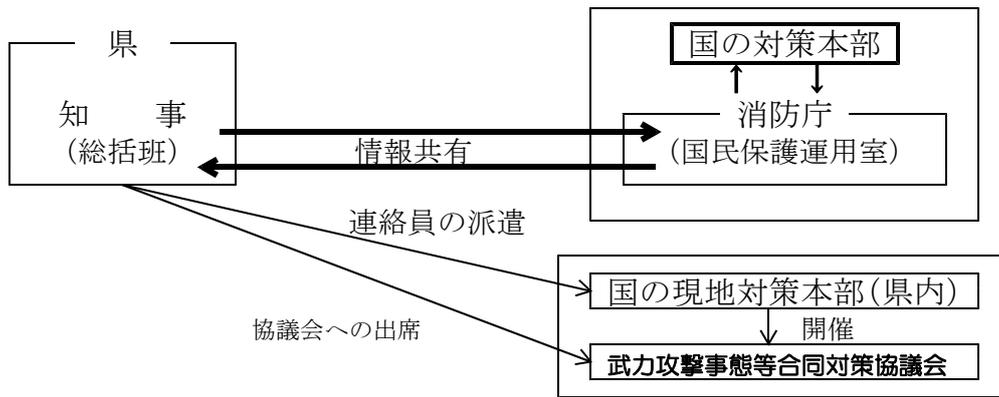
注2) 緊急事態連絡室体制の場合で国民保護措置を実施する場合を含む。

注3) 各班は、県公安委員会、県警察本部、県教育委員会等と連携し、国民保護措置を実施する。

第5章 関係機関との連携

1 国の対策本部との連携

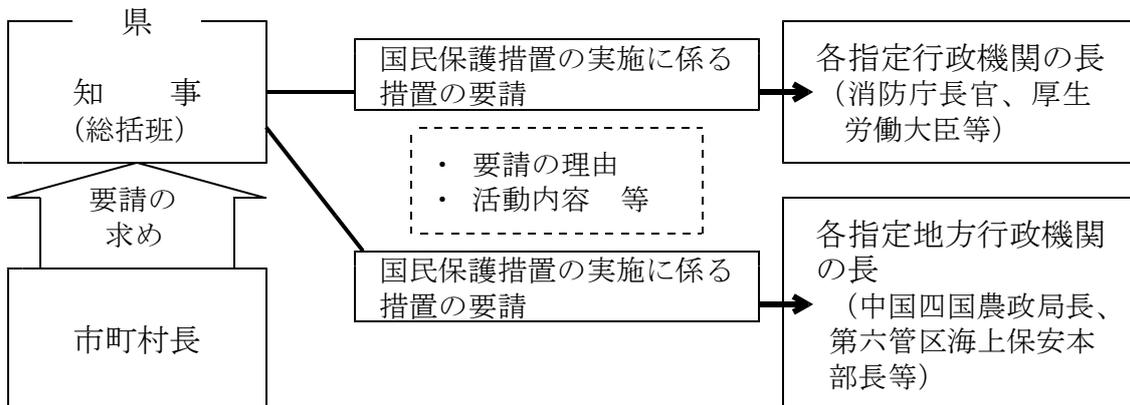
県は、国の対策本部と密接な連携を図る。また、県内に国の現地対策本部が設置されたときは、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。さらに、国の現地対策本部による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、当該協議会に出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、国及び県が実施する国民保護措置について相互に協力して連携を図る。



2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

市町村から要請を行うよう求められたときも同様とする。



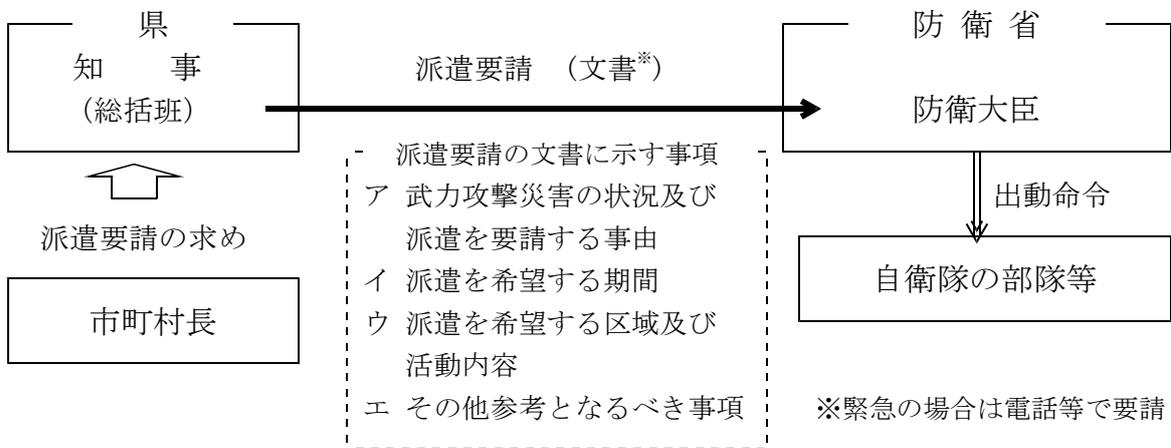
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

- (2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部に派遣された自衛隊の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

自衛隊派遣による国民保護措置

- ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）



4 他の都道府県知事等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めたときは、国の対策本部に連絡を行う。
- ③ 県公安委員会が、警察法第60条の規定により警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(2) 事務の委託

① 県が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務又は県知事の権限に属する事務の一部を、次の事項を明らかにして、他の都道府県に委託する。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

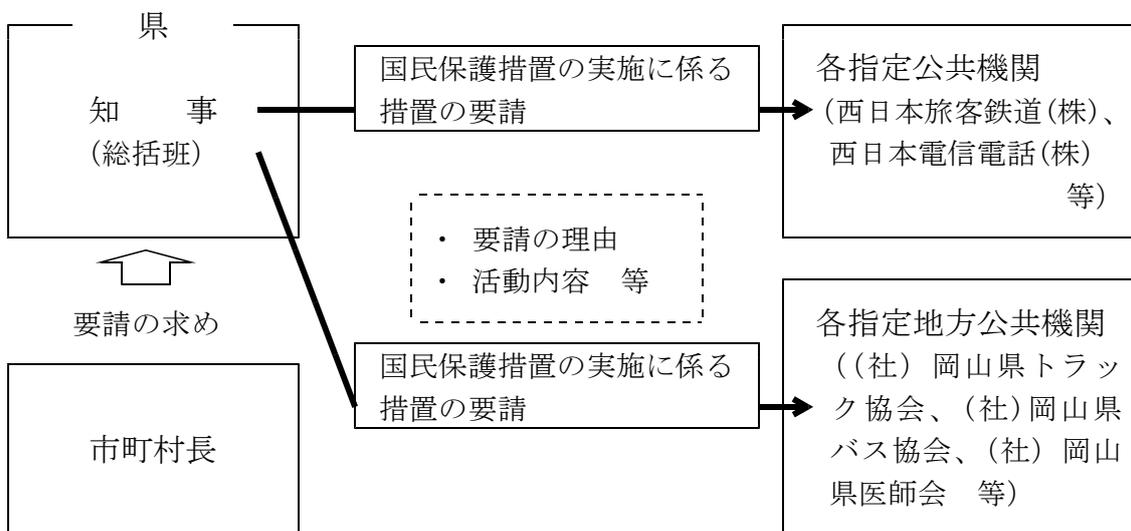
② 県は、事務の委託を行ったときには、その旨を県公報に登載し公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、知事は、国民保護法施行令第1条により準用する災害対策基本法施行令第31条第3項の定めにより、事務の委託の内容を速やかに県議会に報告する。

なお、事務の委託の変更、廃止があったときも同様とする。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、その業務に係る国民保護措置の実施に関して、理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、必要な要請を行う。



6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 派遣の要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

(2) あっせんの要請

県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 委員会等による職員の派遣の要請等

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(4) 市町村からのあっせんの要求

知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

(5) 地方自治法に基づく派遣の要求

県は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(6) 市町村への職員派遣

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

7 県が行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

① 県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

② 知事は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、その内容を速やかに県議会に報告するとともに、県公報に登載して公示を行う。また、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。事務の委託の変更又は廃止の場合も同様とする。

(2) 市町村に対して行う応援等

① 知事は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

② 知事は、武力攻撃災害の発生により、市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該措置の全部又は一部を代わって実施する。

③ 知事は、上記の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を県公報に登載し公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。

ア 求められた応援を実施することができないとき

イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の円滑な実施を促進するため、市町村を通じた情報の提供や資材の提供等の支援に努める。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態の状況を踏まえ、安全確保を最優先し、ボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断したときには、ボランティア関係団体等との協力のもと、ボランティアへの積極的な情報提供や、ボランティアの登録・活動の調整等の受入体制の整備等に努め、その効果的な活用を図る。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、安全の確保に特に配慮しながら、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

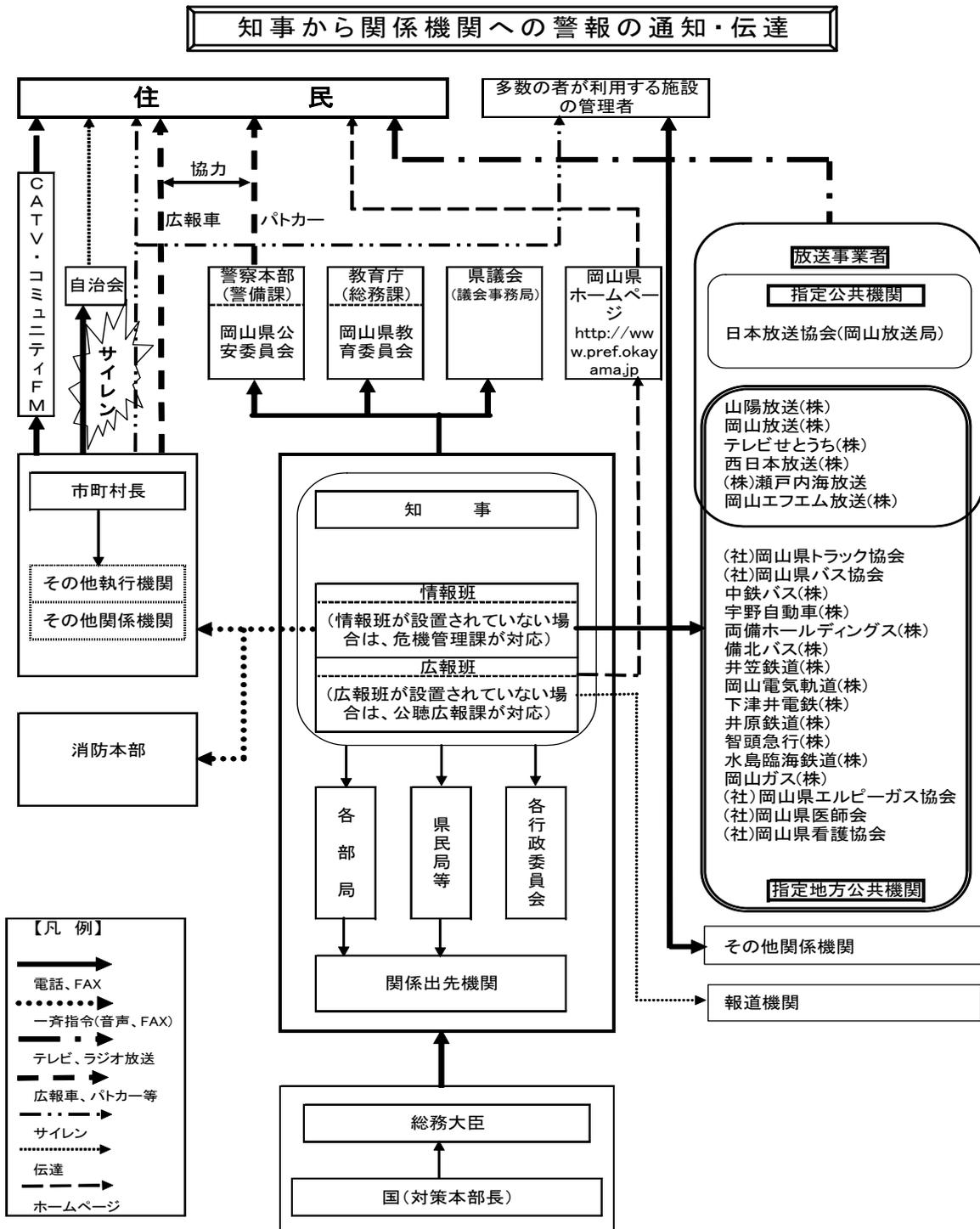
第6章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

1 警報の通知等

(1) 警報の通知及び伝達

警報の通知及び伝達については、次の系統図のとおりとする。また、警報解除についても同様とする。



2 市町村長の警報伝達等

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、市町村国民保護計画等であらかじめ定める伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するとともに関係機関へ通知するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当分の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合
原則として、同報系防災行政無線で吹鳴が可能な市町村にあつては、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
なお、同報系防災行政無線が未整備の市町村にあつては、早急に広報車及び拡声器等を活用するなどして住民への周知を図る。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- (3) 市町村長は、上記の方法によるほか、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮して、又は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮しつつ、各世帯等に対し、警報の内容を迅速に伝達するよう努めるものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、サイレンを使用せず、上記(2)(3)により行うものとする。

3 緊急通報の発令

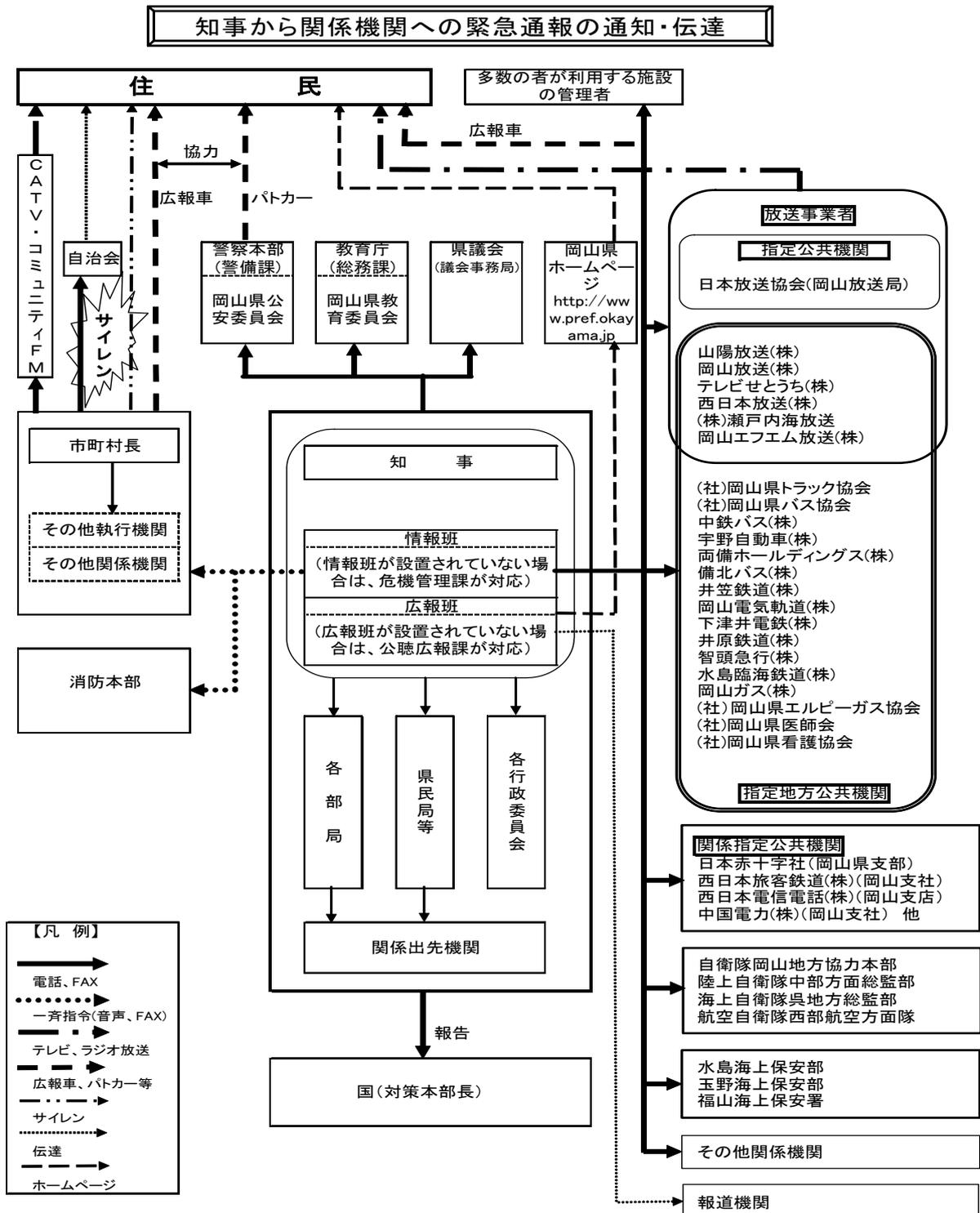
- (1) 緊急通報の発令
 - ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。
特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。
 - ② この場合において、知事は、住民の混乱を未然に防止するため、武力攻撃災害の兆候に関する市町村長からの通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、武力攻撃災害の状況や安全確保のために住民がとるべき措置について明確かつ簡潔なものとする。また、緊急通報の事由が止んだときも同様とする。

(3) 緊急通報の通知

緊急通報の通知については、次の系統図のとおりとする。



(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、知事は、放送事業者に対し緊急通報を通知する際は、本県と同一の放送事業者を指定地方公共機関に指定している香川県と緊密な連携を図る。

(5) 市町村長の緊急通報の伝達等

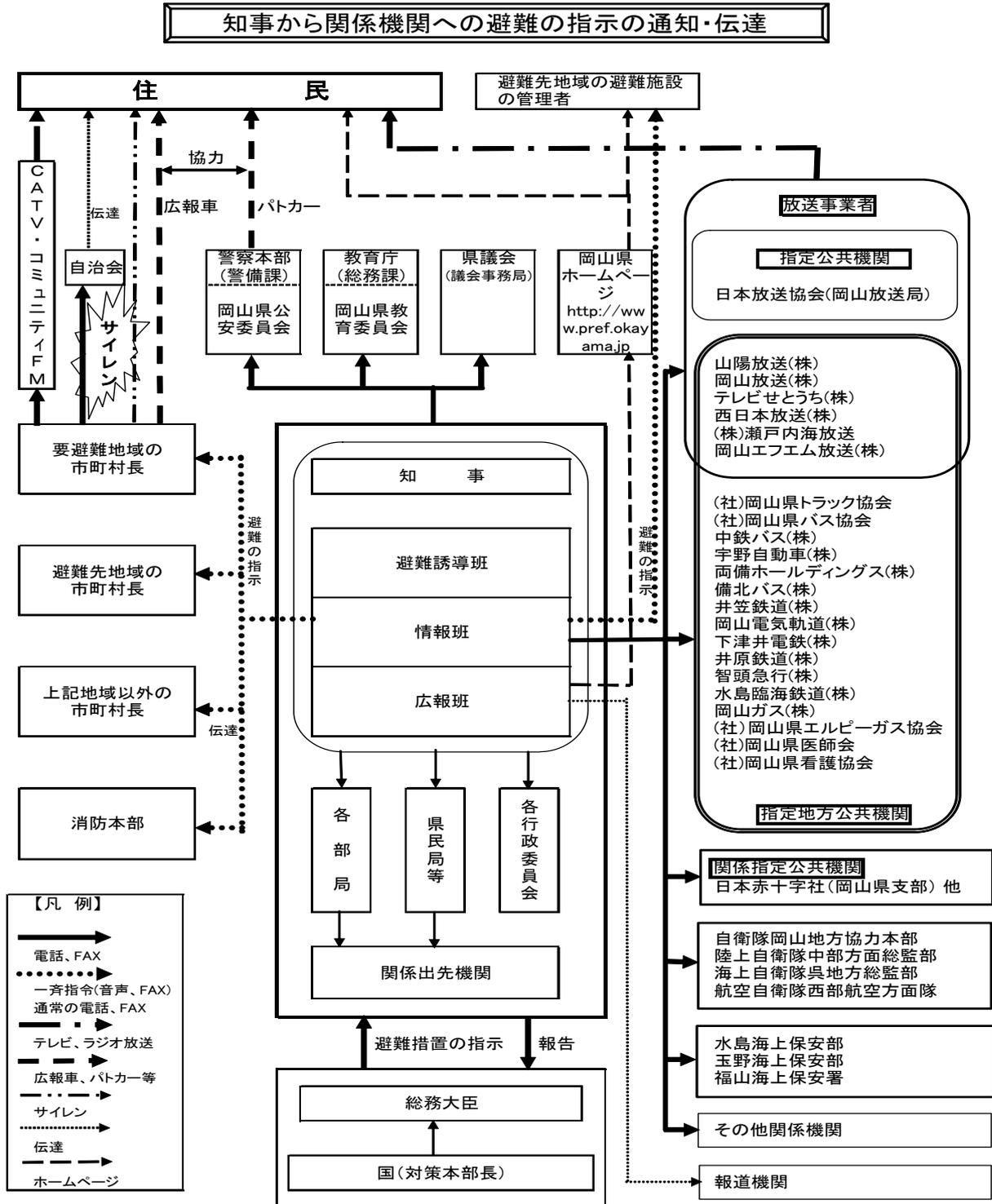
市町村長は、知事から緊急通報を受けたときは、警報の伝達方法に準じて緊急通報の伝達等を行うものとする。

第2 避難の指示等

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

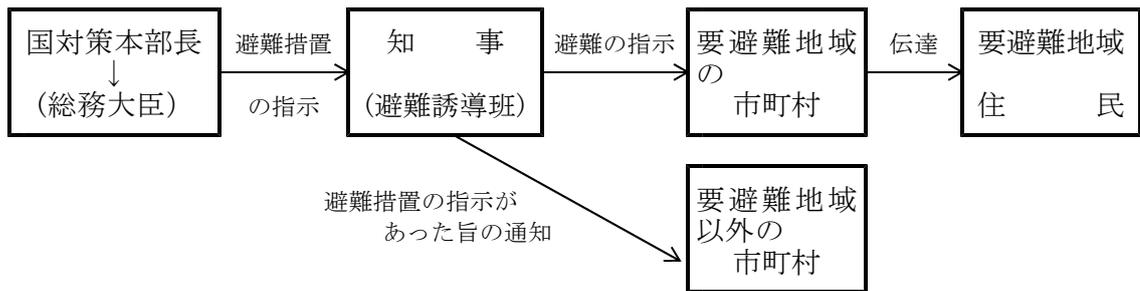
避難措置の指示を受けた場合において知事が行う避難の指示の通知・伝達については、次の系統図のとおりとする。



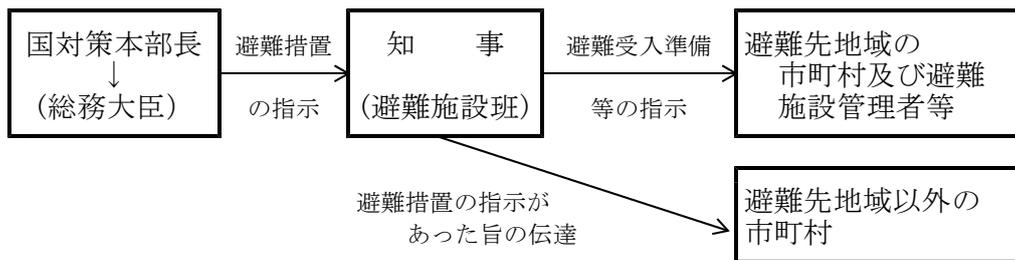
(2) 避難措置の指示があった場合の知事の措置

知事は、避難措置の指示を受け、又は通知を受けたときは、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。なお、避難先地域に政令指定都市である岡山市の区域が含まれるときは、あらかじめ岡山市長の意見を聴くものとする。

① 避難を指示された場合



② 避難民の受入を指示された場合



(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における国の対策本部長との情報連絡

知事は、大規模な着上陸侵攻の場合であって、国の対策本部長から関連する情報提供の求めがあったときは、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 避難の指示

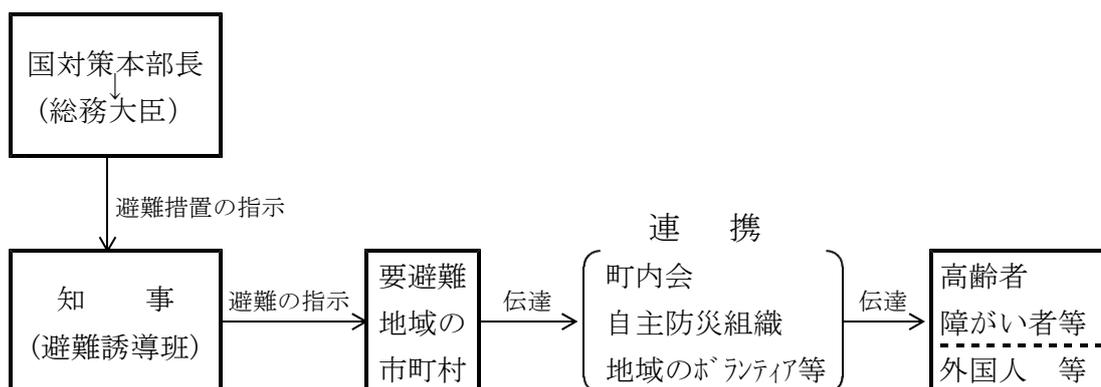
(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域となった場合は、当該要避難地域となった市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

なお、災害時要援護者への避難の指示の伝達については、次に掲げる方法を検討する。

ア 高齢者、障がい者等への避難の指示は、町内会、自主防災組織等の地域の組織を活用して、迅速かつ確実に伝達する方法

イ 外国人に対しては、あらかじめ多言語のパンフレット等で集合場所等を知らせておくとともに、地域のボランティア等により伝達する方法



② 知事は、避難の指示に当たっては、県対策本部に集約された情報等をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段等を決定する。この場合において、知事は、避難経路、自家用自動車等の使用等について、県警察等関係機関と迅速に所要の調整を行うものとする。

○ 避難の指示の内容（法第54条第2項）

〔国からの指示の内容〕

- ・住民の避難が必要となる地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

〔県での追加内容〕

- ・主要な避難の経路（高速道路、国道、県道等）
- ・避難のための交通手段（バス、鉄道、船等）
- ・その他避難の方法（いつ、どのように住民を避難させるか）

③ 知事は、対策本部長から示された避難措置の指示から判断して、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域住民へも避難を指示することができる。

【避難の指示（一例）】

岡山県知事

○月○日○時現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、次に掲げる要領より、避難してください。

記

- (1) A市A1地区の住民は、B市B1地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）

・ 運送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）

※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区を避難先として、〇日〇時を目途に避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にC地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

※ 障がい者や高齢者等の災害時要援護者の避難又は中山間地域にあって公共交通機関が未整備な地域の住民でこれによることができない者の避難にあっては、必要に応じ、県警察の意見を聴いた上で、自動車の使用を認めることもある。

※ 島嶼部の住民の避難には、運送事業者の船舶を利用する。

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

指定地方公共機関である山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、西日本放送(株)、(株)瀬戸内海放送及び岡山東エム放送(株)は、知事から、当該避難の指示の通知を受けたときは、国民保護業務計画で定めるところに従い、自主的に判断した方法により、当該避難の指示の内容について放送するものとする。

なお、知事は、避難の指示の通知を上記放送事業者にするときは、香川県と必要な調整等を行う。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

① 知事は、対策本部長から県の区域を越えて住民を避難させるよう指示があったときは、避難先地域となった都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

ア 避難住民の数、避難住民の受入予定地域

イ 避難の方法（避難経路、運送手段）

ウ 避難時の支援 等

- ② 知事は、要避難地域となった他の都道府県知事から避難の受入れについて協議を受けたときは、必要に応じ県内の市町村長と協議し、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案しながら、迅速に受入地域を決定し、当該都道府県知事に通知する。併せて、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者にその旨を通知する。
- ③ 知事は、県の区域を越える避難の実施に関して、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われたときは、その内容に従い、適切な措置を講ずる。また、総務大臣から避難住民の受入れに関して意見があり、的確な実施を促されたときは、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 基本指針に想定されている事態の類型等に応じた避難の指示の例

① 着上陸侵攻の場合

【避難の指示（一例）】

- 本県沿岸部においては、多数の武装船舶が集結しており・・・。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市A1地区の住民は、B市B1地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始（○○時間を目途に避難を完了）
 - ・ 運送手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 - 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ・・・・以下略・・・

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

【避難の指示（一例）】

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A市A1地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、A市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- A市B1地区の住民については、A市長による誘導に従い、A市C1地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

【避難の指示（一例）】

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市A1地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

④ 航空攻撃の場合

【避難の指示（一例）】

- 航空攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

- 要避難地域に該当するA市A1地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

爆弾の種類は、〇〇と考えられることから、・・・

(7) 動物の保護等に関する配慮

県は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 飼養等されていた家庭動物等の保護収容

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長が行う避難実施要領を策定するにあたり、適切な助言を行う。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から適切な助言を行う。

(2) 避難誘導の状況の把握

知事は、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われているかどうかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や、避難住民の誘導にあたる警察官等からの情報をもとに、その状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱防止、車両、県警ヘリコプターによる情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 避難住民の誘導を行う際の支援

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と認めるときは、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなどの補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源分配について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなどの所要の調整を行う。また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないとき判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うよう指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難誘導に必要な物資の支援及び調整等を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

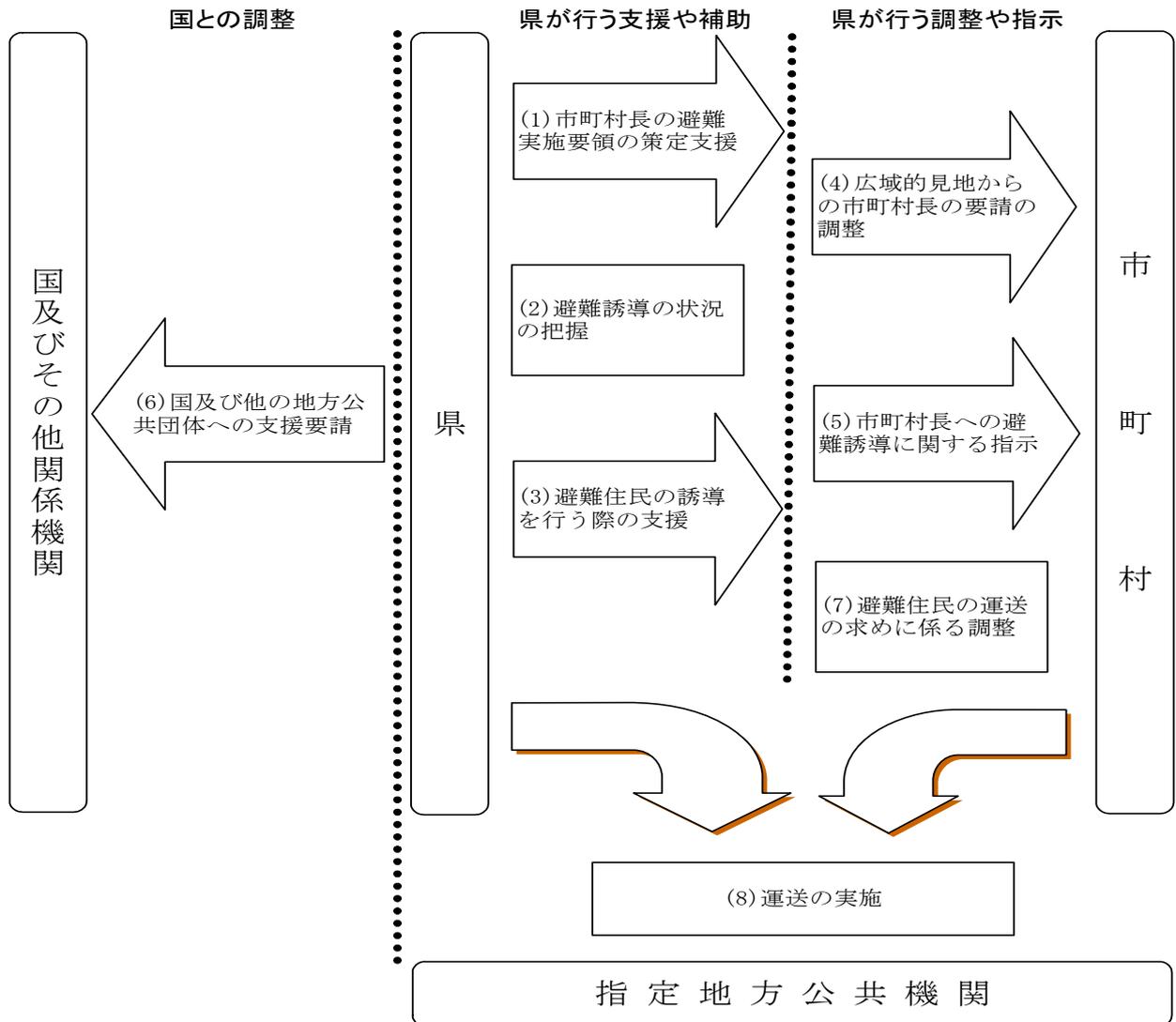
(7) 避難住民の運送の求めに係る調整

- ① 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。
- ② 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。
- ③ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(8) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送にあたるものとする。

県による避難住民の誘導の支援等(まとめ)



4 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けたときは、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴いて、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から最も適切なものを選択し、そのパターンをもとに迅速に避難実施要領を策定するものとする。

(2) 避難実施要領に定める主な事項

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法
 - ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - イ 避難先
 - ウ 一時集合場所及び集合方法
 - エ 集合時間
 - オ 集合に当たっての留意事項
 - カ 避難の手段及び避難の経路

② 避難住民の誘導の実施方法

- ア 市町村職員、消防職団員の配置等
- イ 高齢者、障がい者、幼児、その他特に配慮を要する者への対応
- ウ 要避難地域における残留者の確認
- エ 避難誘導中の食料等の支援

③ その他避難の実施に関し必要な事項

- ア 避難住民の携行品、服装
- イ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

【作成例】

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A市A1地区の住民は、B市B1地区を避難先として、〇日〇時〇分〇秒に避難を開始（〇〇時間を目途に避難を完了）

・ 運送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）

〇〇港より〇〇フェリー（〇〇運輸、〇便予定）

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者、外国人、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 避難誘導中の食料等の支援

水、食料支援要員は、〇月〇日〇〇時〇〇分に避難住民に対して、水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設については、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

TEL ×○-×○×○-×○×○ (内線 ×△×△)

FAX ×○-×○×○-○×○×

・・・以下略・・・

【運送手段及び避難経路（バス・鉄道・船舶・その他）記載例】

① バスの場合

A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

② 鉄道の場合

A市A2地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。

その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B2駅行きの電車で避難する。

B市B2駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B2高校体育館に避難する。

③ 船舶の場合

A市A3地区の住民はA市A港に、○日○時○分を目途に集合する。

その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○運輸が所有するフェリー○○号に乗船する。

④ 徒歩・自転車等の場合

A市A4地区の住民については、A市C1地区へ避難すること。

徒歩や自転車等により避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

⑤ 屋内待避の場合

要避難地域に該当するA市A5地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

※ 障がい者や高齢者等の災害時要援護者の避難又は中山間地域にあって公共交通機関が未整備な地域の住民でこれによることができない者の避難にあっては、必要に応じ、県警察に意見を聴いた上で、自動車の使用を認めることもある。

※ 島嶼部の住民の避難には、運送事業者の船舶を利用する。

(3) 避難実施要領の通知及び伝達

市町村長は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の各執行機関及び消防機関、県、県警察、自衛隊のほか、海上関係については海上保安部等（離島及び沿岸部に限る）、また、関係する運送事業者である指定地方公共機関等に通知するものとする。

さらに、市町村長は、市町村防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における住民にとって身近な犯罪、救援物資の搬送路や集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールを強化するとともに、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

6 避難措置の指示の解除及びそれに伴う県の措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知

知事は、国の対策本部長から、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除した旨の通知を受けたときは、避難措置の指示の場合に準じて、関係機関に通知する。

(2) 県の措置

知事は、避難措置の指示の解除に伴い、市町村長が行う避難住民の復帰について、避難の場合に準じて適切な支援を行う。

第7章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

救援の期間は、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

なお、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該指示を待たずに救援を行う。

また、救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行うことができる。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、第2編第3章6(3)に定めるところに従い市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に従って迅速かつ的確に救援を行っていないときは、当該救援を行うよう指示する。

2 国への要請等

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断したときは、具体的な内容を示して、国に対して支援を求める。

また、厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があったときは、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。

(3) 日本赤十字社への委託

知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託する。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(4) 緊急物資の運送の求め等

知事は緊急物資の運送が必要と認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、第3編第6章第2の3(7)に定めるところに準じて緊急物資の運送の求め等を行う。

(5) 緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第6章第2の3(8)に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」（以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

なお、知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断するときは、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援の内容

① 収容施設の供与

ア 避難先地域の市町村と調整のうえ、第2編第3章5(1)によりあらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に、収容施設を選定し、市町村の協力を得て避難所を開設するとともに、要避難地域の市町村長にその旨を通知する。

また、避難先が他の都道府県である場合は、避難先地域を管轄する都道府県が選定した収容施設を要避難地域の市町村長に通知する。

イ 避難所に必要な資機材等については、岡山県地域防災計画に定める防災のためのものを当面利用する。特に、高齢者や障がい者等、災害時要援護者のためのトイレや車椅子等を福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て確保に努める。

ウ 収容施設の設置運営に当たっては避難住民等のプライバシーの確保に特に配慮する。

エ 避難先地域の市町村等の協力を得て、仮設トイレの設置及び清掃等の適切な管理について特に配慮する。

- オ 避難期間が長期にわたるときは、避難先地域及び要避難先地域の市町村の協力を得て、応急仮設住宅や公営住宅の迅速な供与を行う。
 - カ 応急仮設住宅等の設置のための資機材等に不足が生じたときは、国等へ支援を要請する。
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ア 避難住民等の生活に必要な食品、飲料水及び生活必需品の必要数量等については、避難先地域及び要避難地域の市町村と連携して把握する。
 - イ 食料品及び生活必需品については、防災のための備蓄を当面活用するほか、避難先地域及び要避難地域の乳幼児、高齢者等の災害時要援護者への適切な物資の供給に配慮し、市町村と連携して調達、供給を実施する。
 - ウ 上記の方法では避難住民等の救援に十分でないと認めるときは、物資の売渡要請等を行い必要な物資の確保に努める。
 - エ 飲料水については、県及び市町村による防災のための備蓄飲料水を利用するほか、市町村及び（社）日本水道協会岡山県支部の協力のもと、避難所等に給水所を設け供給する。
 - オ 応援物資の受入地及び集積場所については、市町村の協力を得て、岡山県地域防災計画に定める防災のための受入候補地（岡南飛行場、岡山空港等）及びあらかじめ定めている集積場所候補地を参考にその都度指定する。また、指定した受入地及び集積場所には、職員を配置し、応援物資の受入れ、仕分け、保管、避難所等への配送等を行う。
 - カ 救援の実施に必要な物資の運送については、指定地方公共機関である（社）岡山県トラック協会に実施を依頼するほか、市町村、県内の運送事業者等の協力を得て行う。
 - キ 救援の実施に必要な物資の運送経路については、避難経路の指定状況や自衛隊の使用が予想される路線、更に物資集積場所や収容施設の位置などを考慮して定める。また、陸上経路のほか、海上ルートやヘリコプターの利用による運送についても考慮する。
- ③ 医療の提供及び助産
- ア 医療の提供に必要な緊急医薬品等については、防災のために締結している岡山県医薬品卸業協会、（社）岡山県薬剤師会及び岡山県医療機器販売業協会との協力協定を基本に供給を行う。また、県内で緊急医薬品等の不足が予想されるときは、国又は他の都道府県に協力を要請する。
 - イ 岡山県災害・救急医療情報システム等を活用して医療機関の状況や被災者の医療ニーズ等に関する総合的な情報収集を行う。
 - ウ 日本赤十字社岡山県支部、（社）岡山県医師会、災害拠点病院及び（社）岡山県看護協会の協力を得て、医療救護班を派遣する。
 - エ 県内外の医療機関に対して行う患者の受入れの要請や搬送に関する総合調整のほか、県外から派遣される救護班の受入れや配置先の決定等の調整を行う。
 - オ 避難住民等の検病調査、健康診断及び衛生指導を、市町村、地区衛生組織等関係機関の協力を得て実施する。また、保健師等による巡回健康相談等の実施や精神保健相談等による心のケアを実施する。
-

- カ 避難期間が長期にわたるときは、避難所救護センター（仮称）を設置するとともに、精神科、歯科等を加えるなど、避難住民等の健康状態に配慮しながら医療活動の充実を図る。
- キ 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害のときは、医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動を行う。
- ク 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣されたときは、その指導のもとでトリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を行う。
- ケ 生物剤による攻撃があったときは、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）を行う。
- コ 生物剤及び化学剤による攻撃があり、国からの協力要請があったときは要請に基づき救護班の編成や医療活動を行う。
- サ 医療関係者に対して、必要な情報を適宜適切に提供するなどにより、医療関係者の安全の確保を図る。
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ア 被災者の捜索及び救出については、県警察、市町村、消防機関及び管区海上保安本部等と連携して実施する。
- イ 救出活動等の実施に当たり、被災地域を管轄する消防機関のみでは対応が困難と認めるときは、近隣市町村の消防機関へ応援を要請するなど必要な調整を行う。
- ウ 県内消防機関による対応が困難と認めるときは、他の都道府県への応援要請、消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請及び防衛大臣に対する自衛隊の派遣要請を行う。
- エ 安否情報、被災情報の収集については、市町村と連携し、第2編第2章第3、第3編第8章及び第3編第10章に定めるところにより実施する。
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ア 墓地、火葬場の所在地、県内火葬場の火葬能力及び必要資材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の緊急手配先や調達可能数量等の情報をもとに、埋葬及び火葬について必要な調整や必要資材の給付を行うほか、武力攻撃事態等により多数の死者が発生し、当該市町村での火葬が困難な場合は、他市町村又は近隣県に協力要請する。
- イ 厚生労働大臣が墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めたときは、関係住民及び対象地域の市町村に対して当該特例措置により手続を行うことを迅速に周知する。
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ア 電気通信業者である指定公共機関に対して、第2編第3章2(2)の協議に基づき避難住民等の通信の確保のための通信機材の設置の協力を要請するほか、武力攻撃事態等による通話不能区域が発生したときは、通信の途絶の解消のための応急復旧及び通信機材による通信の確保を要請する。
- イ 避難住民等の通信の確保については、聴覚障がい者等への対応に配慮する。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ア 武力攻撃災害を受け、所有者の資力のみでは応急復旧ができない住宅については、市町村の協力を得て、状況調査を実施するとともに、応急修理を行う。

⑧ 学用品の給与

ア 武力攻撃災害により教科書を喪失し、又はき損した児童生徒に対しては、市町村の協力を得て、必要な数量を調査し、教科書の速やかな給与を行う。給与ができないときは、文部科学省等関係機関へ必要な応援を要請する。

イ 武力攻撃災害により教科書以外の学用品を喪失し、又はき損した児童生徒があるときは、市町村と連携を図り、適切な支援措置を講ずる。

⑨ 死体の捜索及び処理

ア 市町村、県警察、消防機関等の協力を得て死体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、海上保安部等の発見した死体の引渡しを受ける。

イ 死体は、県警察・医師に依頼して、検視（見分）及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した死体については、洗浄等の処置を行う。

なお、身元不明死体については、市町村、県警察等の協力を得て身元の確認作業を行うとともに遺族等への引渡しを行う。

また、市町村の協力を得て、検視等に必要な場所を適宜確保するほか、死体の身元識別のため相当の時間を要するときなどについては、適当な場所に遺体安置場所を設け、死体を安置する。

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ア 武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石や竹木等が堆積したもので、所有者等による撤去ができないものについては、市町村の協力を得て速やかに状況調査を行うとともに、必要な除去を行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援の実施に当たり緊急の必要があり、やむを得ない場合は、国民保護法の規定に基づき次の措置を講ずる。

① 救援の実施に必要な医薬品等であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対して行う当該特定物資の売渡しの要請

② 前記の売渡要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

⑦ 医療の要請及び指示

(2) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用を行うに当たっては、公用令書を交付する。

(3) 指定行政機関等への要請

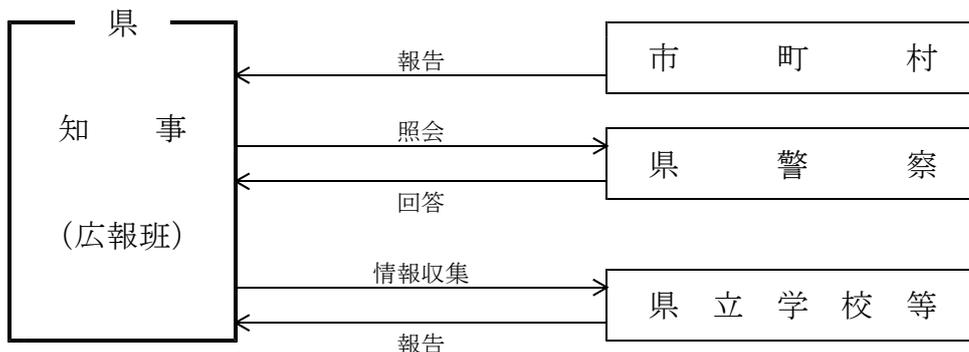
知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要な場合などであって県内で当該特定物資が十分に確保できない場合には、指定行政機関等へ特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し要請を行う。

第8章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集・整理

(1) 安否情報の収集

県は、市町村から報告を受けた安否情報を整理するほか、県立学校等への聞取や、県警察への照会などにより安否情報を収集する。



(2) 県警察の通知

県警察は、死体の検視(見分)、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

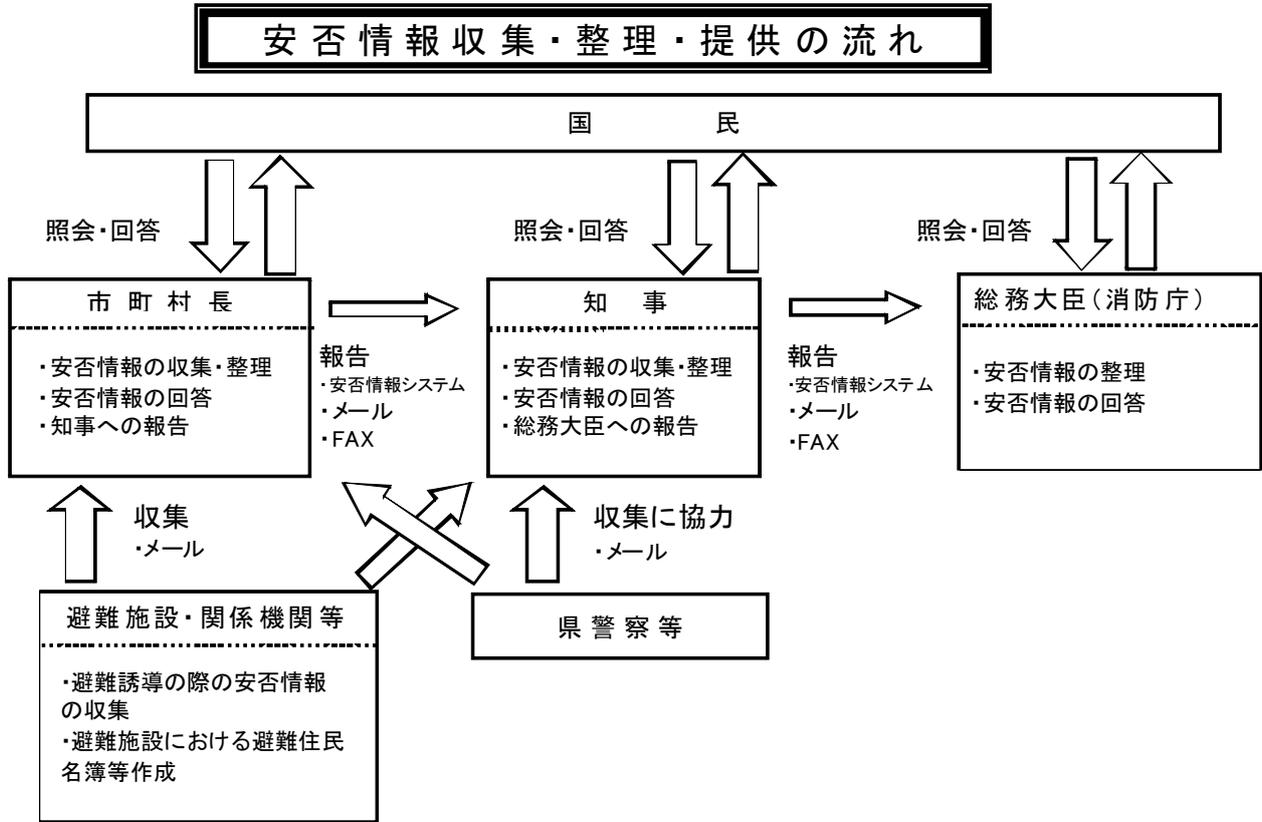
県は、業務を遂行する中で安否情報を保有している可能性のある運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。その場合は、各機関の自主的な判断に基づいて提供が行われるよう留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複しないよう整理する。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(第2編第2章第3の4参照)の内容を、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合には、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール等で消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。



3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、県対策本部を設置するときは、同時に県庁、各県民局等に安否情報の照会窓口を設置するとともに、その電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県ホームページ等により住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、県庁、各県民局等の照会窓口で、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に記載した書面により受付ける。ただし、緊急を要する場合等には、この限りでない。

【様式第4号】

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣殿 (都道府県知事) (市町村長)		年 月 日
殿		申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会する理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 其他()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

県は、照会に係る者の安否情報を保有・整理しているときは、次の手続きにより回答を行う。

- ① 身分証明書等により本人であることを確認する。
- ② 照会による回答が不当な目的に使用されるおそれがないことを確認する。
- ③ 安否情報省令第4条に規定する様式第5号の項目中、避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの2項目について原則として回答する。
 なお、上記2項目以外の事項について照会があった場合は、照会に係る者の同意があるなどの特別な事情があるときは、照会のあった2項目以外の事項について回答する。
- ④ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録する。

【様式第5号】

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、個人情報の保護に配慮しつつ、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

市町村による安否情報の収集は、避難誘導時における住民からの聞取や、あらかじめ協力要請している諸学校等からの聞取等により行うものとする。

また、市町村による安否情報の照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第9章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

1 武力攻撃災害への対処の基本的な事項

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、措置を講ずるほか、自らの判断により、必要な措置を行う。

(2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃災害が発生し、これらの対処をするため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合などにおいて、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、爆弾等によるものと思われる火災の発生や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死など、武力攻撃災害の兆候とみられる事実を発見した者から通報があり、又は、市町村長、消防吏員等からの当該兆候を確認した旨の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、事実の有無の確認を行い、必要があると認めるときは、適時かつ適切に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事は、県内の生活関連等施設の安全に関する情報やその対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等と連携し、必要な情報収集を行うとともに、関係機関の求めに応じて当該情報を提供する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

- ア 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、第2編第4章2(3)にあらかじめ定めた資機材の整備、巡回の実施等の措置を講ずるよう要請する。
- イ 県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、警察官の派遣などの可能な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。
- ウ 知事は、生活関連等施設の所管省庁から施設の管理者に対して安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請した旨の通知があったときは、その旨を県警察、消防機関その他の関係機関に通知する。

(3) 県が管理する生活関連等施設の安全の確保

- 知事は、県が管理する生活関連等施設について、第2編第4章2(2)であらかじめ定めたとともに従い、安全確保のために必要な措置を行う。
- この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

(4) 立入制限区域の指定の要請

- 知事は、生活関連等施設の安全確保のため必要があると認めるときは、速やかに、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。
- この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については直ちに、また、発電所、駅、空港等については、情勢により当該施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫しているときは速やかに、要請する。

(5) 立入制限区域の指定

- 県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する。
- 県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示するとともに、現場において、ロープ、標示板等を設置し、可能な限り、その範囲、期間等を明らかにするものとする。
- なお、海上保安部長等も県公安委員会と同様の措置をとることができることとされている。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

- 知事は、内閣総理大臣が生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして関係大臣を指揮して措置を講じたときは、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、当該生活関連等施設の周辺住民の避難等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、武力攻撃災害の防止及び防除のため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対して、警備の強化を求めるほか、危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(2) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、当該措置に加えて、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【参考】既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は次表のとおり。

【別表】 危険物質等の種類及び措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

危険物質の種類	区 分	措 置			要請権者
		1号	2号	3号	
消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○	総務大臣
	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	12条の3	○	○	知事
	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの		○	○	市町村長
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(厚生労働大臣が当該登録の権限を有する場合)		○	○	厚生労働大臣
	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合)		○	○	厚生労働大臣 知事
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの				
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条			経済産業大臣 知事 県公安委員会

第3編 武力攻撃事態等への対処

<p>高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p> <p>-----</p> <p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>-----</p> <p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>	<p>高圧ガス保安法 第39条</p>	<p>経済産業大臣 知事</p>
<p>原子力基本法第3条第2号の核燃料物質等</p>		<p>国民保護法 第106条(第64条第3項)</p>	<p>文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
<p>原子力基本法第3条第3号の核原料物質等</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>文部科学大臣 経済産業大臣</p>
<p>放射性障害防止法の放射性同位元素</p>		<p>放射性障害防止法第33条第4項</p>	<p>文部科学大臣</p>
<p>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p>	<p>下記以外のもの</p> <p>-----</p> <p>専ら動物のために使用されることが目的とされているもの</p> <p>-----</p> <p>薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</p>	<p>○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○</p>	<p>厚生労働大臣</p> <p>-----</p> <p>農林水産大臣</p> <p>-----</p> <p>厚生労働大臣 知事</p>
<p>電気事業法の高圧ガス</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>細菌兵器禁止法の生物剤及び毒素</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>主務大臣</p>
<p>化学兵器禁止法の毒性物質</p>		<p>○ ○ ○</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>			

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(1) 基本方針

水島コンビナートでは、現在、石油精製、石油化学、鉄鋼業、電力、自動車、食品工業が操業しており、石油の貯蔵取扱量は987万klで、屋外タンク貯蔵所数1,415基、高圧ガス（不活性ガスを除く）の総処理量は146,885万Nm³/日で、高圧ガス貯槽数169基となっている。

また、現在、40万トンの貯蔵能力を有するLPガス国家備蓄基地の建設も進められている。

このような特性から、水島コンビナートにおいて武力攻撃災害等が発生した場合は、その規模・態様は広範囲かつ複雑であり、社会生活に重大な影響を及ぼすこととなるため、その対処について、次の基本方針により措置を行う。

- ① 県は、水島コンビナートにおける武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート災害の特殊性から、石油コンビナート等災害防止法の規定により、同法に定める措置を行うことを基本とするとともに、本計画に定める措置を迅速かつ適切に実施する。
- ② 石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として国民保護法第102条に規定する生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(2) 武力攻撃コンビナート災害に対する平素からの備えや予防

① 防災体制の充実

県は、「岡山県石油コンビナート等防災計画(水島臨海地区)」に定めるところに従って各防災関係機関が相互に効果的な機能を発揮できるよう体制の充実を図る。

② 通信連絡設備の整備等

関係機関は、有線電話、無線電話等の通信設備が常に活用できるようその整備に努めるとともに、関係機関連絡窓口を把握し、通信連絡システムを定める。

③ 研修及び訓練

ア 研修

水島コンビナートが武力攻撃を受けた場合には、攻撃そのものによる被害の他に、火災、爆発、有毒ガスの漏洩、油流出等の2次災害が予測されることから、岡山県石油コンビナート等防災計画に定める防災教育の内容に、武力攻撃災害の項目を加える。

イ 訓練

関係事業所、共同防災組織及び防災関係機関が一体となって実施している総合防災訓練に武力攻撃災害への対処に関する訓練項目を加える。

④ 資機材の整備等

防災関係機関は、2次災害防止のため、「岡山県石油コンビナート等防災計画(水島臨海地区)」に定めるところにより、防災施設、化学消防車、消火薬剤、オイルフェンス等の資機材の整備を図るものとする。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

県は、原子力事業所である（独）日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターに対する武力攻撃災害が発生したときは、地域防災計画（原子力編）、原子力災害対策実施要綱・マニュアルを基本に、国民保護措置の適切な実施を図る。

(1) 平素の準備

- ① 職員非常参集体制の整備及び情報収集伝達手段の確保
- ② オフサイトセンター立ち上げのための職員派遣体制、必要な資機材等の整備
- ③ モニタリング設備・機器の整備・維持及びモニタリング体制の整備
- ④ 緊急時医療資機材、ヨウ素剤、消火活動資機材及び要員の安全確保のための資機材の備蓄等
- ⑤ 緊急時被ばく医療派遣チーム派遣等要請のための準備
- ⑥ 国の原子力防災専門官等関係機関との密接な連携 等

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

- ① 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する関係機関への通報
 - ア 人形峠環境技術センターから通知があったとき
発生通報、連絡を受けた事項について、津山市並びに放送事業者、運送事業者及び医療関係機関である指定地方公共機関に連絡する。
 - イ 県の連続モニタリング情報又は消防、警察機関等からの連絡により異常等を把握したとき
人形峠環境技術センターに確認するとともに、文部科学省原子力安全課防災環境対策室及び経済産業省原子力防災課等に通報する。
 - ② 緊急時モニタリングの実施
 - ア 平常時モニタリング結果のとりまとめを行い、上記文部科学省担当課等に連絡する。
 - イ 緊急時モニタリング本部を設置し、緊急時モニタリング実施計画の策定、緊急時モニタリングの準備を開始
 - ウ 第1段階の緊急時モニタリングの実施
 - エ 関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果の取りまとめとSPEEDIによる影響範囲の予測結果をオフサイトセンターに派遣した職員に対し連絡
 - オ 第2次モニタリングの実施
 - ③ 国の対策本部長からの公示の通知
県は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための公示が国の対策本部長から発出された旨の通知を受けたときは、第3編第6章第1の1の警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
 - ④ 国の対策本部長による応急対策の指示
県は、国の対策本部長から住民の避難その他所要の応急対策について指示があったときは、自ら応急対策を行うとともに、鏡野町ほか関係機関にその実施を指示する。
-

⑤ 住民の避難等の措置

知事は、国の対策本部長から、警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、国の対策本部における専門的な分析や判断をもとに避難実施の時期や範囲を決定し、第3編第6章第1、2の通知、伝達方法により、住民に対して避難の指示を行う。

また、住民の安全確保のために必要と認めるときは、通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により、緊急通報の発令や避難の指示などの応急措置を講じる。

ア 武力攻撃原子力災害が発生するおそれがあるとき

- ・屋内避難を指示
- ・被害がおよぶおそれがある地域に対しては、他の地域への避難の準備を指示

イ 武力攻撃災害が発生したとき

- ・コンクリート家屋等への屋内避難を指示

ウ 放射線物質等の長期放出が予想され、相当の被ばくのおそれがあるとき

- ・他の地域への避難を指示、誘導

⑥ 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあるときは、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

⑦ 食料品等による被ばくの防止

県は、モニタリング結果をもとに、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。

⑧ 国、原子力事業者への措置命令の要請

知事は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、経済産業大臣又は文部科学大臣等に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターに対し、当該施設の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

⑨ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

⑩ 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報を速やかに提供するなどにより、応急対策にあたる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じたときは、国の方針に基づき、応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われたときは、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、緊急の必要があるときは、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が汚染拡大防止のための措置を講ずるときは、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について国の対策本部から必要な情報を入手し、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、市町村、消防機関及び県警察から攻撃による被害状況や必要な物的・人的資源の情報などを集約・整理し、国に対して迅速な支援要請を行う。

このとき、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国と連携し、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国(厚生労働省及び農林水産省等)と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染されたときは、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生したとき、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、岡山県環境保健センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講ずる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 避難の指示

知事は、NBC攻撃のときの避難では、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えることなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長の避難措置の指示の内容を踏まえ、攻撃の特性に応じ、次のような避難の指示を行う。

① 核攻撃の場合

- ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から離脱及び地下施設等への避難を指示
- ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用を指示
- ・一定時間経過後における放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示
- ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示
- ・ダーティボムによる攻撃のとき、武力攻撃が行われた場所からの離脱及び近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、地下施設等への避難を指示

② 生物剤による攻撃の場合

- ・生物剤による攻撃が行われたとき又はそのおそれがあるときは、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所からの離脱及び外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域への避難を指示
- ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われたときは、感染者を隔離させるなどの措置を実施

③ 化学剤による攻撃の場合

- ・化学剤による攻撃が行われたとき又はそのおそれがあるときは、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所からの離脱及び外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域への避難を指示

(6) 知事・県警察本部長の権限

内閣総理大臣からの要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

(国民保護法)

法108条	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 知事は、広報車、立看板等により住民に退避の指示を速やかに伝達する。また、退避の必要がなくなったときも同様とする。
- ② 知事は、退避の指示をした場合は、市町村、県警察、その他の関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、次の方法等により警戒区域の設定を行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定し、又は設定を変更し、若しくは解除をしたときは、広報車等により、住民に周知する。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をしたときは、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村、県警察、その他の関係機関に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をしたときは、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定の措置を行い、当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防等に関する指示

(1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

また、知事は、消防庁長官から武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

(2) 知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できないときは、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

(3) 知事は、消防庁長官から被災都道府県に対して消防の応援等の指示を受けたときは、県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

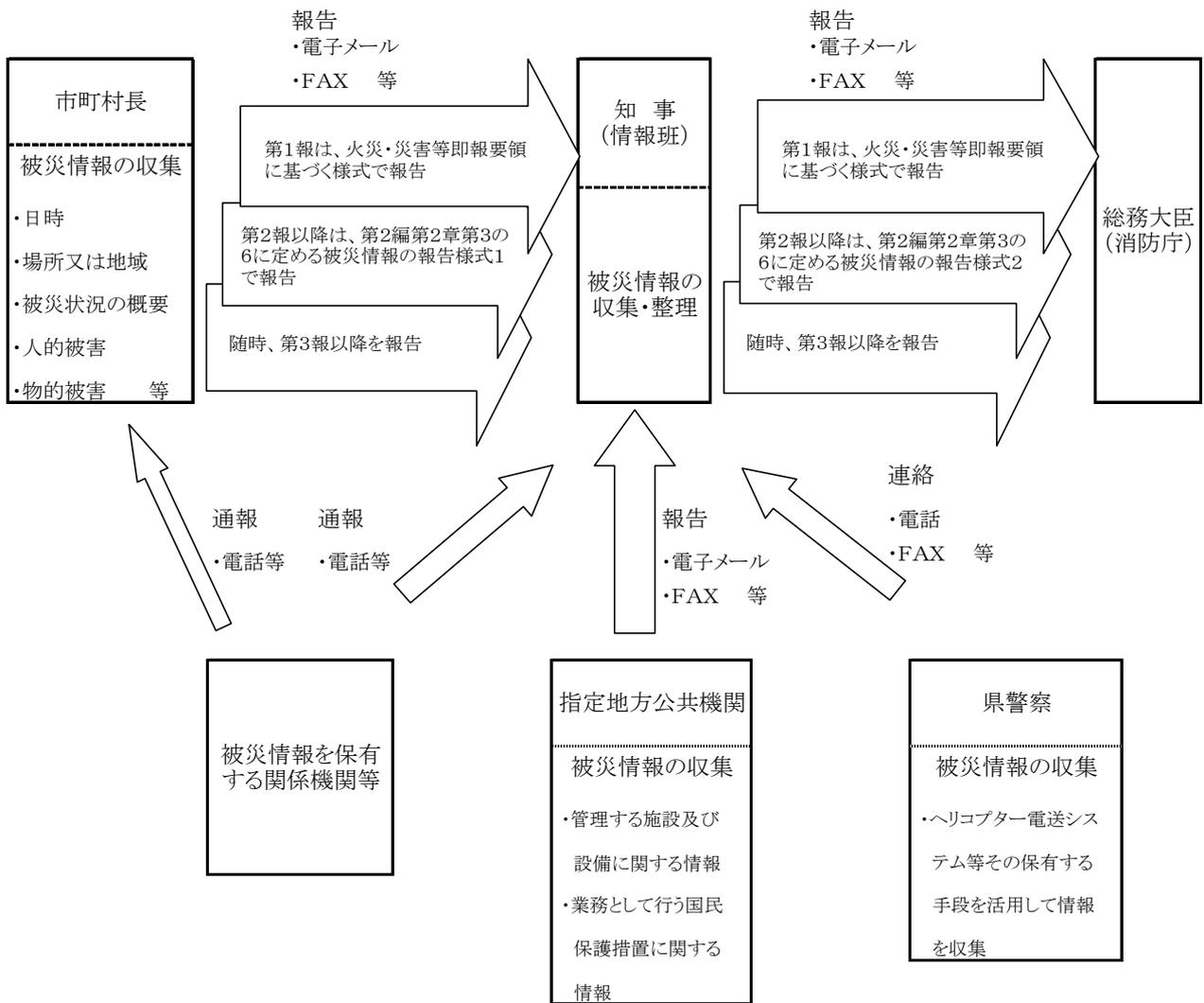
第10章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 県は、電話、FAXその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
また、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (2) 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。
- (3) 県は、第一報を報告した後も、収集した被災情報について第2編第2章第3の6に定める被災情報の報告様式2により、消防庁に報告する。
- (4) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中国管区警察局に速やかに報告する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

- (1) 市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。
- (2) 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。



第11章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

県は、保健衛生の確保のため、医療衛生班の中に、巡回保健チーム、食品衛生チーム、栄養指導チーム等を設け、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を行う。

(1) 保健衛生対策

避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健チームを派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者や障がい者等の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下によって、感染症等に罹患することを防ぐため、巡回保健チームにより、必要な啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生チーム等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導チームが栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、関係団体の協力を得て、武力攻撃災害に伴って発生した廃棄物の処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県内の重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官から武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告がなされたときは、所定の手続により、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 県教育委員会は、重要文化財等の所有者から、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする場合において文化庁長官に対する支援の求めがあったときは、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するため、措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を施行する。
- ② 県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定める。
- ③ 当該責任者は、当該措置を実施するときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重するものとする。

第12章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の安定等を図るため、次のような措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視及び必要に応じた関係事業者団体等に対する供給の確保や便乗値上げの防止等の要請
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等による情報の把握、国民への情報提供や相談窓口の設置

(2) 関係法令に基づく措置

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に基づく措置

国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合においては、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）^{*}及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者^{*}に対し、

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

^{*}岡山市、倉敷市に事務所等の所在地があるものを除く。

- ② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合においては、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）^{*}及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者^{*}に対し、

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）

※岡山市、倉敷市に事業場の所在地があるものを除く。

③ 物価統制令に係る措置

国が物価統制令第 4 条及び第 7 条並びに物価統制令施行令第 2 条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合における

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第 3 条第 1 項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第 8 条ノ 2 但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第 30 条第 1 項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する期間の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずる。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建ができるよう総合的な相談窓口を設置し、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた融資制度の創設を検討する。併せて、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 県は、工業用水の安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港等の施設を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関（岡山ガス㈱、(社)岡山県エルピーガス協会）は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、ガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、武力攻撃事態等においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関（(社)岡山県トラック協会、(社)岡山県バス協会、中鉄バス㈱、宇野自動車㈱、備北バス㈱、井笠鉄道㈱、岡山電気軌道㈱、下津井電鉄㈱、井原鉄道㈱、智頭急行㈱、水島臨海鉄道㈱、両備ホールディングス㈱）は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 病院その他の医療関係機関である指定地方公共機関（(社)岡山県医師会、(社)岡山県看護協会）は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第 1 3 章 交通規制

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、緊急車両の確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第14章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等（法第157条）

① 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章。

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）。

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



（白地に赤十字）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITYCARD		
常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/Nb. of card _____
許可権者の署名/Si gnature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 PHOTOHOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Si gnature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等（法第158条）

① 特殊標章

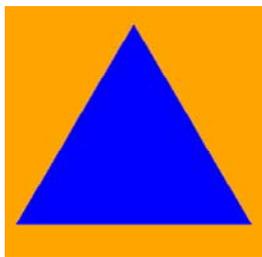
第一追加議定書第66条4に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Si gnature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Si gnature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

2 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」（以下「標章等の運用ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)

(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る使用の申請を受けたときは、交付要綱の規定に基づいて、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、標章等の運用ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 知事
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 県警察本部長
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - イ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

(3) 市町村長、消防長又は水防管理者は、標章等の運用ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

- ① 市町村長
 - ア 国民保護措置に係る職務を行う市町村の職員
 - イ 市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ウ 市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ア 国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 4 編 復旧等

第 1 章 応急の復旧

1 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、県工業用水道、電気事業等ライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道事業者である市町村又はガス事業者である指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があったときは、内容を検討し、所要の支援措置を講ずる。

2 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害で、防災行政無線等、関係機関との通信機器が損壊する等により通信に支障が生じたときは、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害により輸送路等が損壊したときは、広域的な避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生したときは、管理する道路、港湾施設、漁港施設及び空港施設等の輸送施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等に必要となる応急の復旧のための措置を講ずる。

4 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他の支援を要請する。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

また、県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。なお、必要に応じて、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについて、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

なお、岡山県庁文書規程等に基づいて、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済について、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するとともに、手続項目ごとに下表のとおり担当部課を定め、迅速な処理を行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	概 要	担当部局等	主な関係課
権利利益救済全般	総合的な窓口	危機管理課	—
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)		
	・医薬品	保健福祉部	医薬安全課
	・食品	産業労働部 農林水産部	産業企画課 農 産 課
	・寝具	産業労働部	産業企画課
	・医療機器その他衛生用品	保健福祉部	医薬安全課
	・飲料水	産業労働部	産業企画課
	・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課
	・建設資材	土 木 部	監 理 課
	・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各部局等	関 係 各 課
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)		
	・医薬品	保健福祉部	医薬安全課
	・食品	産業労働部 農林水産部	産業企画課 農 産 課
	・寝具	産業労働部	産業企画課
	・医療機器その他衛生用品	保健福祉部	医薬安全課
・飲料水	産業労働部	産業企画課	
・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課	
・建設資材	土 木 部	監 理 課	
・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各部局等	関 係 各 課	
土地等の使用に関する事。(法第82条)			
・収容施設の供与	土 木 部	監 理 課	
・医療施設の開設	保健福祉部	医療推進課	
・その他医療提供を目的とした臨時施設	保健福祉部	医療推進課	
応急公用負担に関する事。(法第113条第3項)		関係各部局等	関 係 各 課
車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する 災害対策基本法第76条の3第2項後段)		危機管理課	関係機関
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	関係各部局等	関 係 各 課
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		上記担当部局等	上記関係課
訴訟に関する事(法第6条、175条)		上記担当部局等	上記関係課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、岡山県庁文書規程等の定めるところにより、

適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には、岡山県庁文書規程等にかかわらず保存期間を延長する。

4 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、その国民保護計画に国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

市町村は、その国民保護計画に国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第4章 復旧に関する県の実施体制

本編に掲げる武力攻撃災害の復旧に関する業務及びその担当部局等は次のとおりとする。

業 務	担当部局等
1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関する事	危機管理課
2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関する事	危機管理課
3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関する事	消防保安課
4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関する事	保健福祉部
5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関する事	土木部
6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関する事	土木部
7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関する事	企業局

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

本計画が対象として想定する緊急対処事態は、次のとおりである。(第1編第5章2の再掲)
県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の2に掲げる警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態は、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

岡山県国民保護計画作成・修正の経緯

平成18年3月 岡山県国民保護計画作成
平成19年3月 岡山県国民保護計画の一部修正
平成20年3月 岡山県国民保護計画の一部修正
平成22年3月 岡山県国民保護計画の一部修正
平成23年3月 岡山県国民保護計画の一部修正

岡山県国民保護計画 — 平成22年度修正 —

発行 平成23年3月

編集 岡山県危機管理課

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話 086-226-7385

総務委員会資料

- 国に対する緊急提案（東日本大震災関連）の実施について P 1
- 第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）策定方針について P 4
- 夢づくりプラン策定に当たっての県民意識調査の結果について P 6
- 夢づくり推進大賞について P 7

平成23年5月19日

総合政策局

国に対する緊急提案〔東日本大震災関連〕の実施について

1 趣旨

これまでの想定を超えた規模の地震や津波への対策、原子力発電所の安全性の確保、様々な分野で県内に広がりつつある震災の影響への対策が急務となっており、そうした現状を踏まえ、国において早急に対応すべき事項について緊急提案を実施した。

2 実施日

平成23年5月17日（火）

3 提案事項

別紙のとおり

4 提案先省庁

内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省（原子力安全・保安院）、国土交通省（観光庁）

緊急提案事項	提案先省庁	県部局
<p>1 東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合に備えた防災対策の推進等</p> <p>東海地震、東南海地震、南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を最新の知見・データに基づいて早急に策定するとともに、防災基本計画等の見直しを行い、3地震が連動して発生した場合に備えた新たな防災対策を強力に推進すること。</p>	内閣府 文部科学省	知事直轄
<p>2 原子力発電所等の安全性の確保</p> <p>① 福島原子力発電所の事故を受けて各電気事業者等に求めた「原子力発電所の緊急安全対策」の迅速かつ厳格な確認と継続的な検査を行うとともに、今回の事故の全体像を速やかに検証した上で、各電気事業者等に抜本的な対策を早急に講じるよう求めること。</p> <p>② 今回の事故に係る分析・評価結果を踏まえ、防災基本計画等の抜本的な見直しを行うなど、原子力防災体制の強化を図るとともに、原子力施設の安全性向上・確保に万全の対策を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 文部科学省 経済産業省 原子力安全・保安院	知事直轄
<p>3 公立学校の耐震化の促進</p> <p>県及び市町村が計画している全ての公立学校施設整備事業が確実に実施できるよう十分な財源を確保するとともに、補助単価について実態に即した見直しを図ること。特に、財政措置が講じられていない高等学校等の耐震化についても対象とすること。</p>	内閣府 文部科学省	教育委員会
<p>4 震災への対応に係る地方財政措置</p> <p>(1) 被災県への支援に係る財政上の措置</p> <p>被災地以外の自治体が行う被災者及び被災地域の支援に要した経費について、特別交付税や新たな交付金の創設等により確実に措置すること。</p> <p>(2) 防災対策の強化等に係る財政措置の充実・強化</p> <p>東日本大震災の影響を受けて地方が行う防災対策の強化に要する経費をはじめとした歳出について、地方の一般財源に係る確実な財政措置の充実・強化を図ること。</p>	内閣府 財務省 総務省	総務部
<p>5 東日本大震災関連の雇用対策の推進</p> <p>(1) 雇用創出関係基金事業の基金の積み増し等</p> <p>東日本大震災の影響を受け、今後の雇用情勢がさらに厳しくなることが懸念されることから、平成23年度において雇用創出関係基金事業の基金を積み増しし、実施期間も延長すること。</p> <p>(2) 雇用調整助成金等の要件緩和</p> <p>東日本大震災による経済活動への影響が全国に広がっていることから、平成23年度において、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例対象地域を全国に拡大すること。</p>	内閣府 厚生労働省	産業労働部

緊急提案事項	提案先省庁	県部局
<p>6 観光への風評被害対策の強化</p> <p>(1) 正確な情報発信による風評被害の払拭 東日本も含め日本全体で積み上げてきた訪日観光の火を消さぬよう、誤った情報による風評被害を一掃するため、国として統一かつ強力に海外に対する正確な情報発信を実施すること。</p> <p>(2) 渡航自粛措置解除等の働きかけ 国内各地域の正確な情報に基づき、渡航自粛等の措置を順次解除・緩和するよう、関係省庁と連携し、各国（地域）政府に強力に働きかけを行うこと。</p> <p>(3) 訪日観光キャンペーン活動の実施 適切な時期を見定め、国内外での訪日観光キャンペーンを大々的に展開すること。</p>	<p>内閣府 国土交通省 観光庁</p>	<p>産業労働部</p>
<p>7 農産物等の輸出規制への対策</p> <p>(1) 放射能基準適合検査体制の整備 放射能検査を行うための体制整備を早急に行い、日本産農産物等の輸出への影響が最小限となるようにすること。</p> <p>(2) 農産物の科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃 科学的な根拠に基づかない輸入停止の措置を行っている国に対し、輸入規制の撤廃を強く申し入れること。</p> <p>(3) 諸外国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行 証明書の発行については、本来、国が行うべき事項であるが、申請者や発行主体となる都道府県の負担が最小限ですむよう、国の責任においてその実施基準を明確に示すこと。</p>	<p>内閣府 農林水産省</p>	<p>農林水産部</p>

第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）策定方針

1 策定の趣旨

- ・新おかやま夢づくりプラン（第2次プラン）の中期行動計画が平成23年度に最終年度となることから、第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）を策定する。

2 プランの期間

- ・長期構想は、平成32年（2020年）頃を目標年次とする。
- ・中期行動計画は、平成24年度（2012年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とする5カ年とする。

3 策定の考え方

- ・長期構想については、第2次プランで描いた「目指すべき岡山の姿」を引き続き目標とするが、東日本大震災が我が国全体の社会経済構造にもたらす大規模な変革や、国民意識の大きな変化を見据えた修正を行う。
- ・中期行動計画については、「目指すべき岡山の姿」を展望しながら、5カ年間に本県が果たすべき役割を明確にするとともに、東日本大震災の影響やアジア経済の目覚ましい成長など第2次プラン策定後の時代の変化等を的確に捉え、「選択と集中」の観点から構築する基本戦略の下、効果的かつ効率的に展開すべき重点施策等を盛り込む。
- ・県民と目的や目標を共有するというプランの役割を踏まえ、「県民目線に立った分かりやすさ」と「県から県民へのメッセージ性」を重視する。

4 プランの構成

(1) 基本的な考え方

- ・県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向けた基本的な考え方、プランの性格、期間などを明らかにする。

(2) 長期構想

- ・東日本大震災がもたらす大規模な変革などをはじめとする時代の潮流を踏まえ、本県の発展可能性や果たすべき役割を明らかにする。
- ・第2次プランで描いた「目指すべき岡山の姿」（安全で安心な活力ある地域で、人々の心が通う『いきいき岡山』、中四国の拠点として、グローバルに発展する『きらめき岡山』、世界とつながり自立した『中四国州』）を掲げる。

(3) 中期行動計画

- ・東日本大震災の影響やアジア経済の目覚ましい成長など特に重視すべき時代の変化への対応方針や県民へのメッセージなどを基本方針として記載する。

- ・時代の変化、県民ニーズ等を踏まえ、次の4つを基本戦略とし、多様な主体との協働の取組を通じて、目標の実現を目指す。

〈基本戦略〉

- ①安全・安心な地域づくり
 - ②将来を担う人づくり
 - ③発展につながる産業づくり
 - ④豊かで潤いのある暮らしづくり
- ・基本戦略には、5カ年間に重点的に取り組む戦略プログラム（施策群）等を盛り込むとともに、数値目標として指標を設定する。

(4) プランの進め方

- ・開かれた県政の推進、分権型社会への対応、行政評価によるPDCAサイクルなど、プランを的確に推進するための方策について明らかにする。

5 策定スケジュール

- ・プランは、概ね次のスケジュールにより策定する。

平成23年 5月	策定方針公表
7月	骨子公表
8月	素案公表、パブリックコメント
12月	議案提出

6 策定の進め方

(1) 幅広い意見を踏まえて策定

- ・県議会の意見はもとより、県民意識調査の結果を踏まえるとともに、各県民局での地域懇談会の開催、さらにはホームページ、広報紙、青空知事室やマルチメディア目安箱などを活用し、幅広い県民の意見を伺いながら策定を進める。
- ・また、「おかやま発展戦略会議」の提言を踏まえるとともに、県政オピニオンや県内有識者等からの意見を伺いながら策定を進める。

(2) 県庁が一丸となって策定

- ・各部局や県民局が連携するとともに、若手職員や女性職員の意見を積極的に取り入れるなど、「政策県庁」にふさわしく県庁が一丸となって策定作業に取り組む。

夢づくりプラン策定に当たっての県民意識調査の結果について

1 調査概要

- (1) 調査対象 岡山県内在住の20歳以上の男女2,500人
- (2) 調査方法 住民基本台帳から無作為抽出して調査票を郵送
- (3) 調査時期 平成23年2月16日(水)～3月3日(木)
- (4) 回答者数 1,669人(回答率 66.8%)

2 調査結果のポイント

- (1) プランでの取組への評価(満足度)について(上位項目)

得点(平均点)の分布は2.65~3.26となっており、得点の高い項目は以下のとおりである。

・食の安心・安全及び食育の推進	(3.26)
・スポーツの振興	(3.25)
・文化の振興	(3.23)
・健康づくりの推進	(3.23)

(注)得点は「満足している」5点～「不満である」1点の中から選択したもの

- (2) 今後の県政等について

ア 今後の目指すべき県の姿(上位項目・複数回答)

医療、福祉や防犯など「安全・安心」に関する項目に大きな期待が寄せられるとともに、「産業・経済活性化」や「環境」、「文化・スポーツ」に関する項目も上位となっている。

・医療体制や福祉サービスが充実した地域	(75.4%)
・犯罪や事故が少なく、安全で安心して暮らせる地域	(67.9%)
・安心して子どもを生み、健やかに育てられる地域	(51.1%)
・通勤・通学、通院、買物など交通が便利で日常生活がしやすい地域	(44.8%)
・産業が発展し、経済が活性化している地域	(43.4%)
・元気な高齢者が活躍する地域	(34.2%)
・環境に配慮した潤い豊かな地域	(23.8%)
・文化、スポーツ、学習活動が生涯楽しめる地域	(22.0%)

イ 今後5年間に重点的に取り組む必要がある項目(上位項目・複数回答)

アと同様に「安全・安心」に関する項目が上位にあり、特に子育て環境や医療体制の整備への期待が大きくなっている。

・安心して子どもを産み育てる環境づくり	(49.6%)
・医療体制の整備	(45.9%)
・犯罪のない安全で安心な社会づくり	(37.0%)
・高齢者が健康で生活ができる社会づくり	(29.4%)
・誰もが生き生きと働くことができる環境づくり	(27.0%)

ウ 日常生活で不安に思っていること(上位項目・複数回答)

ア、イと同様に福祉、医療や防災など「安全・安心」に関する項目が上位となっている。

・老後の生活	(58.2%)
・自分や家族の健康	(49.9%)
・雇用・収入	(38.4%)
・家族などの介護	(23.4%)
・地震などの自然災害の発生	(21.3%)

**夢づくりプラン策定に当たっての
県民意識調査結果**

**平成23年5月
岡山県**

回答者の属性

(1) 性別及び年齢階層

下段（ ）内の単位：％

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答	計
男性	61 (3.7)	101 (6.1)	91 (5.5)	98 (5.9)	162 (9.7)	158 (9.5)	—	671 (40.2)
女性	79 (4.7)	152 (9.1)	153 (9.2)	147 (8.8)	217 (13.0)	208 (12.5)	2 (0.1)	958 (57.4)
無回答	—	1 (0.1)	—	1 (0.1)	5 (0.3)	16 (1.0)	17 (1.0)	40 (2.4)
計	140 (8.4)	254 (15.2)	244 (14.6)	246 (14.7)	384 (23.0)	382 (22.9)	19 (1.1)	1,669 (100)

(2) 住所地

下段（ ）内の単位：％

市町村	回答者数	市町村	回答者数	市町村	回答者数	市町村	回答者数
岡山市	554 (33.2)	新見市	28 (1.7)	早島町	12 (0.7)	久米南町	5 (0.3)
倉敷市	393 (23.5)	備前市	39 (2.3)	里庄町	10 (0.6)	美咲町	20 (1.2)
津山市	88 (5.3)	瀬戸内市	26 (1.6)	矢掛町	10 (0.6)	吉備中央町	16 (1.0)
玉野市	59 (3.5)	赤磐市	37 (2.2)	新庄村	2 (0.1)	無回答	17 (1.0)
笠岡市	49 (2.9)	真庭市	57 (3.4)	鏡野町	11 (0.7)	(合計)	1,669 (100)
井原市	38 (2.3)	美作市	28 (1.7)	勝央町	11 (0.7)		
総社市	58 (3.5)	浅口市	37 (2.2)	奈義町	5 (0.3)		
高梁市	39 (2.3)	和気町	17 (1.0)	西粟倉村	3 (0.2)		

※ 比率はすべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100％にならないことがある。

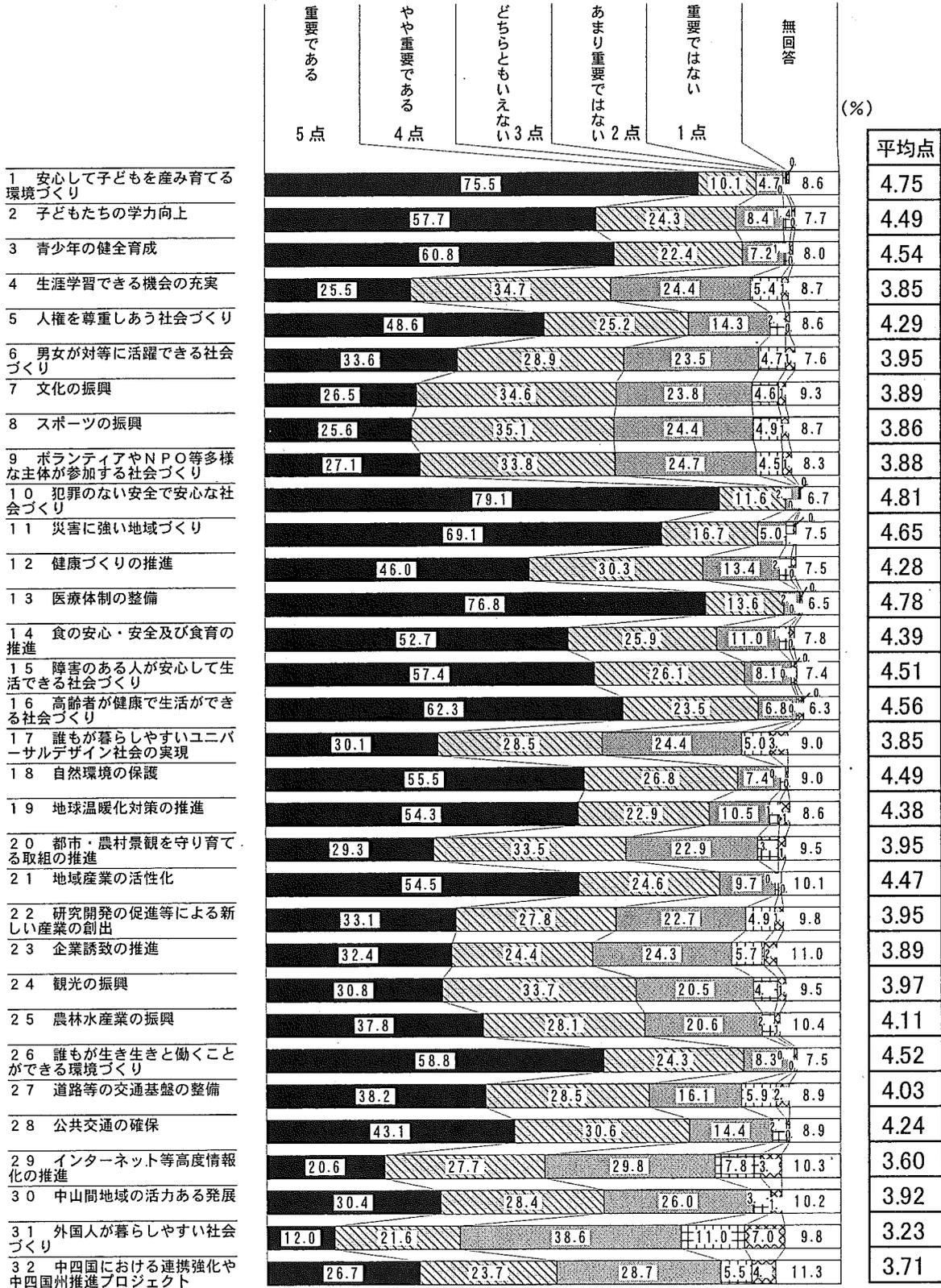
調査結果

1 プランでの取組の評価について

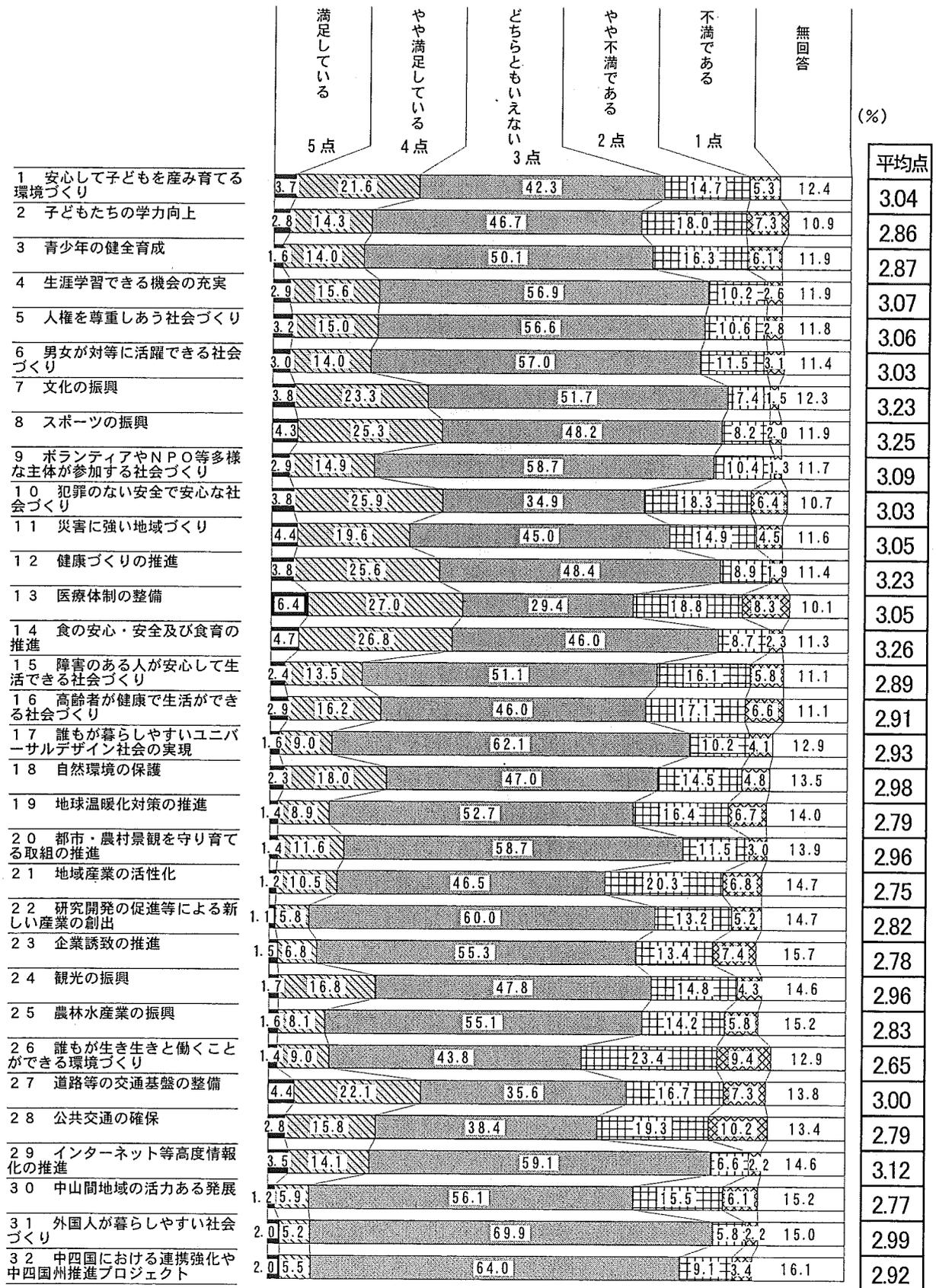
① 中期5カ年計画の評価

問 岡山県では中期5カ年計画（「新おかやま夢づくりプラン」）を策定し、主に以下の項目について取り組んでいます。

「A 重要度」今後の社会（岡山県）にとって、どのくらい重要だと考えていますか？



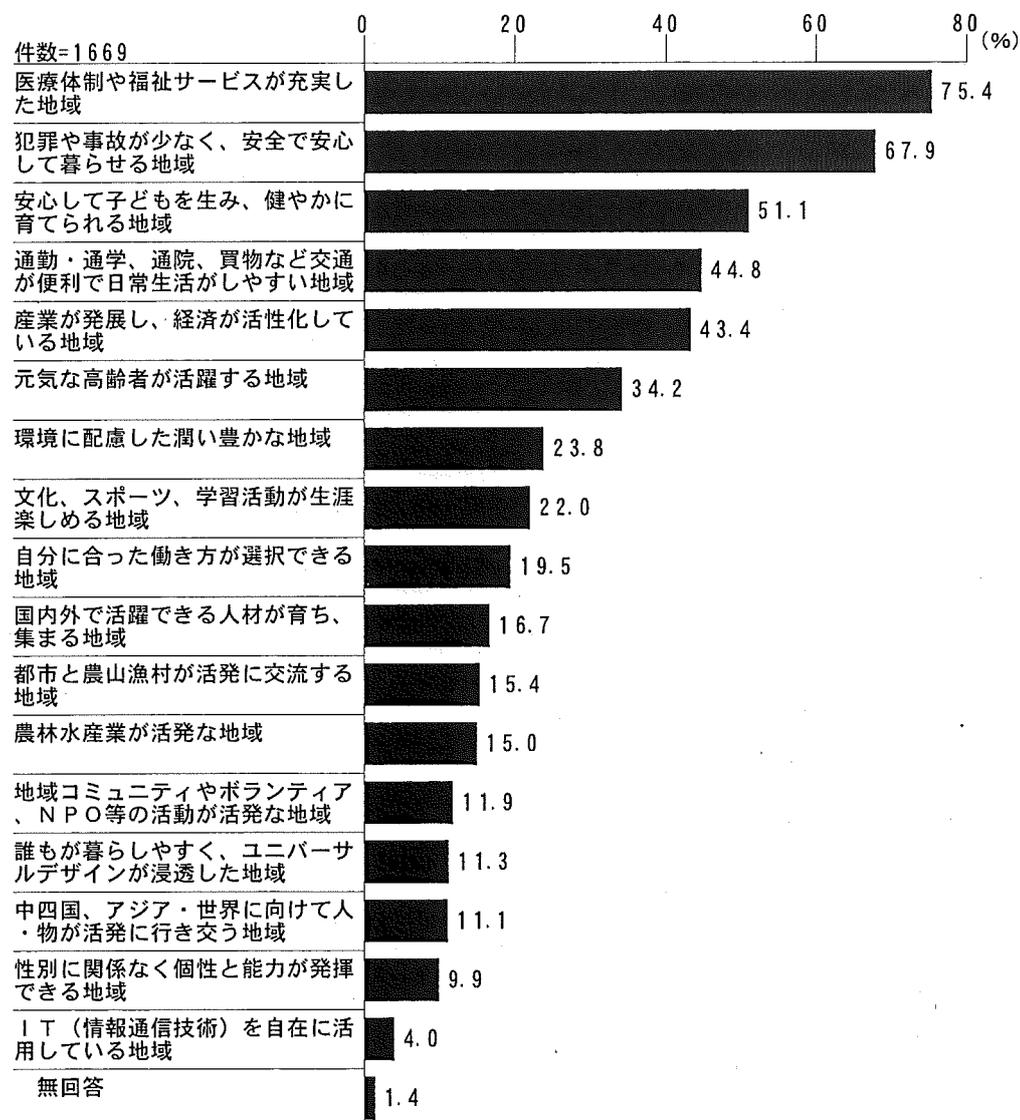
「B 満足度」現状に対してどのくらい満足していますか？



2 今後の県政等について

① 今後の目指すべき県の姿

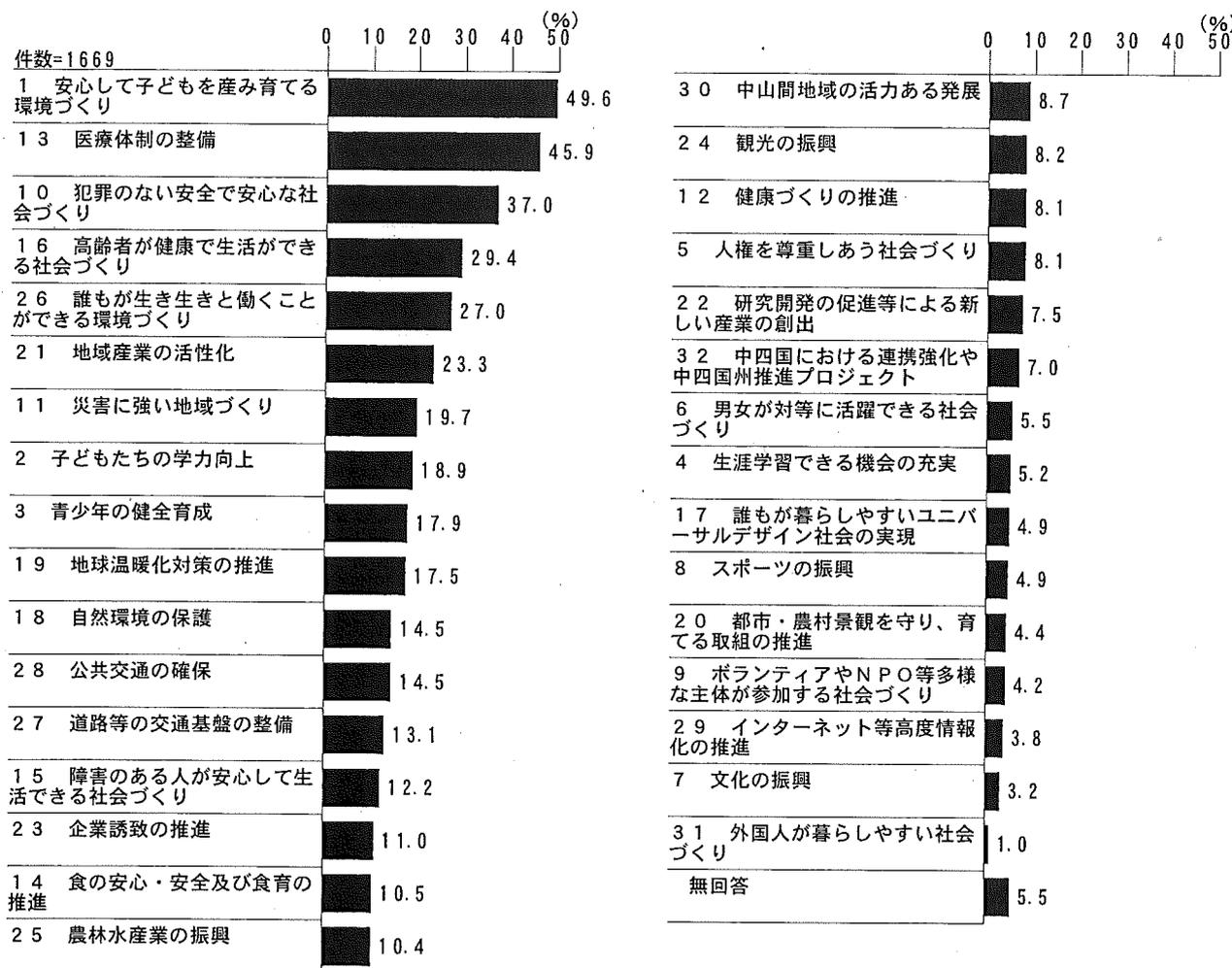
問 あなたは、これからの岡山県はどのような地域を目指すことが大切だと思いますか。上記のうち、あてはまる番号を5つ以内で選び、その番号を下の欄に記入してください。



「医療体制や福祉サービスが充実した地域」が75.4%で最も多く、以下「犯罪や事故が少なく、安全で安心して暮らせる地域」(67.9%)、「安心して子どもを生み、健やかに育てられる地域」(51.1%)、「通勤・通学、通院、買物など交通が便利で日常生活がしやすい地域」(44.8%)、「産業が発展し、経済が活性化している地域」(43.4%)、「元気な高齢者が活躍する地域」(34.2%)、「環境に配慮した潤い豊かな地域」(23.8%)、「文化、スポーツ、学習活動が生涯楽しめる地域」(22.0%)と続いている。

② 今後5年間に重点的に取り組む必要がある項目

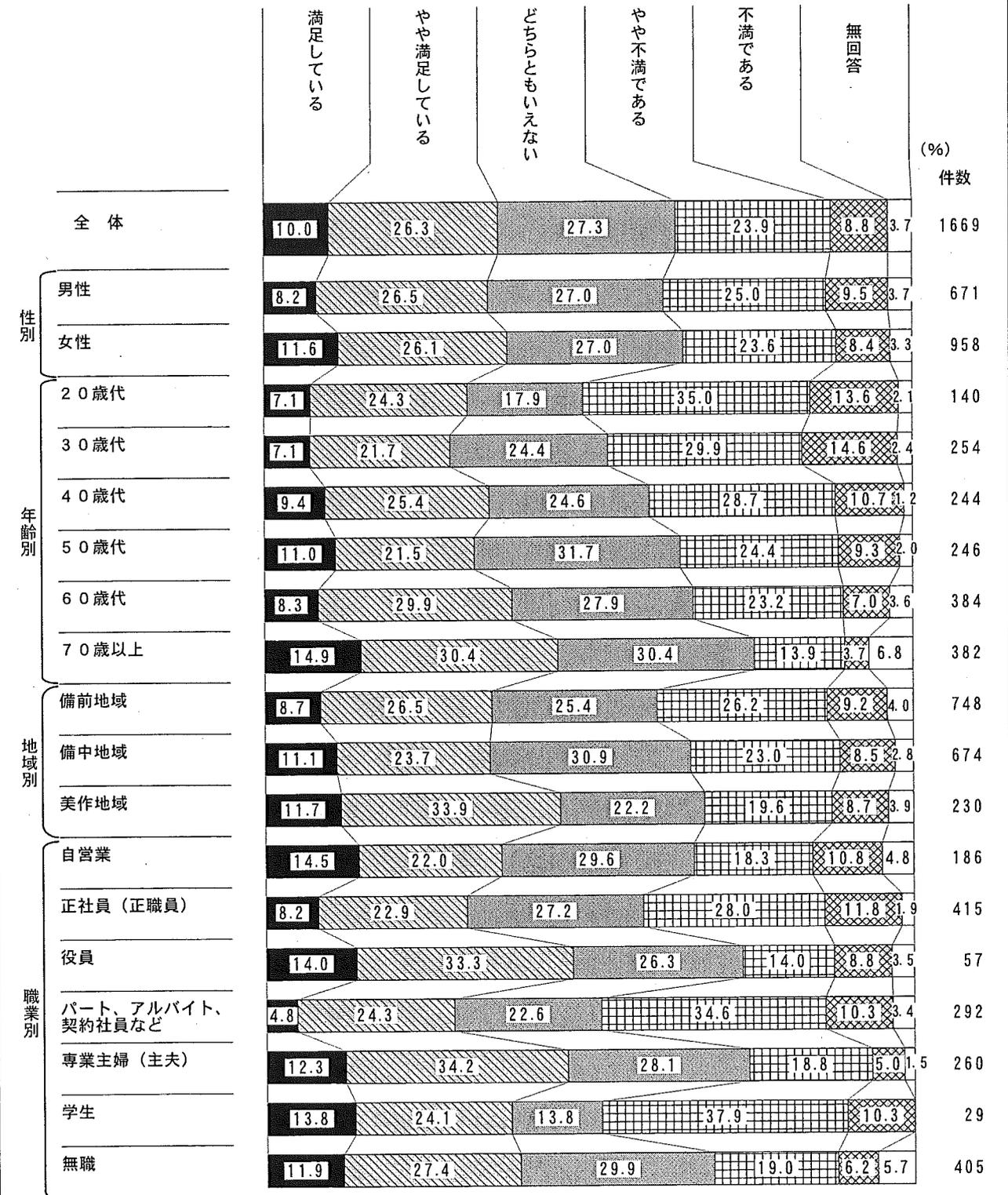
問 今後5年間に重点的に取り組む必要がある項目はどれですか。1～32の項目のうち、あてはまる番号を5つ以内で選び、その番号を下の欄に記入してください。



「1 安心して子どもを産み育てる環境づくり」が49.6%で最も多く、以下「13 医療体制の整備」(45.9%)、「10 犯罪のない安全で安心な社会づくり」(37.0%)、「16 高齢者が健康で生活ができる社会づくり」(29.4%)、「26 誰もが生き生きと働くことができる環境づくり」(27.0%)、「21 地域産業の活性化」(23.3%)と続いている。

③ 日常生活全般についての満足度

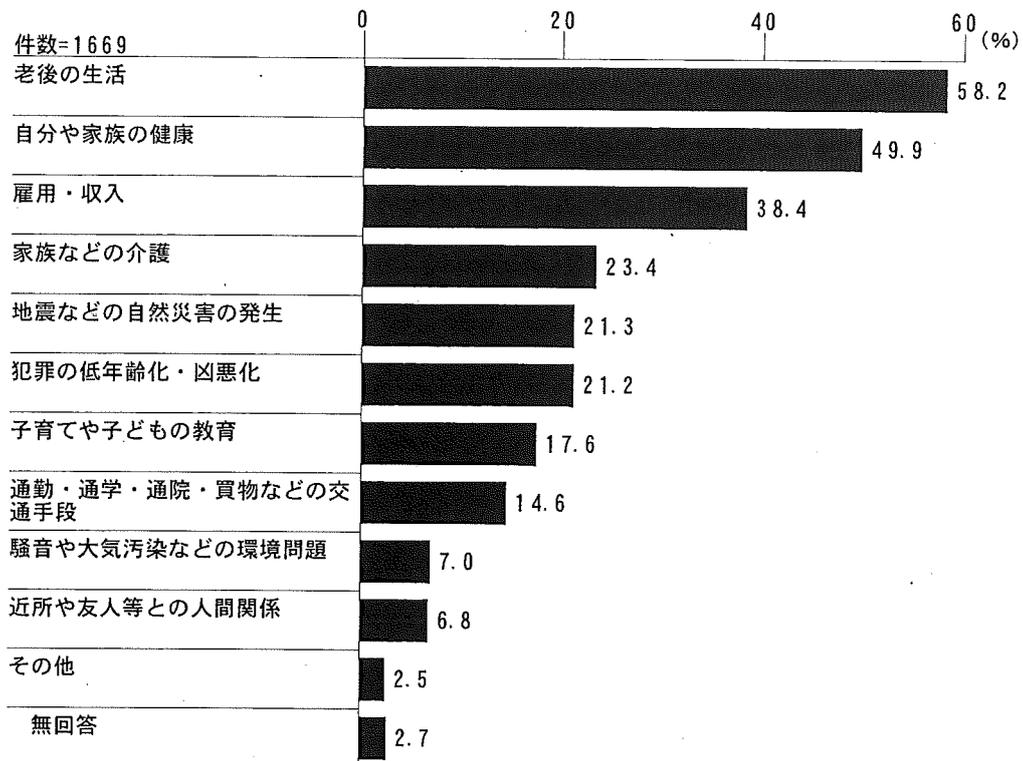
問 あなたは、現在の生活全般について、どのように感じていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



「満足している」「やや満足している」を合算した割合は36.3%、一方、「不満である」「やや不満である」を合算した割合は32.7%で、満足している割合が3.6ポイント上回っている。

④ 日常生活で不安に思っていること

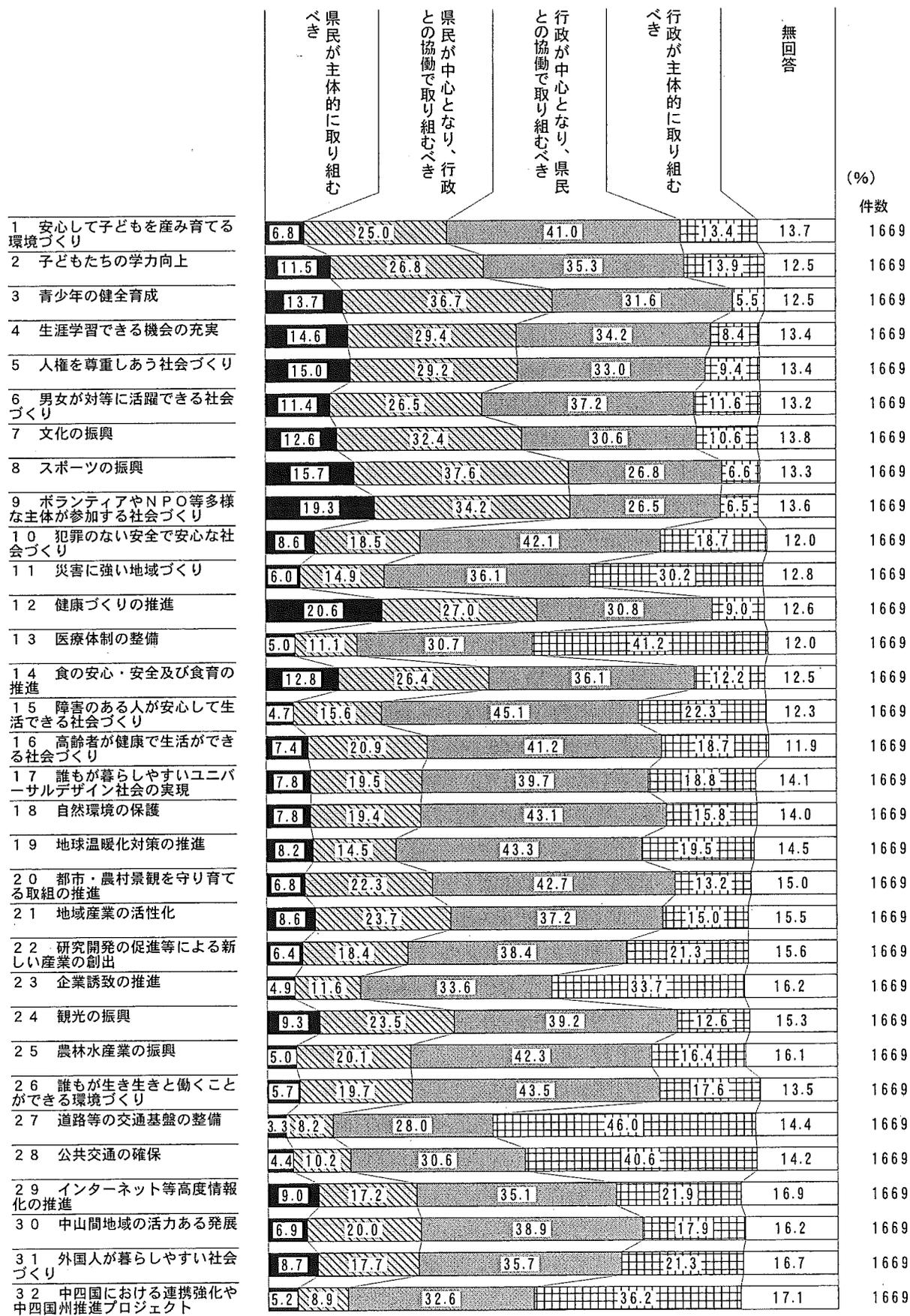
問 あなたが、日常生活で現在、不安に思っていることは何ですか。あてはまる番号を3つ以内で選び、○をつけてください。



「老後の生活」が58.2%で最も多く、以下「自分や家族の健康」(49.9%)、「雇用・収入」(38.4%)、「家族などの介護」(23.4%)、「地震などの自然災害の発生」(21.3%)、「犯罪の低年齢化・凶悪化」(21.2%)と続いている。

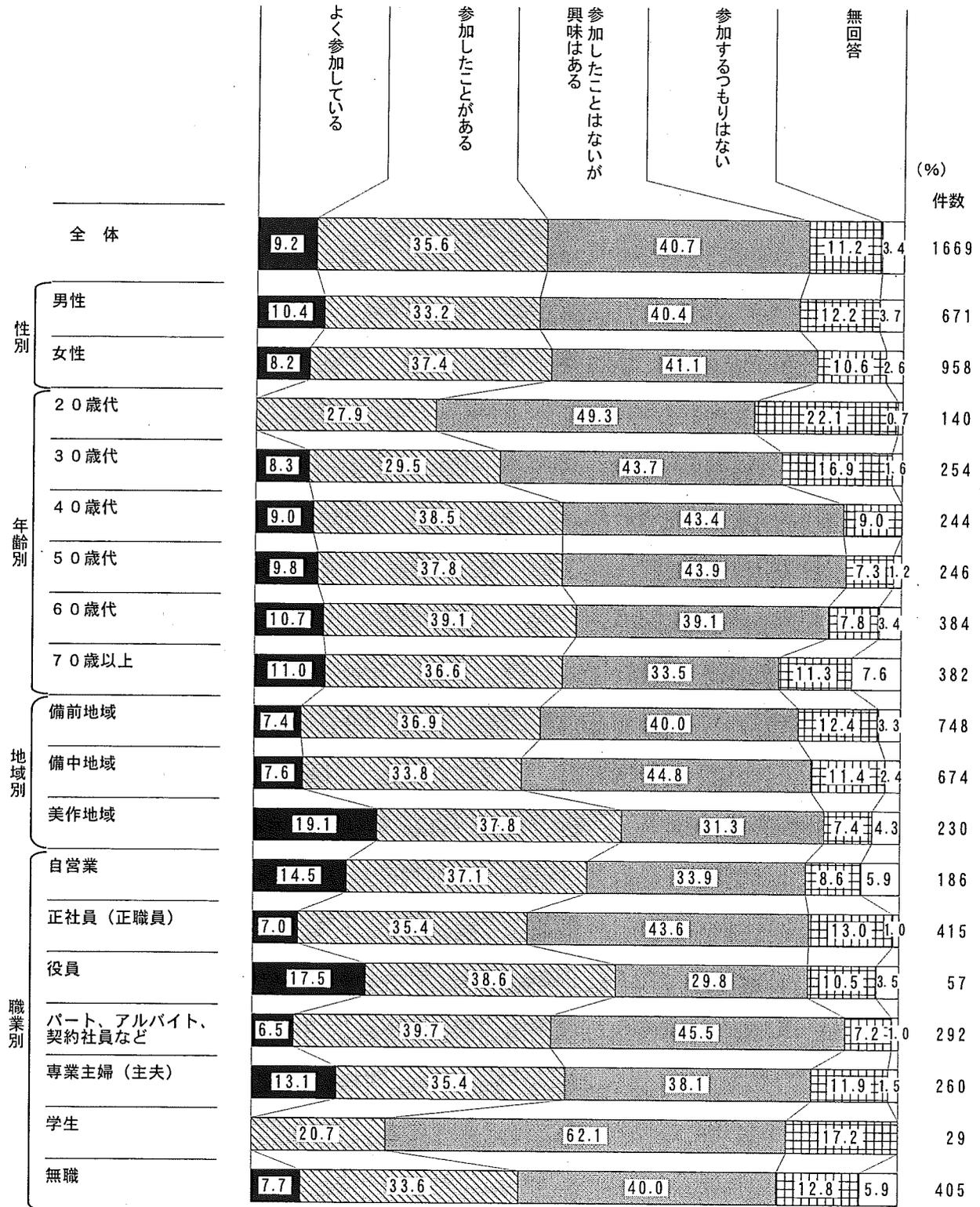
⑤ 県民と行政との役割分担

「役割分担」県民と行政との役割分担をどのように考えていますか？



⑥ 地域活動・ボランティア活動やNPO活動への参加経験

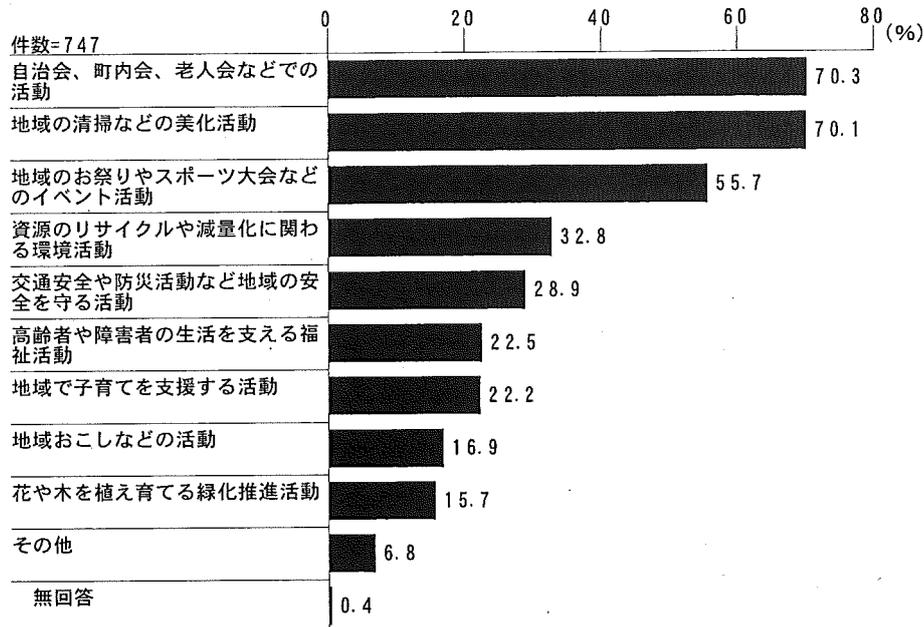
問 人口減少が進行する中で、上記のような日常生活の不安を取り除くための方法の一つとして、共に支え合う「共助」という考え方が大切だと言われています。そのような活動として、あなたはこれまで地域活動・ボランティア活動やNPO活動などに参加したことがありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



「よく参加している」(9.2%)、「参加したことがある」(35.6%)と参加経験者は44.8%と半数に満たない。一方、「参加したことはないが興味はある」(40.7%)、「参加するつもりはない」(11.2%)となっている。

⑦ 活動内容

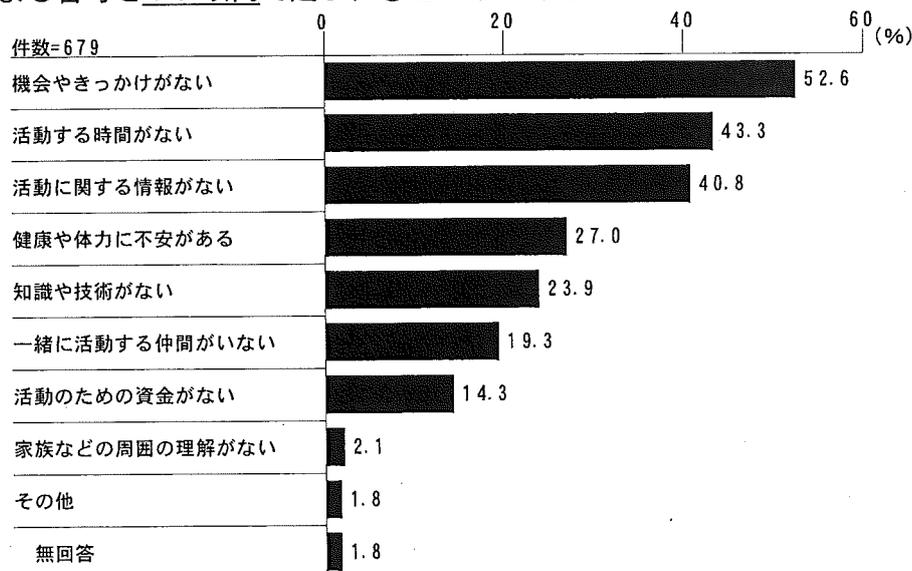
問 前問で「よく参加している」「参加したことがある」と回答した方にお聞きします。今までどのような活動に参加しましたか。あてはまる番号をすべて選び、○をつけてください。



「自治会、町内会、老人会などでの活動」(70.3%)、「地域の清掃などの美化活動」(70.1%)が多く、以下「地域のお祭りやスポーツ大会などのイベント活動」(55.7%)、「資源のリサイクルや減量化に関わる環境活動」(32.8%)、「交通安全や防災活動など地域の安全を守る活動」(28.9%)と続いている。

⑧ 興味はあるが参加したことがない理由

問 前々問で「参加したことがないが興味がある」と回答した方にお聞きします。その理由としてあてはまる番号を3つ以内で選び、○をつけてください。



「機会やきっかけがない」が52.6%で最も多く、以下「活動する時間がない」(43.3%)、「活動に関する情報がない」(40.8%)、「健康や体力に不安がある」(27.0%)、「知識や技術がない」(23.9%)と続いている。

夢づくり推進大賞について

県では、「新おかやま夢づくりプラン」を着実に推進するため、各地域で積極的に展開されている協働の取組のうち、先駆的な事例や「県民力の結集」の模範となる事例を「夢づくり推進大賞」として知事表彰している。

平成23年度は、各部局、県民局等の推薦を受け、13団体を受賞者として決定し、次のとおり表彰式を実施する。

1 受賞団体

別紙「平成23年度夢づくり推進大賞受賞団体一覧」のとおり

2 表彰日時及び場所

平成23年5月27日（金）13:00～14:00

県庁3階特別応接室

（参考）表彰団体数

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
表彰数	9	9	9	12	13	16	11	13

計92団体

平成23年度夢づくり推進大賞受賞団体一覧

別紙

(プログラム順)

取組団体名	代表者名	取組名	該当プログラム
1 県大そうじゃ子育てカレッジ実行委員会	おかざき じゅんこ 岡崎 順子	子育てカレッジの実施	子育て支援プログラム
2 特定非営利活動法人 リスタート	はやし なおひこ 林 尚彦	めざせ☆おかやまの星 育成事業	子ども教育プログラム
3 特定非営利活動法人 勝山・町並み委員会	つじ きんいちろう 辻 均一郎	岡野屋旅館プロジェクト	文化プログラム
4 津山っ子を守り育てる市民の会 ちゅうどう 中道ブロック	にしお たもつ 西尾 保	地域ぐるみによる子どもや高齢者等の安全確保	安全・安心まちづくりプログラム
5 にいみ日本一安全安心のまちづくり プロジェクト実行委員会	はしもと まさずみ 橋本 正純	安全安心のまちづくり	安全・安心まちづくりプログラム
6 岡山県交通安全母の会連合会	いしかわ みよ 石川 三四	交通事故防止運動の推進	暮らしと交通の安全プログラム
7 真備地区少年非行防止パイロット地区 事業推進実行委員会	いたの やすひろ 板野 泰弘	少年を非行からまもる パイロット地区事業	暮らしと交通の安全プログラム 青少年プログラム
8 ももたろう国際救援隊	まとの ひでとし 野 秀利	国際救援活動	災害対策・危機管理プログラム 国際化プログラム
9 森林ボランティア「きのこの森」	なかとう かつのぶ 中藤 勝信	未来に引き継げ”ふるさと”の森	水と緑プログラム 都市・農村景観プログラム
10 特定非営利活動法人 倉敷町家トラスト	なかむら やすのり 中村 泰典	まちに灯りをともす	都市・農村景観プログラム
11 すさい 周匝コスモスまつり実行委員会	はら まさよし 原 正義	コスモス・案山子まつり	観光プログラム
12 いろいろアグリ	さかぐち とみみ 坂口 智美	東備地域ほんまものの味・究極の地産地消推進事業	農林水産業プログラム
13 たかはしフィルム・コミッション	いしい まさゆき 石井 雅之	映画ロケ誘致と観光振興	まち・むら活性化プログラム

平成23年度夢づくり推進大賞受賞団体

子育てカレッジの実施

子育て支援プログラム

県大そうじゃ子育てカレッジ実行委員会(総社市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】岡崎 順子 【構成員数】16人 【設立】平成21年12月
取組の概要	市と協働し、地域ぐるみの子育て支援拠点を大学内に開設し、子育て中の親子がゆっくり安心して過ごすことができる「つどいの広場」や、虐待や食育をテーマとした「保育ステップアップ講座」、子育てや子育て支援に関する相談等を実施した。
県政への貢献	「つどいの広場」(週1日開催)の開催や、「保育ステップアップ講座」(年4回)等を開催し、平成22年度は延べ1,029組の親子が利用し、地域の総合的な子育て支援の拠点整備に大いに貢献した。



つどいの広場 「チュッピーひろば」



保育ステップアップ講座「型染めで遊ぼう」

特定非営利活動法人 リスタート(岡山市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】林 尚彦 【構成員数】16人 【設立】平成18年
取組の概要	行政や県内企業と協働し、中学生・高校生等を対象に伝統産業や特色ある産業に触れる体験学習を行い、その結果をフリーペーパー「めざせ☆おかやまの星」として取りまとめた。
県政への貢献	県内中高生53名が伝統産業や特色ある産業のうち県内20社(ベティスミス、ナカシマプロペラ、銘建工業等)に触れる体験学習の開催を通じて、自らの将来や生き方について考える機会を提供し、子どもたちの勤労観・職業観の育成に貢献した。



ジーンズ制作会社での体験学習



めざせ☆おかやまの星冊子

岡野屋旅館プロジェクト

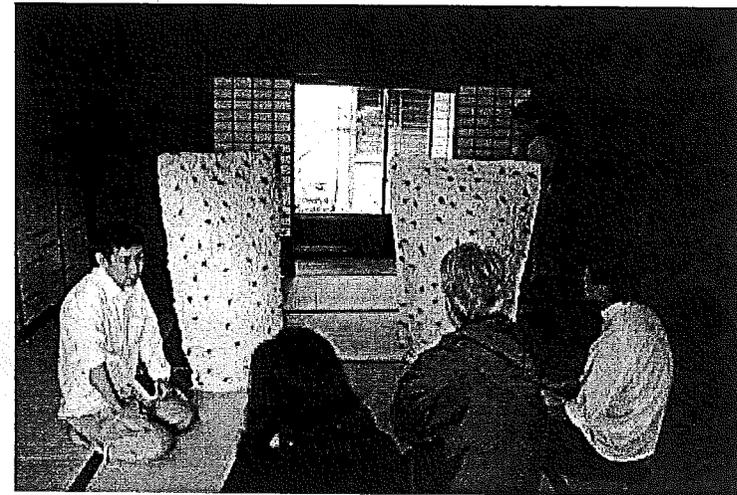
文化プログラム

特定非営利活動法人 勝山・町並み委員会(真庭市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】辻 均一郎 【構成員数】12人 【設立】平成21年4月
取組の概要	県や市と協働し、勝山町並み保存地区内の廃屋を芸術文化の発信スペースとして再生し、国民文化祭で美作地域の作家による展覧会、ワークショップを開催した。
県政への貢献	国民文化祭で美作地域の作家による展覧会「岡野屋プロジェクト2010」を開催し、1,242名の来館者を迎えるなど、地域の芸術文化の振興に大いに貢献した。



岡野屋旅館の修復



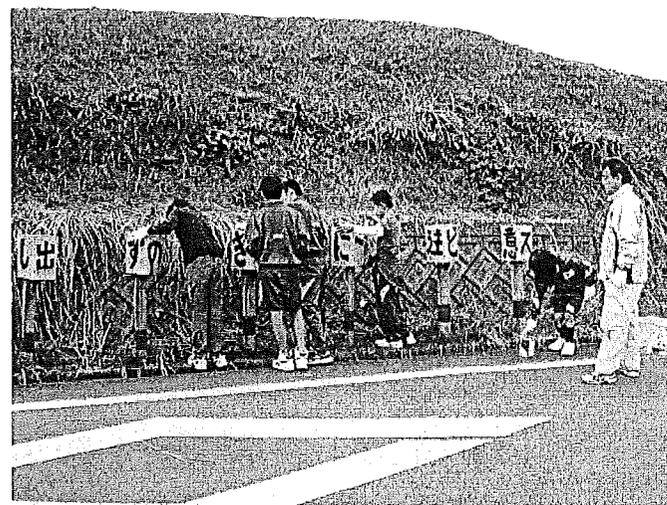
美作地域作家展覧会「岡野屋プロジェクト2010」

津山っ子を守り育てる市民の会中道ブロック(津山市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】西尾 保 【構成員数】約95人 【設立】平成2年
取組の概要	市と協働し、通学路等での見守り活動や、児童の登下校時間などに不審者情報の発生箇所を中心にパトロール活動を展開している。また、交通安全看板の設置活動、定期的な清掃活動を行った。
県政への貢献	防犯パトロール車両(41台・保有台数県下第2位)によるパトロール活動等により、当該地域の犯罪認知総数の減少(H19 95件 → H22 60件)、特に自転車盗の減少(H19 7件 → H22 1件)に大いに貢献した。 また、中学校生徒による交通安全看板の設置活動や清掃活動などを通じて青少年の健全育成や地域の連帯感や絆の強化に貢献した。



通学路等での見守り活動



中学校の生徒による交通安全看板の設置活動

にいま日本一安全安心のまちづくりプロジェクト実行委員会(新見市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】橋本 正純 【構成員数】約110人 【設立】平成22年
取組の概要	市と協働し、安全安心なまちを目指し、「にいま日本一安全安心のまちづくり市民大会宣言」を行い、標語コンテスト表彰式、寸劇による振り込め詐欺の注意喚起などを行ったほか、携帯用自発光式の青色LED点滅ライトを配布した。
県政への貢献	にいま日本一安全安心まちづくり市民大会等を開催し、取組が市広報紙やケーブルテレビ等で取り上げられるなど、安全安心のまちづくりの周知に寄与している。また、携帯用自発光式の青色LED点滅ライトを配布し、夜の安全歩行等に市民に活用される(約1万5,000個)など、犯罪や事故が起きにくい地域の基盤づくりに大いに貢献した。



にいま日本一安全安心のまちづくり市民大会



青色LED点滅ライト「通称:青ピカ」

岡山県交通安全母の会連合会(岡山県)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】石川 三四 【構成員数】約162,000人 【設立】昭和43年
取組の概要	行政、交通関係機関等と協働し、各家庭において交通安全に関する話し合いを積極的に行い、交通安全家族会議の開催などを推進し、家庭から交通事故の加害者、被害者、交通違反者を出さない運動を展開するとともに、地域の人々と連帯感を高め、子どもや高齢者の交通安全指導、シートベルト・チャイルドシートの着用の呼びかけ、各種交通安全運動への参加、交通安全研修会、講演会の開催など献身的な奉仕活動を続けている。
県政への貢献	交通事故のない明るい社会を建設するため、「交通安全は家庭から」を合言葉に、交通安全の日(毎月10日、25日)等の街頭活動や、新入学児童・幼稚園児に対する交通ルールの指導、各種交通安全教室の開催、子育て・高齢者世帯訪問事業などにより、長年の活動が事故の減少傾向に繋がり、平成22年の県内の人身事故件数は8年連続の減少となり、交通事故防止に大いに貢献した。



子育て・高齢者世帯訪問事業



高齢者交通安全指導講習会

少年を非行からまもるパイロット地区事業

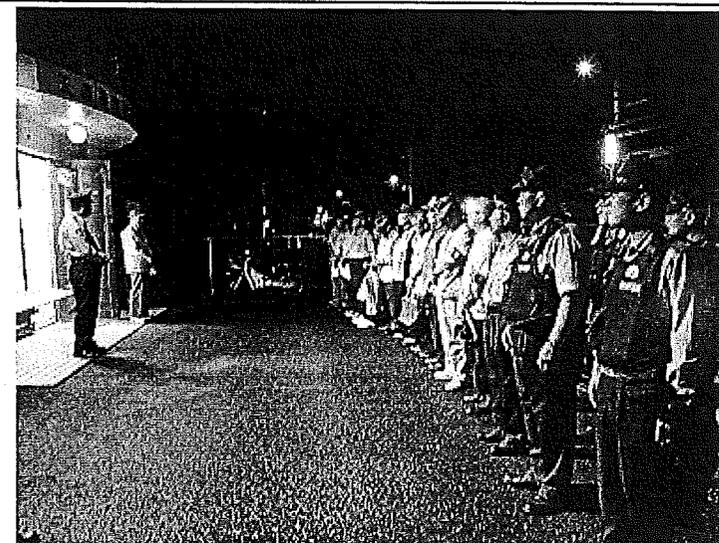
暮らしと交通の安全プログラム
青少年プログラム

真備地区少年非行防止パイロット地区事業推進実行委員会(倉敷市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】板野 泰弘 【構成員数】55人 【設立】平成22年
取組の概要	真備地区の学校と協働し、「万引き防止教室」「薬物乱用防止教室」を行ったほか、中学校及び高校を対象に「万引き防止ディスカッション」「自転車盗難被害防止教室」等を開催した。 警察と協働し、コンビニエンスストア、公園等を中心に不良行為少年の補導活動を行った。
県政への貢献	「万引き防止教室」「薬物乱用防止教室」の実施や不良行為少年の補導活動により、刑法犯少年の減少(H21 41人→H22 12人)や補導された不良行為少年の減少(H21 265人 → H22 130人)に大いに貢献した。



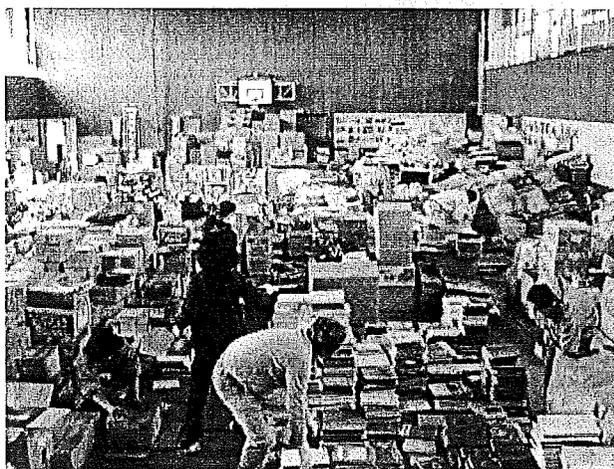
万引き防止教室



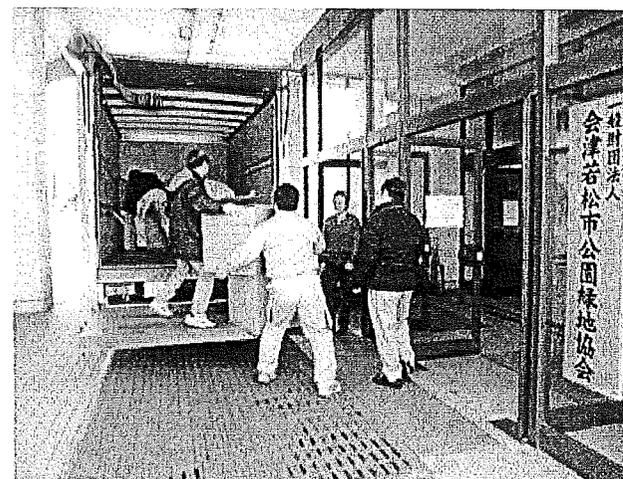
不良少年補導活動「ミッドナイト作戦出発式」

ももたろう国際救援隊(新見市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】的野 秀利 【構成員数】110人 【設立】平成16年12月
取組の概要	県と連携し、スマトラ島沖地震(H16)、新潟県中越沖地震(H19)、四川大地震(H20)、ハイチ大地震(H22)、東日本大震災(H23)等国内外の大規模災害に際して、県が岡山空港内に設置する「救援物資備蓄センター」に保管している物資の提供や救援隊の派遣等被災地への支援活動を行った。
県政への貢献	東日本大震災等での物資の提供、救援隊の派遣等被災地への支援活動(職員・ボランティア派遣) ・3月中旬 会津若松市、福島市等に貯水用タンク(20リットル入り)300個、粉ミルク、マスク等を輸送 ・4月中旬 福島県南相馬市に職員・ボランティア派遣 等により、国際貢献先進県おかやまの実現に大いに貢献した。



大学校内防災訓練シェルターでの救援物資の仕分け
(東日本大震災)



避難所(会津若松市)への救援物資の提供
(東日本大震災)

未来に引き継げ“ふるさと”の森

水と緑プログラム
都市・農村景観プログラム

森林ボランティア「きのこの森」(勝央町)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】中藤 勝信 【構成員数】20人 【設立】平成18年9月
取組の概要	県や町と協働し、放置された森林の木を伐採し、シイタケ栽培に有効活用したほか、遊休農地を活用し就学前の親子を対象とした野外体験活動を行った。 ファーマーズマーケット・ノースビレッジで「きのこの森祭り」「炭焼き講習会」を毎年開催している。
県政への貢献	放置された森林の木を伐採することにより、森林の環境保全に貢献したほか、遊休農地を活用した野外体験活動により、1年間に延べ約1,000名の参加者を集めるなど、農地の保全や自然保護の意識向上に大いに貢献した。



伐採木をシイタケの原木に利用



遊休農地を利用した野外体験活動

特定非営利活動法人 倉敷町家トラスト(倉敷市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】中村 泰典 【構成員数】個人約290人、企業40社 【設立】平成18年
取組の概要	市と協働し、倉敷美観地区の空家を滞在型宿泊施設に改装したほか、空家や不在家屋を調査し、データベースを作成して店舗入居の仲介を行った。
県政への貢献	空家を町家暮らしが体験できる滞在型宿泊施設に改装するなど8棟を改修・利活用したほか、空家や不在家屋への店舗入居の仲介を行い、特産品(倉敷帆布等)を販売する店舗が開店するなど、観光地の景観の保全やにぎわいの創出に大いに貢献した。



滞在型宿泊施設への改築作業



入居仲介によって開店した特産品販売店舗

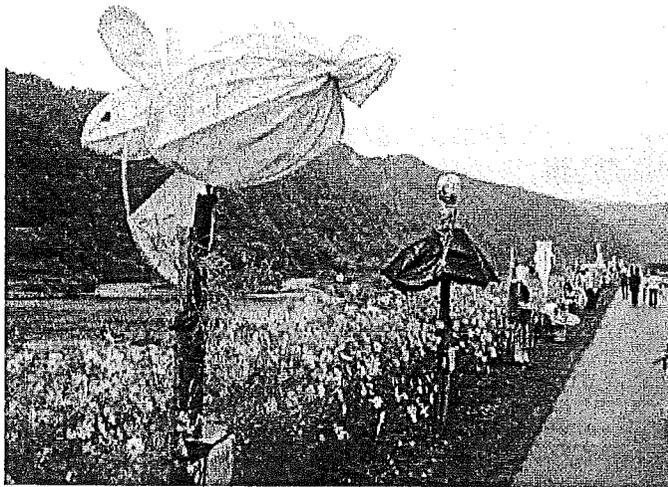
コスモス・案山子まつり

観光プログラム

すさい

周匝コスモスまつり実行委員会(赤磐市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】原 正義 【構成員数】32人 【設立】平成10年
取組の概要	県と協働し、不法投棄や竹、雑草が繁茂していた堤防を清掃し、コスモスを植え、環境美化に取り組んでいる。 毎年秋には地元住民手作りの案山子コンテストや地元住民による屋台の出店などの「コスモス・案山子まつり(計13回)」を開催している。
県政への貢献	堤防の清掃活動や、コスモスの植栽活動(150~200万本)により、環境美化に貢献したほか、平成22年度はバス約300台、約2万人が来場し、観光客が年々増加するなど、地域の観光資源の創出に大いに貢献した。



コスモス街道



コスモス・案山子まつり

いろいろアグリ(和気町)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】坂口 智美 【構成員数】24人 【設立】平成12年10月
取組の概要	市町と協働し、生産した農畜産物を素材にした地産地消オリジナルメニューの開発や、新たな特産品の開発として有害獣のイノシシやシカの肉を利用したメニューの試作を通して、農産物の地産地消、地域内流通を推進している。
県政への貢献	「地産地消オリジナルメニュー」を開発し、その中でも米粉を使ったピザ等を地元の農産物直売所や飲食店で提案することにより、生産者と実需者を繋ぐ役割を果たした。さらに、会員によるピオーネや桃太郎ぶどうを使った加工品研究や商工業者との連絡会議がドレッシングの商品化やレストランへの食材納入に繋がるなど、農林水産物の生産振興や地域資源の活用に大いに貢献した。また、農業分野での女性の地位向上に貢献した。



米粉を使ったメニュー研修会



有害獣の肉を利用した試作メニュー

たかはしフィルム・コミッション(高梁市)

項目	内容
取組主体の概要	【代表】石井 雅之 【構成員数】個人43名 19団体 【設立】平成16年9月
取組の概要	市と協働し、映画等のロケ地の誘致活動を積極的に展開し、ボランティアエキストラの手配などロケ支援を行った。ロケの実績を活用し、映画ロケ地へのバスツアーの実施やホームページでの情報発信を行った。
県政への貢献	数多くの映画等のロケの実績に繋がったほか(県庁の星、バッテリー、大地の詩、ルパンの奇巖城等)、ロケの実績を活用し新たな観光資源の創出に大いに貢献した。また、地元市民によるボランティアエキストラの活用により、地域の活性化にも大きく貢献した。



映画「大地の詩」



映画「ルパンの奇巖城」

総務委員会資料(Ⅰ)

- 平成23年度における行財政改革の取組について P 1
- 岡山県税条例の一部を改正する条例の専決処分について . . . P 1 1
- 岡山県公用封筒への広告掲載について P 1 2

平成23年5月19日

総 務 部

平成23年度における行財政改革の取組について

岡山県行財政構造改革大綱2008に基づき、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど行政システムを再構築するため、次のとおり行財政改革の取組を進めることとする。

1 歳入確保策の取組（別紙1）

財政構造改革の一環として歳入確保対策に取り組むこととしており、関係部署が緊密に連携しながら、県税の収入率の向上については全国トップクラスとなる98.0%以上の収入率を目指すとともに、県有財産の有効活用等についてはネーミングライツや有料広告事業のさらなる拡充を図るなど、引き続き、あらゆる取組を進めていく。

2 事務事業の見直し等による職員数の削減（別紙2）

県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方の見直しなどにより、職員数の削減に取り組む。

3 行政評価システムの構築（別紙3）

事業の質を高め、分かりやすい県政を推進するとともに、第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）を総合的・効果的に推進するため、県の政策・施策・事務事業を目的と手段の関係から再整理した上で、各種事業の必要性や効果を分かりやすく県民に示し、県民視点を取り入れながら、より効果的な施策の構築及び推進を行っていく新たな行政評価制度を構築する。

4 その他

○外郭団体・公の施設の見直し（別紙4）

平成22年度における取組実績は（別紙5）、行財政構造改革の効果額は（別紙6）を参照

歳入確保対策の取組 (県税収入見込みと税収確保対策について)

1 県税収入見込み

22年度			23年度	
当初予算額 (a)	最終予算額 (b)	伸率 (b/a)	当初予算額 (c)	伸率 (c/a)
185,039百円	191,575百円	+3.5%	188,913百円	+2.1%

◎22年度：景気の緩やかな回復基調を受けて企業業績が改善し、法人二税等が当初予算を上回ったため、最終予算額は全体で当初予算額を66億円上回っている。

主な増減理由(対当初予算)

法人二税→+70億円：緩やかな景気回復による企業業績の改善
 地方消費税→+13億円：国内消費と貨物輸入量の回復
 軽油引取税→+13億円：景気回復の影響などによる貨物輸送量の増加
 個人県民税→▲24億円：給与所得水準の低下や新規滞納の増加

◎23年度：国の地方財政計画、景気動向、税収の推移、主要企業に対する聞き取り調査の結果などを勘案して、前年度当初予算よりも39億円増の1,889億円を計上している。

主な増減理由(対前年度当初予算)

法人二税→+60億円：緩やかな景気回復による企業業績の改善
 地方消費税→+7億円：貨物輸入量の回復
 個人県民税→▲16億円：給与所得水準や雇用の改善の遅れ

2 税収確保対策

岡山県行財政構造改革大綱2008において、平成24年度末までに県税の収入率を全国トップクラスの98.0%以上とする目標を設定しており、これを達成するために、次のような対策を実施する。

(1) 個人県民税の徴収対策

- ・市町村と連携した個人住民税の特別徴収の徹底
- ・岡山県滞納整理推進機構による市町村の滞納困難事案の処理の推進
- ・市町村と連携した滞納整理の推進
(県民局の個人県民税滞納整理チームの活用)

(2) 自動車税・個人事業税の徴収対策

- ・電話で納税催告を行う納税コールセンターの設置
- ・平成22年度に配置した任期付職員や税務署OBの活用
- ・徹底した進行管理による収入未済額の縮減

(3) 滞納処分の強化

- ・債権のみならず動産、不動産、自動車など幅広い財産調査及び迅速な差押え、公売、取立ての実施

事務事業の見直し等による職員数の削減

県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方を見直しや事務改善などにより、引き続き職員の削減を図る。

1 削減目標と実績

(単位：人)

部 門 (H20.4総定員)	数値目標 (H25.4まで)	実績累計 (H23.4まで)
知事部局等 (4,500)	▲860	▲532
教育委員会 (15,464)	▲335	▲372
警察本部 (3,906)	—	—
警察官以外の職員 (517)	▲20	▲19
企 業 局 (128)	▲18	▲17
合 計 (23,998)	▲1,233	▲940

※実績累計は、20年度～22年度取組の累計

2 平成23年度の取組

事務事業の見直しに伴う業務量の減少などを適切に反映させるとともに、退職者数の見込みや一定の新規採用者数の確保について勘案したうえで、削減目標の達成に向けて着実に取り組むこととする。

- 事務事業等の見直し……事務事業の見直しや仕事のやり方を見直しを通じて、業務量を減らすことにより職員数の削減を図る。
- 実施主体・機関の見直し……本庁と出先、県と市町村との役割分担等を見直すとともに、その見直しを反映した簡素で効率的な組織体制を整備することにより職員数の削減を図る。

行政評価システムの構築

1 基本的な考え方

事業の質を高め、分かりやすい県政を推進するとともに、第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）を総合的・効果的に推進するため、県の政策・施策・事務事業を目的と手段の関係から再整理した上で、各種事業の必要性や効果を分かりやすく県民に示し、県民視点を取り入れながら、より効果的な施策の構築及び推進を行っていく新たな行政評価制度を構築する。

2 目指すべき評価制度

- (1) 事業の質を高め、分かりやすい県政を推進するための評価制度
- (2) 効果的で効率的な事業の実施に資する評価制度
- (3) 職員の政策形成能力等の向上につながる評価制度

3 今後の予定

- ・ 23年度 新行政評価制度の構築、試行
- ・ 24年度 新制度移行

外郭団体・公の施設の見直しについて

1 外郭団体

外郭団体の見直しについては、財政構造改革プランの団体ごとの方針に基づき、着実に取組を進めていくこととする。

見直しを行う団体（9団体）

方針	団体名 [主な見直し内容]
抜本的な見直し (1)	(財)中国四国酪農大学校 (農) [県支援のあり方/～23年度]
あり方検討 (6)	(社)岡山県文化連盟 (環) [経営基盤強化/～24年度] (財)児島湖流域水質保全基金 (環) [効果的な事業実施] (社)岡山県観光連盟 (産) [事業実施体制の見直し/～24年度] (社)岡山県林業振興基金 (農) [運営形態の検討] (財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 (土) (財)倉敷スポーツ公園 (土)
県関与の縮小 (2)	(学)吉備高原学園 (総) [派遣県職員引き揚げの検討/～24年度] (財)岡山県建設技術センター (土) [派遣県職員引き揚げの検討]

2 公の施設

公の施設の見直しについては、行財政構造改革大綱2008に基づく見直しが平成22年度末までに概ね完了したが、一部取扱未定の施設等について、引き続き取組を進める。

取扱未定施設（3施設） ※いずれも設置条例は廃止済

- 技術振興研修センター(ニューサイエンス館) (産)
吉備中央町への譲渡に向け調整中
- 二十一世紀の森 (農)
民間譲渡も含め今後の取扱を検討中
- 吉備路郷土館 (教)
施設の活用策等について総社市と協議中

平成 22 年度における行財政改革の取組について

岡山県行財政構造改革大綱 2008 に基づき行財政構造改革に取り組んでいるところであるが、平成 22 年度の取組は次のとおりである。

[具体的な取組内容]

取組項目	取組状況																								
(1) 職員数	<p>○定数純減の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>目標 (～H25.4)</th> <th>H22年度取組</th> <th>累計(H23.4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局等</td> <td>▲ 860人</td> <td>▲ 162人</td> <td>▲ 532人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会※1</td> <td>▲ 335人</td> <td>+ 41人</td> <td>▲ 372人</td> </tr> <tr> <td>警察本部※2</td> <td>▲ 20人</td> <td>▲ 4人</td> <td>▲ 19人</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>▲ 18人</td> <td>0人</td> <td>▲ 17人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>▲ 1,233人</td> <td>▲ 125人</td> <td>▲ 940人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：小学校1年生の35人学級化に対応する職員を除く ※2：警察官以外の職員</p>	部門	目標 (～H25.4)	H22年度取組	累計(H23.4)	知事部局等	▲ 860人	▲ 162人	▲ 532人	教育委員会※1	▲ 335人	+ 41人	▲ 372人	警察本部※2	▲ 20人	▲ 4人	▲ 19人	企業局	▲ 18人	0人	▲ 17人	合計	▲ 1,233人	▲ 125人	▲ 940人
部門	目標 (～H25.4)	H22年度取組	累計(H23.4)																						
知事部局等	▲ 860人	▲ 162人	▲ 532人																						
教育委員会※1	▲ 335人	+ 41人	▲ 372人																						
警察本部※2	▲ 20人	▲ 4人	▲ 19人																						
企業局	▲ 18人	0人	▲ 17人																						
合計	▲ 1,233人	▲ 125人	▲ 940人																						
(2) 組織	<p>○組織の再編 (H23.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民文化祭体制の終了 国民文化祭推進室の廃止 ・課班の統廃合 																								
(3) 職員の意識改革と人事制度等	<p>○新人職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人職員が業務に必要な能力を身につけ、職務遂行能力が十分に発揮できるよう育成担当者を指定しての育成・指導 																								
(4) 事務事業	<p>○一般施策等の削減 (一般財源ベース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値 (～H24)</th> <th>H23予算</th> <th>累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20当初予算比</td> <td>▲ 107億円</td> <td>▲ 2億円</td> <td>▲ 100億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○運営費等の削減 (一般財源ベース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値 (～H24)</th> <th>H23予算</th> <th>累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費 (H20当初予算比)</td> <td>▲ 30億円</td> <td>—</td> <td>▲ 28億円</td> </tr> <tr> <td>公債費 (H20当初予算比)</td> <td>▲ 10億円</td> <td>▲ 3億円</td> <td>▲ 8億円</td> </tr> </tbody> </table>		目標値 (～H24)	H23予算	累計額	H20当初予算比	▲ 107億円	▲ 2億円	▲ 100億円		目標値 (～H24)	H23予算	累計額	運営費 (H20当初予算比)	▲ 30億円	—	▲ 28億円	公債費 (H20当初予算比)	▲ 10億円	▲ 3億円	▲ 8億円				
	目標値 (～H24)	H23予算	累計額																						
H20当初予算比	▲ 107億円	▲ 2億円	▲ 100億円																						
	目標値 (～H24)	H23予算	累計額																						
運営費 (H20当初予算比)	▲ 30億円	—	▲ 28億円																						
公債費 (H20当初予算比)	▲ 10億円	▲ 3億円	▲ 8億円																						

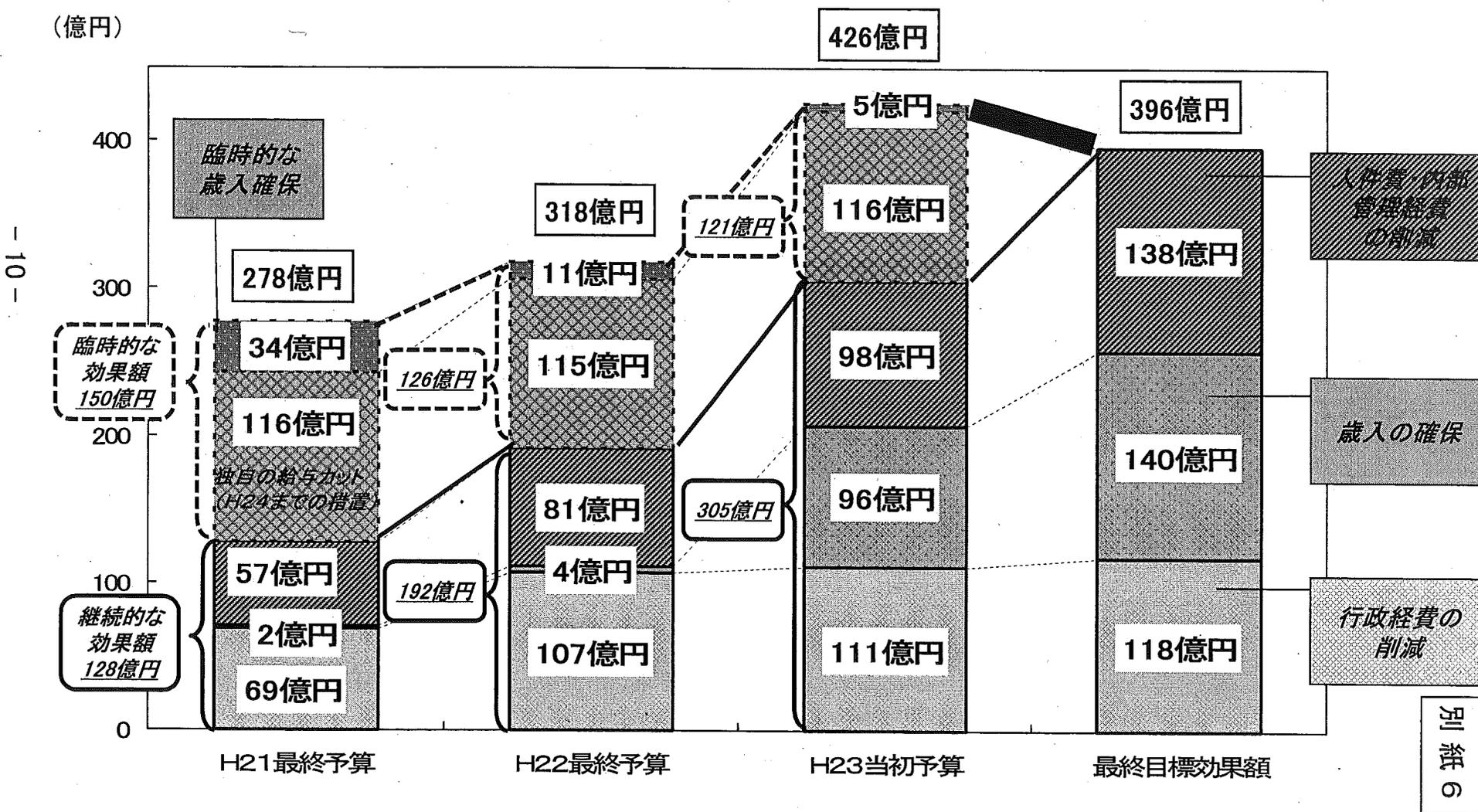
取組項目	取組状況																		
(5) 公共事業	<p>○公共事業（地方負担額）の削減</p> <table border="1" data-bbox="438 309 1348 477"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 309 611 349"></th> <th data-bbox="611 309 863 349">目標値(H21、H22)</th> <th data-bbox="863 309 1023 349">H21予算</th> <th data-bbox="1023 309 1182 349">H22予算</th> <th data-bbox="1182 309 1348 349">H23予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 349 611 389">前年度</td> <td data-bbox="611 349 863 389"></td> <td data-bbox="863 349 1023 389">▲10.1%</td> <td data-bbox="1023 349 1182 389">▲10.0%</td> <td data-bbox="1182 349 1348 389">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 389 611 477">当初予算比</td> <td data-bbox="611 389 863 477">▲10%</td> <td data-bbox="863 389 1023 477">(削減額 ▲34億円)</td> <td data-bbox="1023 389 1182 477">(削減額 ▲30億円)</td> <td data-bbox="1182 389 1348 477">(前年同額 を維持)</td> </tr> </tbody> </table>					目標値(H21、H22)	H21予算	H22予算	H23予算	前年度		▲10.1%	▲10.0%	—	当初予算比	▲10%	(削減額 ▲34億円)	(削減額 ▲30億円)	(前年同額 を維持)
	目標値(H21、H22)	H21予算	H22予算	H23予算															
前年度		▲10.1%	▲10.0%	—															
当初予算比	▲10%	(削減額 ▲34億円)	(削減額 ▲30億円)	(前年同額 を維持)															
(6) 歳入確保	<p>○県税収入率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税の徴収対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 特別徴収の促進 事業者への制度周知、特別徴収未実施事業者への働きかけ イ 滞納整理の促進 個人住民税対策チームの設置（県民局）、任期付職員の配置 ・自動車税の徴収対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 滞納処分の強化 任期付職員の配置 イ コールセンターの設置 納税催告と口座振替の勧奨 ・滞納処分の効率化 国税OB職員の配置 ・法人に係る課税強化 法人調査職員の配置 <p>○県有財産の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機等の設置に係る納付金制度の導入施設の拡大（県民局、学校施設等） ・有料広告事業の拡大（県封筒等） ・県庁食堂に係る行政財産使用料の徴収（H22.6） ・県有施設駐車場の有料化（H22.9） <p>○使用料等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設使用料の引き上げ（H22.9） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外税の充当事業の拡大 ・数字選択式宝くじのATM販売の拡大 ・県有財産の売却 																		

取組項目	取組状況				
(7) 公の施設	○公の施設の見直し (金額：億円)				
	見直し目標		H20年度取組	H21年度取組	H22年度取組
	施設数	56	26	26	4
	効果額	9	8.4		0.6
(8) 市町村への事務・権限移譲	○「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画<改訂版>」の取組期間が平成23年4月で満了となることから「第2次改訂版」を策定				
	(主な改訂内容)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・取組期間の延長：平成25年4月まで ・移譲方式の拡大：個別移譲にメニュー方式を追加 従前どおり一律移譲を基本としながらも、市町村の意向に応じたより柔軟な移譲を可能とするため、個別移譲の手法として、これまでのパッケージ方式に加えてメニュー方式を新たに設定 				
	○新規の移譲事務 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉パッケージ 社会福祉法人の設立認可等・・・新見市へ移譲 (H22.10.1～) ※これまでの移譲決定事務数：123事務				

取組項目	取組状況																			
(9) 外郭団体	<p>○外郭団体の見直し</p> <table border="1" data-bbox="406 315 1396 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 315 624 383"></th> <th data-bbox="624 315 762 383">取組方針 (～H24.4)</th> <th data-bbox="762 315 1396 383">22年度末までの取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 383 624 593">抜本的な見直し</td> <td data-bbox="624 383 762 593">5団体</td> <td data-bbox="762 383 1396 593">チボリ・ジャパン(株) (H20.12解散) (財)岡山県開発公社 (H21.6解散) 岡山県住宅供給公社 (H22.3解散) (社)岡山県総合協力事業団 (H21 派遣県職員の引き揚げ、委託業務の見直し)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 593 624 674">統合</td> <td data-bbox="624 593 762 674">2団体</td> <td data-bbox="762 593 1396 674">岡山県スポーツ振興財団 (H21.4解散) (財)吉備高原保健福祉のむら事業団 (H21.3解散)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 674 624 842">あり方検討</td> <td data-bbox="624 674 762 842">10団体</td> <td data-bbox="762 674 1396 842">(財)岡山総合展示場 (H21.3解散) (社)岡山県農地開発公社 (H23.3解散) (社)岡山県畜産公社 (H23.3解散) (財)岡山県愛染会 (H22 「今後のあり方」策定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 842 624 965">自立化</td> <td data-bbox="624 842 762 965">2団体</td> <td data-bbox="762 842 1396 965">(福)吉備の里 (H21.3県出資金引き揚げ) 岡山県農業信用基金協会 (H21.3 代表者への県職員就任の中止)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 965 624 1131">県関与の縮小</td> <td data-bbox="624 965 762 1131">5団体</td> <td data-bbox="762 965 1396 1131">(財)岡山県福祉事業団 (H21 人件費補助の中止) (財)岡山県健康づくり財団 (H21 派遣県職員の引き揚げ、委託業務の縮小) 岡山県土地開発公社 (H23 派遣県職員の引き揚げ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○審議会等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づく会議の公開を実施 (H22.4) 			取組方針 (～H24.4)	22年度末までの取組	抜本的な見直し	5団体	チボリ・ジャパン(株) (H20.12解散) (財)岡山県開発公社 (H21.6解散) 岡山県住宅供給公社 (H22.3解散) (社)岡山県総合協力事業団 (H21 派遣県職員の引き揚げ、委託業務の見直し)	統合	2団体	岡山県スポーツ振興財団 (H21.4解散) (財)吉備高原保健福祉のむら事業団 (H21.3解散)	あり方検討	10団体	(財)岡山総合展示場 (H21.3解散) (社)岡山県農地開発公社 (H23.3解散) (社)岡山県畜産公社 (H23.3解散) (財)岡山県愛染会 (H22 「今後のあり方」策定)	自立化	2団体	(福)吉備の里 (H21.3県出資金引き揚げ) 岡山県農業信用基金協会 (H21.3 代表者への県職員就任の中止)	県関与の縮小	5団体	(財)岡山県福祉事業団 (H21 人件費補助の中止) (財)岡山県健康づくり財団 (H21 派遣県職員の引き揚げ、委託業務の縮小) 岡山県土地開発公社 (H23 派遣県職員の引き揚げ)
	取組方針 (～H24.4)	22年度末までの取組																		
抜本的な見直し	5団体	チボリ・ジャパン(株) (H20.12解散) (財)岡山県開発公社 (H21.6解散) 岡山県住宅供給公社 (H22.3解散) (社)岡山県総合協力事業団 (H21 派遣県職員の引き揚げ、委託業務の見直し)																		
統合	2団体	岡山県スポーツ振興財団 (H21.4解散) (財)吉備高原保健福祉のむら事業団 (H21.3解散)																		
あり方検討	10団体	(財)岡山総合展示場 (H21.3解散) (社)岡山県農地開発公社 (H23.3解散) (社)岡山県畜産公社 (H23.3解散) (財)岡山県愛染会 (H22 「今後のあり方」策定)																		
自立化	2団体	(福)吉備の里 (H21.3県出資金引き揚げ) 岡山県農業信用基金協会 (H21.3 代表者への県職員就任の中止)																		
県関与の縮小	5団体	(財)岡山県福祉事業団 (H21 人件費補助の中止) (財)岡山県健康づくり財団 (H21 派遣県職員の引き揚げ、委託業務の縮小) 岡山県土地開発公社 (H23 派遣県職員の引き揚げ)																		
(10) 行政評価	○夢づくり政策評価を実施するとともに、新たな行政評価制度の構築に向けて関係課プロジェクトチームにおいて検討																			
(11) その他	○行政委員の報酬見直し																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の原則を踏まえ、日額化したうえで、月額で補完する制度に見直し (H23.4) 																			

行財政構造改革の効果額について

(億円)



岡山県税条例の一部を改正 する条例の専決処分について

国民生活等の混乱を回避するための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第13号）が平成23年3月31日に公布されたところであるが、平成23年4月1日から岡山県税条例の一部を改正する条例を施行して、同日から適用する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分したので報告する。

[条例改正の主な内容]

1 不動産取得税

- ① 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する、一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を、暫定的に平成23年6月30日まで延長する。

（附則第17条関係）

- ② 入会林野等に関する権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき、入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置の適用期限を、暫定的に平成23年6月30日まで延長する。

（附則第17条の2関係）

岡山県公用封筒への広告掲載について

歳入確保対策の一環として、新たに公用封筒に民間企業等の広告を掲載することとし、この度、広告主を募集し広告封筒を作製した。

1 広告を掲載する公用封筒

岡山県自動車税納税通知書用封筒 約50万枚

封筒サイズ	11.9cm×19.2cm
裏面(広告サイズ)	7.0cm×17.0cm

2 広告掲載期間

平成23年度自動車税定期課税納税通知書の発送用封筒として使用
(発送日：平成23年5月2日)

3 広告の対象範囲及び内容

広告主の業種・業者の範囲及び広告内容については、「岡山県広告取扱要綱」及び「岡山県広告取扱基準」による。

4 広告主の選定方法

公募(最高申入価格)

5 収入額等

(1) 予定価格 493,500円(税込)

(2) 広告価格 501,000円(税込)

6 広告主

社団法人岡山県自動車整備振興会 会長 植田 修
岡山市中区藤原25

「第9次岡山県交通安全計画」について

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第9次岡山県交通安全計画」を、このほど岡山県交通安全対策会議（会長：知事）が取りまとめた。

1 計画の基本理念

- ・ 交通事故のない社会をめざして
- ・ 人優先の交通安全思想
- ・ 交通社会を構成する三要素（人間、交通機関、交通環境） など

2 計画の構成

県内の「陸上交通の安全」（道路交通、鉄道交通、踏切道における交通）に関する「総合的かつ長期的な施策の大綱」及び「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めている。

3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

4 計画の概要

(1) 道路交通の安全

ア 計画における目標

平成27年までに年間の24時間死者数を65人以下（H22：109人）、30日以内死者数を75人以下（同：121人）、負傷者数を16,700人以下（同：21,221人）とすることを旨とする。

イ 講じようとする施策

- ・ 道路交通環境の整備
- ・ 交通安全思想の普及徹底
- ・ 安全運転の確保 など

(2) 鉄道交通の安全

ア 計画における目標

乗客の死傷者数ゼロを継続すること、及び運転事故全体の死傷者数（H22：9人）を減少させることを目指す。

イ 講じようとする施策

- ・ 鉄道交通環境の整備
- ・ 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ・ 鉄道の安全な運行の確保 など

(3) 踏切道における交通の安全

ア 計画の目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

イ 講じようとする施策

- ・ 踏切道の立体交差化、構造改良の促進
- ・ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 など

5 第8次計画との関連性

平成22年には24時間死者数が7年ぶりに増加（+2人）したものの、長期的に見れば交通事故は減少傾向にあり、施策の方向性に誤りはないと思われることから、基本的には「第8次計画」を引き継ぐ形となっている。

〈参考〉パブリック・コメント実施結果

- 1 募集期間 平成23年2月15日～3月15日
- 2 件数 26件（12人）
- 3 意見と県の考え方 別添のとおり
- 4 パブリック・コメントを受けた変更

意見の概要	反映状況
道路利用者等が日常感じている意見を受け付けるものに「マルチメディア目安箱」を加えてはどうか。	意見のとおり「マルチメディア目安箱」を記述に加えることとした。

「第9次岡山県交通安全計画」（中間案）に対する意見と県の考え方

1 道路交通環境の整備

番号	ご意見等の内容	県の考え方
1 (2件)	<p>信号のない小規模交差点における交通事故を減らすために、主道路と従道路との区別をはっきりさせる取組を行って欲しい。</p> <p>広島県では、主道路の外側線が破線となっている場所（ドットライン）について、破線の太さを現行の15cmから30cmに引き直し、区別をはっきりさせる取組がなされており、岡山県も30cmにすべきである。</p>	<p>区画線の設置方法については、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」（以下「標識令」という。）に基づき設置しているところですが、主道路と従道路との区別が不明確なため、事故の危険性が高まっているような箇所については、関係機関と協議の上、事故要因に即した効果的な区画線等の整備に取り組みます。</p>
2	<p>これからは、車を運転する高齢者が増えると思われるので、幹線道路に限らず、すべての道路において区画線や路面標示の整備を積極的に取り組んで欲しい。</p> <p>また、区画線や路面標示は、地域や道路によって設置方法が異なるということがないように、国の基準を補う形で県独自にガイドラインを設けて、県内全体で統一を図るようになりたい。</p>	<p>区画線の設置方法については、「標識令」に基づき設置しているところですが、事故の危険性が高い特定の区間については、事故要因に即した効果的な区画線等の整備を積極的に取り組みます。</p>
3	<p>県内のセンターラインや中央帯の設置に当たっては、設置方法が場所によって様々となっており、また更新の際の変更も同じ県内でありながら対応がバラバラである。そのため、区画線や路面標示は、地域や道路によって設置方法が異なることがないように、国の基準を補う形で県独自にガイドラインを設けて、県全体で統一を図るようになりたい。</p>	<p>道路管理者の設置するセンターラインについては、「標識令」に基づき設置しているところですが、ご意見のとおり設置が古い箇所については、一部、区画線の幅に相違がある箇所があります。そのような箇所につきましても、道路や地域の特性を勘案し、必要に応じて更新（引き直し）の際に改善していきます。</p>
4	<p>交差点と踏切が隣接している箇所は、踏切信号を設け、交差点の信号機と踏切が連動する仕組みにして欲しい。</p>	<p>踏切信号機の設置については、道路交通の円滑化の観点から、鉄道事業においても「踏切信号機を設置し、一旦停止義務を解除してもよいのではないか」との</p>

	<p>特に、国道180号の最上稲荷入口交差点は、交差点の手前に踏切があるので、渋滞の原因になっており、踏切信号を設ければ少しは流れがよくなるのではないか。</p>	<p>意見があることは承知しています。</p> <p>しかしながら、鉄道運転事故のうち、踏切道に関する事故が約5割（平成21年度）を占める現状を考慮すると、踏切信号機設置により「踏切道であるとの意識低下による直前横断」、「前方の安全確認が疎かになることによる踏切内への閉じ込め等が増加すること」等が考えられます。また、過去には列車が接近しているにも関わらず、踏切遮断機が動作しないといった踏切信号機の誤動作も発生しています。</p> <p>このことから、踏切信号機の設置については、交通の円滑化が鉄道の安全に直結するか等、踏切道の交通についての議論が十分になされた上で設置されるべきものであると考えております。</p>
5	<p>国道2号バイパス、県道、市道の複線高速化が進み、大型車を含め速度超過し、高齢者の安全運転を妨げる者が多く見受けられる。高齢者がゆっくり安全に走行できるレーンの設置ができないか。</p>	<p>速度超過による交通事故を抑制するため、注意喚起する標識や区画線などの設置を行っています。</p> <p>事故の危険性が高い特定の区間については、事故要因や有効な対策について、十分な分析を行った上で、効果的・効率的な対策に取り組みます。</p>
6	<p>「道路利用者等が日常感じている意見について『標識BOX』及び『信号機BOX』（はがき、インターネット等を利用して運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）『道の相談室』等を活用して」となっているが、「マルチメディア目安箱」の記述も加えた方が良い。県ホームページの「マルチメディア目安箱」にも交通に関する意見が多数寄せられており、「マルチメディア目安箱」についても記述しておくべきだ。</p>	<p>御意見を踏まえ、「マルチメディア目安箱」についても記述します。</p>
7	<p>道路標識のことしか書かれていないが、路面標示についても記述するべきだ。</p> <p>指定方向外進行禁止の規制がある交差点の路面標示の矢印表示（進行</p>	<p>道路標識や道路標示は、「標識令」に大きさや規格が定められております。</p> <p>この法令に定めのない大型矢印標示や強調標示は、法定外の標示になるため、設置することの可否、標示の内容等につ</p>

	<p>方向の表示)は、規制のない交差点の路面標示の矢印表示(進行方向の表示)と同じ大きさで表示がなされているため、高齢ドライバーには分かり難く、進行禁止の方向へ進入してしまう光景がよく見られる。指定方向外進行禁止の規制がある交差点の路面標示の矢印表示(進行方向の表示)は、大型矢印標示に改め、強調標示をさせるといったことを盛り込んで欲しい。</p>	<p>いては、個別に検討いたします。</p>
8	<p>東北で発生した大地震を踏まえ、災害に関する記述をもう一度見直した方が良い。</p>	<p>本計画においても、災害に備えた道路交通環境の整備などにより、災害に強い道づくりを推進することとしているところですが、今後の当該大地震に関する検証結果などを踏まえて、必要な事項を反映できるよう適切に対応します。</p>
9	<p>視線誘導標の設置が述べられているが、東北の大地震では家屋の倒壊や津波の土砂で道路の存在がわからない状態になっていても、道路に視線誘導標として設置されていたデリネーターだけは、きちんと立っている様子がテレビに映し出されていた。災害で道路の存在がわからない状態になった時に道路のあった場所を知る手がかりにもなることから、幹線道路にはデリネーターを必ず設置するようにすべきだ。歩道が整備されている道路において岡山県では、縁石部にデリネーターを設置しない箇所が県南を中心に多いが、きちんと設置するようにした方が良い。</p>	<p>視線誘導標は、走行車両の運転者が進行方向や路側などを容易に認識できるよう現地の状況などに応じて設置しているところですが、災害時での有効性につきましては、今後、大地震の検証結果等を踏まえて、十分な検討が必要と考えております。</p>
10	<p>速度規制の見直しとその適正化が述べられているが、自動車専用道路に指定されていない立体構造の一般道路で制限速度を70キロ以上に設定する場合は、高速自動車国道や自動車専用道路と同じように、天候や交通状況によって制限速度を変更できるようにした方が良い。</p> <p>国道2号岡山バイパスでは天候や</p>	<p>可変標識は、悪天候や路面状況の悪化等による交通の危険を防止するために規制速度の変更が必要とされる道路に設置しており、国道2号の一部については、降雪や凍結等がなく、気象条件が安定し、路面状況が良好なこと等から、固定標識により最高速度を70km毎時としています。</p> <p>制限速度であっても、気象状況、路面</p>

	<p>交通状況に関係なく、常時時速70キロ制限となっており、危険なので天候や交通状況が思わしくない時は、制限速度を下げた方が良い。</p>	<p>状況及び交通状況に応じて、安全な速度に調節して安全運転をしてください。</p>
<p>1 1</p>	<p>道路標識は、高齢者や障がいのある方にとって分かりやすいものでないと困ります。案内標識の中には、複雑な矢印標示がなされており、高齢者や障がいのある方にとって理解しがたいものがあります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 井原方面は右折し、国道を跨ぐという意味(曲線矢印)が、高齢者や障害のある方は、左折と判断してしまう。 橋を渡り、ぐるりと回って岡山方面は右折、広島方面は左折であるという意味(曲線矢印)が、高齢者や障害のある方は岡山方面は左折、広島方面は右折と逆の判断をしてしまう。 <p>※ 写真掲載あり</p>	<p>例でご指摘の箇所のように国道を跨ぐ場合の案内標識は、他にもこのような案内表示方法を採用しており、道路標識の設置基準に基づき、一般的な案内表示と考えています。</p> <p>しかし、道路標識は、見やすく、分かりやすく、道路利用者の道しるべとなって交通の安全を守ることが大きな役割ですので、ご意見の内容を踏まえて、表示が分かりにくい道路標識については、順次、改善に取り組みます。</p>
<p>1 2</p>	<p>事故直後は、横断歩道の書き換えや交通安全活動をしていましたが、大きな事故・事件の現場が最優先であり、月日が経つにつれて交通安全活動・安全対策が積極的に行われていないように伺えます。</p> <p>予算の関係・優先順位があるのかもしれませんが、交通安全の問題意識を高め、地域、警察の対応をお願いします。</p>	<p>死亡事故等重大交通事故現場、交通事故多発地点、交通危険箇所等の交通環境の改善を優先的に検討しておりますが、それ以外の交通事故現場においても必要な交通安全施設の整備に努めることとしており、今後も、よりよい交通環境の実現に取り組みます。</p> <p>また、関係機関・団体と連携し、交通ルール遵守や交通マナー向上に向けた広報啓発活動を推進します。</p>
<p>1 3</p>	<p>3年前の事故以後、横断歩道のある場所には横断旗等が置かれるようになりましたが、いまだ朝の通学・通勤時間は、急いでいるのか信号無視をして交差点に進入してくる車があります。</p> <p>また、通学路に横断旗はあるが、横断歩道がない交差点があります。何か起きる前に安全な歩道整備をお願いします。中々、私たち一市民は</p>	<p>交通の安全を確保するため、交通事故に直結する悪質・危険な違反、迷惑性の高い違反の取締りに重点を置いた交通指導取締りを推進します。</p> <p>また、横断歩道の設置など歩行者の安全に必要な通行環境の整備に取り組んでおり、横断歩道の設置など交通規制に関する意見・要望は、設置を要望される箇所を管轄する警察署の交通(第一)課のほか、県警察ホームページでも受け付け</p>

<p>何処に要望を出していけばよいか分かりません。地域の方々の要望に耳を傾けて頂ければと思います。年々増加している交通ルール無視による交通事故を防止する為には、過去に起こった問題を改善されないままでは、防止することはできないと思います。</p>	<p>ております。</p>
--	---------------

2 交通安全思想の普及徹底

番号	ご意見等の内容	県の考え方
1	<p>近頃、ドライバーの交通マナーが著しく低下し個人の身勝手な運転が目立つ。車間距離不保持や方向指示器の直前点灯は、後続車列への渋滞の大原因となり、トンネル内の無灯火や霧灯の常時点灯は危険である。</p> <p>マナー向上の啓発運動を行うなど、何とかして欲しい。</p>	<p>交通マナーの向上を図るため、各種講習会等において、確実な合図の励行や早めのライト点灯等の安全指導を行っているほか、交通ルールを遵守させるために交差点における交通指導取締りを実施しております。</p> <p>引き続き、各種講習会、関係機関・団体への働き掛け等と通じて、交通ルールの遵守等に向けた効果的な交通指導取締りや広報啓発活動を推進します。</p>
2	<p>県民の交通安全思想が低下している。特に夜間は、目立たない服装で歩く歩行者（特に年配者）、無灯火の自転車（特に高校生）、フォグランプをヘッドライト代わりに使用する自動車（特に改造車）、悪天候でもないのにフォグランプを付けて周囲に迷惑を掛ける自動車（特に高級車）が以前と比べて非常に多くなっており、身勝手な行動が目立つ。夜間の身勝手な行動は、事故につながりやすいので徹底するように願います。</p>	<p>学校、企業、事業所、老人クラブ等へ講習会や安全教室を実施して道路を利用される全ての方の立場に応じた交通安全教育を推進して、県民の交通安全思想を高めていきます。</p> <p>特に、高齢者に対しては、夜光反射材の配付や貼付活動、戸別訪問による交通安全指導等を推進します。</p> <p>また、今後も関係機関と連携した街頭検査を実施し、不正改造車等の撲滅に向けて取り組んでまいります。</p>
3	<p>「追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止」の道路を左折していると、左折し終わるのを待ちきれない後続車が対向車線に出て抜かしていくことがあるが、対向車線にはみ出すことは正面衝突の危険を及ぼす</p>	<p>交通の安全を確保するため、交通事故に直結する悪質・危険な違反、迷惑性の高い違反の取締りに重点を置いた交通指導取締りを推進します。</p>

ので、そのような身勝手な運転をするドライバーは徹底的に取締まって欲しい。最近、自分さえよければ良いという身勝手な運転をするドライバーがあまりにも多いので、取締りをもっと強化するように願います。

道路交通秩序の維持

番号	ご意見等の内容	県の考え方
1	<p>夜間の車のライトは上向きが基本で状況に応じてこまめに切り替えることとなっているが、対向車等がいても下向きに切り替えない車、悪天候でもないのに霧灯（フォグランプ）を点灯させ対向車等に迷惑を掛けている車、前照灯（ヘッドライト）を点灯させず、霧灯を前照灯代わりに使用している車がいるなど、車のライトの点灯方法が乱れてきているので、車のライト点灯方法の指導の徹底と罰則を強化して欲しい。また、何とかすることを計画の中に盛り込んだ方が良い。</p>	<p>「早めのライト（前照灯）点灯」や「上向きライトへのこまめな切替え」等については、各種講習会において、安全指導を実施しているほか、ポスターの貼付やチラシを配付するなどの広報啓発活動も行っております。</p> <p>今後も各種講習会や関係機関・団体と連携した街頭指導において、ライトの正しい使用方法についての広報啓発活動等を推進します。</p>
2	<p>エコブームで自転車通勤がはやっているが、スピードを出して走行している自転車が多く、とても怖い。間違っって接触すると加害者になり、自動車が不利と思われる。自転車にヘルメット・プロテクターの義務付けと取締りの強化をして欲しい。</p>	<p>自転車の交通ルールの遵守や交通マナーを向上させるため、自転車教室や講習会等による安全指導及び街頭指導等を実施しているほか、交通違反については、指導、警告又は検挙することとしております。</p> <p>引き続き、自転車の基本的ルール、ヘルメットの着用を盛り込んでおります「岡山県自転車安全利用5則」を周知徹底するとともに街頭での指導取締りを推進します。</p>
3	<p>岡山県の交通マナーは、他県の人から評判が悪いと聞きます。特に、交差点で黄信号で止まらないドライバーが多く、前の車が黄信号で交差点に進入したから後に続けという形で進入すれば良いと思っているドラ</p>	<p>交通の安全を確保するため、交通事故に直結する悪質・危険な違反、迷惑性の高い違反の取締りに重点を置いた交通指導取締りを推進します。</p>

	<p>イバーがあまりにも多過ぎる。黄信号で交差点に進入する車については、追突回避のために止むを得ない場合を除き、前の車が黄信号で交差点に進入したから後に続けとばかりに通過する車は、信号無視として徹底的に取り締まるように願います。</p>	
4	<p>車間距離不保持車両は、重大事故だけでなく、渋滞の要因にもなっているため徹底的に取り締まって欲しい。</p> <p>著しい速度超過車両は、高速道路の通行料金の割引を適用させないように国に強く要望してほしい。ETCを付けていない車を利用している者にしてみれば、高い通行料を支払っているのに、ETCを登載すれば著しい速度超過車両でも割引が受けられるのは、大変腹立たしい。</p>	<p>重大事故に直結する危険性の高い最高速度違反などの交通指導取締りを推進します。</p> <p>また、道路管理者等と連携し、交通ルール遵守や交通マナー向上に向けた広報啓発活動を推進します。</p> <p>なお、道路管理者では、速度超過と認定することはできません。</p>
5	<p>「不正改造車を排除する運動」という言葉が述べられているが、本当に不正改造車を排除するつもりがあるのなら、不正改造車を見掛けた県民がインターネットやFAX等で気軽に通報できる窓口を開設するべきだ。専用窓口を設ける必要はないとお考えかもしれないが、不正改造車を見掛けた度に警察へ電話を掛けるのも大変であるし、警察の側も迷惑がって真剣に取り合ってはくれないものだ。それに警察では通報者自身の住所や氏名といった細かな個人情報を知られるため、通報したくても通報する気になれない人も多い。どんな些細な情報でも気軽に通報できるようにしなければ不正改造車は根絶できない。</p>	<p>全国の運輸支局及び運輸局に、電話による通報窓口を設けております。また、国土交通省ホームページ上に「国土交通省ホットラインステーション」を開設し、頂いた情報については、自動車の使用者に通報し、指導と改善を促しております。また、特に6月は不正改造車排除の強化月間として全国的に運動を展開しております。また、関係機関の協力を得て街頭検査を実施し、自動車ユーザーに不正改造行為の禁止について啓発を行っているところです。</p>
6	<p>最近では減税対象となるエコカーを改造した車も見られる。エコカーに改造を施し、エコでない車にしてもいるものまで減税対象となるのは、まともに税を支払っている者を馬鹿</p>	<p>平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間、環境性に優れた車に対し、免税及び減税を行っているところです。減税対象車に何らかの改造を実施した場合は、改造内容により燃焼基準達</p>

	<p>にしている。エコカーをエコでない格好にしている車に対しては、合法の改造であろうが、減税対象から外し、逆に増税を強いるよう国に対して求めることもすべきだ。</p>	<p>成レベルの再評価を行い、減税対象か否かを判断しております。</p>
7	<p>高速道路では、著しい速度超過、車間距離不保持、追越し車線の連続走行があまりにも多い。その上、車線変更時に合図を出さない車やトンネル内でライトを点灯しない車も多い。もっと徹底的に取り締ることと、車間距離不保持については該当車両をセンサーで検知し、高速道路上に設置した電光掲示板で車間確保を警告するシステムを導入すべきだ。</p> <p>高速道路での著しい速度超過のETC登載車両はETC割引を適用しないことと、高速道路無料化社会実験区間でも無料を適用しないよう国や高速道路会社に強く要望すべきだ。</p>	<p>重大事故に直結する危険性の高い最高速度違反などの交通指導取締りを推進します。</p> <p>また、道路管理者等と連携し、広域情報板・ポスター・ハイウェイラジオ等により交通ルール遵守や交通マナー向上に向けた広報啓発活動を推進します。</p> <p>なお、道路管理者では、速度超過と認定することはできません。</p>
8	<p>『交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化』初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化』と記されているが、警察の判断で目撃者情報がうやむやにされました。刑事裁判が始まるころ、目撃者が一人いたことが判明したが、裁判では知りたかったことが語られませんでした。そのため初動捜査に不信感だけが残りました。警察に初動捜査の強化、被害者に対して説明がきちんとされるよう切に思います。</p>	<p>必要に応じて警察本部交通事故鑑識班を出動させるなどして、初動捜査の強化を行っております。</p> <p>また、被害者やご遺族の方へ捜査状況等について説明するよう努めております。</p>
9	<p>事故後、地域の方々のご協力で信号機の全赤の時間が増えたり、歩行者の信号待機場所の設置、通学路への横断旗の設置などの安全対策ができました。</p> <p>しかし、これで交通事故・事件が防げるとは言えません。警察に対し更なる取締りの強化・徹底を望みます。</p>	<p>交通の安全を確保するため、交通事故に直結する悪質・危険な違反、迷惑性の高い違反の取締りに重点を置いた交通指導取締りを推進します。</p>

第9次岡山県交通安全計画の決定について

平成23年5月9日
岡山県交通安全対策会議
決 定

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基づき、
第9次岡山県交通安全計画を別紙のとおり決定する。

なお、今般発生した東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）の今後の事態の推移を踏まえ、計画期間の終了前であっても、必要に応じてこの計画の内容を見直すこととする。

第 9 次

岡山県交通安全計画

岡山県交通安全対策会議

ま え が き

車社会への急激な進展に対し、交通安全施設の不足と車の安全性確保の技術が未発達であったことから、昭和20年代後半から40年代半ばまで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加し、「交通戦争」と呼ばれ大きな社会問題となりました。

そのため、昭和45年6月に「交通安全対策基本法」（昭和45年法律第110号）が制定され、本県においても昭和46年以降8次にわたり「交通安全計画」を作成し、県、市町村、関係機関・団体などが一体となり各分野において交通安全対策を強力に推進してきました。

その結果、昭和45年には342人だった道路交通事故死者が、平成14年には169人と半減するに至り、さらに平成16年からは6年連続で減少し、平成21年には107人と昭和31年以来53年ぶりの水準になりました。

しかし、県内ではいまだに道路交通事故により毎年100人を超える尊い命が奪われ、また2万人を超えるたくさんの人々が負傷し、さらに昨年は7年ぶりに死者数が前年を上回るなど、厳しい状況にあります。

また、鉄道（軌道を含む）においては、長期的に見ると運転事故は減少しているものの、大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にあります。

言うまでもなく、交通事故の防止は、交通安全対策を推進する県、市町村、関係機関・団体だけでなく、県民一人ひとりが、普段から全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない安全で安心な交通社会」の実現を目指して、諸対策を総合的かつ長期的に推進していかねばなりません。

この「交通安全計画」は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、平成23年度から27年度までの5年間に講ずべき本県の交通安全に関する施策の「大綱」を定めたものであり、この計画に基づき、国の関係行政機関および市町村などと緊密な連携を図り、諸対策を総合的に進め、交通事故を減少させていきたいと考えています。

県民の皆様方におかれましても、それぞれの立場でこの計画の実現に向けて積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成23年3月

岡山県交通安全対策会議

会長 岡山県知事 石井 正弘

目 次

計画の基本理念	-----	1
第1章 道路交通の安全	-----	4
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	-----	4
第2節 道路交通の安全についての目標	-----	7
I 道路交通事故の状況等	-----	7
1 道路交通事故の状況	-----	7
2 近年の交通死亡事故の特徴	-----	8
3 道路交通を取り巻く状況の展望	-----	11
II 交通安全計画における目標	-----	11
第3節 道路交通の安全についての対策	-----	12
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	-----	12
1 高齢者及び子どもの安全確保	-----	12
2 歩行者及び自転車の安全確保	-----	13
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	-----	13
II 講じようとする施策	-----	14
1 道路交通環境の整備	-----	14
2 交通安全思想の普及徹底	-----	29
3 安全運転の確保	-----	37
4 車両の安全性の確保	-----	42
5 道路交通秩序の維持	-----	44
6 救助・救急活動の充実	-----	47
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	-----	50
8 交通事故原因の総合的な調査研究の推進	-----	52
第2章 鉄道交通の安全		
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	-----	53
I 鉄道事故の状況等	-----	53
1 鉄道事故の状況	-----	53
2 近年の運転事故の特徴	-----	53
II 交通安全計画における目標	-----	54
第2節 鉄道交通の安全についての対策	-----	54
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	-----	54
II 講じようとする施策	-----	54
1 鉄道交通環境の整備	-----	54
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	-----	55

3	鉄道の安全な運行の確保	-----	55
4	鉄道車両の安全性の確保	-----	56
5	救助・救急活動の充実	-----	56
第3章 踏切道における交通の安全			
第1節	踏切事故のない社会を目指して	-----	57
I	踏切事故の状況等	-----	57
1	踏切事故の状況	-----	57
2	近年の踏切事故の特徴	-----	57
II	交通安全計画における目標	-----	58
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	-----	58
I	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	-----	58
II	講じようとする施策	-----	58
1	踏切道の立体交差化、構造改良の促進	-----	58
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	-----	58
3	踏切道の統廃合の促進	-----	59
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	-----	59

計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

我が国は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来というかつて経験したことのない新たな時代を迎えようとしており、岡山県においても、その傾向は顕著に現れている。

このような大きな環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、県民すべての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故による被害者数が災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、公共交通機関を始め、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

したがって、その重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところであるが、依然として交通事故件数が高い水準で推移していることからすると、更なる対策の実施が必要である。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通事故被害者の存在に思いをいたし、交通事故を起こさないという意識の下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、今再び新たな一歩を踏み出さなければならない。

2 人優先の交通安全思想

文明化された社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。交通について言うと、道路については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、すべての交通について、高齢者、障害のある人、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

3 交通社会を構成する三要素

本計画においては、このような観点から、①道路交通、②鉄道交通、③踏切道における交通のそれぞれの交通ごとに、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととする。

具体的には、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、政策評価を充実させ、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを県民の理解と協力の下、強力に推進する。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条件

の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する県民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。この場合、交通事故被害者等（交通事故の被害者及びその家族又は遺族。以下同じ。）の声を直接県民が聞く機会を増やすことも安全意識の高揚のためには有効である。さらに、県民自らの意識改革のためには、住民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、市町村においても、それぞれの実情に応じて、かかる仕組みを工夫する必要がある。このようなことから、岡山県交通安全計画の作成に当たっては、国の交通安全基本計画を踏まえつつも、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮するとともに、地域の住民の意向を十分反映させる工夫を行うものとする。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、不断の技術開発等によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図るものとする。

4 ITの活用

これら三要素を結び付けるものとして、また、三要素それぞれの施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要である。情報社会が急速に進展する中で、安全で安心な交通社会を構築していくためには情報を活用することが重要であり、特に、情報通信技術（IT）の活用は人の認知や判断等の能力や活動を補い、また、人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど交通安全に大きく貢献することが期待できる。このようなことから、高度道路交通システム（ITS）の取組等を積極的に進める。また、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、必要な研

究開発の推進を図るものとする。

5 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

6 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、県、市町村、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、県及び市町村の行う交通の安全に関する施策に計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、県民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

7 効果的・効率的な対策の実施

現在、県及び市町村では厳しい財政事情にあるが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、交通安全対策については、こうした財政事情を踏まえつつも、交通安全を確保することができるよう取組を進めることが必要である。そのため、地域の交通実態に応じて、少ない予算で最大限の効果を挙げることができるような対策に集中して取り組むとともに、ライフサイクルコストを見通した信号機等の整備を図るなど効率的な予算執行に配慮するものとする。

また、交通の安全に関する施策は多方面にわたっているところ、これらは相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。また、これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであるため、自動車交通の都市部への流入抑制等によりこれらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくものとするほか、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

8 公共交通機関等における一層の安全の確保

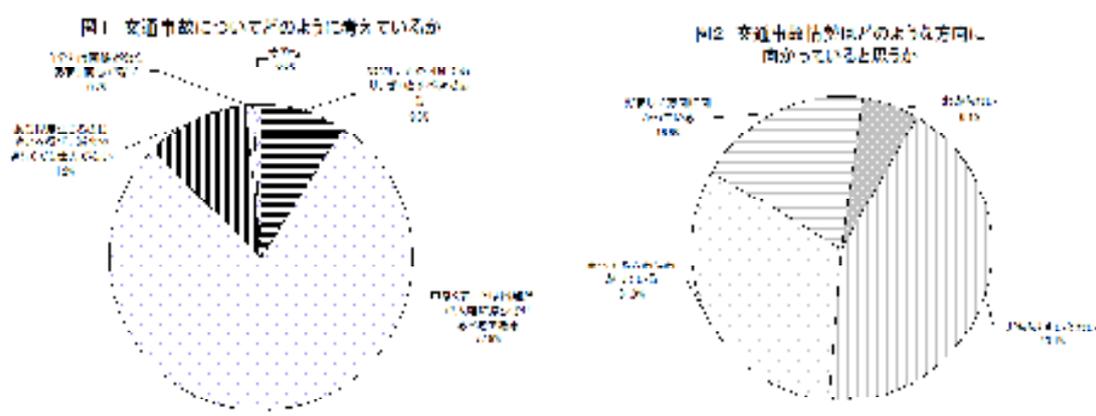
このほか、県民の日常生活を支え、一たび交通事故等が発生した場合には大きな被害となる公共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、県がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を充実・強化するものとする。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な社会を実現させ、高齢者、障害のある人等を含むすべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

平成21年度に実施した交通安全に関する国民の意識調査（交通安全意識等に関するアンケート調査）によると、国民の9割近くの人が、道路交通事故をゼロにすべき、あるいは大幅に減少させるべきと考えている（図1）。



注1 内閣府調べ。

注2 対象は全国の二輪免許保有可能な16歳以上の男女(標本数:回収ベースで2,072標本)。

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すべきである。このような国民意識を踏まえ、積極的に交通安全対策を実施することにより、交通事故を減少させることができるのではないかと考える。

また、交通情勢がより悪化する方向に向かっていると回答した者の割合は、前回調査時（平成16年度：ほぼ5割）より低く、3割強となっている（図2）。このことは、交通事故件数が平成16年をピーク（952,191件）に、22年には724,811件にまで減少していることも背景にあると考えられる。

今後とも、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

その際、道路上における危険性は、道路以外における危険性の約3.0倍と高いこと（参考1）や、道路交通事故による経済的損失が少なくとも年間6兆7,500億円以上（国内総生産の約1.4%）に達していること（参考2）をも念頭に置きつつ、交通社会に参加するすべての国民が交通安全に留意するとともに、より一層交通安全対策を充実していくことが必要である。

特に、我が国では、欧米諸国と比較して、交通事故死者数に占める歩行者の割合が高くなっており、人優先の交通安全思想の下、歩道の整備等により歩行者の安全確保を図ることが重要である。

交通安全に関しては、様々な施策メニューがあるところであるが、それぞれの地域の実

情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組合せを地域が主体となって行うべきである。また、交通安全は総合的なまちづくりの中で実現されていくものであるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な地方公共団体である市町村の役割が極めて大きい。

その上で、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

中でも、交通事故被害者等は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

参考 1 道路上における死に至る危険性

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、平成 20 年中の「不慮の事故」（転倒・転落、不慮の溺死、不慮の窒息、火災、交通事故等）による死亡数は 3 万 8,153 人である。

このうち、交通統計（警察庁交通局）によれば、道路交通事故による死亡数（事故発生後 1 年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者の数を除く。）は 7,314 人である。

一方、平成 20 年の内閣府調査によると、1 日のうちの道路上にいる平均時間が 1 時間 45 分であり、これらにより、道路上にいる時間とその他の時間（自宅や職場等にいる時間）の単位時間当たりの死者数を比較すると、次のようになる。

前回計画時の数値に比べ、道路上の危険は相対的に低下しているものの、その危険性は相変わらず高いものとなっている。

不慮の事故による死亡数	総数	38,153 人	
道路交通事故による死亡数		7,314 人	
		7,314 人	
道路の危険	=	1 時間 45 分	=
道路以外の危険		(38,153 人 - 7,314 人)	= 3.0 倍
		(24 時間 - 1 時間 45 分)	

※ 前回計画時 4.2 倍

なお、睡眠時間 7 時間 22 分（10 歳以上、平日の値、NHK 放送文化研究所「国民生活時間調査報告」平成 18 年）を道路以外の生活場所で過ごす時間から除いた場合では、

$$\frac{\text{道路の危険}}{\text{睡眠を除いた道路以外の危険}} = \frac{7,314 \text{ 人}}{\frac{1 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}}{(38,153 \text{ 人} - 7,314 \text{ 人})}} = 2.0 \text{ 倍}$$

(24 時間 - 1 時間 45 分 - 7 時間 22 分)

※ 前回計画時 2.7 倍

参考 2 道路交通事故による経済的損失

内閣府の「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究」（平成 19 年 3 月）によると、道路交通事故による経済的損失は、6 兆 7, 500 億円と算定された。

これは、1 年間の交通事故によって生じる損失のうち、金銭的損失である医療費、慰謝料、逸失利益等の人的損失、車両・構築物の修理費等の物的損失、交通事故に係る救急搬送費用、警察の事故処理費用、裁判費用、保険運営費用、渋滞の損失等に加え、交通事故による痛み、苦しみ、生活の喜びを享受できなくなることなどの非金銭的損失を交通事故による損失と捉え、このうち死亡損失について算定したものである。

<交通事故による経済的損失>

		損失額 (億円)
金銭的損失		
人的損失		14,840
物的損失		17,814
事業主体の損失		999
各種公的機関等の損失		10,504
非金銭的損失		
死亡損失		23,300
合 計		67,457

(注) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるの
で、合計と一致しない。

なお、従来の検討においては、金銭的損失のみにより交通事故による損失を算定していたところであるが、上記の調査研究において、非金銭的損失を含めて算定した結果、死亡による 1 名あたりの損失額は約 2.6 億円（うち、非金銭的損失は約 2.3 億円）となり、諸外国と同程度の水準となった。一方で、交通事故による痛み、苦しみ、生活の喜びを享受できなくなることなどの非金銭的損失のうち、交通事故による負傷に伴う損失については算定されておらず、今後の検討課題となっている。

第2節 道路交通安全についての目標

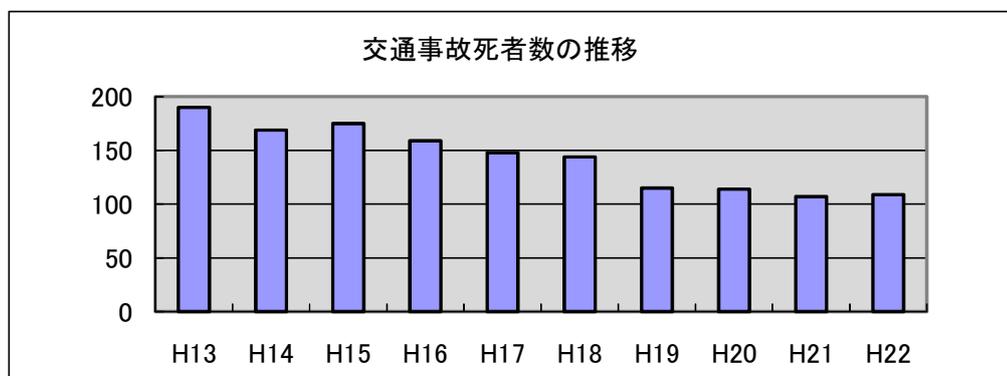
I 道路交通事故の状況等

1 道路交通事故の状況

ア 交通事故死者の推移

本県の交通事故による死者数は、昭和47年には352人と過去最高を記録したが、昭和48年以降減少に向い、一時期増加に転じた時期もあったが、平成11年以降は200人未満で推移し、平成16年は159人と25年ぶりに150人台に減少した。

さらに、平成16年からは6年連続して減少し続け、平成21年は107人と昭和31年以来53年ぶりに100人台に減少したが、平成22年は109人と7年ぶりに増加に転じた。



単位：人

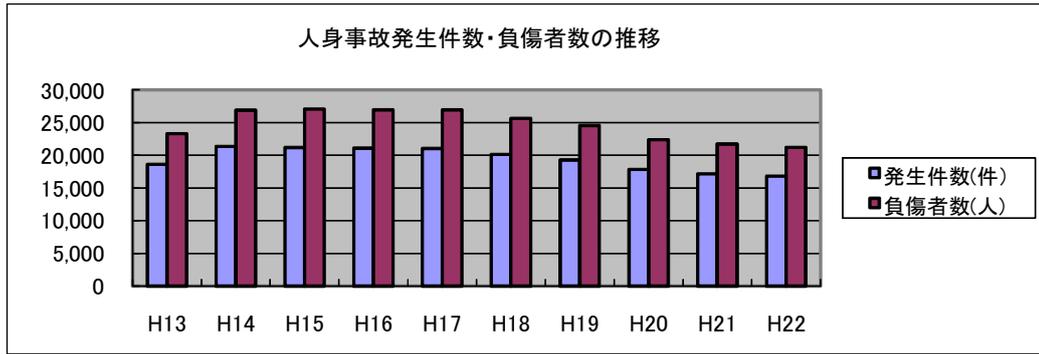
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	平均
死者数	190	169	175	159	148	144	115	114	107	109	143

イ 交通事故発生件数の推移

しかしながら、人身事故件数は、平成14年には21,345件と過去最高を記録したほか、負傷者数も平成15年には27,089人と過去最高を記録した。

しかし、人身事故は減少しているものの、物損事故は平成21年から増加に転じており、道路交通事故を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢で推移している。

したがって、第8次岡山県交通安全計画における「平成22年までに、年間の交通事故死者数を120人以下、交通事故負傷者数を22,000人以下とする」との目標は達成できたが、「交通事故の増加にはどめをかける」との目標については、達成できたとはいえない状況にある。



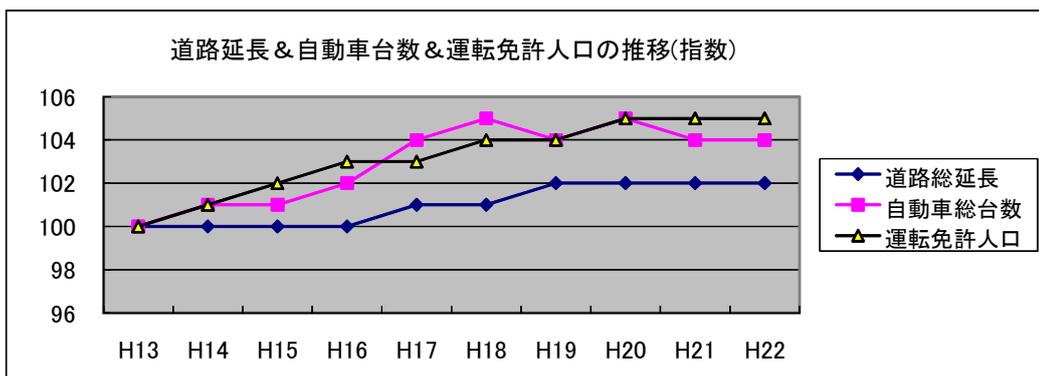
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
発生件数	18,618	21,345	21,196	21,099	21,021	20,124	19,265	17,833	17,161	16,821
負傷者数	23,307	26,898	27,089	26,963	26,968	25,660	24,579	22,412	21,715	21,221

ウ 交通事故を取り巻く情勢

交通事故を取り巻く最近の状況を代表的な「指数」で見ると、平成13年の県内の道路延長は約31,017kmであり、これを100とすると、平成22年は102（約31,759km）と2ポイント増加している。

また、運転免許人口は、平成13年は122万5千人であったが、平成22年は約128万7千人であり、この10年間で約6万2千人、5ポイントの増加となっている。

さらに、自動車保有台数は、平成13年は約142万2千台であり、これを100とすると、平成22年は104（約148万6千台）と4ポイントの増加を示し、いずれも増加傾向を示している。



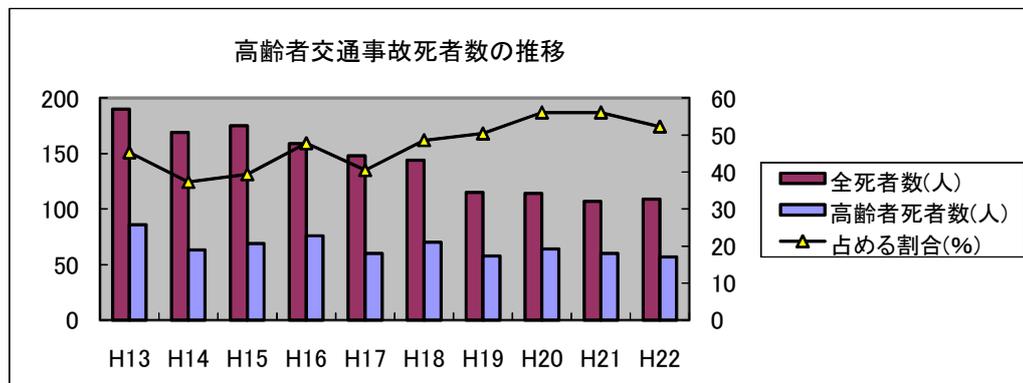
2 近年の交通死亡事故の特徴

交通死亡事故の発生状況を見ると、その特徴は次のとおりである。

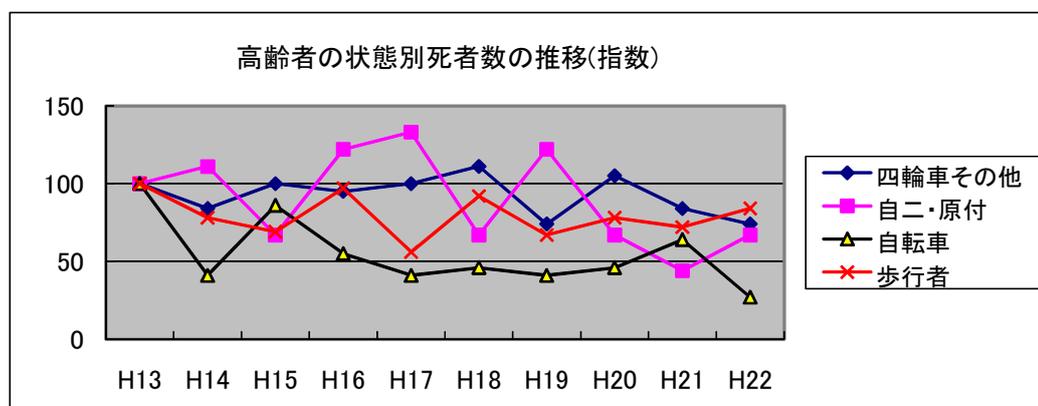
ア 高齢者の事故の発生状況

交通死亡事故が減少傾向にある中で、高齢者の交通事故死者数は横這いの状況にあることから、全交通事故死者数に占める割合が増加傾向にある。平成21年の県下の高齢化率が24.8%であることを考慮すれば、高齢者が交通事故によって死亡する確率は、65歳未満の人と比較してはるかに高いと言える。

また、状態別死者数の推移をみると、いずれも横這い状態であるが、「歩行中」が最も多く約5割を占めている。



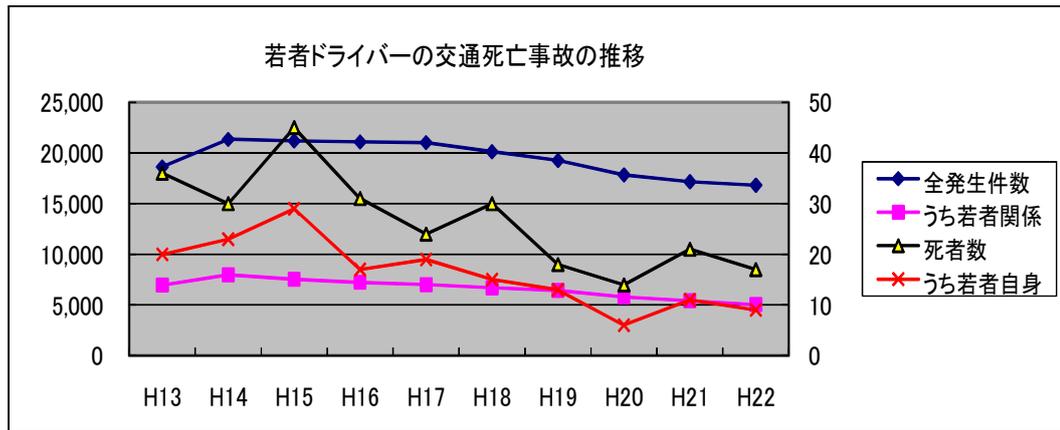
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	平均
全死者数	190	169	175	159	148	144	115	114	107	109	143
うち高齢者	86	63	69	76	60	70	58	64	60	57	66
占める割合	45.3	37.3	39.4	47.8	40.5	48.6	50.4	56.1	56.1	52.3	47.4



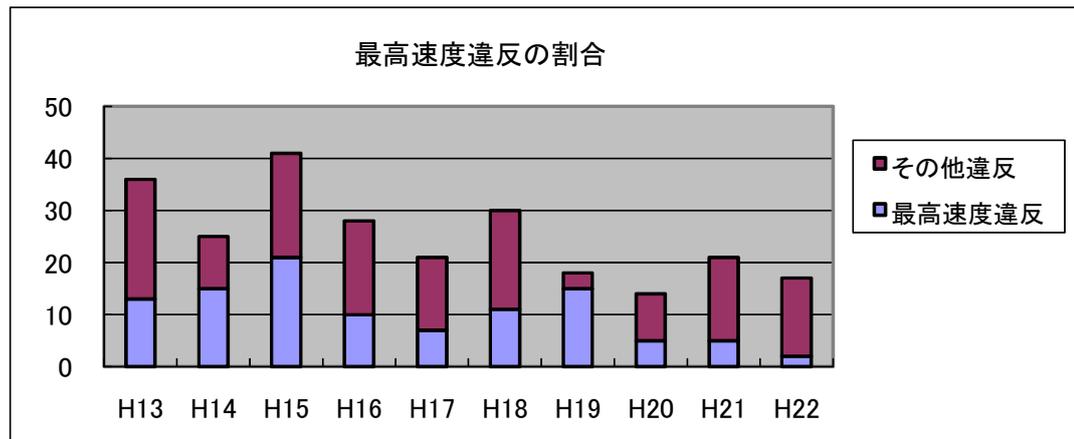
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
四輪車その他	19	16	19	18	19	21	14	20	16	14
自二・原付	9	10	6	11	12	6	11	6	4	6
自転車	22	9	19	12	9	10	9	10	14	6
歩行者	36	28	25	35	20	33	24	28	26	31
計	86	63	69	75	60	70	58	64	60	57

イ 若者事故の発生状況

若者による交通死亡事故は減少傾向にある。



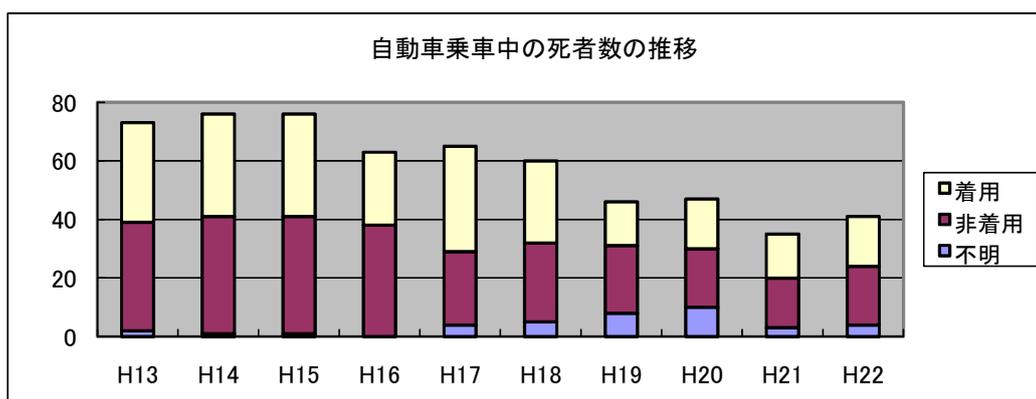
区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全発生件数	18,618	21,345	21,196	21,099	21,021	20,124	19,265	17,833	17,161	16,821
うち若者関係	6,965	7,970	7,547	7,234	7,006	6,704	6,433	5,785	5,412	5,039
死者数	36	30	45	31	24	30	18	14	21	17
うち若者自身	20	23	29	17	19	15	13	6	11	9



区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
最高速度違反	13	15	21	10	7	11	15	5	5	2
その他違反	23	10	20	18	14	19	3	9	16	15
合 計	36	25	41	28	21	30	18	14	21	17

ウ 自動車乗車中死者のシートベルト着用状況

自動車乗車中の死者数は、全死者数の約4割を占めており、このうちシートベルト非着用者の割合は平成21年から増加に転じており、約5割は非着用者である。また、非着用者のうちおおむね8割は、着用しておれば助かったものと思われる。



区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
着用	34	35	35	25	36	28	15	17	15	17
非着用	37	40	40	38	25	27	23	20	17	20
うち助命	25	24	24	26	18	21	15	15	15	18
不明	2	1	1		4	5	8	10	3	4
合計	73	76	76	63	65	60	46	47	35	41

3 道路交通を取り巻く状況の展望

本県の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

II 交通安全計画における目標

抑止目標 交通事故死者数（24時間死者数） 65人以下
交通事故負傷者数 16,700人以下

（30日以内死者数については、24時間死者数に過去10年間の24時間死者数と30日以内死者数の平均発生比率（1.15）を乗じて75人以下）

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、国においては、平成22年に設定した「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路の実現を目指す」という中期目標の実現を図るため、基本計画の期間である平成27年までには、3年の期間の相違等を考慮し、年間の24時間死者数を3,000人以下、また30日以内死者数については、平成22年中の24時間死者数と30日以内死者数の比率(1.18)を乗じ、おおむね3,500人、さらに交通事故死傷者数については70万人以下にすることを目指すこととしている。

本県では、国が示した目標及び本県の実情等を考慮の上、「平成30年までに年間における交通事故死者数を54人以下にする。」という目標の実現を図ることとし、第9次岡山県交通安全計画においては、平成27年までに年間における交通事故死者数を

「65人以下」（30日以内死者数については、「75人以下）」とすることを指すものとする。

また、本計画における最優先の目標は死者数の減少であるが、今後はさらに、死者数減少を始めとする交通安全対策を実施するに当たり、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、平成27年までに、年間の負傷者数を16,700人以下とすることを指すものとする。

そのためには、県、市町村等は、県民の理解と協力の下、第3節に掲げた諸施策を総合的かつ強力に推進するものとする。

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故の発生件数並びに道路交通事故による死者数及び死傷者数が減少していることにかんがみると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

このような観点から、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進、⑧交通事故原因の総合的な調査研究の推進といった8つの柱により、交通安全対策を実施する。

その際、最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、今後対策を実施していくに当たっては、特に、次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

1 高齢者及び子どもの安全確保

本県は交通事故死者に占める高齢者死者の割合が高いこと、また今後も高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かな総合的な交通安全対策を推進するべきであり、また、交通モードによる相違、すなわち、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築するべきである。特に、後者については、今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。

また、加齢による身体機能の変化にかかわらず、高齢者が交通社会に参加すること

を可能にするため、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方にに基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要である。

さらに、高齢者の交通安全を図っていくためには、交通安全活動を、高齢者が日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

また、高齢社会の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展である。安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められる。

このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

2 歩行者及び自転車の安全確保

本県では、平成20年から全体の交通事故死者数に占める歩行者の割合が3割を超え高い割合となっており、特に高齢者では歩行者の割合が約5割を占めている。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。

自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要があり、特に、都市部において自転車の走行区間の確保を進めるに当たっては、自転車交通の在り方や多様なモード間の分担の在り方を含め、まちづくり等の観点にも配慮する必要がある。また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

さらに、都市部の駅前や繁華街の歩道上など放置自転車が問題となっている場合には、自転車駐車場の整備等放置自転車対策を進める必要がある。

3 生活道路及び幹線道路における安全確保

県内の市町村道の割合は約85%であり、その内幅員が5.5メートル未満の狭隘な道路が約9割を占めている。しかし、その生活道路で全交通事故の約半数が発生し、件数的には幹線道路の約2倍の発生であり、交通死亡事故についても約3割が発生している状況である。交通死亡事故の半数以上を占める高齢者事故についても、約5割が自宅

から半径500メートル以内の生活に密着した地域で発生している。このような状況を踏まえると、今後は生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及・啓発等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。このためには、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も重要な課題となる。

また、幹線道路における対策については、事故データ等により集中的に対策を講じべき事故発生の危険性が高い特定の区間を明確にし、事故原因に即した効果の高い対策を実施していくことにより、交通安全対策の効果の更なる向上を図る必要がある。

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも道路管理者や警察等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、幹線道路において一定の事故抑止効果が確認されている。

今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化が一層進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障害のある人が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていく必要がある。

そのため、今後の道路交通環境の整備を考えるに当たっては、以下の2つの点に基づき、引き続き効果的・効率的な取組を進めていくこととする。

◇ 施策パフォーマンスの追求

現下の厳しい財政状況の中で効果的な対策を推進するためには、限られた予算の中で交通事故対策への投資効率を最大限高めることが必要である。このため、科学的なデータや、地域の顕在化したニーズ等に基づき、事故要因や有効な対策について十分な分析を行った上で、地域の実情を踏まえつつ、生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策に取り組む。

◇ 地域や住民の主体性の重視

道路交通環境の整備を効果的・効率的に進めていくためには、地域や地元住民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが重要であることから、計画の策定や事業の実施に積極的に参画・協力していく仕組みをつくるなど、道路交通環境整備における地域や住民の主体性を重視する取組を推進する。

そのほか、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント

ト（TDM¹）施策を総合的に推進するとともに、最先端の情報通信技術（IT）等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS²）の開発・普及等を推進する。

（1）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

「あんしん歩行エリア」を中心とする歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路において、公安委員会及び道路管理者が連携し、歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を、地域住民の主体的参加の下で実施する。このため、計画策定の段階から地域住民が参画し、ワークショップなどを通じて地域住民自らの課題として認識するとともに、関係者間での合意形成の下、様々な対策メニューの中から地域の実情を踏まえた適切な対策を選択して、その実施に取り組む。

公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。具体的には、生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、速度の規制が必要な道路において最高速度を原則として時速30キロメートルとするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心に信号機の高度化、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。バリアフリー新法）の生活関連経路を構成する道路を中心に音響信号機、高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と自動車の流れを分離して歩行者と自動車を錯綜させない動線とすることにより歩行者と自動車の事故を防止する歩車分離式信号の導入を推進する。

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策、ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を

1 TDM : Transportation Demand Management

2 ITS : Intelligent Transport Systems

円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の流入抑制対策を実施するとともに、道路標識の高輝度化・大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上を図る。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。この際、市街地で住家等が密集しているなど歩道設置等の早期整備が困難な地域においては、速効対策として路肩のカラー舗装や防護柵設置等の整備を行い、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。このほか、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充により、通学路等の整備を図る。

ウ 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障害のある人等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、身体障害者用駐車場等を有する自動車駐車場等を整備する。併せて、高齢者、障害のある人等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

また、駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に、バリアフリー新法に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を面的に整備しネットワーク化を図る。

さらに、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

(イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障害のある人等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

エ 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため、「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、事故の危険性が高い特定の区間について、事故要因に即した効果の高い対策の実施を推進する。また、基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図る。

ア マネジメントサイクルの推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順によりマネジメントサイクルを推進する。

(ア) 国道・県道・市町村道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を選定する。

(イ) 事故データより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

(ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として国が指定した箇所については、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護さく、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し

通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。交通事故発生時、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

エ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

(ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

(イ) 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

(ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

(エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備、区画道路におけるコミュニティ道路や歩車共存道路等の整備を総合的に実施する。

(オ) 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理、道

路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

(ア) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき自発光式視線誘導標、高機能舗装、導流レーンマーク、注意喚起標識の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため車線逸脱防止喚起用の凸凹型路面標示の設置、導流レーンマーク新設を実施する。

また、逆走による事故防止のための路面標示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進する。

また、高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

(イ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、本線拡幅、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。

(ウ) 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS³）及びITSスポット等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

キ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

(ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

(イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。

(ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。

(エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するた

め、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備を推進する。

(オ) 交通混雑が著しい都心部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ（高架歩道）、交通広場等の総合的な整備を図る。

(カ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

ク 交通安全施設等の高度化

(ア) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置する。既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、プロファイル化、系統化、速度感応化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進する。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感応化、閑散時押ボタン化を推進する。また、必要のある場所には、バス感応化等を行う。

(イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

また、見通しの悪いカーブで、対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進する。

(3) 交通安全施設等整備事業の推進

特に交通の安全を確保する必要がある道路について、平成20年度から24年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）に基づき、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

また、平成25年度以降も、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な歩道整備を始めとした交通安全施設等整備事業の推進を図る。

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「あんしん歩行エリア」における面的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

イ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の高度化、交差点改良等の対策を実施する。

ウ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の高度化、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

(ア) 交通に関する情報の収集、分析及び伝達並びに信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。

(イ) 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、集中制御化、プロファイル化、系統化、閑散時押ボタン化・半感応化、多現示化、右折感応化等の信号機の高度化を図る。また、交通流の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化を図る。

(ウ) 最先端のIT等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム(UTMS)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」及び「信号機BOX」(はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの)、「道の相談室」、「マルチメディア目安箱」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の効果等について公表する。

カ 連絡会議等の活用

警察と道路管理者が設置している「岡山県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

(4) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じ、既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにするよう努める。

ア 地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、生活道路では、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するほか、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を推進する。

イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。

ウ より合理的な交通規制の推進

より合理的な交通規制を図るため、警察において交通規制の種類に応じ、当該交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、その結果、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更又は交通規制の解除、道路利用者に対する交通規制の理由の説明、道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け、市町村、民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け等の道路交通環境の整備を図る。

また、駐車規制については、貨物自動車等の荷捌き、客待ちタクシー、二輪車、商店街(買物客)、駅前等の対策を重点に、駐車規制の点検及び見直しを推進する。

さらに、信号制御については、歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、「歩行者の待ち時間の長い押しボタン信号の改善」、「幅員の狭い従道路を横断する歩行者の待ち時間の短縮」等についての点検及び見直しを推進する。

(5) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の創出

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にした上で、乗用車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。自転車道や自転車専用通行帯、歩道上で歩行者と自転車が通行する部分を指定する普通自転車の歩道通行部分の指定等の自転車走行空間ネットワークの整備を推進する。さらに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場等の設置を義務付ける条例の制定の促進を図る。さらに、自転車駐車場整備センター等による自転車駐車場等の整備を促進するとともに、自転車駐車場等を整備する民間事業者を市町村とともに県が支援することで、更なる自転車等の駐車対策を図る。

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市町村、道路管理者、警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー新法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害のある人等の移動の円滑化に資するため、自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

(6) 高度道路交通システムの活用

最先端の情報通信技術（IT）等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を引き続き推進する。

ア 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ITSスポット等のインフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するものとして、リアルタイムの自動車走行（プローブ）情報を含む広範な道路交通情報を集約・配信する。

イ 新交通管理システムの推進

高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として、交通流・量を積極的かつ総合的に管理することにより、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先通行、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

ウ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてI

T S 技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。具体的には、公共車両優先システム（PTPS⁴）及び車両運行管理システム（MOCS⁵）の整備を推進する。

（7）交通需要マネジメントの推進

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、相乗りの促進、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図るTDMを、広報・啓発活動を行い、その定着化を図りながら推進する。

ア 公共交通機関利用の促進

道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停、バス感应式信号機、PTPSの整備、パークアンドバスライドなど、路線バス等の利用促進を図るための施策を推進するとともに、これらの施策を関係機関が連携して総合的に実施する。

また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車道、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

イ 自動車利用の効率化

乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、共同配送システムの構築、車両運行管理システム（MOCS）の導入等による物流の効率化等の促進を図る。

（8）災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保

4 PTPS : Public Transportation Priority Systems

5 MOCS : Mobile Operation Control Systems

するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路の確保に必要な施策を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

（9）総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア 秩序ある駐車場の推進

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

イ 違法駐車対策の推進

（ア）悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドライ

ンの見直し等適切に対応する。

- (イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する車両使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

ウ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車の取締りの推進と併せ、次の施策により駐車場の整備と有効利用を推進する。

- (ア) 駐車場整備に関する調査を推進し、駐車場の需給に課題を有する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。

- (イ) 大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務付ける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、民間駐車場の整備を促進する。

また、都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、公共駐車場の整備を積極的に推進する。

- (ウ) 郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都心部での交通の混雑を回避するため、パークアンドライドの普及のための駐車場等の環境整備を推進する。

エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地方公共団体や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

(10) 道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、情報通信技術（IT）等を活用し

て、道路交通情報の充実を図る必要がある。

ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポットの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

また、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

さらに、運転者に対して、周辺の交通状況の情報を提供することにより危険要因に対する注意を促す安全運転支援システムを推進するとともに、リアルタイムの自動車走行（プローブ）情報を活用した道路交通情報の充実を図る。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報を提供した事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図るなどにより、警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

エ 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進する。

ウ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。

さらに、繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、子どもの遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域に、優先的に、主として幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

オ 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者

に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して県民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障害のある人等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めるとともに、学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定し、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を実施する。障害のある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障害の特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして、県民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、県、市町村、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる関係機関の職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の効果について、評価・効果予測手法を充実させ、検証・評価を行うことにより、効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、母親クラブ等の組織化を促進し、その活動の強化を図る。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自

転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに、これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生等に対しては、学生の二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県及び市町村は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢運転者に対しては、高齢者講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢

運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努める。

また、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するための安全運転教育を実施する。

さらに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、交通安全母の会の活動や、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

キ 障害のある人に対する交通安全教育の推進

障害のある人に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

さらに、自立歩行ができない障害のある人に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害のある人に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ外国人向け教材の充実を図り、効果的な交通安全教育に努める。また、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい

交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、交通安全対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等、全国的な交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

イ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「岡山県自転車安全利用5則」（平成20年2月12日岡山県交通安全対策協議会交通安全対策部会決定）を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図る。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。

ウ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席にお

けるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（平成22年10月現在における岡山県の一般道のシートベルト着用率は、運転席96.2%、助手席90.5%、後部座席37.0%（警察と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

このため、市町村、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する（平成22年4月現在における岡山県のチャイルドシート使用率は、1歳未満60.0%、1歳～4歳52.3%、5歳36.4%（警察と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

また、市町村、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりの促進と、販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言を推進する。

オ 反射材用品の普及促進

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図ることとするが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。また、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

キ 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

(ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車排除等を図る。

(イ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。

(ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、県及び市町村は、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全県民的気運の盛り上がりを図る。

ク その他の普及啓発活動の推進

(ア) 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者交通安全マークの普及・活用を図るとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

(イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

(ウ) 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

(エ) 自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

(オ) 学識経験者と参加者による討議等により、交通安全活動に新しい知見を与え、交通安全意識の高揚を図ることを目的とした各種会議を開催する。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全県民運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。

また、交通指導員等必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。

(5) 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成したり、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくったりするほか、その活動において、当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

さらに、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、IT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実に努める。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取

得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実を図る。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。

(イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に、飲酒運転を防止するという観点から、飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の在り方を見直し、その内容を充実させる。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

エ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、停止処分者講習における高齢者学級の拡充等に努める。

特に、講習予備検査（認知機能検査）に基づく高齢者講習においては、検査の結果に基づくきめ細かな教育に努める。

また、講習予備検査（認知機能検査）の実施状況を調査し、検査の判定基準が適正なものであるかどうかなどについて検証を行う。

(イ) 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査）の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。

また、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど、態勢の強化に努める。

(ウ) 運転免許の自主返納の促進

認知症の疑いがある運転者の把握に努め、自主的な返納等について家族を含めた指導等を行う。また、自主返納者に対して公共交通機関の割引等の支援施策を推進し、自主返納を促進する。

(エ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。

カ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

ケ 悪質危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるなど、悪質危険な運転者の早期排除を図る。

(2) 運転免許業務の改善

県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、運転免許センターにおける障害のある人等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。

さらに、運転免許証の偽変造防止、運転免許業務運営の合理化等を図る観点から、高度なセキュリティ機能を有する電子技術を応用したICカード運転免許証の適正な発行を推進する。

(3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の選任を推進し、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実

ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。

また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

さらに、自動車運送事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹

底を図る。

このほか、平成23年4月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

イ 安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実

ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに、運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。また、映像記録型ドライブレコーダーより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。

ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実に図るため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するとともに、これらの事故情報について、多角的に分析等を実施する。

エ 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により、受講環境の整備を行う。

オ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。

また、県、市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

（5）交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に

対する個別指導等を実施する。

イ 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関において監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

（6）道路交通に関連する情報の充実

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。

イ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。これらの情報の内容の充実と効果的な利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供を行う。

また、交通事故の防止・軽減に資するため、防災気象情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。住民に対しても、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

さらに、気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に予報・警報等の伝達などに関する説明会を実施する。

4 車両の安全性の確保

自動車を使用される段階においては、自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因

する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図る。

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

イ 自動車点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を県下の展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その確実な運用に努める。

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施

の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、事故原因の徹底究明を求める県民意識の高まり等を踏まえ、交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、捜査体制及び装備等の充実強化を図る。

さらに、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等にお

ける重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等

指導取締り体制を充実し、児童、高齢者、障害のある人等の保護の観点に立った交通取締りを推進し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。

特に、飲酒運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者の周辺で飲酒運転を助長し、容認している者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の利用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による携帯電話の使用、無灯火、二人乗り、信号無視、及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。

ウ 科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化や交通事故発生状況と指導取締り実施状況等を関連付けて分析するシステムの研究開発、取締り用装備資機材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発を図るとともに、速度違反自動取締装置の整備を推進するなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。

(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化

交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、次により捜査体制、装備等の充実強化を図る。

ア 専従捜査体制の強化等

交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため、専従職員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。

イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

交通事故捜査用車その他の車両、交通事故自動記録装置を始めとする交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。

(3) 暴走族対策の強化

暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、次の暴走族対策を強力に推進する。

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、「岡山県暴走族の追放の促進に関する条例」の効果的運用を図るとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。

また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。さらに、関係団体等との連携の下に、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底する。

さらに、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

ウ 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不法改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

さらに、不正改造行為に関する情報収集を徹底するとともに、関係機関と連携して、不正改造を敢行する業者に対する取締りを強化するなど根源的な対策を講じるほか、複

数の都府県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

また、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。

オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、県下的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

その他、違法行為を敢行する旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化するなどの確な対応を推進する。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 救助・集団救急事故体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の

整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（DMAT⁶）の活用等、救助・集団救急事故体制を整備する。

ウ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED⁷）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進する。

このため、心肺蘇生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を強力に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。さらに、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進する。

加えて、学校においては、心肺蘇生法の実習や自動体外除細器の知識の普及を含む各種講習会の開催により教員指導力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当について指導の充実を図る。

エ 救急救命士の養成・配置等の促進、ドクターカーの活用促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、ドクターカー（医師等が同乗する救急用自動車）の活用の促進を図るとともに、県内の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。また、救急指令装置、救急医療情報収集装置、救急業務用地図等検索装置を一体化した消防緊急通信指令施設の導入を推進する。

さらに、救急医療機関等へのアクセスを改善するため、高速自動車国道における緊急開口部の整備を推進する。

6 DMAT: Disaster Medical Assistance Team

7 AED : Automated External Defibrillator

カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を強力に推進する。

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、西日本高速道路株式会社が、道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村等においても消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

また、本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道）においても、救急業務について本州四国連絡高速道路株式会社が関係市等に同様の財政措置を講ずるとともに、関係市等も救急業務に万全を期するよう、その実施体制の整備を促進する。

さらに、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

(2) 救急医療体制の整備

ア 救急医療の確保

軽症救急患者の医療確保のため、地区医師会等が実施する在宅当番医制及び休日夜間急患センター等の運営の継続実施を図る。

また、休日及び夜間における手術・入院を必要とする救急患者の医療の確保のために、病院群輪番制病院、協力病院当番制病院の運営の継続実施、また、重篤な救急患者を受け入れるための救命救急センターの運営の継続実施を図る。

さらに、岡山県災害・救急医療情報システムにより、救急医療施設の情報を収集し、消防機関等関係機関が情報を共有することにより、救急医療の確保と医療機関相互の連携を図る。

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育や臨床研修において、救急医療に関する教育・研修の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において救急医療に関する教育の充実に努めるとともに、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図る。また、保健所等行政機関に勤務する保健師等を対象に救急蘇生法指導者講習会を実施し、地域における救急蘇生法等に関する普及に

務める。

さらに、病院内外での救急活動を充実させる観点から、外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進する。

ウ 医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリ事業の実施により、救急患者の救急医療施設への搬送時間の短縮や、救命医療を救急現場から直ちに行うことにより、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

その運用に当たっては、ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や共通の周波数の無線機の整備等、関係機関・団体が連携した取組を強化する。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

ア 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

イ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動

車共済)は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び普及率の向上に向けて引き続き指導を行う。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の推進

交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。

(ア) 交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所等は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連絡協調を図る。

(イ) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。

(ウ) 交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、県・市町村等のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

イ 損害賠償の請求についての援助等

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

独立行政法人自動車事故対策機構及び交通遺児育英会等が行う交通遺児等に対する援助措置の周知徹底を図る。

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めたとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通相談、交通安全活動推進センターの被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官が、各警察署で実施

する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための教養の強化に努める。

8 交通事故原因の総合的な調査研究の推進

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、人、道路及び車両について、総合的な観点からの事故分析を行う。

さらに、保有する交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない社会を目指して

人や物を大量・高速、かつ定時に輸送できる鉄道（軌道を含む。以下に同じ。）は、県民生活に欠くことのできない交通手段である。列車の運行が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては、ひとたび列車の衝突や脱線等が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがある。

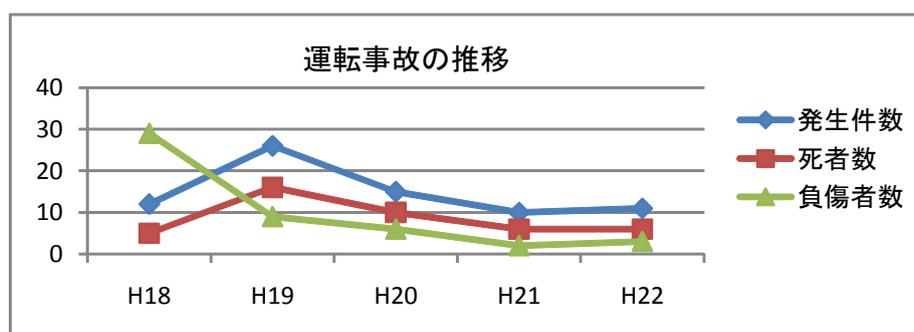
また、ホーム上で又はホームから転落して列車に接触するなどしたことによる人身障害事故が増加していることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。

このため、県民が安心して利用できる、安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

I 鉄道事故の状況等

1 鉄道事故の状況

県内における鉄道の運転事故は、長期的には減少傾向にあるが、平成18年から22年までの5年間に74件（死者43人、負傷者49人）の事故が発生しており、特に平成18年にはJR津山線で落石による列車脱線事故が発生し、多数の負傷者数が出ている。全国的にも、平成17年に乗客106人が死亡したJR西日本福知山線列車脱線事故及び乗客5人が死亡したJR東日本羽越線列車脱線事故といった重大な事故が相次いで発生したが、平成18年から平成22年までの間は乗客が死亡する事故の発生はない。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	計
発生件数	12	26	15	10	11	74
死者数	5	16	10	6	6	43
負傷者数	29	9	6	2	3	49

2 近年の運転事故の特徴

平成18年から22年までの5年間に発生した74件の運転事故を分析すると、踏切

障害事故42件（56.8%）、人身障害事故25件（33.8%）、道路障害事故（路面電車）5件（6.8%）であり、約6割が踏切内で発生した事故である。

人身障害事故については、線路内立ち入り19件（76.0%）、ホームからの転落3件（12.0%）、ホーム上での接触2件（8.0%）であり、そのほとんどが線路内に立ち入ったことが原因で事故が発生している。

II 交通安全計画における目標

乗客の死者数ゼロを継続すること、及び運転事故全体の死者数を減少させることを目指すものとする。

第2節 鉄道交通の安全についての対策

I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道における運転事故は長期的には減少傾向にあり、これまでの交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められる。しかし、運転事故が依然として発生している現状から、事故の個別の問題を解決し、過去に起きた事故等の教訓を生かしながら、安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止とともに、利用者等の関係する事故を防止するため、総合的な視点から各種交通安全対策を推進する。

II 講じようとする施策

1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。また、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。

老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。特に、経営の厳しい地域鉄道については、それぞれが定めた保全整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。また、安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進していく。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害のある人等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進する。また、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備等の安全対策を引き続き推進する。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

3 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、事故情報及びリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適確に対応する。

(1) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

(2) リスク情報の分析・活用

重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。さらに、報告対象となっていないリスク情報についても、鉄道事業者による情報共有化を推進する。

(3) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者が必要な措置を迅速にすることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的な利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、突風等に関する短時間予測情報を提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る。

また、主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

鉄道事業者との夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行う。

また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を適確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

4 鉄道車両の安全性の確保

科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤動作防止のための方策の検討を行い、その活用を図る。

5 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用等、救助・救急体制を整備する。

第3章 踏切道における交通の安全

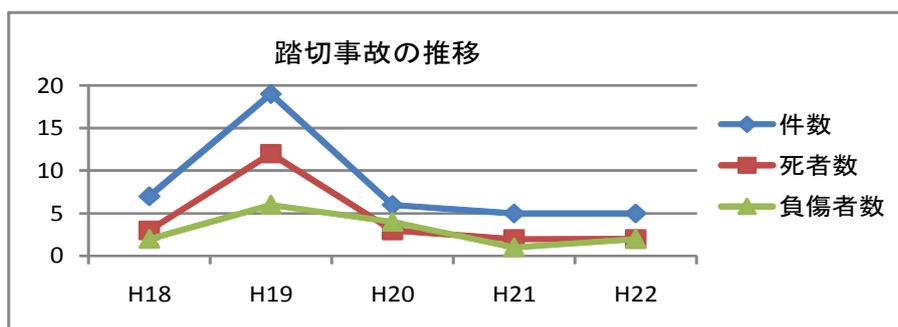
第1節 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にある。しかし、一方では、踏切事故は鉄道運転事故の半数以上を占め、また、改良をすべき踏切道がなお残されている現状である。こうした現状を踏まえ、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

I 踏切事故の状況等

1 踏切事故の状況

県内における踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少しており、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。しかし、平成18年から22年までの5年間に42件の踏切事故（死者22人、負傷者15人）が発生し、鉄道の運転事故の約56.8%を占めている状況にある。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	計
件数	7	19	6	5	5	42
死者数	3	12	3	2	2	22
負傷者数	2	6	4	1	2	15

2 近年の踏切事故の特徴

平成18年から22年までの5年間に発生した踏切事故42件を原因別に分析すると、直前横断が31件（73.8%）と最も多く、続いて踏切内での停滞7件（16.7%）、落輪・エンスト1件（2.4%）となっている。年齢別では65歳以上が最も多く21人（50.0%）、45歳から64歳が7人（16.7%）、20歳から44歳が5人（11.9%）となっており、高齢者が全体の約半数を占めている。

また、踏切道の種類別では、第1種踏切道（昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道又は自動遮断機が設置されている踏切道）が全体の約6割（61.9%）を占めている。

II 交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故件数、踏切事故による死傷者ともに減少傾向にあることを考えると、第8次交通安全基本計画に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められる。

しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する。

II 講じようとする施策

1 踏切道の立体交差化、構造改良の促進

立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造改良を促進する。

また、遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。

以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防

止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、情報技術（I T）の活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要がある。

このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

平成22年度会計検査結果について

岡山県財務規則第271条第1項の規定に基づき、出納その他の会計事務の適正を期するため、県事務所における平成21年度の収入・支出に係る事務処理の状況、前回の会計検査及び監査での指摘事項の改善状況に加え、法令遵守等職員の意識改革への取組や、会計検査院の検査基準に準じ、物品等の購入について不適正な経理処理の有無の確認等を重点項目として、全ての県事務所(130か所)を対象に支出命令書等の書類により検査を実施した。

1 検査結果

(1) 法令遵守等職員の意識改革への取組

概ね周知徹底されているが、取組が不十分と認められた事務所については、職場会議の開催等を通じて、さらに職員の意識改革に取り組むよう指導した。

(2) 物品等の購入

需用費の物品購入において、「預け金」、「一括払」及び私的流用は認められなかったが、「差替え」、「前年度納入」、「翌年度納入」が認められた。

区 分	態 様	件数	金額(千円)	内 容
家畜保健衛生所(2か所)	翌年度納入	13	570	・真空採血管や薬品など家畜伝染病の検査用物品等
県立高等学校(3か所)	差 替 え	4	69	・酢酸等試薬品代金を、ピーカー等の消耗品代金として支出 ・セキュリティワイヤー代金を、文房具代金として支出 ・テーブル修理作業代金等を、印刷機用インク代金として支出等
	前年度納入	2	38	・蒸発皿やピンセット等の教材等
計	—	19	677	

- ・差 替 え：契約した物品とは異なる物品に差替えて納入させたもの。
- ・前年度納入：実際には前年度に納入させた物品を、翌年度に納入させたこととして代金を翌年度の予算で支払ったもの。
- ・翌年度納入：実際には翌年度に納入させた物品を、前年度に納入させたこととして代金を前年度の予算で支払ったもの。

(3) 賃金及び旅費

カラ雇用やカラ出張の有無・適正科目からの支出等に関しては、適正に処理されていた。

(4) その他の主な指摘事項

ア 総括事項：経理員を任免する伺の未作成

イ 収 入：収入金の納期限の記載誤りや減免理由等の未記載
収入証紙ちょう付実績簿の未作成

ウ 支 出：契約締結伺における契約保証金、支出科目等の記載漏れ
見積書・請求書への代表者・職氏名及び代表者印等の漏れ
支払時における検収印の押印漏れ
経費支出伺の支出予定額を超えた支払

エ 歳入歳出外現金：源泉徴収した所得税の税務署への支払遅延

オ 帳簿等：予算整理簿が未編冊

2 原因

(1) 年度末等の事務の繁忙期にあつて、職員の公金の取扱いの重要性や法令遵守の意識が希薄となり、適正な事務処理を怠っていた。

(2) 経理処理に係る各段階で、内部のチェックが十分に行われていないことや、物品の要求、業者への発注、納品時の検収などの業務分担がなされていなかった。

(3) 職員の適正な会計経理に関する認識が十分でなかった。

3 適正な経理処理に向けた今後の取組等

(1) 不適正な経理処理の再発防止に向け、平成22年3月30日付け「予算の適正な執行について」の通知のさらなる周知徹底を図るとともに、指摘事項の改善については、会計検査等を通じて、関係事務所の取組状況等を検証する。

(2) これまで、全部局に、関係法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し適正な経理処理を行うよう徹底するとともに、会計事務担当者会議等において職員の意識改革を行っており、引き続きこうしたことに取り組むとともに、会計事務を直接担当しない職員にも各種会議や3県民局で行う出前研修等を通じて広く意識改革を行い、再発防止を徹底する。